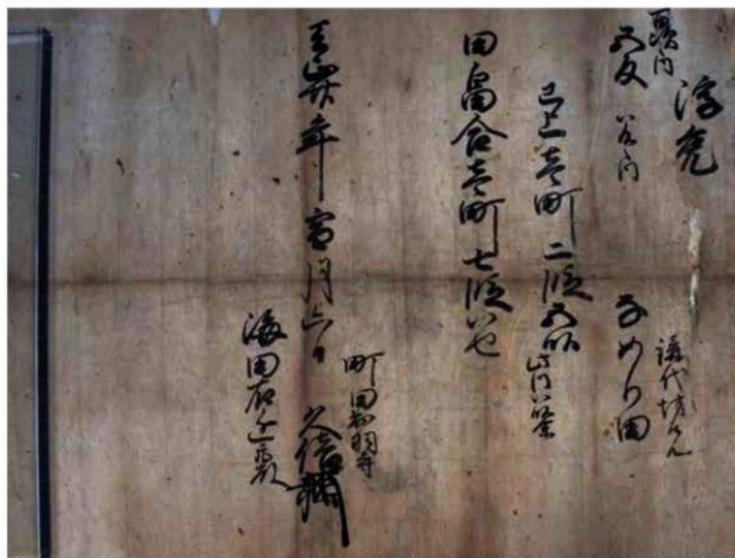
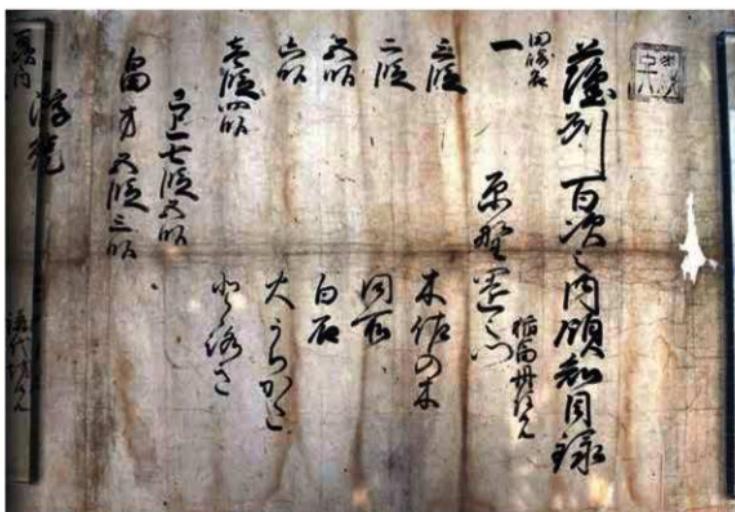


いちき串木野市

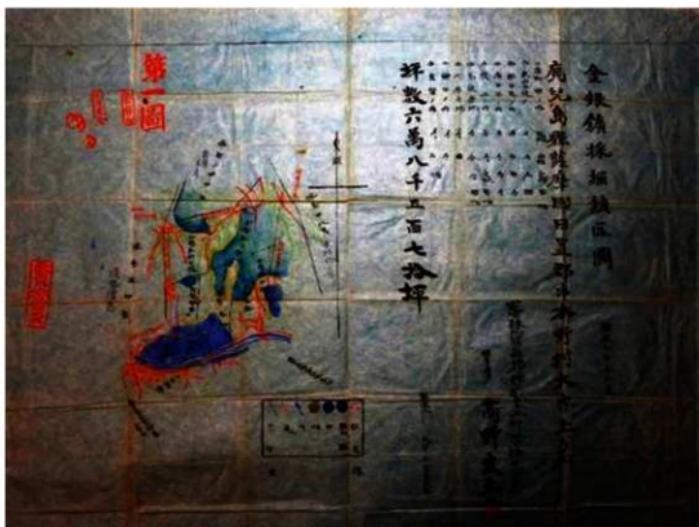
郷土史料集3

「古文書編」

いちき串木野市教育委員会



5 海江田家文書 ③領知目録 天正二十年（1592）雪月六日 P.56



15 岩井家文書（整理番号4-1）金銀鉱発掘鉱区図 P.166



20 秋葉講絵掛幅 P.198



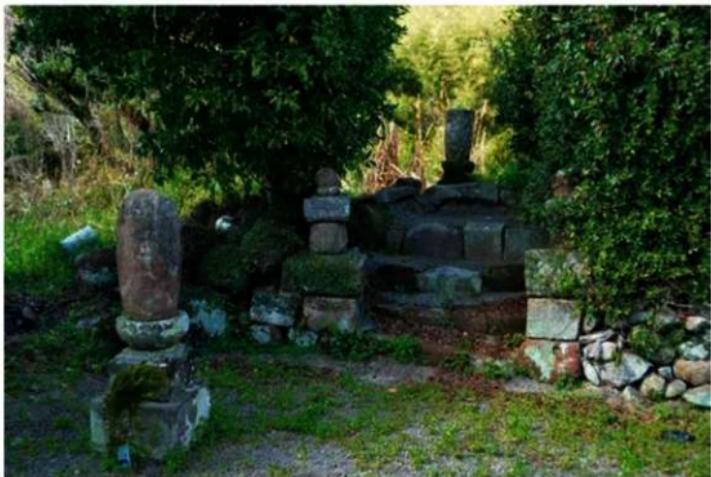
17 市来神社関係 義徳大神御神像掛幅 P.193
(鹿児島県歴史資料センター黎明館寄託)



2 率井家文書「神社仏閣帳」 来迎寺墓塔群（伝丹後局墓）
いちき串木野市指定文化財 P. 16



2 率井家文書「神社仏閣帳」稻荷神社の唐猫
(高さ 60.5cm、前足幅 27cm、奥行 51cm) P. 16



2 率井家文書「神社仏閣帳」金鐘寺跡 P. 14
いちき串木野市指定文化財

発刊のことば

本市は「人が輝き文化の薫る世界に拓かれたまち」を将来都市像に掲げ、市政を推進しております。

市内には指定文化財をはじめ、多くの史跡や歴史的な史料が残されております。本市においては、こうした史料等を掘り起し、貴重な財産として後世に末永く残すべく、郷土史料集の編纂に取組んできております。

これまで、平成二十七年度には第一集として「民話・祭り編」を、平成二十九年度には第二集として「金山編」を刊行しました。

今回、本市に残る貴重な古文書史料を収集し、貴重な財産として基本資料としてまとめ、『いちき串木野市郷土史料集3「古文書編』』を刊行することとなりました。

今回刊行する「古文書編」によって、いちき串木野市の興味深い史実が新たに掘り起こされ、本書が郷土の歴史研究の進展と文化の向上に大きく寄与してくれるものと期待します。

調査で得た史料はすべてを掲載することはできませんでしたが、本市に残る貴重な古文書史料をまとめた本史料集が、市民をはじめ多くの方々に広く活用され、郷土への愛着と文化財の理解の一助になれば幸いに存じます。

本史料集をまとめるにあたり調査にご尽力いただきました郷土史料調査員の方々や関係者に対し、深く感謝申し上げます。

令和二年三月

いちき串木野市 市長 田 煙 誠
一

発刊によせて

我が故郷いちき串木野市は、西に白砂青松が続く吹上浜の海岸線を臨み、東に徐福伝説の靈峰冠嶽を控え、海・山・温泉などの自然と温暖な気候に恵まれた風光明媚なところです。

現在、市内各地に残る貴重な古文書も、時代の変化とともに目にする機会も少なくなっています。そこで教育委員会では、古文書などの専門家を郷土史料調査員としてお願いし、市内全域で調査を行つてまいりました。その結果、多くの貴重な古文書資料を収集することができました。ご協力いただきました関係者の皆様方に対し深く感謝申し上げます。

今回刊行する史料集「古文書編」は、そうした貴重な史料等を編集したものであり、本史料集が子どもたちの郷土教育や市民の生涯学習資料としてご活用いただければ幸いに存じます。

本史料集をまとめるにあたり調査及び編集にご尽力いただきました調査員の皆様、そして関係の皆様方に対し、深く感謝申し上げます。

令和二年三月

いちき串木野市教育委員会 教育長 有村孝

目次	
口絵	西園家文書
発刊のことば	10 入来家文書
いちき串木野市長 田畠誠一	11 竹之下家文書
例言	12 萩原家文書
はじめに 文書の紹介	13 池田鉱山事務所日誌「入来家文書」
郷土史料調査員 所崎平	14 荒川鉱山と岩谷鉱山
役所文書	15 白井家文書
1 『古城井古戰場紀帳』	16 長家文書
2 白井家文書 〔神社仏閣調帳(市来関係分)〕	17 市来神社関係
3 吉利家文書	18 坂下神社大日如来堂舍棟札
4 山之口家文書 〔市来在番所文書〕	19 萩原家阿弥陀堂棟札
5 海江田家文書	20 秋葉講絵像並びに由緒書
6 長谷場純孝、郷党若者への激励文	参考文献
7 富永家文書	文書目録
8 坂口家文書	あとがき
84 62 58 55	郷土史料調査員 所崎平
13 11	編集委員会関係者・協力機関一覧
50 26 13	
179	
198 197 194	
178 164 137	
114	
101 100 87	
86	

例言

- 一 文書、または記事が数種の内容に分かれる場合には、小番号を付した。
- 一 刊行に当つて、文書の体裁を、おおよそ次のように統一した。
 - イ 文書・記事には適宜説点「」および並列点「・」を付した。
 - ロ 差出人・年月日・宛書の位置は、原本史料の体裁に従い、ある程度の統一をした。
- 一 本書の使用漢字は、常用漢字を用いた。堀と掘については、掘で統一した。例外として、棟札のみ原本のままの字体で掲載している。
- 一 特殊文字としては、次の文字だけを残した。
- 一 ベ(しめ) ろ(より) ャ(三反) ハ(四反) タ(勺)
- 一 変体仮名は普通の平仮名に改めたが、而、江、者、茂だけはそのまま残した。
- 一 欠損やスリキレ等で文字の不明箇所は、その字数を計つて□で示した。
- 一 敬意を表す闕字（空き）や平出（改行）等の箇所は、原本の体裁に従つた。
- 一 行間や余白などに記された文字で、それが本文への挿入記事であることが明らかなものは該当箇所に続けて記した。また、朱書きによる行間や余白への追加補充記事や本文への挿入記事などは「」『』で区別して示した。
- 一 文意の通じない字、または箇所には〔ママ〕〔〇〇カ〕と傍注を付した。
- 一 人名や地名・難解な語句・和年号等については、編集者が適宜〔 〕で傍注を加えた。また解説及び編集上必要なものには【 】で註を付した。なお、傍注のみで十分に意や説明を尽くすことのできない特殊・難解な歴史用語などについては、それぞれアラビア数字で番号を付して、各本文末尾に註記欄を設け必要事項を補つた。

はじめに 文書の紹介

郷土史料調査員

所崎 平

現在、古文書集は史料集として個人で出版したものが四冊ある。「横目勤御用向覚留・他三編」、「金山」が二冊、明治十六年「入来定穀日記」である。ただ、最初の「横目勤御用向覚留」は百冊しか印刷しなかつたので、多くの人には知られていない。

今回は、役所文書と神社棟札、一般家庭に残されていた文書を中心とした。次に、借用・貸し出し文書であるが、注意がいる。現在の商業中心の貸し借りとは感覚が違う。これは、住民の付き合いの深さや紳の強さが現代とは全く違うことからきているし、金額が小さい。現在の貸し借りとは全く違う信頼関係がある。

さて、最初に文書の概要を紹介したい。大体の内容を知つてから、読みたい項目を選ぶのに便利だと思われるからである。

概要

1 「古城井古戦場糾帳」

藩の記録所の編纂に際し、各郷に調査を依頼した。串木野郷の調査報告の控えが御仮屋に残っていたが、新たにできた役所に移る際、散逸したものの一つ。

5 「海江田家文書」

領地目録は花押のある実物で、いちき串木野市に残る実物資料では最も古いもの。領地目録や坪付写しは戦国大名(ここでは島津家)が家臣の領地であることを認める土地台帳のようなもの。(系図前書)は神話伝説を踏まえている。

2 「臼井家文書」「神社仏閣調帳(市來関係分)」

藩の地誌作成のための控えで、天明七年、市來郷内の神社や寺から差し出された由緒書や本尊・寄進状・奉納品・歴代住職名などをまと

めている。郷社の稻荷神社の記録中、「唐猫」「狛犬」。唐猫は全国で古い言の方の呪の方を鹿児島城下へ持つて行った。そこで、呪像を造つて添えた。現在見に行くと阿は豪快、呪は控えめである。文書通りであることがわかる。

3 「吉利家文書」

文政十三年二月からの市來湊出入りの記録で、市來湊は藩の重要な湊で、検査を行つていた。それの個人的なメモで、船名や「反帆・枚帆・石船」の「出入の日」「どこからどこへ行くか」などの記録である。藩御用から商売・私用まで。

4 「山之口家文書(市來在番所文書)」

在番所というは、藩の出先機関で、藩から一人と地元数人が務める船番所のことである。だが、内容は「大模合」が三回出てくる。「大模合」は普通の模合より大きな模合という、どちらかというと、金貸し金融機関みたいなもの。「比志島博飯代」は樽造りの飯代。「出銀上納」「高帳入目」「当物請負錢」は不明。「問屋米代」「麻木請負」は米代と麻木の支払いであろう。これらが船番所とどう関連があるのか疑問。

6 「長谷場純孝の郷里の若者への激励文」

明治二十八年の日清戦争の時の若者を奮起させる手紙。

7 「富永家文書」

「水神祓」「水神絶」「水神マツリ」「田之神マツリ」など水にかかるお経が多く、他に「七星ノ御名」「九ようの星の名」他など、呪文が並ぶ。これらは「ダンナダン信仰」との関わりがある。かと思うと、現実的な土地の売買文書がある。これも「豆板銀」があつたり、御物高の田を売るうとしたり、名頭^{なづか}と名子^{なご}が相談して売る、など興味深い様相が見て取れる。また、明治も十二年になると、農民の名前の書き方に変化が見える。「何々之太郎」と「之」が入っていたのが取れ、また、「何々」が右上にあつたのが現代と同じく、「何々太郎」と変わっていく様子がわかつてくる。和紙だけのものが野紙を使うなど、使用する紙にも変化が現れる。明治十三年には「貫文」から「円錢」に代わってくるなどが読み取れる。

『感謝状 電信施設等寄付』

電信施設用品と人夫賃を百円寄付したときの感謝状。

8 「坂口家文書」

「坂口家文書」借用証文。生福・冠岳の農民は文化年代以降、仕明^{しあけ}(開墾)夫などでの収入があり、他人に貸すだけの余裕ができる。その貸し出し証文である。

9 「西園家文書」

明治十五年になると、地券が出てくる。西南戦役後土地(田畠・山

野など)の所有者と土地の種類・広さ・価格を書き、税金額を書き込んである。裏側には所有者が代わるときの欄があり、最終的には県庁で処理して、変更した所有者へ渡すことをした。

10 「入来家文書」

多くの借用証文の借用理由はつきりしない場合が多いが、入来家のものは、かなり借りた理由のわかる貸し出し証文である。天然痘植え付けが、かなり時期が早いという史料にもなる。夏になつたので、質屋から蚊帳を受け出さないと、などという笑えぬ、切実な借金もある。

11 「竹之下家文書」

借用証文であるが、質物に「塩浜(塩田)」や「二反軸一艘」と地域ならではのものである。

12 「萩原家文書」

「雑集」は西洋医学の病院を鹿児島に設立した二人の医師の履歴と渡辺千秋(大書記官)の祝辞。明治三十四年の「湯田(湯之元)温泉湯治の見舞留」には、延べ八十六人、菓子類・海産物・食料品など様々なものを贈られた記録。「香典帳」は当時の相場が「八厘」か? 当時の大工賃は二十銭ほどである。

13 「鉱山関係 池田鉱山事務所(入来家文書)」

明治二十八年七月から開鉱して、鉱道を作り、工夫を集め、水車を作りと苦労する記録である。最終的には他人へ売渡すが、苦労の連続

が書かれている。また、何に使つたかの出納簿が鉱山経営をどうやつしていくのかがよくわかる文書。

14 「荒川鉱山と岩谷鉱山」

有馬栄之進が明治二十九年五月に始めた荒川鉱山は最初から転売するつもりのもので、翌年あたりで転売し、岩谷鉱山をたった二人の作業員で細々と掘り、精錬所の設計図も提出しているが、結局、譲渡した。

15 「臼井家文書」

金山経営をするためには、いろいろな書類や地図が必要で、その届出書類。明治四十三年～昭和十二年まで。

16 「長家文書」

西郷菊次郎が村長の長次郎助へ金鉱石運搬のトロッコ敷設に関するお札の手紙。

17 「神社関係 市来神社所蔵棟札」

市来神社は熊野権現社と菅原神社を合祀した神社である。棟札は寛文十一年～平成まで存在するが、ここでは、昭和十五年まで掲載。保存状態のよいものと悪いものがある。棟札はほとんど似たような形式であるが、菅原神社の棟札には、巻端で社殿が壊れ、再興したいきさつが詳しく書かれている。

『歳徳大神絵像』は、「歳徳大神」の文字で歳神の姿を書いたもの。私藏されていた絵像を菅原神社へ奉納したもの。

18 「坂下神社大日如来堂舍棟札」

坂下門の門付堂は農民のもの。門付堂は串木野郷には四十カ所あり、「串木野郷土史補遺改訂版」四百三十六には「同村之内坂之下門一 大日 座木像 高サ毫尺五寸 地頭仮屋元辰之方 拾三丁程」とある。

19 「萩原家阿弥陀堂棟札」

こちらは士族の阿弥陀堂の棟札である。

20 「秋葉講絵像並びに由緒書」

町の人と郷士との合同の講が、人数が減り少なくなつて消滅しかけていたので、郷士だけすることになったという、いきさつを書いた書を絵像に添えたもの。

市来湊町は火災の多いところで、御仮屋も焼けたことがあるので、郷士も秋葉講を真剣に考えたからであろう。

役所文書

1『古城并古戰場紅帳』

解説

この文書は、いちき串木野市指定文化財の古文書の一つで、串木野郷の地頭仮屋由來のものである。

江戸時代、各大名家には記録所があり、藩内の記録を収集したり、それらを編集し、歴史書を編纂したりしていた。薩摩藩でも「世録正統系図」や「家譜」、「三国名勝図会」「神社仏閣調帳」など多くの史料が編纂されている。これらの書物を編纂する場合必要に応じて各郷に調査を依頼して、藩内の調査をさせていた。『古城井古戦場札帳』は、『島津世家』改選に際して、矛盾の無いよう行われた調査報告の控が、担当者の手元に残つたものとされる。串木野郷の御仮屋文書は、そのほとんどが失われてしまつたので、江戸時代の記録として貴重なものである。

(表紙)

寛政十年十一月

古戰場紀帳

一
城

但亀ヶ城と相唱、上名村之内ニ有之、麓地頭仮屋元より子丑
之方、仮屋元城内同前ニ御座候、

一建久年簡之比_{以下同}木野三郎忠道致領地、其子孫五代目七郎忠秋迄相続致居城候處、道鑑公御代相亡候由申伝_二旧記等無御座候、
一道鑑公御代之節 師久公暫御在城御座候處、所々之囚徒押寄
御合戰有之、於西之手口_一囚徒等御追伐有之候由申伝候、
但宮方囚徒之由申伝候得共、委細知不申、旧記等無御座候、
一元龜年簡之比嶋津中務太夫家久公暫御領地、後_二佐土原_江御移
転御座候、



古戦場糺帳の表紙

一古城

但浜ヶ城と相唱于今古堀之跡有之、當分下名村之内二面、板屋元方未申之方八町程有之、何年簡之比、何某居城之訛相

不知申候、
但浜ヶ城と相唱于今古堀之跡有之、當分下名村之内二面、板屋元方未申之方八町程有之、何年簡之比、何某居城之訛相

一古戰場

但坂之下椿と相唱、古堀之跡有之、當分上名村之内二面、板屋元方丑寅の方拾五町程有之、伊作六郎か一族合戦いたし

御跡之由申伝候、相手何某と^及相知不申、旧記等無御座候、

一古戰場

但陣之尾と相唱要害之跡有之、當分荒川村之内二面、板屋元

方酉戌之方、老里程有之、何年簡之比、何某陣取、何某と

合戦之訛相知不申候、

一古城

但城之齒と相唱古堀之跡有之、荒川村之内二面、板屋元

亥之方毫里武拾町程有之、荒川太郎居城之由申伝候得共、

何年簡之比、何某と合戦之訛相知不申候、

一古戰場

但枯木ヶ尾と相唱、古堀之跡有之、荒川村之内二面、板屋元

方酉戌之方毫里武拾六町程有之、何年簡之比、何某令取

合之訛相知不申候、

一古城

但椿と相唱、古堀之跡有之、羽嶋村之内二面、板屋元方酉戌

之方、武里拾三町程有之、何年簡之比、何某居城之訛相知

不申候、

一古戰場

但鳥越陣之尾と相唱、古堀之跡有之、羽嶋村之内二面、板屋

元方酉戌之方、武里武拾七町程有之、何某陣取、何某と合
戰之訛相知不申候、

右者古城^井古戰場御札方被仰渡趣承知仕所中委相糺申候處、右
之通御座候、以上、

鄉士年寄助

午十一月十五日

加藤勇助

鄉士年寄

吉武彦左衛門

御記錄奉行衆

平田貞太郎殿

本場次右衛門殿

仰渡之留

覺

一古城

但何城と相唱、當分何村之内有之、麓板屋元方角・里數何

程有之、且城主何某^{二面}、何年簡、何某と合戦有之候始末、

相知居候ハヽ、其趣書記申伝、又は書留等有之候ハヽ、書写

可差出候、

一古戰場

但地名何と相唱、當分何村之内二面、板屋元方角・里數前

条同断、上代何某之取合有之候場所之由申伝、又は書留等

有之候ハヽ、其趣書記可差出候、以上、

午十月

諸郷之内、古城、古戰場之儀嶋津世家改撰方御用見合相成候間、
糺方申越候間、別紙案文之趣^ニ応し、鎖細之場所迄も成たけ委
敷相糺、一帳^ニ取仕立、來月十五日限、無間違當座^{正可}差出候、
左候而此書付、郷次^ニ致順達、留之場所便宜を以、返納可有
之候、以上、

平
十
月
九
日

御記録奉行

平田貞太郎

御記録方添役

木場次右衛門

伊集院光出水迄

十三ヶ所

右諸所

郷士年寄中

長 次郎左衛門

加藤孫七

児玉源太夫

吉武彦左衛門

加藤勇助

この文書は『白井仁平太聞書』として、東市来町長里の白井家所蔵の文書を、昭和五十年に加治屋進氏がコピーしたものである。白井仁平太の子孫利愛は川路家の婿養子になり、生まれた子が明治時代、日本に初めて欧米の近代警察制度を導入した大警視川路利良である。この文書は、表紙は欠損している。天明七年（一七八七）、市来郷内の神社や寺から差出された由緒書や本尊・寄進状・奉納品・歴代の住職名などを取りまとめて藩の記録方へ提出した報告書の写しである。藩政時代の市来郷は、旧市来町・旧東市来町を合わせた範囲であった。明治二十二年、「市町村制」が発足して、市来・東市来はそれぞれ西市来村・東市来村となつた。その後昭和五年、町制が施行され市来町・東市来町となつた。ここでは、市来関係の分と稻荷神社を取り上げた。稻荷神社は市来郷の宗廟であつた。

金鐘寺由緒

大里にあつた金鐘寺の由緒書によれば、開基の年号・開山は分からぬが、丹後局が建立し、時衆宗で万年寺と号していた。丹後局の死後、仕えていた女中が尼となり数代続いた。その後、永和三年（一三七七）了堂和尚を招き再興して、名も金鐘寺と改めた。

了堂和尚は和州（大和国、現奈良県）の生まれで、能登国（現石川県）にあつた曹洞宗本山總持寺の太源和尚の法を嗣ぎ、「西

2 白井家文書「神社仏閣調帳（市来関係分）」

【解説】

へ行つて金剛の鐘を鳴らし、大いに仏法を広めよ」という靈夢によつて下向し、この寺を金鐘寺と改め、本山總持寺の直末となつたと書かれている。

田島柏堂『新出資料による禪僧の「遺偈」の研究（下）』によ

ると、了堂和尚は「了堂真覚」（一三三〇～一三九九）と言い、かつて南遊の志があり、応安六年（一三七三）十月、摂津より出舟したが、台風に遭つて薩摩の国羽島（いちき串木野市）に漂着し、しばらくこの地に庵居し、そして大里の金鐘寺の開山となつた（口絵3ページ下段）。その後大和の補嚴寺（奈良県磯部郡田原本町）を開いた。大和国内に曹洞宗の寺院が進出したのはこの補嚴寺が最初であつた。また加賀の瑞川寺は、了堂和尚の法嗣である竹窓智嚴和尚（？～一四二三）が応永二年（一三九五）に開いたが、了堂和尚を迎えて開祖とし、自らは二代となつた。竹窓和尚については、初め太源宗真（近江報恩寺住職）のもとで出家得度し、その後各地の禅匠に教えを受けた後、補嚴寺の了堂真覚のもとで大悟し、その法を継ぎ補嚴寺の二代となつた。また、この竹窓和尚のもとで幼い頃禪の修行をし、後、父親阿弥と共に日本能楽を確立したのが世阿弥であるといふ。世阿弥の能楽論は禪語が多く厳しい自己鍛錬を中心としているが、それは、この竹窓和尚の教えに影響を受けているからであるといふ。

加賀の瑞川寺は金鐘寺の末寺である。また、金鐘寺一代は竹窓となつておらず、この白井家の神社仏閣帳に記載されている金鐘寺の二代竹窓とは了堂和尚の法嗣竹窓智嚴のことであると思われる。

總持寺は、江戸時代まで、全国の直末の寺の住職が交代で住職

を務める輪番制度を取つてゐた。金鐘寺も寛永十九年に十四代住職愚門が總持寺の輪番を務めた。その他の住職も務めたが書留が焼失して詳細は不明である。このように直末としての務めを果たしていた。

金鐘寺が再興された頃の市來は、市來氏が土着豪族として支配しており、朝鮮や琉球・中国などとの交易を通じて經濟的にも豊かであつたと言われている。こうした市來氏の援助があつて金鐘寺再興は行なわれ、由緒書にもあるように、七堂伽藍があり、市來郷大里・川上をはじめ、薩摩藩内の川辺・下飯島・串木野や遠くは美濃（現岐阜県）・加賀（現石川県）・越前（現福井県）にも末寺を持つ大きな寺となつたと思われる。

その後、市來氏の衰退とともに次第に寺の勢いも衰え、遠くの末寺には本寺としての役割もできなくなつた。そのため、金鐘寺の支配下を離れてもう一つの曹洞宗本山であった越前の永平寺の末寺となつていった。幕末、市來大里の弓削家出身の臥雲童龍禪師は、薩摩藩で初めて永平寺六十代住職となつた。臥雲童龍禪師の時、越前大野にあつた洞雲寺は永平寺の末寺となることが許された。明治二年九月には臥雲童龍禪師は、この寺で一週間、仏門に入るのに戒律を授ける授戒会を務めている。また、金鐘寺も鹿児島市にあつた福昌寺の末寺となつた。

金鐘寺が所有していたものの内、胡銅の香炉というのがある。胡銅というのは西域からきた銅という意味で、遠くシルクロードから伝来した銅の香炉があつたということである。

ほかに由緒書には、「御先祖様（島津家）系図を享保十二年（一七二七）藩に差出したこと、白焼の大香炉を御先祖様から寄進さ

れしたこと、天正十五年（一五八七）豊臣秀吉が薩摩へ大軍と共に来た時、その先鋒隊により寺が破壊され、それから慶長七年（一六〇二）までの十五年間住職もいない荒れた寺であったが、十三代雲山和尚からまた住職が住むようになった。往古の書留は火災で焼失してしまい、「申し伝えのみである」などが書かれている。明治初めの廃仏毀釈により寺は毀され、廃寺となつた。

潮音寺由緒

潮音寺は、以前は義徳庵と云い、中国明時代の鎌王という王位の人物が当寺に数年逗留した時、補陀山潮音寺と寺号を給わつたと伝えられている。その年月はわからない。開山は龍雲寺の八世雲州（舟）和尚であると書かれている。龍雲寺は、東市来町長里の市来鶴丸城籠にあった。寛正三年（一四六二）、市来氏を滅ぼした島津家十代立久が同年に建立した寺で、一時期この市来鶴丸城に居住した立久は、自分と夫人の墓も龍雲寺内に建てた。今もその石祠が残されている。

本尊十一面觀音菩薩座像の図師（厨子）の中に書付があり、抱巣和尚によつて次のようなことが書かれていた。

「天正十五年に豊臣秀吉軍の先鋒隊によつて寺が破壊され、本尊の觀音菩薩も微塵に打ち碎かれた。潮音寺三代の智厚和尚が龍雲寺十代抱巣和尚に本尊を再興して欲しいと願い出た。そして、鹿児島に滞在していた京都一条に住んでいた大仏師の大藏京に頼んで作らせた」

潮音寺は、島津又一郎久保（義弘二男）が朝鮮で死去した時、その遺骨の宿所となつた。また、中納言島津家久（義弘三男、薩

摩藩初代藩主）の遺骨を高野山へ埋葬した時も宿所となつた。さらに、曹源院（島津光久夫人）の遺骨が江戸から薩摩に下向した時も宿所となつた。このように島津家の人々の遺骨の宿所となることが度々あつた。潮音寺は市来湊御仮屋の付近にあつた。由緒書のよう、中国明の人物がこの寺に逗留したといふのは、中國との交流があつたことを物語つてゐる。中国船が入津し、湊には唐人町があり、中国語を通訳する唐通詞もいた。出水筋の宿場町であり、日本内は勿論、琉球や中国との交易も盛んに賑わつていた市来湊にあつたこの寺は、遺骨の宿所として最適な場所であつたと思われる。

梅岩寺由緒

梅岩寺は市来湊にあつた。丹後局の死後、局に召し仕えていた女中が尼（梅岩林公）となつて菩提を弔うために庵を結び、初めは寿福庵と言つた。尼寺として七代続いたが断絶し、寺も廢墟になつた。その後龍雲寺の九世一岳和尚が開山し、龍雲寺の末寺となつた。

來迎寺由緒

來迎寺は大里にあり、市来氏の菩提寺（写真54ページ 下段掲載）であつた。いつ頃の創建かは不明だが、龍雲寺の八代雲舟和尚により再興されて後、龍雲寺の末寺となつた。そして、明治の

廃仏毀釈により廃寺となる。

その由来記によると、「開基の年月や開山等は分からぬ。來迎寺の寺社領三町と山野畠地を、母心華公大姉の菩提を弔うため

に寄進するという島津立久の寄進状と、島津貴久の寄進状が龍雲寺にある。来迎寺・引摶寺・光明寺・遍照寺は共に本尊阿弥陀如來像を安置していた。来迎寺の阿弥陀仏は座像で、高さ一尺九寸五分（約六十センチ）、脇立の觀音・勢至菩薩の立像は高さ二尺二寸（約六十六センチ）で仏師定光の作である。この阿弥陀仏の中に丹後局が書いた書付があつたが、花尾の僧がひそかにもらひ受け持ち帰つたという。しかしながら確かなことは分からぬ。丹後局のものと伝えられる石塔（口絵3ページ 上段左側）がある。その他大きな五輪塔など多数ある。創建時の寺宇が敗壞した後、草庵を結んでいたが、龍雲寺の雲舟和尚が再興して開山となつた。立久の母心華安公大姉の位牌があり、往古は高を寄進されていたが、「今は山野だけ残されている」ということである。

丹後局の墓と言われる石塔と、大きな五輪塔などの市来氏の墓塔群は、現在も来迎寺跡にある。この墓塔群は、「来迎寺墓塔群」として鹿児島県指定文化財になつており、県内でも有数の墓塔群である。

稻荷神社由緒
稻荷神社は東市来町湯田にある。湯田地区開田の時現在の場所へ移された。もとの位置は国道三号線沿いで、今でも鳥居の石柱が一本残されている。

旧記などはないが言い伝えられて来たことがらとして、丹後局の創建であること。知行地は十町八反あり、湯田村・大里村・伊作田村のほか、大隅の串良にもあつた。十一月三日の祭日には流

鏑馬も行われていた。局に付いて下向した人数は十三人であった。稻荷神社は後に鹿兒島へ移された。年間は分からぬが、その時知行地は召し上げられた。御神体はここに置かれ、鹿兒島へは御幣を勧請された。阿吽の唐猫は、阿の方はここへ残し、吽は鹿兒島へ移したので、吽の唐猫を新しく作り添えた。島津忠久が寄進したと言われる鎧が一領あつたが、藩の御裁許方に差し上げた。以上の寺々や稻荷神社の由緒書を見ると、江戸中期の天明年間にはすでに、市来郷に、丹後局にまつわる言い伝えが残されていることが分かる。

〔参考文献〕

- 『市来町郷土誌』一九八二 東市来町
『東市来町誌』二〇〇五 東市来町
『島津藩主略記』一九七八 島津修久著 黒潮舎発行
『臥雲禪師語録』一九八八 臥雲禪師語録刊行会
『永平寺風雲録』二〇一二 中嶋繁雄
『新出資料による禪僧の「遺偈」の研究（下）』一九七三
（禅研究所紀要三号） 田島柏堂

【前略】

薩州日置郡市来万年山金鐘寺由緒
一丹後御局様被遊 御建立時衆宗^二万年寺と為申由申伝候、開基之年号^三開山相知不申候、嘉^四錄^三年^五丹後御局様被遊 御逝去候節、為御菩提女中尼^二成致住職、數代相続之後、了堂和尚を請シ、曹洞宗^一相成候、尤尼之寺跡當寺地^一東之方引統之所^二比丘尼谷と申所有之候、外^二も女中尼^二成、湊村^江庵室を結、

壽福庵之號，數代相續之由申伝候、

一麻王之玉壺ツ

右者寶曆十二年火災二村瘡相付申候、

二而往古者七堂伽藍寺領七百石之由由

濃州岩手

古音、首寺末守三而俟凡三盡四故本天

右者 當寺本寺 候處 遂國故本寺

寶曆年中禪幢寺大檀那澧州竹中主睡

成度旨、永平寺江御賴為有之由、依之

如何樣也。可有之旨。永平寺方之書翰。

國朝詩人集

國子弘台衡是鄭仁傑故永平寺預未

永平寺印書卷通、正文者福昌寺江格

格護仕申候、

饒州岩手

古者、肇州市來金童寺末即堅矣凡、

右者 蘭州市來金鎖寺未得座候處

當山預未可致旨被仰越致承知候

候上者、諸般直末同前指揮可致候間

寶曆十三年

卷之三

四月十八日

薩州

金鐘寺

覺

水平寺文體古之正書者當爭御文警策

永平寺有鉢从心譜書者三寺御文書等

越候間，其寺之文書可被致置候，以

未十月

福昌寺

刑司察印

卷之三

高人不

市來

金鐘寺

一越前大野郡

一加賀

開山當寺二代竹窓和尚

医王寺

一越前

右者、當寺末寺二面前々方書翰之往來為有之由候處、近年者交
代等も有之管候得共、書翰を以右届等も無御座候、本山直末二
も相成申候哉、左候得者書付有之管候處燒失爲仕儀三而も候哉、
往古二の書翰者為有之由候得共、宝曆十二年火災二付燒失仕候
由申伝候、

一總持寺五院書状写考通當寺格護次渡來申候写左之通、

一其國市來金鐘寺年來輪次斷絕之儀申越候處に、以御分別茲役被
成爰二字分相見得舊門派之儀口当代之明鏡、末世之龜鑑御嚴重
之英威於官家無比類之條、於當山向後可奉仰禮越者也、特又金
鐘住持職之事、福昌寺江申越候、仍面連印如件、

(續) (六卷・五六三)

永錄支三月七日

普藏院
春播判

一金鐘寺殿桃源悟公大師御牌

右者、往古二方當寺格護二面校割帳二召載次渡來候處二享保十二一
虫付二面不分明年、融峰代御使肥後仁右衛門殿を以差上候様被仰渡差上候由、
旧記相見得、校割帳消除有之候、

福昌寺役寮消印有、

三ヶ

一白燒大香炉

右者、御先祖様二被遊
御寄進、御使國分仲七左衛門殿と校割

帳二相見得申候、

御奉行所

島津修理太夫殿

洞雲寺

瑞川寺

薩摩金鐘寺

天正七己卯年八月十五日

元珍判

此外胡銅香爐一個

倭物打數一所置

總持五院免僧中懈怠候者、堅固二可被仰付候、

法光院

維那寮

一御先祖様御繼因但箱有之候由卷

一其國市來金鐘寺年來輪次斷絕之儀申越候處に、以御分別茲役被

成爰二字分相見得舊門派之儀口当代之明鏡、末世之龜鑑御嚴重

之英威於官家無比類之條、於當山向後可奉仰禮越者也、特又金

鐘住持職之事、福昌寺江申越候、仍面連印如件、

(續) (六卷・五六三)

永錄支三月七日

普藏院
春播判

一金鐘寺殿桃源悟公大師御牌

右者、同年肥後仁右衛門殿御使二面御取揚有之候由、旧記相見

得申候、尤來迎寺江御安置有之候由、校割帳消除二面福昌寺役寮

消印有、

三ヶ

一白燒大香炉

右者、御先祖様二被遊
御寄進、御使國分仲七左衛門殿と校割

帳二相見得申候、

御文書井總持寺普藏院住番之請狀、其外之旧記火災之節燒失之

由申伝候、

一往古当寺左之通御寄進為有之由、旧記相見得申候、

一大里村之内川烟・鍋田、川上村之内木場・牛之江、右四門三町

七反、

一門前屋敷

川本曲座屋敷

吉村役人屋敷
宇都巡山屋敷

鎧中間屋敷
平籠司屋敷

鍋ヶ城

土器屋

一塩屋老間

〔但〕寺之釜と申、薩摩渡瀬有之候由、

右者、知行門前屋敷・塩屋、天正年中毀破之節被召上候由旧

記相見得申候、

一当寺堺内山中老里半回り之内名所

登ヶ原東之堺

大谷

暗谷

唐人ヶ峯

八方ヶ辻

破レ石

木屋ヶ宇都

扇子山

あめか谷

池之原

北之堺

百田

苦木平

小屋田平

八幡山西之堺

右之通往古

御寄付の由旧記

相見得當寺^ニ格護仕來候

御文書為有之由候得共、火災之節燒失仕候段申伝候、

一大蘇鉄老本長七尋三尺、三尋之枝式少有之候由、

右者、禁中^ニ御進上之由御奉行三原左衛門殿御代之由、

一鶴之絵一幅

右往古三拾年余、門中^ニ當寺輪番相勤候由、川辺宝福寺盈愚和尚輪番之節御用^{二付}差上候由、

一齊大鼓壱口 川辺宝福寺^ニ當分有之由、

一伊集院抱雪老御頭之時分、當寺毀破之故大門壱宇、伊集院雪

憲院^ニ御引移、其外寺物雪憲院^ニ被遣候由申伝候、

右四ヶ条旧記相見得申候、

一川辺 忠徳 山 宝福寺

一開山當寺二代竹窓和尚嗣宇堂

一下懶島 補陀山 常樂寺

一開山當寺四代枯牛

一當所川上村

一開山當寺三代大中

一開山當寺三代大中

一右四ヶ寺當寺末寺^ニ御座候、

一當寺末寺^ニ候處^ニ、當分敗壞ノ寺号左之通、

一松原庵

一清円庵 湯田村^ニ有之候由、

一宿露庵 串木野上別府^ニ有之候由、

一鶴林庵 塔頭之西^ニ有之候由、

一致重院

一同所^ニ有之候由、

一道典庵

塔頭之西^ニ有之候由、

右六ヶ寺當分廢壞^ニ御座候、往古者末寺四拾九ヶ寺為有之由

旧記相見得申候、

一建久^元庚辰八年八月一日 忠久公・丹後御局様御下向之節、崎嶋

浜^ニ被遊 御着岸、目出度當國^ニ御着船被遊候^{二付}、薩摩渡瀬

と御名付被遊候由、

一 薩摩渡瀬東江木崎と申所有之候、初面 御腰掛之石と申伝有之
候、

一十一代 音江和尚

【朱書】

一市來金鐘寺 寛政二年三月廿四日 齊宣公御入有之候節、

門前之石 伏虎之二字 川村宗濟書方被仰付候節之書付、左之通、

寛政二年 三月廿四日 齊宣公當所溫泉不岡當寺被為入門

前之石虎之伏候形似たるにより、伏虎と被名是を石面書候

様、侍医川村宗濟被仰付、彫刻等之儀、拙者承之申付候、自

今無魚抹様可被致為後証如此候、以上、

村上靜馬

戊
四月十一日

金鐘寺

一
御短尺

二枚

御詠歌

御筆

右
文化五庚寅六月六日

齊宣公御寄進

寄雲恋

たのみなや人の心へし雲の

五月雨

なひくとみれと行ゑ定ん 谷川の岩こす波やまさるらん

齊宣

ひかすふりそふ五月雨の比

齊宣

右御短尺相付候寺社御奉行所書付有之

一

薩州日置郡市來龍雲寺末寺潮音寺由緒

一前者号養德庵所謂大明大子鎌王と奉申王位就配所、當寺數年有御逗留時、山号補陀、寺名潮音給由申伝也、年月不相知、

一本尊十一面觀音菩薩座像、図師之内有書付、爰天正十五庚寅初夏之比、諸國發威光京勢走向軍兵百五十萬騎誠驚天動地、豈克

友防人力五逆徒走不敬僥堂、不尊神社、急觀音菩薩之尊像打碎成微塵、潮音主智賀厚記室謂予云、再興本尊以為幸聞最哉、翌日令使薩之鹿兒島留滯、洛陽一条居住之大僥師大藏京奉再興所眼前也。

前永平龍雲現住抱巖叟誌有之、

一春日之御作文殊・普賢両尊有之、寅九月十一日 前中將様就御用差上之、川野湘雪有受取、其後白銀三枚致拌領也、故校割牒書載之以代々伝于後孫矣。

一開山龍雲中興雲舟玄濟和尚禪師、一當寺中興龍雲十世抱岩龍係和尚、

一福昌先師大川奕大和尚尊牌・同墓有之、

一門前高二町二反為有之由申伝也、

一又一郎様於朝鮮國新羅御逝去 御遣骨為被遊

一中納言様御遺骨高野 御登山時為被遊 御宿事、

一曹源院様御遺骨 御下向之節為被遊 御宿事、其後 御遣骨為被遊 御宿事度々有之候、

一右由緒書元禄四辛未十一月御用被仰渡、同四年十二月十五日書調差上候留帳本寺龍雲寺 御文書箱之内有之、右留帳ヲ以

書寫差上申候、外由緒等無御座候、

一開山龍雲寺中興雲舟和尚 一中興風得宗公座元

一中興二代龍山岡公道人 一二世中興抱岩和尚

一三代薄翁智厚和尚 一四代法室智孫和尚

一五代・六代當寺世牌無御座故相知不申候、

一七代洞岳和尚 一八代北峯春羊和尚

一九代梁吸觀智和尚 二十代潭底蒼龍和尚

一十一代高翁慈客和尚

一十二代止雲空卯和尚

【中略】

一十三代了源来曉和尚

一十四代一翁

十五代禪麟

右四代法室智孫、姓^ハ兒玉氏、投福昌先師大川和尚之室^{出家}、住持當寺、于此大川遷化負遺體還當寺營葬送之事、盡塔今猶嚴然矣。於是太守公為大川和尚香花料雖被遊御寄付高祿不受、

智孫所持之大刀一腰^伝在兒玉家、衆言如是、然歲月深遠愚何足知之^平、頗首、

孝心德用行年八十歲^{明和十九年}十二月七日死去、

右之通當寺由緒^井世代如此御座候、以上、

潮音寺現住

天明七年丁未十二月朔日

禪麟

薩州日置郡市來龍雲寺末寺梅岩寺由緒

一本尊勝軍地藏菩薩長一尺五寸

一開山龍雲九世一岳和尚

一開基梅岩林公大姊

右者丹後御局為被召仕女御局御逝去之後為御菩提成比丘尼結庵室、号^ハ壽福庵、尼寺七代相続也、斷絕之後禪家

之僧令住持、位牌等有之也、寺宇^破壞故龍雲十世抱岩和尚

再興之^而以為一岳和尚之開山處矣、年號不相知、

右勝軍地藏之儀者御局様御信心之^二御座候、由來記于

今有之、去卯年當所出火之節、未一枚者燒失仕申候、其外由

緒等相知不申候、以上、

天明七年丁未十二月

梅岩寺

薩州日置郡市來龍雲寺末迎寺由緒
立久公御筆御寄狀写

薩摩国市來院法城山龍雲禪寺

一堀切八反^井湯原畠地一町、為太岳譽公居士奉寄進也、

一來迎寺領三町、同山野畠地、為心華安公大姊奉寄進所也、

一山林曠野方三里、可為御理運殊楠木自二葉可被成格護候、

右條々於後年達亂之輩者八幡大菩薩御昭覽、不可為島津子

孫、仍所定如件、

天明癸巳八月十五日

立久公御書判

貴久公御筆御寄進狀写

一來迎寺三町^井山野畠地等之事

貴久公御筆御寄進狀写

為心華安公大姊立久所御寄進也、

依有時宜既中絕、然處為中興、貴久奉返雲舟濟和尚、以令寄付

處也、

右於後年達亂之輩者八幡大菩薩御昭覽、不可為島津子孫者也、

仍証狀如件、

天文十七年三月朔日

貴久公御書判

一古之開基年月且又開山等不分明、于今所申伝者、來迎・引撰・

光明・遍照之有四箇寺、本尊皆阿弥陀安置故、來迎寺之本尊亦

為其一、尊坐像長一尺九寸五分、脇立觀音・勢至之立像、長二尺二寸、仏師定光、

一丹後御局御石塔有、弥陀之尊形、石之中御骨有之、併御法名不相見得、前代申伝而已、

一八文字民部太輔殿石塔之由申伝、其外五輪之大石塔多、歲月深遠^三法名等不相知、其中謂笑山忻公上座有法名、市来家系図之中、実名等有之、

十二月十八日死去、年号不相見、市来家系図之中、実名等有之、若狹守忠秀於宇治川戰死、忠久公御一腹之御連枝之由也、

一丹後御局様御代之寺宇敗壞^三後結草庵、以勸請龍雲中興雲舟濟大和尚^二為開山處也、

一立久公之御母堂 心華安公大姉有 御牌、古者高御寄付雖有之、

今者寺地山野 御免而已、

右之通由緒御糺方被仰渡趣承知仕、相糺申候處、立久公

御筆毫通、貴久公 御筆毫通、本寺龍雲寺御文書箱之内格護有之候間、書寫差上候、且又當寺本尊阿彌陀如來御腹籠之

書付 丹後御局様 御筆^二有之候處、先年花尾之僧、俗緣^二相親、右御腹籠之御書付、密貰受扁候由申伝候、體成儀者

存不申候、以上、

天明七年丁未十月廿五日 来迎寺

【中略】

薩州日置郡市來金鐘寺末寺榮泉寺由緒
一當寺開基之年号月日相知不申候、

一當寺開山金鐘三世大中興大和尚

◎世代統相知不申候、

右者、開基之由緒、年号月日相糺可申上旨被仰渡趣奉承

知候、依之委敷相糺申候處、細密^二相知不申候、此段申

上候、以上、

天明七丁未十一月三日

榮泉寺

薩州日置郡市來金鐘寺末寺興円寺由緒

一開山金鐘三代大中興和尚、寺地石地

右者、此節寺院由緒^二寶物等有來候ハヽ、委敷相糺可申上旨被仰渡奉承知候、依之當寺之儀者由緒・寶物等無御座候、此

段首尾申上候、以上、

天明七丁未十一月三日

興円寺

薩州日置郡市來廟稻荷大明神由緒

旧記等無之候而も申伝候次第申上候様^二被仰渡趣承知仕、左之通申上候、

一忠久公於摶州住吉被遊 御誕生候節、御產湯を上、火を燈シ候

野狐之靈を崇被遊 御安置候由申伝候、

一丹後之御局様市來鍋ヶ城^二御在城之節被遊 御安置、御祭料

御寄付之知行拾町八反、内八町八反湯田村、五反大里村、五反伊作田村、壱町隅州串良之内浮免御寄付為被遊由申伝候、

一御安置者承元^二九年と申伝候、

一御神体往古者三社^二御座候處^二、朝鮮御在陣之節孤二疋相現、白孤毫疋討死仕候訛を以、右二孤を御崇、御帰朝之節五社^二御

勧請之由申伝候、

一御鑑毫兩

一右者忠久公御寄進之由申伝有之候處、去午十月御裁許方古
為有之由申伝、墓目之矢尔今社内^二有之候、天和年中当社地^二

御引移、跡地御新田^二相成、本社地^二石之鳥井柱壠本相残居申
候、

一御供^二龍下候人數拾三人、其内塚田・山元・有川・家村此四
家^ハ相知申候得共、外^ハ何様^ニ為龍成も相知不申候、塚田之儀

八神主相勤候得共、御藏役相勤候節越度有之被召禿候由申伝候、
夫^カ以來有川家^カ主取仕罷居申候、山元家^ハ儀^ハ組頭^二、大

宮司相勤候由、家村之儀^ハ跡断絶仕候、稻荷宮由緒書之儀以前
ハ為有之由候得共、神主塚田子孫老人病人^二役目相勤候儀難

成引入為罷居之由、然處^ニ大里村德重門九兵衛^ト申者病見廻^ニ
參り候節、右塚田^カ頼候者、此箱之内^ニ有之書付燒捨具候様^ニ

相頼候^二、無何心燒捨候由申伝候、

一鹿兒島^江被引移候年相知不申候、被召付置候知行之儀も其節
揚り哉爾今ハ無御座候、御祭米真米五斗弐升五合為被仰付迄

二御座候、
一爰許稻荷大明神鹿兒島^江御引移り之節、御神体^ハ此方^江被成御
座、鹿兒島^江御幣勸請為有之由申伝候、

一阿云^江之唐猫^正御座候處^ニ、鹿兒島^江被引移候節阿志^正ハ此方
江、云老足鹿兒島^江、阿志^正^二御座候處、御作添^ニ阿云御座
候、尤御作添年号相知不申候、

一朝鮮書本の大般若經一部、往古亂世之砌豐後入之節、豊州山田
鄉瀧津宮^ニ有之候を御取被成、御帰陣之節當社^江御奉納之由申
伝候、尤当分虫付^ニ半物^ニ相成居申候、

一右者天明元日御祭り八年中之御參錢を以社人主取^カ相濟申候、二月
三日御祭りハ湯田村在中出米氏子中出錢を以相濟申候、九月
九日御祭ハ御納御米を以相濟申候、十一月三日御祭ハ山元家^カ

自分失墮を以相濟申候、

一湯田村神領八町八反之内夫々役目^ニ御差分ケ^ニ給地方夫々勤
方^ニ相付居候、字名尔今相替不申候、

一稻荷大明神當社地^ニ御引移、跡地御新田^ニ相成申候節、本社地
神領願申上候一件^ハ別當大明寺前住賴金寺内^江被立置候石之

銘^ニ委^ク相知申候^二、大明寺^カ書付被差上候、

一右者此節御記錄方^ニ御糺方^ニ御渡趣承知仕相糺申候處^ニ
右之通申伝候間書付差上申候、以上、

一社人寄主取有川甚右衛門
天明七年十一月十日

御郷士年寄衆中

【朱書】

『右者天明七年十一月御記錄方^ニ御糺方^ニ相しらへ差上被
置、其後相重ミ候儀者朱書^ニ相記置候、

文政十年五月閏六月日写

様右御拝領之御道具二面可有之ト承り候事、

一 安永六年丁未年往還相直候付、致繩引候次第書留候、元禄年中大境繩引之節八六尺三寸繩二面候、此節ハ六尺五寸二面候事、

一 稲荷宮江往古ヨリ鑓一領宝殿ニ有之 忠久公御寄進之由申伝、由緒書付無之、天明七年丁未十月御用有之、締方横目山下才藏・

岩下四郎右衛門ト云ヘル兩人、寺社方掛年寄与頭出会差上候由、如何様御裁許方ハ為差上候候、先年寺社方取次田中諸右工門殿

ト云ヘル人廻勤之砌、右鑓拝見之折、拙者書役ニテ差越拝見候、筋甲大袖ニテ候、ノト輪有之ス子当平生之ス子当ノ如無之候、

其比和田源太兵衛殿拝見有之候由、カフトサカ面明珍作之由被申候ト承候、

一此節御用ニ面御取揚有之、岩井吉右衛門吟味之次第書付人之ヨ

シ候ヲ一篇聞候、其上一通咄有之候、カフトサカツラ之儀候也、明珍初代宗介作之由、此介ノ字両説之由、介・助之間不分明之由、時代久シキ故ニ面候也、ス子当ハタチアケトイエル作ニ面候

由、賴朝公御時代為有之由、外ニ御家江一通有之由絵図面有之由、右鑓別ニ為勝由ニ面、只今之通社内ニ被召置候ニ面相損等致候ニ面ハ欲ヶ敷筋ニ面新ニ御取立有之御寄進ニ面、大守様御召料ニ可被遊也、又ハ只今取繕有之候ヘバ、クサリ等ハ相損候得共、外ハ少シモイタミ無之ニ、御寶物ニ相成可然之由、以書付申上候由、タチアケト云ヘルコト咄ニ承り、書付ハ不致披見ハ若間違ハ致間敷也ト相考候ヘトモ、覺之假書記也、忠久公御寄進ニ面者有之間敷ト申人ハ無之由、桐之御紋ニ金焼付前代ハ玉金無之都焼付之由、和田氏拝見之節被申候由、右御紋有之候ニ付近衛

【後略】

3 吉利家文書

(表紙)

「文政拾三年二月十五日より

諸船出入扣

ぬし吉利」

二月十九日

若吉丸

一拾八反帆

右徳島下り

舟主

波江野源次郎

沖舟頭種子島之
次右衛門

二月十九日

武枚帆老艘

右は島之様帰帆

屋久島之

辰 助

舟主

皆吉金六

沖舟頭京泊之

平次郎

御試舟

伊波丸

右喜界島下り御用

舟主

皆吉金六

沖舟頭京泊之

吉太郎

舟頭浜市之

吉太郎

右壳買として西目廻

大吉丸

一武拾三反帆老艘

右本琉球行

舟主阿州茂吉郎

沖舟頭同所之

喜平次

舟頭知覧

一拾武反帆

右本国帰帆

右山河廻舟

船頭上町之

休左衛門

同月日

一武枚帆老艘

右種子島行

一弁天丸

沖舟頭同所之

新兵衛

二月十六日

舟主川留善次郎

沖舟頭秋目之

岩助

出改場

武月十五日

一觀受丸

右徳之島下り御用船

二月廿一日

一伊波丸

右喜界島下り御用

二月廿三日

一三枚帆老艘

右壳買として西目廻

舟頭浜市之

吉太郎

舟頭知覧

大吉丸

一武拾三反帆老艘

右本琉球行

舟主阿州茂吉郎

沖舟頭同所之

喜平次

二月十八日

舟主阿州茂吉郎

沖舟頭同所之

喜平次

二月廿四日

一三枚帆壱艘
右山川之様帰帆

松ヶ浦之

良右衛門

三月廿日

二月廿五日入

○式反帆壱艘

右硫黃島行

二月廿八日

一四枚帆壱艘

右本国へ行

三月十四日

同日入

○式枚帆壱艘

右山川迄廻舟

二月廿八日

三月迄入

○式枚帆壱艘

右山川迄廻舟

同月日

一式枚帆壱艘
右同断

舟頭同所之

市太郎

同月日

一式枚帆壱艘
右同断

舟頭同所之

体左衛門

三月廿九日

二月廿九日入

一四枚帆壱艘

右五島行

舟頭上町之
孝次郎

舟頭天草之
作次郎

二月廿九日

一四枚帆壱艘

右五島行

舟主下町の
沖舟頭庄左衛門

右五島行

舟主下町の
沖舟頭庄左衛門
指宿 橋左衛門

同月日

一式枚帆壱艘

右帰帆

舟頭内浦之
仲右衛門

同月日

一拾七反帆壱艘

右帰帆

舟頭平戸
磯津浦之

三月十四日

同日入

○式枚帆壱艘

右山川迄廻舟

合艘數拾九

三月朔日

一五枚帆壱艘

右屋久島帰
右屋久島帰

舟頭長田村
助五郎

三月二日

一三枚帆壱艘

舟頭七島平島
日高源藏

孝次郎

一式帆老艘
硫黃島行

同月日
一五枚帆老艘
右德之島行

種子島

同月日

樅元新五郎
沖舟頭秋目之
与兵衛

三月廿六日

一七反帆

本国帰帆

舟頭阿洲之

孫三郎

同月日
御舟大日丸
一拾六反帆

舟頭

右喜界島行

西田嘉藤次

同月日
天神丸

一拾反帆

沖水良部行

舟主下町田中十次郎
沖舟頭同所之

庄太郎

同月日
一五枚帆
右永良部行

舟主 川井田五郎
舟頭加世田大湊浦之
新次郎

三月廿四日
宝寿丸

一拾武反帆

沖水良部行

舟主下町
田中十次郎

沖舟頭種子島之
辰之助

同月日
一三枚帆老艘
島帰帆

舟主 稲田清九郎
舟頭種子島之
新次郎

三月廿六日

一拾武反帆

沖水良部行

舟主松村孫四郎
沖舟頭種子島之

同月日

一同三枚帆
同断

舟頭同所之

六

同月日

一拾反帆

同断

舟頭宮之浦
金左衛門

同月日

一同四枚帆
屋久島帰帆

舟頭宮之浦
甚平

舟頭上町之

但上方行

仲右衛門

同月日

一五枚帆老艘

舟頭同所之

伊太郎

同断

一武枚帆老艘

在所歸帆
問屋池田善五郎

同月日

一五枚帆老艘

舟頭小瀬田之

助五郎

同断

三月廿九日

興順丸

一武拾三反帆

本琉球行

舟主 山川源助
沖舟頭下町之

同月日

一五枚帆老艘

舟主上町
酒匂丑之助

鶴卵積上方行

沖舟頭同所之

三月廿七日

一武反帆老艘

舟頭穎娃

内泊へ行帰

石垣之

長左衛門

同月日

御若宮丸

舟頭

一拾一反帆

喜界島行

三月晦日

一三枚帆老艘

瀬戸内へ行

舟主 平左衛門

舟頭種子島之
孫 助

太 吉

三月廿七日

舟主 下町 熊太郎
舟頭指宿田良

閏三月朔日

一八反帆老艘

川内表より内泊へ津廻之米積舟被仰付事
藤右衛門

三月廿七日

舟主 下町 熊太郎
舟頭指宿田良

舟頭備前之

一三枚帆老艘

舟主 下町 熊太郎
舟頭指宿田良

問屋長田善五郎

一拾六反帆
徳之島行御用

波江野四郎左衛門
沖舟頭秋目之

閏月三日

一御舟 □ 安丸拾六反帆

喜界島行

舟頭

二ノ方鉄二郎

同月十日

一四枚帆壱艘

舟頭阿州之
磯 太

閏月四日

一武枚帆壱艘

舟頭脇本浦之
新五郎

同月十日

一四枚帆壱艘

舟頭櫻島之
伝兵衛

閏月六日

一三枚帆壱艘

舟頭豊後
幸 作

閏月十日

一武枚帆壱艘

山川迄廻舟

閏月九日

一武枚帆壱艘

舟頭上町之

休左衛門

同月日

一住栄丸武拾三反帆

舟主 井ノ口多三
沖舟頭下町之

同月日

一武枚帆

舟頭同所之
伝 助

同月十二日

一 □ 反帆

舟頭大坂之
仙 蔵

在所帰帆
問屋渡辺喜兵衛方

同月十三日

一四枚帆壱艘

舟頭上町之
三右衛門

同月日

長久丸

舟支配人

同月十四日

一四枚帆壱艘

帰帆

舟頭種子島之
伝次郎

同月十八日
一三枚帆
硫黃島行

利右衛門

同月日

一四枚帆壱艘

同断

舟頭同所之

清四郎

同月十九日
一四枚帆
上方行

鮫島利右衛門

同月十五日

一四枚帆壱艘

川内表へ行
自切積

舟頭上町之
太郎

同月廿三日
一五枚帆壱艘

利右衛門

同月十六日

一四枚帆壱艘

沖永良部行
自切積

舟頭下町之

永瀬佐次郎

同月廿三日
一七反帆壱艘

舟頭安房村
仙次郎

同月十六日

一四枚帆壱艘

舟頭指宿
田良浦之
与吉

同月廿三日

一七反帆壱艘

舟頭同所之
善兵衛

同月十七日

問屋小川与兵衛方

舟頭佐多之
新三郎

同月日

一同三枚帆壱艘

舟頭種子島之
弥吉

△一三枚帆
帰帆間屋水間

同月日

一武枚帆壱艘

舟頭同所之
權四郎

硫黄島行

×三拾七艘

十四日

一三枚帆老艘

帰島

舟頭種子島之
清 六

四月□日

一式枚帆老艘

硫黄島行

舟頭上町
孝次郎

同日
一四枚帆老艘

山川廻舟

舟主上町桑原
次郎左衛門 舟頭
指宿田良浦之
市左衛門

硫黄島行

六日

老五枚帆

上方行

舟頭下町
源 藏

四月十四日
一三枚帆老艘

帰帆

舟頭今和泉之
庄 八

同日
壱三枚帆

西目廻り

舟主下町
永田藤七

四月十四日迄
×八艘

總×

四月八日
一五枚帆

七島行

舟頭上町之
吉太郎

入船改

三月七日出

二月十七日

○四枚帆老艘

屋久島長田村之
舟頭

矢 助

四月九日
一式枚帆

七島行

舟頭上町之
吉

藏

正二月十七日

舟主 酒匂矢之助

閏三月七日

○武枚帆壹艘

利右衛門

同月十九日出

山川改有之

舟頭種子島之

利右衛門

拾六反帆

○御舟栗野丸

山川無之

同月日

閏月十五日出

○三枚帆壹艘

同断

舟頭同所之

清四郎

閏月十日

○六反帆壹艘

山川改有之

同月日

閏月十五日出

○四枚帆壹艘

同断

舟頭種子島之

伝次郎

閏月日

○五枚帆

同断

舟頭安房村

伝次郎

閏月三日出

閏三月七日

同月日

一式枚帆壹艘

同断

舟頭同所之

仙次郎

閏月廿六日

同月日

一式枚帆壹艘

同断

舟頭秋目之

一漆村之

同月九日

同月廿五日出

同断

舟頭種子島之

和吉

同月十日

舟頭
井田喜三左衛門

七右衛門

舟頭永田村之

七右衛門

同月十八日出

◎式枚帆

硫黃島行帰

舟頭上町

金次郎

同月十六日出

◎四枚帆老艘

同断問屋小川与兵衛方

指宿田良之

与吉

同月日

一同式枚帆

同断問屋安藤仲之丞

舟頭志布志

清太郎

同月日

一同式枚帆老艘

同断

舟頭種子島之平

助

同月日
同月廿三日出
◎七反帆老艘

舟頭安房村之

吉兵衛

同月日
一同式枚帆同
小川乘通り

舟頭同所之新

八

同月日
同月十三日

一飛舟老艘

舟頭久高村之
並

同月日
同月廿三日出
◎四枚帆

舟主指宿浜浦之十左衛門
沖舟頭山川児ヶ水之

42

名波より御用改有之直乗いたし

山川改有之

問屋平島平八方

一三枚帆老艘

舟頭上町之
半太郎

同月日
◎三枚帆

舟頭栗野村之

周藏

硫黃島行帰

舟頭備前之
重吉

同月日
同月廿三日出
◎同五枚帆

舟頭栗野村之

周藏

閏三月十四日

一八反帆老艘

舟頭備前之
重吉

山川改有之間屋池田方

同月十四日

同月日
同断

舟頭栗野村之
善次郎

同月十九日 一五枚帆飛舟 乗通り

舟頭種子島之

舟頭久馬村 周五郎

舟頭天草之 重右衛門

西伴

同月日 ○五枚帆 同断

同月日

同月日

○三枚帆老艘

同月廿三日出

舟頭同所之 弥 吉

山川改有之 問屋木村喜兵衛方

舟頭櫻島之 五郎

重右衛門

同月日

一五枚帆老艘 同断

同月廿五日出

舟頭同所之 仙次郎

○同三枚帆 同断

閏月廿六日 一武枚帆同

舟頭同所之 伝兵衛

同月日

同月日

同月廿三日出

舟頭種子島之 孝次郎

同月日

同月日

同月廿三日出

一武枚帆 山川改有之

舟頭同所之 蔵右衛門

同月日

同月日

同月十九日出

一五枚帆老艘 上方行帰

舟主下町

同月日

同月日

同月十九日出

舟頭加世田之 岩城弥七

舟頭同所之 利右衛門

同断

同月日

○武枚帆

同月日

同断

舟頭同所之 利右衛門

四月十四日出

○四枚帆壱艘

名波行帰

舟主上町之

桑原次郎左衛門

舟頭指宿田良之

勘左衛門

×三拾七艘

四月一日

○武枚帆壱艘

硫黃島行帰

舟頭上町

孝次郎

同月廿七日

一五枚帆

上方行帰

舟頭上町之

津田丑之助

四月九日

○三枚帆壱艘

十四日出

舟頭種子島之

清六

同月九日

一三枚帆

上方行帰

舟主下町之

熊太郎

舟頭指宿田良浦

伊右衛門

同月日

一 同 武枚帆同

山川改有之

舟頭同所之

弥次郎

同月廿九日

一八反帆

山川改有之
問屋木村方

舟頭大坂之

庄藏

四月十一日

一九反帆

山川改有之

居沖舟頭筑後

柳川島諒訪

問屋安藤仲之丞

弥三郎

一八反帆

同断
問屋同断

舟頭阿州之

喜市郎

四月一日

一九反帆

問屋池田善五郎

舟頭備前之

藤右衛門

一武枚帆壱艘

硫黃島行帰

舟頭上町

孝次郎

同月日

一三枚帆

舟頭水成川之

与三次

御米積舟廻り

一 御舟秋葉丸

喜界島行帰

舟頭緒方藤助

同月日
一五枚帆

同断

舟頭加世田之
猪之助

メ拾武艘

四月十四日迄
惣メ九拾九艘

出入メ式百六艘

舟頭今和泉
庄 八

同月日
十四日出
〇三枚帆

山川改有之
問屋木村方

船頭肥前之

庄 助

同月日
一三枚帆

山川改有之
問屋安藤仲之丞

一九反帆
同断

問屋同人

舟頭大坂南美
島之 政次郎

同月日
一三枚帆

同断問屋同人

舟頭肥前之

岩右衛門

【解説】

これは市来川口改所(番所)の個人の控えであろう。それで、船の出入りが主で、細かい記事が少ない。それでも市來湊へどういう船が停泊していたかがわかる。

まず、旧二月の春ごろには、北風を利用して南に行く船が多い。遠くは琉球(現沖縄県)、または逆に阿州、つまり阿波(現徳島県)へ帰る船もある。近くは種子島・屋久島・硫黄島から宝島・大島・喜界島・徳之島・沖永良部島など三島村・屋久・種子のラインからトカラ・大島群島となる。また、北側は川内から天草・長崎・五島・瀬戸内・上方(現大坂府・堺市)など。

船の大きさは、「反帆・枚帆・石」で表わす。反帆には、二反帆(二隻)・六反帆(二)・七反帆(三)・八反帆(六)・九反帆(三)・十反帆(四)・十二反帆(一)・十三反帆(一)・十六反帆(三)・十七反帆(二)・十八反帆(七)・十九反帆(一)・二十反帆(二)・二十三

反帆(八)不明の反帆(一)で、多いのは二十三反帆(八)・十八反帆(七)・八反帆(六)である。これは入港して記録された船であるので、同じ船も含む。「反帆」の船は一枚帆で、船の中心より少し後ろ側に帆があり、船体に直角、帆の広さが二十三反帆分あるといふことであろう。しかし、普通の着物用の一反とは違うようだ。一反帆の船は、船の長さ六丈ほど、船の幅二尺ほど、帆の高さ二尺ほど、帆の幅一尺六十寸ほどであり、帆は木綿でかなり厚くして糸が縦横に細かく入っている。二反帆がそのまま二倍のかははつきりしない。幕府は最大の船を二十三反帆以上には許可しなかつたので、指宿の浜崎太平次や阿久根の河南源兵衛などは、二十三反帆と届け出ているが、実際は三十反帆ほどあつたと噂されていた。一回の航海で大量の荷物(例えは、黒糖の樽)を運べると大きな利益につながる。だいたい、千石船は千石の米が積めるから千石船といわれるが実際は二十三反帆と言われ、一本の帆である。次に「枚帆」であるが、二枚帆(四十八隻)・三枚帆(四十五)・四枚帆(二十二)・五枚帆(三十九)である。二枚帆が多いが、これは種子・屋久・硫黄島など、鹿児島から近いところの運搬用であろう。二枚帆ならどこでも手軽に作れる舟であり、ちょっと遠くまでといつても陸地が見える範囲なので、便利だったのである。十八反帆で「御用材木江戸行」とあり、二枚帆も同じ問屋を使っているので、「木材」かもしれないが、屋久島から屋根に使

う「平木」なら少量でも積み込めるであろう。十八反帆の方は、江戸へ屋久島から「杉板?」を「御用材(藩の御用の杉板、多分柱ではなかろう)」を運んでいる。特に屋久島は「杉材・平木」、硫黄島は「硫黄」、黒島や口永良部島は「船材(特に船底のカワラ)」という木に湾曲する肋木。そこに板をはる)」用材が豊富であった。

「御藏外代自分米廻し」を阿久根脇本浜の新五郎がしているが、これは武士の給与の米を外代蔵(げでぐら)で受取つて、物々交換に出掛けたのである。ねらいは「輕節」などの海産物であろうか。

三枚帆になると、活動海域は広まつて、宝島や上方(大阪)や天草などへ行つている。

一枚帆までは一人で航海できる(写真49ページ)。帆は「ハ」の字にして追い風を受け、前に進む。もし逆風だつたら、「まぎいのぼい(曲り上り)」といつて、一本の帆にして、斜めに走つて行き、風がゆるくなつた時に帆を逆にして、じぐざくに走らせる。従つて前進する距離は極めて短く、もし台風などの大風だと、遭難もので、船人は天気読み、風読みができないと、命取りであつた。

四枚帆・五枚帆はどういう構造になつているのかは、はつきりわからない。

ヨットなどのように帆もあつたのかもしれない。また、船の大きさや荷物をどれほど詰めるかもはつきりしない。しかし、三枚帆で長崎に行つて帰つたり、「売買に西目廻り」と野間半島から出水まで何かの品物を売買しているので、三枚帆以上は、かなり広範囲に活動できたようだ。

石が付く船は金山丸六九十三石船が一艘出てくるだけである。船改め所の基準はよくわからないが、自称いくらの船、と言えば、それを記録したのである。

反帆・枚帆・石数を言わないで、船名だけで「観受丸・弁天丸・伊波丸……」と出てくる。また、「若吉丸十八反帆徳島(徳之島の誤か)下り」「大吉丸二十三反帆本琉球行」「白山丸十八反帆徳島廻り山川迄」と出る場合もあるが、どちらかというと大きい船なので、船名だけの場合も大きい船なのではないだろうか。

次に、「御」がつく船、「觀受丸徳之島下り御用船」は藩の命令で徳之島へ行くのである。「五枚帆御舟屋久島行」も藩用であろう。「御」がつく船・船は十九艘あるが、「御用船(二隻)・御若宮丸(一)・御用(六)・御舟(五)」他に「御試舟」「御用材木江戸行」「御舟美好丸十八反帆 江戸御用船」「飛船名波古御用改め、直乗り」「御米積」とすべて藩に関わる船・物であろう。

気になるのは「御試舟」であるが、舟主は皆吉金六とだけで、何を試す舟なのが見当がつかない。

また、「飛船名波古御用改め、直乗り」の「飛船」はスピードの速い船だが、だいたいは漕ぎ舟である。「名波」とあるから沖縄の那覇から「御用改め」のために急いできたのだろう。

船主は船を所有し、積荷を指示する人で、沖船頭は船長で、船全体、水夫を使い、目的地で荷物を仕入れ、船主の指示した土地へ行き、物を売る、他の物と交換する責任者である。

沖船頭の名前はだいたい書いてあるが、船主は空白が多い。だが、名前があり、姓名のある者もある。姓があるから武士とは言えない。主だった商人には姓と帯刀を許可している場合がある。

他国の商人には姓名があるので、同等にしたからである。姓名で商人・武士の判断はできないが、姓名のある船主がいくらかある。沖船頭の方は出身地を書いているので、だいたいはわかるが、はつきりしない場合もある。たとえば、平戸磯津浦・舟行村・尾掛・姫路高砂浦(高砂浦は兵庫にある)・指宿田之浦・久馬村など。だいたい沖船頭は薩摩半島と大隅半島の南部や種子・屋久・桜島などと自分の目の前の海をよく知っている者が多い。だが、鹿児島城下の上町・下町の船頭も多く、商店とのつながりが強かつたのであろう。

沖永良部島に行く船が四・五艘あるが、当時の沖永良部島では黒糖の作り始めで、生産は少ないのに、十反帆二艘、十二反帆の一艘、計三艘が共同で出かけて行くのは何が目的なのであるう。

当時は、与論島もまだ黒糖生産は行っていない時期である。

鶏卵を上方へ持つて行くが、上町の船主酒匂之助・沖船頭以上

町の孫太郎である。時期は旧暦の三月十九日であるので、温度が上がる時期である。生卵を海水で冷やしながら積んで行くのである。

卵は高級品なので、需要は多かったと思われる。何万個積んだかわからないが、集めるのも大変である。川辺郷からはよく藩庁などに卵を三十竿とかの多くの卵を運んでいる。卵専用の竹籠(バラ)という)があり、一つの籠に五十個人入れたとして、一竿百個、三十竿なら三千個になる。三千個集めるとなると、郷全体で対応しなくてはならないだろう。これを引いで鹿児島城下まで行くわけだが、バラに粗穀を敷いているとはいえ、大変な苦労である。それが船となると、数万個ないと商売にはなるまい。福岡県

49 ペー

にある宗像大社の境内に「大坂鶏卵問屋中」とあり(写真49ページ)、最初に「土佐湯五丁目筑前物産所」とか「泉又」「今治」「伊賀佐」「山惣」「大治郎」「大井卵」などの店の名前かが、本拠地名と屋号が上に書いてある、大きな石碑がある。二十六名である。また、「鳴卵荷立中」とこれが最初にあり、一段十三名ずつ、三段に名前が彫られている。年号は明治十二年第六月吉祥日なので、恐らく解散するための記念碑ではなかろうか。これからわかることは、幕末には大坂に鶏卵だけの問屋があつたこと。組合みたいなものがあつたことだが、市來から出発した「鶏卵積み」上方行

きは大坂鶏卵問屋へ持つて行ったのであろうか。「問屋中」とは「問屋の組合仲間」というような意味である。

鳴の卵を山中から集めるには大変な努力がいる。これは珍重されたのであろうから、高価な食材であったのであろう。

ついでに、鶏卵も高級食材で、お客様をもてなすのに、ゆで卵にして、皮をむいたものをすまし汁の中に入れ、青野菜を添えただけでよかつた。もっとも簡単な汁物である。一段階高級なのは、茶碗蒸しで、現在のようではなかろうが、卵を溶いて、カマボコや青物を加え、茶碗に入れて蒸せば、これも簡単にできる。貧しい者には口に入らない食べ物なので、「茶碗蒸し」を知らない使用者が「茶碗虫」と間違えた歌があるぐらいである。



天草の「明治中期のかつお船」



南竹 力「串木野の小型和船（帆船）」より
船体の横から見た帆走図 P. 46



大坂鶏卵問屋中の石碑（宗像大社境内にある）P. 48

4 山之口家文書（市來在番所文書）

八月七日

松元覺右工門印

① 請取

請取

一 金子老分武朱

錢二ノ三ノ文

一 錢九百七拾武文

内 大錢八枚

小錢七拾武文

右之通鑑相請取置候、尤當役他行三村本受取之儀は、追而差遣可申

候以上

在番所印

〔註 印文 市來在番所 以下同〕

申六月四日

山之口林左衛門殿

長里村

小触

② 請取

請取

錢四ノ武百二拾六文印

壹分銀老切印

武朱金老切印

大錢拾壹枚印

右は御方大も合出金錢納前之内金比志島博飯代と相受取候、以上、

金金

右は御方大も合出金錢納前之内金比志島博飯代と相受取候、以上、

印

申九月廿日

御在番所

山之口林左衛門

③ 覚

覺 三口番入目

印

内老ノ九百四拾六文三口番入目

〔註 中途で切れている〕

④ 覚

金子老分三朱

錢二ノ武ノ五百文印

右之錢出銀上納として相納申候間、御受取可被下候、左候而御受取書御遣可被下候、以上、

印

〔註〕

本文金子之儀相請取候、尤銘々名書送状ヲ以不被相納候而是、

〔註〕

当座帳面首尾難致候間、右通印名書送状ヲ以可被申出候、此段申

註1 大も合ノ大金を出し合い、一回限り資金を融通する会
註2 博ノ博の胸部分となる短冊状の板のこと

渡候、以上、

在番所印

申九月廿日

山之口林左衛門殿

追而外諸出錢之儀、早々決算可被成候、

覺

錢老ノ四百文印

但唐銅錢

内五百三拾文

但五拾老人前

唐物請負錢

⑤ 覚

錢武ノ八百六拾文

在番所印

内一分銀二ツ

一朱一ツ

一大錢三ツ

唐金錢十武文

右高報入目之内として相納可申候間、御受取被下度、左候而請取書

御道□〔領下候〕□□以上、

山之口林左衛門

申十月□〔付印〕□

御在番所

覺

八百六拾六文壺分出銀

但上仕

決算可仕候間、左錢

候、此旨乍略儀書中を以御

引合申上候、以上、

山之口林左衛門

申十月廿八日

野崎市兵衛殿

⑥ 覚

錢武ノ五百文印

在番所印

内一分銀二ツ

一朱一ツ

一大錢三ツ

唐金錢十武文

右高報入目之内として相納可申候間、御受取被下度、左候而請取書

御道□〔領下候〕□□以上、

山之口林左衛門

申十月廿八日

在番所印

御在番所

覺

三百五百文

但正印アリ

在番所印

内一分銀切

錢圓ノ五百文

在番所印

内一分銀切

一朱銀三切

右は問屋米代とノ相納申候間、御受取被下度奉存候、以上、

山之口林左衛門

十一月廿五日

御在番所

【裏書】

「此表相受取候、

在番所印

十一月廿五日

一

⑧ 請 取

請 取

錢六文 在番所印

右は諸出錢之内と右之通相受取候、以上、

在番所印

十一月廿二日

一 覚

金子武歩
内 武朱金三切

一 朱銀武切

錢三文 四貫文

一 大錢武拾ツ

錢三文 貰百四拾八文

合錢六貫武百四拾八文
在番所印

⑩ 受 取

受取

錢七百九拾武文

右は麻木請負□と相受取申候、以上、

在番所印

西(次久)年(五六一)月

山之口林左衛門殿

⑪ 請 取

請 取

錢壹文 在番所印

右諸出錢之内と右之通相受取候、以上、

在番所印

西(次久)年(五六一)月六日

⑫ 請 取

請 取

錢武貫文 在番所印

右当六月割大模合出錢と右之通相受取候、以上、

在番所印

西七月十日

⑬ 請 取

請取

錢老ノ五百六拾四文 在番所印
但高帳入目ニ小普請良とノ入

右之通相受取候、以上、

在番所印

西十月八日

⑭ 請取

錢拾貫五百文 在番所印

右去^{ナシ}年分諸出錢之内とノ受取候、以上、

在番所印

西十一月廿二日

⑮ 送状

錢拾貫八百文 在番所印

内大錢武拾四枚印

小錢^{ハサウエイ}〔註訂正印アリ〕

八貫文印
^{ナシ}右^{ナシ}年諸出錢とノ相^{ナシ}申候間、御受取り被下度^{ハシマツ}以上、

山之口林左衛門

○十一月廿二日
御在番所

⑯ 受取

錢四ノ文在番所印
右之通大模合錢之内とノ相受取候、以上、

在番所印

〔註後欠〕

⑰ 覚書

□□

一錢五拾文

一同八拾文

一同三拾文

送狀

一錢七拾文

一同八拾文

一同九拾文

一同四拾文

一同六拾文

一同九拾文

一同五拾文

一同四拾文

一同三拾文

一同七拾文

原口仲左衛門

石神俊左衛門

國分仁右衛門

竹付源左衛門

中村清右衛門

松山喜三右衛門

喜平太

赤崎 休兵衛

原口 大迫理兵衛

中村 悅

赤崎 伴助

一 同三拾文
一 同八拾文
一 同八拾文
一 同武拾文
一 同七拾文
一 同八拾文
一 同八拾文

山之口六兵衛
吉松清左衛門
岩下 八太郎
中山 半次郎
南郷孫左衛門跡

送状
二口番入目

一 錢八拾武文
一 同 七文
一 同三百三拾文
一 同三拾文
一 同十文

○南郷六郎兵衛
重信正右衛門
○中村 □悦
○大迫 林七
○重信正右衛門
○原口戸右衛門

(註
訂正印アリ)



2曰井家文書「神社仏閣帳」 来迎寺墓塔群 P.15
鹿児島県指定文化財

諸家文書

5 海江田家文書

【解説】

海江田家（旧串木野郷）に残る坪付写二通・領知目録の三文書は、いずれも太閤検地以前のもので、現在のところいちき串木野市に残る最も古いものと思われる。特に、領知目録は花押があり正文（実物）である（口絵 1ページ掲載）。坪付・領知目録はともに、戦国大名が家臣の領地であることを認める土地台帳のようなものである。

太閤検地は、豊臣秀吉が全国の土地の検地を行ない、田畠一筆ごとに面積を測量し、耕地の品位を、上・中・下・下々の四級に分け、各級地の年貢賦課の基準となる収穫高をすべて米に換算して石高を決めたものである。この太閤検地以降、明治の地租改正まで、各大名や寺社などの所領地や家臣団の知行地などすべて石高で表した（石高制）。薩摩では文禄三年（一五九四）に行われた。

太閤検地以前は、六尺一間、一間四方一歩、三六〇歩一段
〔今の一反のこと〕、三六〇歩一町である。

太閤検地後は、六尺三寸一間、一間四方一歩、三〇歩一畝、
三〇〇歩一段、三〇〇〇歩一町となつた。

① 坪付写 元亀元年（一五七〇）三月吉日

【解説】

この文書は、島津義久が海江田伊豆守に与えた坪付の写しである。太閤検地以前のものであるので、土地は町や段（反）の広さで表されている。市来は藩政時代市來郷と呼ばれていたが、この頃はまだ「市来院」と言われていたことがわかる。この文書の差出人である忠金（伊

集院忠棟）・経定（村田経定）・昌宗（平田昌宗）・意釣（川上忠克）・季久（喜入季久）は義久の家老である。

この坪付は、今の東市来町伊作田と大里の一ヶ所で、合計一町九反の知行である。

坪付
薩州市来院之内
伊作田名

一 古城之門

七段 かミマカタ

二段 下まかた

五段 長田

一段 横之口

門の前

一段 堀町 溝口

已上堀町七段

此内一反堀町

大里名
一ヶ所 中原西之屋敷
一反 すほた
一段 石はしり
一町 在四所

〔中原西は中原集落であろう〕
〔平ほたは不明〕
〔石はしりは平ノ本場の石走〕

已上武段

(伊集院忠種)

忠金

(伊集院經定)

經定

(伊集院昌宗)

昌宗

(伊集院島義久)

島義久

(伊集院季久)

季久

都合一町九反

此内昌一町六反

元龜元年午庚三月吉日

海江田伊豆守殿

② 坪付写 天正八年（一五八〇）三月吉日

【解説】

この文書も島津義久が海江田七郎次郎に与えた浮免坪付の写しである。浮免は郷士に給与された土地である。

坪付

薩州市東院之内

浮免

大里名一本之内
一 段

同名
反

忠

已上

懸命之地

天正八年三月吉日

(伊集院忠種)

忠棟

(伊集院光宗)

光宗

(伊集院經定)

經定

海江田七郎次郎殿

③ 領知目録 天正二十年（一五九二）雪月六日

【解説】

この文書（口絵 1ページ）は領知目録で、花押があり正文である。

海田右近允は海江田右近允のことと推測される。

領知は、薩摩川内市百次の内にあり、田畠合計一町七反八畝を与えられている。

（墨印）

薩州百次の内領知目録

田崎名

原野園之門

稻富丹後先

一 段

木佐の木

稻富丹後先

二 段

同所

稻富丹後先

五 畝

白石

稻富丹後先

六 畝

火うちかた

稻富丹後先

毫段四畝

とゝろき

已上七段五畝

百次内浮免

五反八反之内

なめり田（なめり田はぬかるみ田の意）
已上毫町二段五畝此内八畝余

田島台毫町七段八セ

天正廿年雪月六日

町田出羽守久倍（花押）

海田右近允殿

④系図前書

一クサカヘ「以下欠」

ヨリ出来、クサカヘノ始ニタシヘ氏、三ハタノ氏カルカユエニ、ク
 サカヘ氏・タンヘ氏・ハタ氏ト申ハ、宮作之初ヨリヲコリ始ル事、
 欽明天皇ノケウニテマシマス第五番之皇子ノ御末ユリ若大神ノ御時、
 タチ口国アサコノコウリアウヒカイヲフチ大明神可進故ニ、草力
 ヘ・タンヘ・ハタノ氏アウヒカイヲ不可食、欽明天皇ノ御朝臣忠久
 御供申□承久三年六月一日下着ス、岩切ハ草カヘ氏、土持タンヘ氏、
 海江田三郎同此氏□用ル、幕ノ紋ハ藤之丸、アイシルシハ左トモエ、
 サル程ニユリ若大シンハ帝王ノゼンシヲ蒙鬼満國向鬼神ヲホロホス
 事モ、我朝ノ伊勢天照大神ノ御守ニ依テ鬼満國ノ鬼共タアク責メホ
 ロホシケルモ、大日本國ノ諸仏ノ御計イニテ多クノ鬼神共責メ隨
 ケリ、去程ニ我朝ニ帰ラントスレハ、内者別府大シンシヲ捨而船ヲ、
 シ出シ日本ニ帰リケル、大シンシテニ遠海カ島ニ有ナケキ哀ム事限
 ナシ、大小ノ神祇モ憐ニ思シ食シ、日比ナカリシ飛石ニ出来、大神

〔意訳〕

クサカベ氏・タンベ氏・ハタ氏は宮作りの始めから起こり始まる。
 欽明天皇の第五皇子の末ゆり若大明神の時、たじまの国あさこ郡のア
 ウヒカイをゆり若大明神にお供えしたので、クサカベ・タンベ・ハタ
 氏はアウヒカイ〔アワビ貝カ〕を食べない。欽明天皇の朝臣であった
 忠久〔島津初代忠久〕に伴つて承久三年六月一日に「薩摩に」下着し
 た。

岩切は草かべ氏、土持はタンベ氏、海江田三郎も同じく此の氏を用
 いている。幕の紋は藤の丸、合印は左ともえである。

我国の伊勢天照大神の御守りによつて多くの鬼神共を責め滅ぼし、大日
 本國の諸仏のお計らいで多くの鬼神共を責め随えた。そして我国に帰
 ろうとすると、仲間のものは別府大神を捨てて船を動かして日本に帰
 つてしまつた。大神は遠い海の島にあって嘆き哀しむこと限りなかつ

た。大小の神祇も憐れに思われたのか、飛び石が二つ現れた。大神は

その石の上に乗り、飛び石となつて日本に届けてくれるようとに念じたところ、なんと奇特があつて後の石が先に移り、そうして程なく但島国ケイノ浦に着かれた。アサコノ郡に着いたとき此の二つの石がた

もとから落ちて少しも動かず、所の人に我は是大神の子孫を守るべしと仰せられて、くさかべの宮は我フチ大明神と崇められた。このよう

に神の教えの「草かべ・タンベ・ハタ」の氏と号した。是は我フチ大明神の氏子である。故に草かべ・タンベ・ハタの氏は、我フチ大明神を拝む者は弓矢をよくし、子孫も繁盛するものである。

6長谷場純孝、郷党若者への激励文

【解説】

日清戦争を始め、十余万の軍人が水風凜々の戦地で東洋永遠の平和のために、戦っている。この時期、郷里の若者が暖衣飽食していることを耳にした。黙過できない。我が國の飛揚すると同時に、世界の目は我が国に集中している。知識を世界に求め、道義を実際に踏み行う決意がいる。私の真意を了解してもらえば幸甚の至りである。共励奮の若者を奮起させるための檄である。

【封筒表】

〔差出人の部分
「東京芝兼房町
伊藤方」〕

長谷場純孝

一

〔「よ・工」と横線十二本ほどの落書きあり〕

【原文】

（原 文）

明治廿又八年は實に

我大帝国の最も光

輝ある新年にして、

多艱有望の間に、

此の新年を旅窓

の下に迎候御互ひに

此の最光輝ある新

年は永く子孫の

紀念に残るべき

光明著大なる

善良なる成績を

風紀の田野に播種

培養せざるべからず。

（読み下し文）

明治二十八年は實に
我が大帝国のもっとも光

輝ある新年にして、
多艱有望の間に、

此の新年を旅窓

の下に迎え候。お互に

此の最も光輝ある新

年は長く子孫の

記念に残るべき

光明著大なる

善良なる成績を

風紀の田野に播種

培養せざるべからず。

この労を執り、この責

任を全するは吾人
と諸子の要務なり。

（宛書）

〔「薩摩日置郡串木野」〕
□名

〔「錢切手三枚か。スタンプが切手上と、
「日置」の「日」にスタンプ一〇
谷山猪之助殿」〕

我聖

（我が聖）

天子は彼の頑陋不

盡なる清国に對して、

社会の道義と東

洋永遠の和平とを

保持せんがため最も

森嚴なる戰宣を

詔せられたり

聖意昭々日月と

光を爭ふ此の時に

當り吾人は此の

聖意を奉体し

各國に尽すの義を

全ふすべきは勿論

の事に御座候

我同胞拾余万の軍

人軍屬は冰風凜々

の敵地に入りて義と

忠と勇とを尽しつゝ

現に血を流し骨を

暴らしつゝ決意を

実行せるの時也

諸子は此の間に在り

此の志を繼ぎ、この

事を成就せんがため、

倍智と勇と義

天子（天皇）は彼の頑陋不

礼なる清国に對して、

社会の義と東

洋永遠の和平とを

保持するため最も

森嚴なる宣戰を

詔せられたり。

聖意昭々日月と

光を争ふ此の時に

當り吾人は此の

聖意を奉体し

各國に尽すの義を

全うすべきはもちろん

の事にご座候。

我が同胞拾余万の軍

人・軍屬は冰風凜々

の敵地に入りて、義と

忠と勇とを尽しつゝ

現に血を流し、骨を

曝らしつゝ決意を

実行せるの時也

諸子は此の間に在り

此の志を繼ぎ、この

事を成就せんがため、

倍智と勇と義

とを研磨して、倍

帝国の光輝を發揚

し、東洋永遠の平

和を保維するの振

基を固ふするの志

操を堅持せざるべ

からず。

此の志操を堅持する

とすれば、苦節を全う

するの決心と大覺悟

なかるべからず。飲食

暖衣日々悠々として

可惜光の陰を徒消する如き

事ありては却て有害

無益の結果を來すハ

至て看易きの事也

愚人の毀譽は丈

夫の意に介せざる所

婦女兒の称賛は傑

士の潔しとせざる所

也とは古人の至言也

と予先輩の言を

幼兒耳にして、今猶

記憶に深く留め

おり。徒に大言壯

とを研磨して、倍

帝国の光輝を發揚

し、東洋永遠の平

和を保維するの振

基を固うするの志

操を堅持せざるべ

からず。

此の志操を堅持する

とすれば、苦節を全う

するの決心と大覺悟

なかるべからず。飲食

暖衣日々悠々として

可惜光の陰を徒消する如き

事ありては却て有害

無益の結果を來すハ

至つて看易きの事なり。

愚人の毀譽は丈

夫の意に介せざる所

婦女兒の称賛は傑

士の潔しとせざる所

なりとは、古人の至言なり

と、予、先輩の言を

幼兒耳にして、今猶

記憶に深く留め

おり。徒に大言壯

語を放て一時の快を

執るは真正なる

愛國者の欣へき事に

は非るべし直言

公論と大言壯語との

区別を弁知すべきハ

必要の事に御座候

聞説我最親愛

する同郷の青年

諸子は只飲酒放

言或は放恣の域に

傾かんとする風を生じ

たるものゝ如しと近日伝

聞せり予は此の言を

信ぜざる所のもの也

何となれば諸子は

如斯薄志弱行の

人に非ざるを信じ居た

れば也

然れど共予は承知の

通始終邦宗のため、

諸子と親敷緩談

するの間を得ず只

予の性情郷里青年

語を放ちて一時の快を

執るは真正なる

愛國者の欣べき事に

是非るべし直言

公論と大言壯語との

区別を弁知すべきハ

必要の事に御座候

聞説我最も信愛

する同郷の青年

諸子は、ただ飲酒放

言、或は放恣の域に

傾かんとする風を生じ

たるものゝ如しと近日伝

聞せり。予は此の言を

信ぜざる所のものなり。

何となれば諸子は

如斯薄志弱行の

人に非ざるを信じ居た

れば也。

然れど共予は承知の

通り、始終邦宗のため、

南船北馬、郷に在て

諸子と親しく歎談

するの間を得ず只

予の性情郷里青年

の行為云々を耳にして

ハ黙過スルヲ得ず

は、黙過するを得ず。

敢て一書を致し候、

幸ひに予が素行に

顧ミニ此の書中に予が

無限の情を含みたる

を諒して輕々に看過

する事なけれ。

今回大戦争結局の

後には日本帝国の

境遇如何に趣くやハ

深く青年諸子の最も

考慮すべきの大

時機は正に此の時に

在り我が国光の飛

揚すると同時に社会

の視線は我帝国に

集中し況や敵国と

境境を密接するに

至る時は各般の事

従來の形式を異に

するは勿論にて、随つて

国民の見識と胆識

とも擴張せざる可か

らず。青年諸子が

の行為云々を耳にして

は、黙過するを得ず。

敢て一書を致し候、

幸ひに予が素行に

顧ミニ此の書中に予が

無限の情を含みたる

を諒して、軽々に看過

する事なけれ。

今回大戦争結局の

後には日本帝国の

境遇如何に趣くやハ

深く青年諸子の最も

考慮すべきの大

時期は正にこの時に

あり。我が国光の飛

揚すると同時に社会

の視線は我帝国に

集中し況や敵国と

境境を密接するに

至る時は各般の事

従來の形式を異に

するは勿論にて、随つて

国民の見識と胆識

とも擴張せざる可か

らず。青年諸子が

第一の責任は此の間に

在て智識を世界に

求め道義を実

際に踏み行ふの決

意に在りと信す

單に蛙鳴蟬噪

時俗の流れに附隨して

一時の快を執る如きは

断して予の服せざる

所也

予は正に四十の坂

を越へたり誠真実

正に希望するは

只予が一片の愚衷を

諸子が深く諒して、

邦宗の万世の隆昌

を固定ならしむるに

在り

若し醉を買ひ肉

体の快を拾うが如きは

在り諸子深く古今

の史籍に眼を注

で自ら自らの良心に

訴て判決せよ。

第一の責任は、この間に

在りて知識を世界に

求め、道義を実

際に踏み行なうの決

意に在りと信す。

單に蛙鳴蟬噪

時俗の流れに付隨して、

一時の快を執る如きは

断じて予の服せざる

所なり。

予は正に四十の坂

を越えたり。誠に真美

正に希望するは、

ただ予が一片の愚衷を

諸子が深く諒して、

邦宗の万世の隆昌

を固定ならしむるに

あり。

もし、醉を買ひ肉

体の快を拾うが如きは

在り諸子深く古今

の史籍に眼を注

で、自ら自らの良心に

訴えて判決せよ。

古老婆杞憂の一
片言辞絮々文

外に真意を諒せ

られば、幸甚の至りに

御座候也

「こ座候。

古老婆、杞憂の一
片言辞絮々文

外に真意を諒せ

られば、幸甚の至りに

「こ座候。

清国と開戦中

第八帝国議會

開會に付き東

京芝区兼房町

旅窓孤燈の下

におひて

純孝

一月廿日夜認

清国と開戦中

第八帝国議會

開會に付き、東

京芝区兼房町

旅窓孤燈の下

において

純孝

一月二十日夜認む。

共励齋 諸子

共立夜學舍 諸子

諸子

諸子

註：頗固で知恵のない

註：秩序整然として、おそかなさま

註：まづまらない議論

註：おろかな心の中

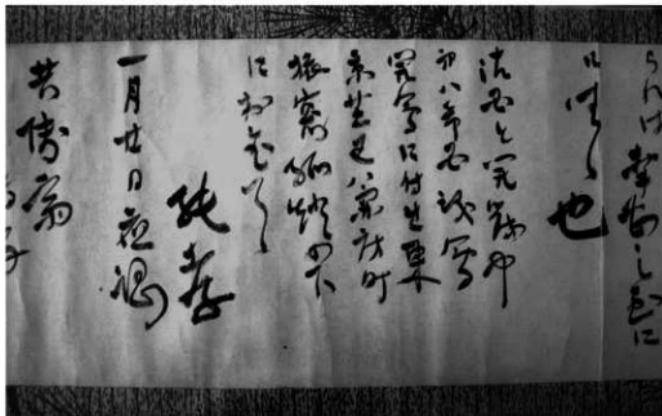
7 富永家文書

水神祓

【解説】

富永家文書とダンナドン信仰
ダンナドンというのは、檀那寺のことと、「隠れ菩提寺」としての性格を持ち、「カクレガン」(隠れ神)ともいわれている。浄土真宗系の「隠れ念仏」とは異なり、真言密教や民俗信仰など諸信仰を取り入れている。現在でも「隠し」の性格が非常に強い。それは、大日如来を本尊とする秘密の教えである真言密教の性格を濃くしているからである。代々、秘伝として口伝で伝えられており、その秘密の中に、信者たちは救いを求めてきた。

富永家の「水神祓い」は、民俗信仰としての「水神マツリ」や「田の神マツリ」などの信仰用語は使用されているが、「光明真言」や「七星の御名」、「九陽の星の名」などの陰陽五行の教えを含む修驗道の性格が強い。代々、口伝であったはずが文書として残されていることから、密教や民俗信仰を研究する上で貴重な史料となっている。又、この文書が天明五年（一七八五）に記されていることから、ダンナドン信仰が、天明年間にも存在していたことを証明してくれる。従来の通説である明治維新前後の発生説を覆す史料として注目される。



長谷場純孝、郷党若者への激励文

(表紙)

「天明五乙卯〔一七八五〕秋吉日 中屋敷之委佐右衛門
水神祓二通〔井〕水神絆全
老成房」

○蘭

／＼

ばん

／＼

ばさらだや

万事の水のきよけれバ

汲て

かたにあびらうんけん 禁ぜ 東方より出る水を仏水と申 禁ぜ 南方

お出る水を風水と申ス 禁ぜ 西方より出る水をちこく水と申ス 禁せ 北

方より出る水をこんごん水と申ス きんぜ 中方より出る水をこびやう水と

申ス 如斯五方より流出する水の本地を委敷尋たてまつに円満水神王ト

いへる彼ひさの下より出る水ヲ汲上ケテ 東方ニ七厘ツけつかい 南方

七厘ツけつかい 西方ニ七りツけつかい 北方ニ七りツけつかい 中

方ニ七りツけつかい 此内のこんごん類イの大地大川の底より出る水ヲ

汲上テ 手を洗イ口をすゝきいほんしやら／＼ すいせんよく

もくらしんひさほんせいいかふしやら／＼ □しやら／＼ お

んそわはんば〇しどざるまたらまそわはどし□かんとさんぐらしやら

／＼に蔽たまへハ かんのふ まし／＼ て 玉のミす御宝殿

の押開キ 桑の弓によもぎの矢ヲ持て 天地四方射拵たまへバ 諸の

しやう鬼神の 大地大川之底射おとされ 万ぐらをへるといへども

うかばざりと言事ヲ つぶさにきこし召 おんほんけん／＼

只今のはじとふにこたへていわく 壱度の祓に百日の難をのがる 百度

の祓に万日の火なん・病難ヲのがる 惣而凡日本六拾州列の大小の

神記等に敬白あいみん納 乾たれたまへ

○蘭

／＼

は蘭は廟に通じ「さえぎり」の意

註1 あびらうんけんII 「オン・アビラウンケン」(船藏界大日如来に帰命奉る

註2 一切を投げ打つて胎藏界大日如来に致いを額み申し上げます)

註3 禁せ 謹せい 謹せ 謹せ 謹せ つしんでお受けうこと

註4 けつかいII 「結界」密教で、魔の災いを防ぐために、道場の一定区域を制限すること

註5 かんのふ御座

註6 ミサ御音

註7 あいみん袁感 袁れみの心を抱いて情けをかけること

天明五年(巳)十月十五日写

○謹せい東方ニ正大青龍王

謹せい南方ニ赤帝赤龍王

謹せい西方ニ白帝ノ白龍王

謹せい北方ニ黒帝黒龍王

謹せい中方ニ黄帝黄龍王

○きんせい東方より流出する水ヲハ仏水ト申ス

謹せい南方より流出する水ヲ法水ト申ス

謹せい西方より流出する水ヲ僧水と申ス

謹せい北方より流出する水ヲふ水と申ス

謹せい中王ヨリ流出する水ヲ五形水と申ス

如レ是五方より流出する水をハ御ちふさ水と申ス 彼の御ちふさ

水ヲ汲上キ 東方ニ七厘ツけつかい 南方ニ七厘ツけつかい 西方ニ七厘結

界 北方ニ七厘結界 中方ニ七厘結界云り奉れハ 其内にこんごんな

の大体となつて 其内より流出する水ヲバ いばんしよふ／＼ こいせ

んよくむくしん不しやほんせい しやら ～にして 我水神王
と申かの時水を扱上ケテ 手ヲ洗イロヲそゝぎ 御そはパンバシ

ゆださらへたらまそわはんばしゆをかんと 三度さんがふヲしよふ／＼

にしてはらいヲいたせば 三身の内のふじやうをのぞき 家の

内にわばんせいの鬼来ル共悪まをバ桑の木の弓 あしの矢ヲ以テ天地

の四方ヲいはらへバ 諸の悪いあぐなんしゆそん敵まをくに至る

まで 売大海の底に射おとし ばんかふヲへるとも浮ブへから口はら

いをいたせバ さほしかのハツの御ミヽヲ振立テ こがねのおん眼ヲ

ひらき 仏神三宝諸神來りんよふがふ有て 七難ノ即滅 七福即生し

ゆこせしめたまへ さいはい～～～つゝしみやまつて申ス

註 8 三身＝法身（永遠の真理を供えたもの）・應身（世の人を導くために出現した仏）

完成したもの）・報身（菩薩が誓いを立て、

註 9 ダラニキヲ＝陀羅尼經 密教の經文
しろき＝業（しとき）＝うるち米を蒸して煎り、円形か梢円形にした
もの。神前に供える

田之神マツリ

たのかミをまつりて見れバ いなこづミ中に如來のましまする いな
こづミのすがたをミレバ 如來也 本にまさしこらにほがれハ候まし
まつりはづしに御座る共 請取りはつしハ候まし 九拾九の御田の神

七星ノ御名

○どん～～～星 ○こもん星 ○六そん星 ○もんぎよく星

○きんたい星 ○ふざよく星 ○はぐん星

右七よくの星の御名如斯也

九ようの星の名

十一面ノくハソノン ○大日如來 ○シャカ如來 ○あみだ如來

○ひこ星 ○土用星 ○水用星 ○こん用星

セイボサツ フドウ コクウザウ ○薬如來

○日やう星 ○火用星 ○けいと星

センジウクンノン もぐ用星

月やう星

右如斯也

七よふ・九やふの星の御（御本尊）と申上ル也

夜ル道ヲ行時心持惡敷節比文もんをとなへ申也

シヽイツクスレハ百枚ナヲレズ
如斯となへ候得者キツね付事なし

水神マツリ
上ミの瀬 下モのせ 中の瀬ノ水神五王神 瀬の下タの五王神
に白米のしづきをまつりくらぜ上ヶ申ス 御水御くら迄相添まつると
きハめん（註10）に申分ケ可上ヶ也

水神マツリ如左ノ

一かほどたつとき味を調へ早くまいれやうかのひめぎみ
一かほどたつときあぢわひをかんどのびおく早々おんぶくせしめたま
へ上の瀬・下の瀬・中の瀬の水神五王神 瀬の下の五王神に白め
の白ぎをまつりくうぜあげ申ス

ともひきの方

一年八十ヲ 其日子ノ日子らかぞへて十ヲめ

一月ハ九ツ 左之通り

一日ハ七ツ 左之通

一時ハ三ツ 子ノ時なら者子らかぞへ三ツめ

右之通見合ル也

まぐり返シ 人に物を借スに吉
屋内二物を入れル事なけれ

一正・七月ハ 一二日・八日・十四日・廿日・廿六日

一二・八月ハ 朔日・七日・十三日・十九日・廿五日

一三・九月ハ 六日・十二日・十八日・廿四日

一四・十月ハ 五日・十一日・十七日・廿三日・廿九日

一五・十一月ハ 四日・十日・十六日・廿二日・廿八日

一六・十二月ハ 三日・九日・十五日・廿一日・廿七日

右之通三面候也、此日よく～～見合肝要也

焼火せん日ヲ知る事

一子ノ年の人ハ 正月十五日ニ焼ハ三十日ニ死ス

一丑ノ人ハ 二月七日 三年ニ死ス

一寅ノ人ハ 七月七日 一年ニ死ス

一卯ノ人ハ 五月三日 ざん時ニ死ス

一辰ノ人ハ 六月十八日 二年ニ死ス

一巳ノ人ハ 四月廿一日 ざん時ニ死ス

一午ノ人ハ 三月三日 半年ニ死ス

一未ノ人ハ 八月十五日 三年ニ死ス

一申ノ人ハ 十一月三日 七日ニ死ス

一酉ノ人ハ 九月廿七日 十八日ニ死ス

一戌ノ人ハ 十月廿二日 十四日ニ死ス

一亥ノ人ハ 十二月一日 一年ニ死ス

一亥ノ人ハ 二月二日

右此日よく～～見合肝要也、
癪疾ノ符

〔ヨウセキノフ〕
一 天益のあまとふ渡る舟人も こふかの水に恐れこそある

一 大ほへる時ゆうとね也

一 あづまやのねやのひさしにくる大ハ あざをくびいてしたをくびら

一 す 犬亥子丑寅

一 土亥子丑寅

一 大川をとる時となへる事也

一 ひすでにやクイクセシハカハすまし 川たつ〔縄の子〕

一 幸明しんごん

一 フンナブギヤ○ビイロシヤノ○マカボダリ まにはんどて○じんばら

ハラバリタヤ ウン

この真言を二回、七回、二十一回唱えれば、生死（生死をくり返すこと）輪廻（のり）の重罪から逃れられる。宿業（宿業や病氣や障害を除き、知恵や福業、長寿を得る。百回唱え、土砂を死者の上にかけ祈禱（心仏にことを告げて祈ること）すれば、西方安樂國（はなむけくに）往生（現世を去つて他の仏の淨土に生まれること）出来るといわれる。

書物

〔解説 1〕

富永家には江戸期からの『書物』と書かれた金銭借用証或いは土地売渡証が多数残されている。ここでは、江戸期から明治十四年までを取り上げた。

このうち一番古いものは、天明二年（一七八二）十月二十日の金銭借用証である。これは、諸上納方が出来なくなり、錢三貫五百文を「位田敷銀」で借りている。「位田敷銀」とは、「豆板銀」のことである。高額貨幣の「丁銀」に対して「豆板銀」は小額貨幣で一般的に使用されていた。「位田敷銀」と書かれているのはこの文書だけである。質物として但書の田（この但書の田の記載はなくなっている）を差し出している。ただ、この田は御物高（つまり門割で与えられた田であるので、もし取り上げられたら、自分所有の畠を書き入れて置くのでそれを使わざりに差し出すと言っている。

次に古いものは享和四年（一八〇四）の土地売渡証で、名頭（なづ）と相談し田を永代に売り渡しており、田上納も請け込みで買主が負担する決めていた。自分の土地であれば名子らと相談する必要はないので、この土地も門割で与えられた田であると思われる。

或いは屋敷とした。一般的には、屋敷は門よりも家部数が少なかったと言われる。残された史料から、市来地域の大里村・川上村は門数が多く、串木野地域は全体的に屋敷数が多かつたと言える。

門・屋敷をまとめる役を名頭といい、その下に名子がいた。年貢などの上納は門・屋敷の連帯責任であり、石高の八割は藩に納めるという農民にとっては厳しいものであった。

門・屋敷の田畠・屋敷地は、その土地の地味により上・中・下・下々の等級に分けられた。一門・屋敷の耕作地は、村のあちらこちらに分散させ、それを収穫量が一定となるよう組み合わせて、門割検地の時くじを引いて門ごとに割り当てた。これは門ごとの不公平をなくすためと、災害などの時、一ヶ所だけにまとまつていると被害でその門・屋敷がつぶれるのを防ぐためでもあった。いちき串木野市の土地の等級は、中・下・下々が大部分を占めていた。

薩摩藩に於いては、享保内検（一七三一—一七二六年）が藩全体としての最後の検地で、それ以降は行われなかつた。しかし局地的な検地は隨時行われた。市来の大里村では、寛政十二年（一八〇〇）に、それで度々願い出していた御教門割（おけいもんわり）が行われた。御教門割とは、年とともに地味が劣つてきたり、賦役を担う十五～六十歳未満の男子、すなわち用夫が減少したりして耕作できない田畠があり貢租の負担に堪えられなくなると、村全体の検地を行つて田畠の等級・面積などを改め、石高を引き下げてもらうというものであつた。

門・屋敷に与えられた田畠は、売買など禁止されていて、前出の文書を見ると、羽島村ではそれらを借金の質に入れ、また売買もしており、地域によっては門割制も緩やかであつたのではないかと思われ

るのである。

文政六年（一八一三）以後は、永作、永作地、永作田などと記載してあり、自分たちで開墾した土地を売っていることがわかる。永作田とは、大山野や荒れ地などを自分の費用で開墾して、四年目から門高と同じように税（极高一石につき納米三斗九升八合）その他の年貢を納めるが、開墾した者が所有できた土地のことである。

ここに取り上げた史料の買主は、新屋敷・万造寺・平身・富永・富永など、記載の仕方は色々であるが、いずれも富永家の一族であると思われる。富の字も「富」又は「富」と一定していない。

〔参考文献〕『串木野郷土史』一九八四 串木野市教育委員会

『市来町郷土誌』一九八二 市来町

② 天明二年〔一七八二〕

書物

錢三貫五百文印 位田敷銀

右者、此節諸上納方ニ差支、右員敷御借用仕所別条無御座候、返済方

之儀者、御入用次第堅固ニ首尾可仕候、其内為質物但書之田指渡置申候、右御物高之儀ニ候故、若御取揚ニモ相成候ハ、私所持之畠みぞ下江
壱揚所書入置申候間、万壹相違之儀も御座候ハ、右畠さし渡可申候、為後日口入相立、書物如御座候、口上、
かり主平石村之

天明二年十月廿日

仲介人

仁左衛門印

口入万福之

孝右衛門印

新屋敷之与四右衛門殿
【裏書】

「かり主平石村之仁左衛門」

③ 享和四年〔一八〇四〕

書もの

うとら田壱場所

但畠 老畠式拾八歩 稲壱斗壱升

代銭拾三ヶ文印

右者、無拠差支ニ村内名子中江相談いたし、右場所水代ニ此節完渡事
別条無御座候、行々後年ニ至り候而も相違ケ間敷事申上間敷候、尤右
田上納之儀も御方請込ニ而被召下候様ニ出会い之上ニ而相究置申候、先
為後日書もの相調相渡申候、以上、

壳主萩元名頭

五右衛門印

口入中屋しき

与四郎印

享和四年丁
二月四日

万造寺
与左衛門殿

五右衛門印

書物

右者、此節諸上納方ニ差支、右員敷御借用仕所別条無御座候、返済方

之儀者、御入用次第堅固ニ首尾可仕候、其内為質物但書之田指渡置申候、右御物高之儀ニ候故、若御取揚ニモ相成候ハ、私所持之畠みぞ下江
壱揚所書入置申候間、万壹相違之儀も御座候ハ、右畠さし渡可申候、為後日口入相立、書物如御座候、口上、
かり主平石村之

天明二年十月廿日

仲介人

仁左衛門印

④ 文化十一年〔一八一四〕

如此御座候、以上、

書物

万福渡大丸井手溝下

大山野畠老場所

代錢四貫文

右者、内々無拵入用之儀到来仕、御方江右之地面永代壳渡、代錢右之通
儲相請取申候處別条無御座候、為後年証拵人相立書物如斯御座候、以

上、

文化十一年庚

壳主平石之

仁右衛門印

十一月廿七日

証拵人右同村之

源左衛門印

平身之

与右衛門殿

⑤ 文政六年〔一八一三〕

長 仲左衛門印

書物

萩元

畠水作地壱場所印

右者、此節無拵儀差支、右之畠水代壳渡候處別条無御座候、左候而
右代錢トノ錢式拾貫文相受取申候處、是亦別条無御座候、往々何事
之儀共曾而申間敷候、為印□印証拵人相立書物相添置申候、仍為後年

万造寺之

十二月

証拵人

長 与三左衛門印

壳人萩元之

五右衛門印

松崎之

勘右衛門印

新村之

休左衛門印

証拵人萩元之

安右衛門印

右同

尾崎之藤右衛門印

平身之

与右衛門殿

天保六年壬

⑥ 天保六年〔一八一五〕

別紙坪付之通永代壳渡候儀、別条無御座候間、向年難渋ケ間敷不申、

添書如斯御座候、以上、

但六ヶ敷儀共到来いたし候節者、与三左衛門受合印候、

長 仲左衛門印

天保六年壬

与右衛門殿

受取

錢六拾貫文四

右者、其許松尾之万右衛門ら相受取候高代錢トノ儘シ相受取候、以上、

松ヶ平

坪付

下々田六間五合間

四畝拾步一町十

市兵衛

赤穂毫表式斗壱升

右之通坪付如斯御座候、以上、

天保三年正月六日

四郎左衛門四

長仲左衛門様

羽島平身之
与右衛門殿

末十二月廿九日

長仲左衛門四

⑦ 弘化二年〔一八四五〕

坪付証文

萬ノ山作

下々田八間廿六間

六畝廿八步

利右衛門

赤穂毫表式斗八升

楠ハシ右同

下々田四間九間

毫表六步

孫右衛門

白浜屋敷之

与四郎四

高

右之通、坪付別紙書物相添相渡申候、以上、

但別紙受取書相添差遣申候、以上、

末十二月廿九日

弘化二年正月廿四日

与四郎四

万造寺屋敷之

与右衛門殿

公用

「裏書」

「羽島平身之

与右衛門殿

長仲左衛門

一

書物

補ばへ字

書物

萬ノ山字

永作田五畝拾五歩

代錢人拾貰文印

右者、去秋上納方内々差支之訛到来仕、別紙坪付之通此節御方正永代二
壳渡、代錢右之通鑑相請取申候處別條無御座候、尤至後年何様成六ヶ
敷儀到来仕候而も、御方正少も難波相掛間敷候、為後年口入相立書物相
認如斯御座候、以上、

右者、去秋年貢上納方内々差支之訛到来仕、此節別紙坪付之通持合
之永作御方正永代壳渡、代錢右之通鑑相受取申候處別條無御座候、
尤至後年何様成六ヶ敷儀到来仕候も御方正難波相掛間敷候、為後年
口入相立書物相認如斯御座候、以上、

白浜屋敷之

壳主 与四郎印

壳主 与四郎印

弘化二年正月廿四日

口入 同

口入 同

甚兵衛印

甚兵衛印

右同 同

右同 同

幸左衛門印

幸左衛門印

右同 火野坂屋敷之

右同 火野坂屋敷之

庄兵衛印

庄兵衛印

右同 坂口屋敷之

右同 坂口屋敷之

善兵衛印

善兵衛印

万福屋敷之

万福屋敷之

証拠人名主 戸右衛門

証拠人名主 戸右衛門

有村屋敷之

有村屋敷之

万造寺屋敷之

万造寺屋敷之

与右衛門殿

与右衛門殿

⑧ 弘化五年（二月二十八日からは嘉永元年）〔一八四八〕

証文

金子拾三両

右者、輕船方正入用之儀三付御借用いたし候儀別条無御座候間、御返済近々無間違御首尾合可致候間、質物等之儀者書入不申、仍而証文如此御座候、以上、

弘化五年

四月八日

肝付仁兵衛

兼珍(花押)

与右衛門殿

嘉永四年〔一八五二〕

書物

羽島崎

皇壇場所

代錢拾五貫文

右者、此節無拵入用儀到来仕、右地面御方正永代正克渡、代錢金嵐相請取申候別条無御座候、往々御支配可被成、為後年証拵人相立書物如此御座候、以上、

嘉永四年正

十一月廿九日

壳主新村之

休左衛門印

証拵人同村之

伝左衛門印

万造寺之

与左衛門殿

嘉永六年〔一八五三〕

書物

富永やしきの

赤岩やしきの
仙左エ門印

万造寺屋敷之

与左衛門様

四月八日

肝付仁兵衛

兼珍(花押)

羽島崎

皇壇場所

代錢拾五貫文

右者、此節無拵入用儀到来仕、右地面御方正永代正克渡、代錢金嵐相請取申候別条無御座候、往々御支配可被成、為後年証拵人相立書物如此御座候、以上、

嘉永四年正

十一月廿九日

壳主新村之

休左衛門印

証拵人同村之

伝左衛門印

万造寺之

与左衛門殿

嘉永六年〔一八五三〕

書物

富永やしきの

口入

太左衛門印

平山割合

嘉永三年

書物

富永やしきの

借主

太左衛門印

平山割合

右者、當上納方差通本行御借用申上候儀相違無御座候、御返済方之儀者來亥三月限元利無相違御返済可仕候、尤其內為質物最早御方者質物二付も入置申候得共、外二何そ召入置候品々無御座候二付、又木尻水作田毫場所書入置申候、万毫限月通御返済不相調候ハ一、跡々方之借入株々相円メ右地面永代相渡可申候間、御方正勝手次第作職可被成候、至其時少シも難渋筋申上間敷候、為其口入相立書物如斯御座候、以上、

嘉永三年

度十二月廿六日

書物

太左衛門印

平山割合

永作田三畝七歩

代錢三拾八百四拾四文

右者、上納方^{ニ付}内々差支之訳到来仕、此節御方^五永代^一壳渡、代錢本行之通體^{ニ相請取申候}別條無御座候、往々御勝手次第御支配可被成候、

尤至後年何様成六ヶ敷儀到来仕候而も御方^{五曾}而御難波相掛間敷候、仍而為後年証文如斯御座候、以上、

壳主中屋敷之

仙左衛門

万造寺屋敷之

与右衛門殿

右同白浜屋敷之

平左衛門

元治元年十一月廿五日

壳主自浜之
庄右衛門
証拠人
新助

嘉永六年五月

証拠人名主

火野坂之次郎右衛門

万造寺屋敷之

与左衛門殿

元治元年十一月廿五日

書物

□事之内下々田^{三間}老畝

粗毫斗四升

【裏書】

「中やしきの千左エ門」

有畝老畝拾步

代錢武拾貫文

右者、當上納差支^{ニ付}、右地面御方^ヘ永代^一壳渡、代錢體^{ニ相請取申候}別條無御座候、往々御支配可被成候、私子孫^ニ至候而も右地面^{ニ付}難波筋申間敷候、為後年書物如斯御座候、以上、

元治元年

壳主中屋敷之

十一月廿五日

証拠人宝満屋敷之

勘右衛門印

田九畝拾八歩

代錢百五拾六貫文

右者、年々上納方^{ニ付}皆納不相濟、諸所^江借銀等有之、右之永作御方^江永代壳渡、代錢右之通體^{ニ相請取申候}別條無御座候、往々御支配可被成候、且私子孫^ニ至候而も右地面^{ニ付}難波筋申間敷候、為後年書物如斯御座候、以上、

平身之

与左衛門殿

作右衛門

(14) 元治元年〔一八六四〕

書物

永作田八畝三歩
代錢百武拾貢文

右者、年々上納方ニ差支、右永作地御方ニ別紙坪付通永代ニ壳渡、代
錢右之通體御請取申候處別条無御座候、往々永年ニ至候而モ右地面ニ
難済筋申間敷候、為後日証拠人相立書物如斯御座候、以上、

元治元年

十二月廿九日

壳主福永屋敷

庄兵衛

証拠人立石屋敷

名主 新助

平身之

母左衛門殿

元治元年十二月萩平

五間半

田一間

田二間

田三間

田四間

田五間

田六間

田七間

拾步八合

六步三合

九步六合

六步六合

七步七合

八步八合

九步九合

十步八合

十一步七合

十二步六合

十三步五合

十四步四合

十五步三合

十六步二合

十七步一合

十八步

十九步

二十步

二十一步

二十二步

二十三步

二十四步

田二間六合

田四間半

田五間

田七間半

田十三間

田一間

田二間

田四間

田五間

田三間

田一間四合

田四間

田二間

田二間半

田三間

田二間

田二間

田二間

田二間

田二間

田二間

田二間

田二間

八郎ヶ山

証文

一永作田七畝

(15) 慶応二年〔一八六六〕

福永之庄兵衛水作

岩下 一同 五款

代錢百八拾貫八百文(印)

合老反式(印)

右者、私水作田右員敷御方江永代壳渡申候儀別條無御座候、尤後年至而何様之六ヶ敷儀到来いたし申候共、御方様一マツ者少も難渋掛上申間敷候、為後日依而証文如斯御座候、以上、

慶應二年正月

壳主平原之

庄助(印)

証提人松尾之

仲左衛門(印)

万造寺之

与左衛門殿

⑯ 明治元年〔一八六八〕

書物

古寺
永作壳敵廿步

代錢武百貫文也

右者、此節内々無撻入用到来仕申候處、右之地面御方江永代壳渡申候處、右之通錢二付相請取申候處別條無御座候、孫子ニシテ至候而も右之地面二付而者難渋筋申間敷、証提人相立為後日書物如斯御座候、以上、

壳主松尾之

明治五年〔甲午〕十月十一日

太次右衛門(印)

口入光瀨之

岩右衛門(印)

⑯ 明治元年〔一八六八〕

書物

中屋敷名子屋敷余地

嵐七
七間半
代錢百式拾武步五合(印)

代錢百式拾武貫五百文(印)

右者、年々上納方皆上納不相調、右之地面此節御方江永代壳渡、代錢

右之通錢二付相請取申候處別條無御座候、往々御支配可被成候、私子孫ニシテ至而も右地面二付六ヶ敷儀申間敷候、為後年之証提人相立書物如斯之御座候、以上、

明治元年辰十二月廿三日

中屋敷之

壳主 八郎(印)

新村之

名主 庄右衛門(印)

有村之

証提人 与四右衛門(印)

万造寺之

与左衛門殿

其外同役中

(18) 明治七年〔一八七四〕

書物

後平大山野

一烟七畝余り

万福尻南面

一同老反武畝余り

石揚^井大丸

合畠武反八畝余り

代錢三百八拾武^{メダ}七百六拾四文

右者、此節内々無撫差支^{シカヒ}御方様^{シカヒ}永代^{ミツダ}壳渡^{カキワタ}候處、代錢右之通
鑑^{シカヒ}相請取候儀別条無御座候、往々御支配可被成候、私之子孫^{ミツラ}至候
而も右地面^{シカヒ}難渋申間敷候、証拠人相立為後日書物如斯御座候、以
上、

明治七年^庚正月廿九日
平身之

与左衛門殿

(19) 明治七年〔一八七四〕

書物

岩下字

永作武拾步^{シカヒ}

壳主新村之
松右衛門^{シカヒ}
証拠人平原之
庄助^{シカヒ}

明治七年^庚

正月廿九日
平身之

与左衛門殿

明治七年^庚正月廿九日
平身之

与左衛門殿

(20) 明治十年〔一八七七〕

代錢九百貫六百文^{シカヒ}
西之原二ヶ所
証文

右者、此節差支^{シカヒ}かせ御方様^{シカヒ}永代壳渡^{カキワタ}シ、右代錢鑑^{シカヒ}相請取申候處別
條無御座候、依而為後年壳切証文如斯御座候也、

永作六畝拾五步

代錢九百貫六百文^{シカヒ}

壳主

岩下直左衛門^{シカヒ}

口人

岩下戸右衛門^{シカヒ}

中屋敷之

太次右衛門殿

代錢百貫文^{シカヒ}

右者、此節無撫差支^{シカヒ}御方様^{シカヒ}永代^{ミツダ}壳渡^{カキワタ}、代錢鑑^{シカヒ}相請取申候處
候間、後年^{ミツダ}至而も少も難渋申間敷候、為後日依而証文如斯御座候、

以上、
明治七年^庚正月四日

野元 幸之助^{シカヒ}
蓑も岩右衛門^{シカヒ}

平身之
与左衛門様

野元 幸之助^{シカヒ}
蓑も岩右衛門^{シカヒ}

(21) 明治十一年〔一八七八〕

田 六間六合五夕
七間合五夕

毫畝拾八分八合七夕七才

内 四步四尺畝

差引毫畝拾四分八合三夕七才正

右之通相違無之候也、

立会

同掛

岩下徳右衛門

建石左衛門

富永伝左衛門

俣木与四右衛門

中島新右衛門

馬場戸右衛門

此度

金三百九十七円四十錢

一銅錢七拾四枚

錢二ヶ本行

右下山入札地料トシテ正受取候也、

(23) (明治)十一年四月二十日〔一八七八〕記

錢壹万五千百三ヶ九百六拾五文

此度

金三百九十七円四十錢

右之通相及候事、

羽島村同掛中

十一年四月十日

与左衛門殿

(22) 明治十一年〔一八七八〕

赤岩方

田 六間五合

内 四步四尺

毫畝拾八分八合七夕七才

内 四步四尺

毫畝拾四分八合三夕七才正

内 四步四尺

毫畝拾四分八合三夕七才正

十一年四月十日

富永与左衛門殿

戸長事務所

十一月

十一年四月廿日

羽島村

与左衛門方

拾四步九合五夕

内拾四步六夕返畝

差引三合五夕過

(24) 明治十一年〔一八七八〕書物

猪鼻之

五郎左衛門(重略)

あい木

一中田(重略)六間 老反三畝武拾六步

真柳九表四斗

平身之

与左衛門殿

当用

五月廿一日

代錢千三百五拾三メダチ四百五拾武文(重略)

右者、年々上納御年貢ヨウコウ内々差支之訳出来仕、此節御方正右之地面永代ヨウダイ充渡、代錢右之通健、相請取申候處寔正也、往々御支配可被成、

私子孫至候而も右地面ヨリ難済筋申間數候、為永年証拠人相立書もの如斯御座候也、

壳主

猪鼻之

明治十一年(重)四月廿九日

証拠人
善助(重)

立石之

辰右衛門(重)

羽島富永之

与左衛門様

与左衛門殿

右之通差越候間御受取有之度、此段申遣候也、

宮地寿郎太

右者、拙者落札之其許下山田地拾八番地所惣代価とメダチ正落手候也、

明治十一年(重)五月廿四日

銅錢拾老文

26 明治十一年(一八七八)
旧錢三百三拾四メダチ八百文
但円札八円八拾錢ト
受取

方取入之段今日承り置候處、下山之甚助參り買入度段申出候間、右江差遣候ハ、可然哉ニ御座候間、何卒其通汲取可給、此段申上候、以上

(25) 五月廿一日〔明治十一年カ〕

此内ヨリ批下山入札田壳事之段、子共太次右衛門正及依頼置候處、御

羽島

届方御賴

宮地寿郎太

富永之

与左衛門殿 急用

五月廿八日

条無御座候、先者至後年候而も六ヶ敷儀無之様、為後日之証文如斯御
座候、以上、
明治十二年六月

壳主

室蘭右衛門印

証拵人

惣代

中屋太次右衛門印

富永与吉殿

㉗ 明治十二年〔一八七九〕

証文印

一大山野老場所

一田老畠拾五歩

一代価三百八貫文印 田代

一代価四拾八百九拾文印 畠代

右者、今般差支之為右地面御方へ永代印壳渡、代価本行之通証也相
請取印候義美正也印、因而古年三至候而も右地面二村而者曾而難渋筋申
間敷、為後証確証如斯御座候也、

明治十二年〔一月十二日〕

壳主 松尾太次右衛門印

㉘ 明治十二年〔一八七九〕

原田
下々田

富永与吉殿

一大山野老場所

一田老畠拾五歩

一代価三百八貫文印 田代

一代価四拾八百九拾文印 畠代

右者、今般差支之為右地面御方様印 永代印壳渡、代価正相請取候義美正也、

依而永年三至而右地面二村而者曾而難渋申間敷候、為後証確証如斯御座候
也、

明治十二年〔一月廿八日〕

壳主

宇多木
書物

烟拾壹步五合印

代價百武拾九貫七百九文印

右者、此節無據相統之訛屋敷通丈永代壳渡、右代錢正相請取申候別
別

有村助右衛門印

証拵人

桜
正左衛門印

羽島村惣代

中谷太次右衛門㊞

富永与左衛門様

正也、往々御支配可被成、私子孫至候而も右地面付六ヶ敷儀申間敷、
依而為水年書物如斯御座候也、

明治十三年正月旧正月廿九日

壳主
証拠人
官 正次郎㊞

富永与左衛門様

右同
万造寺正五郎㊞

字土井道
書物

下々田十三間廿六間毫反毫畝八步㊞

糲七俵三升

尾崎万右工門㊞

内下々田武敏㊞

代錢四百五十貢武百文㊞

右者、内々無撫差支付御方様付右之高永代壳渡、代錢儘相請取申候儀

矣正也、往々御支配可被成、私子孫至候而も右地面付六ヶ敷儀申間敷、

依而為水年書物如斯御座候也、

明治十二年正月廿九日

地主 尾崎万右工門㊞

証拠人

尾崎勘左工門㊞

富永与左衛門殿

明治十三年正月一月

保証人
立石庄助㊞

万造寺与左工門殿

水洗
書物

下田十四間武敏廿步 糀毫表武斗六升

下田毫畝拾步 糀三斗五合

代金拾三円五拾錢

内々無撫差支付御方様付右高永代壳渡、代金儘相受取申候儀實

右者、内々無撫差支付御方様付右高永代壳渡、代金儘相受取申候儀實

印高武敏 万福堂之前

羽島村惣代

中谷太次右衛門㊞

富永与左衛門様

正也、往々御支配可被成、私子孫至候而も右地面付六ヶ敷儀申間敷、
依而為水年書物如斯御座候也、

明治十三年正月旧正月廿九日

壳主
証拠人
官 正次郎㊞

富永与左衛門様

右同
万造寺正五郎㊞

字土井道
書物

下々田十三間廿六間毫反毫畝八步㊞

糲七俵三升

尾崎万右工門㊞

内下々田武敏㊞

代錢四百五十貢武百文㊞

右者、内々無撫差支付御方様付右之高永代壳渡、代錢儘相請取申候儀

矣正也、往々御支配可被成、私子孫至候而も右地面付六ヶ敷儀申間敷、

依而為水年書物如斯御座候也、

明治十二年正月廿九日

地主 尾崎万右工門㊞

証拠人

尾崎勘左工門㊞

富永与左衛門殿

明治十三年正月一月

保証人
立石庄助㊞

万造寺与左工門殿

水洗
書物

下田十四間武敏廿步 糀毫表武斗六升

下田毫畝拾步 糀三斗五合

代金拾三円五拾錢

内々無撫差支付御方様付右高永代壳渡、代金儘相受取申候儀實

右者、内々無撫差支付御方様付右高永代壳渡、代金儘相受取申候儀實

右者、内々無撫差支付御方様付右高永代壳渡、代金儘相受取申候儀實

印高武敏 万福堂之前

羽島村惣代

中谷太次右衛門㊞

富永与左衛門様

正也、往々御支配可被成、私子孫至候而も右地面付六ヶ敷儀申間敷、
依而為水年書物如斯御座候也、

明治十三年正月旧正月廿九日

壳主
証拠人
官 正次郎㊞

富永与左衛門様

右同
万造寺正五郎㊞

字土井道
書物

下々田十三間廿六間毫反毫畝八步㊞

糲七俵三升

尾崎万右工門㊞

内下々田武敏㊞

代錢四百五十貢武百文㊞

右者、内々無撫差支付御方様付右之高永代壳渡、代錢儘相請取申候儀

矣正也、往々御支配可被成、私子孫至候而も右地面付六ヶ敷儀申間敷、

依而為水年書物如斯御座候也、

明治十二年正月廿九日

地主 尾崎万右工門㊞

証拠人

尾崎勘左工門㊞

富永与左衛門殿

明治十三年正月一月

保証人
立石庄助㊞

万造寺与左工門殿

水洗
書物

下田十四間武敏廿步 糀毫表武斗六升

下田毫畝拾步 糀三斗五合

代金拾三円五拾錢

内々無撫差支付御方様付右高永代壳渡、代金儘相受取申候儀實

右者、内々無撫差支付御方様付右高永代壳渡、代金儘相受取申候儀實

右者、内々無撫差支付御方様付右高永代壳渡、代金儘相受取申候儀實

印高武敏 万福堂之前

羽島村惣代

中谷太次右衛門㊞

富永与左衛門様

正也、往々御支配可被成、私子孫至候而も右地面付六ヶ敷儀申間敷、
依而為水年書物如斯御座候也、

明治十三年正月旧正月廿九日

壳主
証拠人
官 正次郎㊞

富永与左衛門様

右同
万造寺正五郎㊞

字土井道
書物

下々田十三間廿六間毫反毫畝八步㊞

糲七俵三升

尾崎万右工門㊞

内下々田武敏㊞

代錢四百五十貢武百文㊞

右者、内々無撫差支付御方様付右之高永代壳渡、代錢儘相請取申候儀

矣正也、往々御支配可被成、私子孫至候而も右地面付六ヶ敷儀申間敷、

依而為水年書物如斯御座候也、

明治十二年正月廿九日

地主 尾崎万右工門㊞

証拠人

尾崎勘左工門㊞

富永与左衛門殿

明治十三年正月一月

保証人
立石庄助㊞

万造寺与左工門殿

水洗
書物

下田十四間武敏廿步 糀毫表武斗六升

下田毫畝拾步 糀三斗五合

代金拾三円五拾錢

内々無撫差支付御方様付右高永代壳渡、代金儘相受取申候儀實

右者、内々無撫差支付御方様付右高永代壳渡、代金儘相受取申候儀實

右者、内々無撫差支付御方様付右高永代壳渡、代金儘相受取申候儀實

印高武敏 万福堂之前

羽島村惣代

中谷太次右衛門㊞

富永与左衛門様

正也、往々御支配可被成、私子孫至候而も右地面付六ヶ敷儀申間敷、
依而為水年書物如斯御座候也、

明治十三年正月旧正月廿九日

壳主
証拠人
官 正次郎㊞

富永与左衛門様

右同
万造寺正五郎㊞

字土井道
書物

下々田十三間廿六間毫反毫畝八步㊞

糲七俵三升

尾崎万右工門㊞

内下々田武敏㊞

代錢四百五十貢武百文㊞

右者、内々無撫差支付御方様付右之高永代壳渡、代錢儘相請取申候儀

矣正也、往々御支配可被成、私子孫至候而も右地面付六ヶ敷儀申間敷、

依而為水年書物如斯御座候也、

明治十二年正月廿九日

地主 尾崎万右工門㊞

証拠人

尾崎勘左工門㊞

富永与左衛門殿

明治十三年正月一月

保証人
立石庄助㊞

万造寺与左工門殿

水洗
書物

下田十四間武敏廿步 糀毫表武斗六升

下田毫畝拾步 糀三斗五合

代金拾三円五拾錢

内々無撫差支付御方様付右高永代壳渡、代金儘相受取申候儀實

右者、内々無撫差支付御方様付右高永代壳渡、代金儘相受取申候儀實

右者、内々無撫差支付御方様付右高永代壳渡、代金儘相受取申候儀實

印高武敏 万福堂之前

代金札拾四円

右者、此節無擔差支御方様^(江)永代完渡、右之代金正^(二)相請取申候儀別条無御座、子々孫々至而も少しも難事申掛間敷候、為其口入前立為後年証書如是御座候也。

明治十三年(丁卯)一月十日

壳主

万福仁介^(印)

口入証拵人

同 武右衛門^(印)

田地永代完渡証書
字口ノ町
一田反別毫反武戸廿五歩^(印)

此代価

一金九拾五円也^(印)

④ 明治十三年(一八八〇)
書物

[上書]

万造寺与左衛門殿

[上]

万福仁介^(印)

中田廿六間^(十六間)毫反三戸^(三戸)拾六歩
猪鼻之五郎左衛門

内田壱畝

桺武斗三升

代金札百貫文^(印)

右者、年々上納御年貢^(井)内々差支之訳出来仕、此節御方^(江)右之地面永代亮渡、代金右之通鑑^(二)相受取申候儀美正也^(印)、往々御支配可被成、私子至候而も右地面^(付)難渋筋申間敷候、為永年証拵人相立書物如斯御座候也。

明治十三年(丁卯)三月十四日

壳主 松崎栄右衛門^(印)
証拵人 松尾 庄助^(印)

富永与左衛門殿

⑤ 明治十三年(一八八〇)

田地永代完渡証書

字口ノ町

一田反別毫反武戸廿五歩^(印)

此代価

一金九拾五円也^(印)

右之田地我等代々持來候得共、今般金子要用^(付)前書ノ代価^(印)相定、其許殿へ永代^(二)亮渡、代金儘^(二)相請取申處確美也^(印)、然ル上者、此田地^(二付)親族ハ基ヨリ其他ヨリ聊苦情申者一切無之候、若シ故障申者有之候ラバ吾等罷出急度聲明、其許殿へ毫モ御迷惑相懸申間敷候、為後日田地亮渡証書一札如此候也、

明治十三年(一八八〇)十二月廿八日

壳主

永田金太郎^(印)

保証人

渡泊万右衛門^(印)

[註] この文書は算紙を使用

万造寺与右衛門殿

明治十三年〔一八八〇〕

田地永代壳渡証書

字愛木

一田反別壳畝廿三歩

(印)

此代価四百六拾九貫九百三拾武文

(印)

右之田地我等代々持來候得共、今般金子要用前書ノ代価相定、其許殿ヘ永代壳渡、代金體相受取申處確美也、然ル上者、此田地親族ハ基ヨリ其他ヨリ聊苦情申者一切無之候、若シ故障申者有

之候ラバ、吾等龍出急度坪明、其許殿ヘ毫モ御迷惑相懸申間敷候、為後日田地壳渡証書一札如此候也、

明治十三年旧十二月廿九日

亮主

坂口善左衛門

(印)

保証人

白浜吉太郎

富永与左衛門様

⑩ 明治十四年〔一八八一〕

地所永代壳渡証書

字平田

田式敏歩

代価六百五拾貫

(印)

右者、今般要用差支書面之地所前記代価を以、御方永代壳渡代価正相請取候儀美正也、因而水年至候而も右地所二村而者、曾而

難波筋申間敷、為後日保証人連印証如斯御座候也、

明治十四年旧二月九日

亮主

桶渡善兵衛

(印)

福蘭傳兵衛

(印)

富永与左衛門殿

(印)

明治十四年〔一八八一〕

地所壳渡証

字平身宇都良

田六畝拾武步但旧竿

代価五拾四円四拾錢

(印)

右地所御方永代壳渡、前証之金円正相受取候儀美正也、然ル上者後年至り候而も難波一切申間敷候、為後日保証人相立壳渡地所依而如件、

明治十四年旧二月十七日

亮主

富永善左衛門

(印)

富永新右衛門

(印)

明治十四年（一八八一）

地所永代売渡証

烟四歩五合

代価人拾武貫五百文

右地所御方通行道踏地トシテ永代売渡、代價本行之通正相請

取候儀實証也、因而以來古年至り候而も難渋申間敷、為後証ノ確証

如斯御座候也。

羽島村

壳主

室蘭善右衛門

保証人

中谷太次右衛門

富永与左衛門殿

【解説2】
書物について

天明二年から明治十四年まで年代にどういう違いがあるかを見ると、田を質に出している。上納に銀貨で払う必要はないと思われるが、なぜ「位田敷銀」がいるのかがわからない。

享和四年では名頭が名子と相談をして、田を売っている。文化十一年も売るのは同じだが、自分が開墾した畠を売っている。天保六年では、中世に主に使われた「坪付」という用語が出てくる。

この書物は複雑で、三年前の下々田を長仲左衛門が買っているが、これを転売したのを平身之与右衛門が世話をしたお礼の手紙もある、

珍しい取引きである。当人の長仲左衛門は浜浦（今浜町辺り）の別荘にて、使用人の与三左衛門へ指示を出している。弘化五年（嘉永元年）には十三両ものけた外れに高額な金額を肝付仁兵衛兼珍が借りている。

これは輕船に必要な金だ、となる。しかも質物なし。「横目勤御用向覧留」によると、八年ほど前（天保十二年）に羽島では輕船七艘を藩から五十両を五年賦で返すことで造っているので、輕節景氣はよい時期である。もし、肝付仁兵衛がそれに加入していたならば、十三両の借銭はすぐ返せる。年間輕節は百両以上の売上げがあるからだ。それで、輕漁に関わっている万造寺家は十三両の金をすぐ貸せたのである。

嘉永三年の記録からは一両が七貫五百文であることがわかる。約十年後の安政六年までは七貫五百文であるが、二年後には八貫文、その後、時代が激動し、一両の価値がなくなり、明治十一年になると、十二貫五百文を越えていく。明治十一年には円・錢が出てくる。だが、明治二十年代まで、貫文と円・錢が混ざって使われている。

明治十一年ころから名前が「富永与左衛門」が十二年ころから「富永吉」と「之」が抜けていく。本来は平民が明治三年に苗字を名乗ることを新政府が命令を出すが、鹿児島は西南の役まで旧藩と同じような状態。また、士族が全国一多い県でもあったので、うかつに苗字を名乗ることはできなかつたので、西南の役後にやつと「之」抜きで苗字にした。全体に行き渡るのは十三年ころからである。

行政の方も変わってきて、明治十一年ころから「立会同掛」とか「羽島村同係中」というのは、羽島村の戸長役所の土地關係売買を処理する掛係であろう。「羽島村惣代」は戸長役所のトップであろうか。「戸長事務所」もある。これまで個人間の売買であったが、役所が管轄する時代に変わってきた。

明治十三年になると、「書物」から「永代証文」「田地永代売渡書」「地所売渡書」となる。

また、天明二年「仲介人・口入」「口入」が文化十一年「証拠人」と

なり、それが長く続き、明治十三年から「保証人」に変わる。明治に入つてからの変化が大きい。この次、明治十六年頃から地券状を中心とする地所売渡しに変わることになる。

この「書物」のほとんどが、地所売渡しに関わるもので、一般人の財産は土地が中心であったことを示している。武士は石高が大切であつたので、土地を増やすことが大事であったからであろう。

④感謝状（郵便局電信施設等寄付）

【解説3】

明治十六年から十九年までの「入来定穀日記」では、串木野村麓地区には児玉仲之進家が郵便所である。多分串木野村全体で唯一の郵便所ではなかろうか。手紙を出す人は少なかつたであろう。郵便所の役目は手紙を集め上級の郵便局へ渡すのではなくだろうか。上級の郵便局は市來の湊町や川内にあつた。児玉郵便所は市來が近いので、市來村湊町の郵便局へ持つていった。湊町は、商人が多く、連絡が頻繁にあつたので郵便局が必要であった。郵便局と郵便所の違いは貯金や現金の出し入れができる、電報が打てる等であったと思われる。ただし、貯金は現金を入れるのはすぐできるが、実際に証書ができるのには、十日ぐらいかかる。多分、現金と証書を馬闘（下闘）の郵便局に送る。そこから確かに受け入れた、という証書が送つてくる。それを預金者は手元にある預け書を持つて交換する、というシステムである。多分、貯金をする人口が少ないので、十日かかる貯金が済んでも大して気になることではなかつたのである。貯金を下ろすのも申し出で、児玉郵便所から市來郵便局へ回り、馬闘から返つてくるシステムのようだ。どうしてもすぐ現金が必要な場合には鹿児島本局へ行き、書類と印鑑を出せば、すぐ下ろせた。

電報の場合、市來郵便局か、川内郵便局かで打てば、多分、鹿児島

電信分局へ行く。同分局では電信為替もできた。

明治十七年十月二十一日に定穀の弟の助次郎が重体であることを告げる電報は夜中の三時頃配達があつた。その電信持夫に二十銭払つて。多分、鹿児島電信局から市來郵便局へ行つて、市來から麓の定穀家へ配達があつたものと思われる。そこで、急いで船で東京へ行くために、鹿児島の電信分局へ行つて、明日出発するという電報を打つつもりで、自分宛に電報はないか尋ねると、「成規にはないので、内々に」といつて、すでに死亡した、という電報を見せてくる。そこで、すぐ船で出発しようとしているときに、我が家から馬に乗つて急報がきて、葬式の法事をするという。出船は止め、我が家へ帰ることが記されている。そこで、東京から鹿児島電信局へ来て、それから市來郵便局へ送られるものと推定できる。

さて、羽島の富永松太郎の羽島郵便局であるが、時代が大正五年なので、かなり郵便局もあちこちにできている。郵便局が増えるのは、庶民が手紙を多く出すようになつたためであろう。

明治十九年では、定穀が東京へ行くというので、集落の東京にいる家族からの手紙を預かっている。定穀が持つて行つて、直接あるいは誰かに頼んで配つてある。その頃は小包配達は少ないので、東京へ行く人へ直接荷物を頼んでいる。これも東京へ行つて直接・間接に配つてある。着物や腐らない物（タバコ・お茶類）である。

羽島に電信施設ができると、川内まで行く必要がなくなるので、便利になつたことであろう。ここでは富永松太郎が「電信施設用品」と「労力費（作業員の人工費）」を百円寄付したので、感謝のために「木杯」一組（二個）与えている。木杯は塗りであろうか。

百円というのは、この時代の校長の給料が四十円ほどので、類推して現在では百五十万円ほどであろうか。

多分、この頃には、郵便配達も地元の人で、貯金の出し入れも即時に行われた時代になつていたのではないか。それに電報まで、即

座にできるようになつて、便利さが増したことと思われる。

羽島の人々は遠洋漁業のマクロ船に乗つて、九州内ばかりではなく、大洋漁業の捕鯨船にも乗り組んでいたので、船からの無線もあつたかもしれない。電報の必要性が高まってきたので、電信施設の要求も漁業者などからも出ていたのかもしれない。富永水はその後も永く、現在まで続く羽島郵便局長として地域に貢献している。

8 坂口家文書

羽島の人々は遠洋漁業のマクロ船に乗つて、九州内ばかりではなく、大洋漁業の捕鯨船にも乗り組んでいたので、船からの無線もあつたか

もしれない。電報の必要性が高まってきたので、電信施設の要求も漁業者などからも出ていたのかもしれない。

富永水はその後も永く、現在まで続く羽島郵便局長として地域に貢献している。

鹿児島縣置郡串木野村

富永松太郎

鹿児島縣日置郡羽島郵

便局電信施設用物品勞
力費トシテ金壹百圓寄附

候段奇特ニ付為其賞木杯
壹組下賜候事

大正五年三月十五日

鹿児島縣知事從位敷等高岡直吉

感謝状（郵便局電信施設等寄付）

① 書物

錢拾貫文印 但利米之儀者錢拾ノ文二行

壱ヶ年米弐斗四升ツ、

右者當上納方差迫り御方正懽^ニ御借用仕候處別條無御座候、返済方之儀者御方様御人用次第元利堅固^ニ首尾方可仕候、其内為質物私集り田永作三畝書入置申候間、万一返済方難成節ハ借主無損、口入前より右質物引、源錢を以、元利堅固^ニ差方將明可申候、至其時而少も難渋申上間敷候、為後日書物如此御座候、以上、

文化五年十一月廿九日

かり主 八兵衛印

坂口之

名頭之

牧右衛門印

口入

坂口之

平右衛門印

右同

竹之下門之

休太郎様

【裏書】

一

坂口之 八兵衛

此表九百返候 己十二月廿二日

一

② 書物

分四ヶ文印
書物 □利口

右者此節無撫差支、御方様方正儘借用仕別条無御座候、御返済方之儀者御方御入次第二元利堅固首尾方仕申候は、為其質物私山神之下正田永作壱ヶ所書入置申候、万一御返済方成かたく候節者、借主無

之儀者御方御入用次第元利堅固首尾可仕事候、其内為質印物とノ私

十日並掛錢半口書入置申候、万一かり主ニ返済難成御座候節者、

口入前左右為質物ヲ以、元利堅固御首尾可仕申候、其ため書物如斯

御座候以上、

かり主 坂口之

天保十五年十二月廿九日 口入之

長左工門印

坂口之

孝左衛門殿

坂口之

孝左衛門殿

孝左衛門殿

【裏書】

「 坂口之長左工門」

此うし□印取入申候

一

③ 書物

書物

一錢貳拾文印

④ 書物

書物

一錢百貫文印

右者此節無撫差支、御方様方正儘借用仕候別条無御座候、御返済方之儀者御方様御入用次第三元利堅固首尾方仕可申候、其内質物して私老ヶ年三四宛廿五日錢拾六ノ文掛一口書入置申候、万一御返済方成かたく候節者、借主此程口入前より右質物引受現錢を以

右者此節無撫差支、御方様方正儘借用仕別条無御座候、御返済方之儀者御方御入次第二元利堅固首尾方仕申候は、為其質物私山神之下正田永作壱ヶ所書入置申候、万一御返済方成かたく候節者、借主無

之儀者御方御入用次第元利堅固首尾可仕事候、其内為質印物とノ私

十日並掛錢半口書入置申候、万一かり主ニ返済難成御座候節者、

口入前左右為質物ヲ以、元利堅固御首尾可仕申候、其ため書物如斯

御座候以上、

たん少もなん次中間敷候、為後日仍而書物如此御座候、其時い

慶応二年十二月廿九日

坂口之

借主 小左工門印

右同

松田屋敷之

紋兵衛様

口入 吉兵衛印

【裏書】

「大六の之小左衛門」

元利堅固^ニ首尾方仕可申候、其時^ニいたん少もなん次申間敷候、為後

日仍而書物如此御座候、以上、

明治六年六月五日

坂口之

借主 小左工門^(印)

白木原之

口人 喜兵衛^(印)

東ノ齒屋敷之

与左衛門様

【解説】

文化五年(一八〇八)頃から名子が金を貸しているし、永作田三畝という自用の田がある。永作田は藩による門割の田ではないので、質物にできる。また、貸す方も一般の人が多く、名頭もいるようだ。ここ生福あたりでは普通のことのようである。

文化時代から生福・冠岳あたりは、仕明夫^(印)といった開田・開墾・灌漑などの土木事業を専門に働きに行き、現金や資金替りの

を得てるので、他の地域より融通できる金を持っていた、と思える。それで、名頭・名子ともに金銭のやり取りができていた。

掛錢模合をやり、永作田を持っていた。多分、他の地域とは違った現象ではないか、と思われる。他に、金山・塩田・漁業(特に鰐節作り)など蓄

財できるものがあり、それらを他の郷に売りに行ったり、働きに來たりで、人的交流も多かつた。

9 西園家文書

地所売買^(印)・地券状御書換願の形式

薩摩国日置郡上名村

五千両百七拾番

字西連ヶ段

一田反別 老畠拾三歩

此地価金三円八拾弐錢

此地租金九錢六分

同国郡村

西園万右衛門

五千両百七拾六番

字全

一田反別老畠四歩

此地価金三円七拾二錢

此地租金九錢三厘

合反別老畠拾七歩

此地価金七円五拾五錢

此地租金八錢九厘

右之通今般代金七円六拾五錢を以売買契約相整候間、券状御書換被成下度、依而双方連印を以、此段奉願候也、

薩摩国日置郡上名村

壳渡人

西園休八^(印)

明治十五年一月

10 入来家文書

全國郡村
買受人

西園万右衛門印

前書之通相違無之候也、

右戸長

有馬忠介印

鹿児島県令 渡辺千秋殿

〔割印〕

〔角印〕

〔角印〕
租第二七四号

書面土地売買之儀確認候事

明治十五年三月十六日

鹿児島県令 渡辺千秋印

【解説】

借金証書や貸金帳には、「借りた理由は、たったひとと言「拠無く」とか、ちょっと長く「拠無く上納に差支え」というのが多い。

ところが、入来定毅氏の貸金帳では、かなり具体的である。「子供の庖瘡＝種痘・天然痘植付のため（×にメスで切る）」「上納代不足」「仕

明（開墾）用鉢を作る」「戊辰の役の出兵のため」「家建の釘・板・米代」。中には質屋に入れている「蚊帳を出すために」「焼酎造用の米を借る」

「蜘蛛六抱」「馬の鞍輪が壊れ、修繕用に」「飯の米がなく、毎度赤面ながら年が越せないので貸してくれ。借り貰い（返さない）だろうが仕方がない」「家を賣うが学校から月給を貰つて返す」などの事情が分かる、珍しい貸金帳である。

それとともに、明治十一年以後、土地を所有した農民が、土地を手放していく様子を伺える資料ともなっている。

「明治十七年度の日記」の裏にあるもので、算紙が足らずに使つたのだろう。それでつながらない部分もある。

貸金帳の一部（文化十二～明治十六年）断簡
ページごとに番号をつけ、年代順に掲載した。

明治十四年末～翌一月までには、田畠の地券状は発行されていたのであろう。地券状通りの地価で売買している。
土地売買はまず戸長の奥書が必要で、次に県に出して県令の許可を受ける。地券が配られた時期からこの形式であったのである。

① 文化十二年（一八一五）

文化十二年三月八日武賀文 同廿二日參賀文 伊左工門殿ら子供衆兩
人両度庖瘡仕付借用也、

一錢五貫文 但証書アリ、

文化十四年三月朔日伊佐工門殿より実配分差支候由ニ借用也、

② 文政二年「一八一九」

文政二年四月廿五日カリ 覚書アリ

一元錢五拾五貫文

内元錢拾貫文八月廿九日龍右工門より預置かり主吉武龍右工門殿

右者一部一山被申受候由ニテ、上納良とべ右之員數を差支候由ニテ、無據

かし呉候様与次右工門^井龍右工門^井より承り候^{一符}、差出也、返金二三ヶ月中^ニ元利無相違首尾合之等也、

③ 文政七年「一八一四」

文政七年九月晦日カリ

一錢毫貫文

かり主小原名子 権左工門

掛り合

善

⑥ 明治五年「一八七二」

明治五年三月十七日カリ

証文あり

一錢四百貫文

但一・六月入利

口入

三左工門

藤之脇之
甚助

右者新助子供抱瘡相煩候由ニテ、右之善相頼かし呉候様、頻リ承り候故相渡候、返済之儀者來月十五日限り一日も無相違相返答也、い細夫之善存し、

但此元錢貰文新助方返済五月限り、權左工門又借り致候故、名前相直ス、

④ 文政十年「一八二七」

文政十年四月廿九日

一錢武貫文

荒川宝来之 善兵衛

明治五年三月十九日差落し普請釘代之由

一錢百貫文

⑤ 慶応四年「一八六八」

田代男介殿

此株者戊午ヨリ 卯年比迄借用一株ニ取円メ、委細ハ古利取納帳ニ記シアリ、

一元錢六百六拾八貫四百六拾五文

慶応四年五月廿三日當用差支之由ニテカリ、

一同拾八貫文

一同慶応四年八月三日千竜寿太夫殿出兵雇料金子毫部銀三両代り差遣

一同三拾貫文

一同拾五貫文

一同三拾貫文

一同三拾貫文

明治五^中三月廿七日銅錢二面下人江渡

一同八拾五ヶ武百文

同八月十五日浜浦江松之由

一同五拾貰文

一同六拾貰文

同四月廿三日釘代之由愛介殿二面相渡

拾五行

同四月晦日、当人江相渡

合錢千百拾四ヶ九百文

一同五拾貰文

入來愛介殿

同五月廿四日宮地善太夫殿木代之由二面銅錢三百廿四文下人江相渡

一同百貫文

明治五^中五月九日板代之由直渡

一錢百貫文

同五月廿四日宮地善太夫殿木代之由二面銅錢三百廿四文下人江相渡

一同百貫文

同五月廿九日直渡

一同五拾貰文

同五月晦日瓦代之由

一同百貫文

同六月四日大工日雇井二釘代之由直渡

一同八拾六貫文

同六月七日直渡

一同五拾貰文

同六月十八日瓦代崎持越由二面下人江渡ス

一同百五十三ヶ七百文

同六月十二日砂官・大工日雇旁之由直渡

一同五拾貰文

同六月廿日釘代山之神力江相拵之由

一同三拾貫文

同七月六日石塙之口左工門方板代井二芹ヶ塙うら木代ノ由

一錢四拾貰文

明治五^中五月十三日

右同人

⑦〔⑥に続く力〕

当入來助二殿

右者差落し普請用相談二付差遣候也、

明治五^中三月廿九日 塩田抵當証文アリ

一錢三百貫文

明治五^中四月十九日かり

一錢三拾武貫文

久保作左工門殿

一錢三百貫文

明治五^中五月晦日かり 来月限り

一錢三拾六貫文

長宝伝殿

一錢三拾六貫文

右者質屋江屋部借被致置候處蚊之時分二面相成、

かし吳候様相談二付遣

ス尤、返済十二月限也、

右者五月飯米と、かし呉候様相談、米壹斗相渡、尤代錢師走限り
首尾合之管也。

⑧ 明治十三年〔一八八〇〕

明治十三年〔一月ヨリ
旧十一月〕

〔頭註〕「十四年正月廿八日限り、來ル旧八月比迄申述、時々催促

候事、
金拾円也。
此抵當 但二割利

長島庄吉始り模合
かり主 石井勘右工門
保証人 石河山佐平次

一金
右者無據差支、かし呉候様相談、本人は直渡し、貸付候事、
明治十三年〔一月廿六日〕旧十一月廿五日 証書アリ

〔頭註〕「十四年正月四月限り、当四月不漁、返金出来兼申述相成候
時々催促候事、
一金
但米老（シロ）代、來十四年正月迄高直払
此抵當家屋敷 借主 勘場新左衛門
右書略ス
右者飯料差支（シキシ）、かし呉候様相談（シキシ）、新左工門、
宅地拾六步

但米老（シロ）代、來十四年正月迄高直払
此抵當家屋敷 借主 勘場新左衛門
右書略ス

但米老（シロ）代、來十四年正月迄高直払
此抵當家屋敷 借主 勘場新左衛門
右書略ス

右者飯料差支（シキシ）、かし呉候様相談（シキシ）、新左工門、
宅地拾六步

⑨ 明治十四年〔一八八一〕

從是明治十四年

明治十四年正月十二日旧明治十三年〔一月十三日〕公証第百三十三
号証書アリ

〔頭註〕「十四年正月限り」

一金

但米三俵（ミツカウタヌメ）代、十四年十一月迄高直払
此抵當浜浦之内

八千九百九十九番字夷ノ下
宅地拾六步

九千毫番字夷ノ下
宅地拾六步

浜浦二百三拾三番戸
勘場久太郎

右同
白石久之助

全浦式百三拾武番戸
勘場久太郎

右書略ス
右者勘場組中飯料用差支之由（シキシ）、かし呉候様、拙者船頭勘場新左工門
ヲ同道参り相談（シキシ）、下人金（カネ）為負、右組中（カミナリ）相届け相渡候事、

〔頭註〕「十四年正月十三日旧十三年十一月十四日 公証第〔百三十三号〕証書アリ

〔頭註〕「十四年正月限り」

但米六俵（シロ）代、十四年十一月迄高直払
此抵當浜浦之内
九千百五番字渴

浜浦二百五拾壹番戸
吉峯半左工門

同三百五拾四番戸
同三百五拾四番戸

九千百三番字渴

鍛形庄左工門

宅地拾歩

右書略ス

其外

中湯組中

右者飯料用相談二付かし付候事、尤返済之儀者木挽貨分取得之節返済首尾之筈也、

⑩ 明治十四年〔一八八二〕

〔頭註〕「十四年正月一月限り返済出来兼申述相成候二付時々催促可致事」

官之原正兵衛殿

栗山経吉

栗山多吉

十四年正月廿五日旧十三年正月十二月廿六日米壺二付代升二付十錢ツ、無証書

証書

一金三円九拾錢也

右者燒酎造用米相談、かし付候事、

一金三円九拾錢

但二割利付二付以て可受取候事

かり主

児玉正次郎殿

右者飯料米差支二付かし呉候様、本人被參相談、尤重々借用いたし、

赤面二付至なれ共、年取用無二付是非二付と被申事二付貸付候、返済之

儀者、何共取究メス候得共、是も例之借用通り後年迄返済之期長引

キ申さんと相察候二付此二付委しく記シ置候也、

⑪ 明治十四年〔一八八二〕

後年迄返済之期長引キ申さんと相察候二付此者委しく記シ置候也

十四年正月廿五日旧十三年正月十二月廿五日栗式二付代升二付

五錢ツ、無証文

一金三円五拾錢

禁下下人之

清右工門

〔頭註〕「入用次第」

かり主 宮之原正兵衛

但二割利付 米六二付代 升二付十錢ツ、

かり主

宮之原正兵衛殿

栗山経吉

栗山多吉

右者燒酎造用米と二付相談相成候二付貸付候、尤返済之儀者燒酎完立次第、時々返金之積り、証書之儀者燒酎方二付米貸人數中二付受取ル筈之究り也、

十四年正月十五日旧十三年正月十二月十六日米五二付代 升二付十錢ツ、無証文

証文

一金拾九円五拾錢

但月金一円二付一錢利付

右同 栗山経吉

右同 栗山多吉

右書前同断、

十四年(明治二年)十一月廿一日米武代無証書

〔頭註〕〔三月限り返済〕

一金拾武円六拾三錢

但米三ヶ代払い之節、直取究ル筈也、

十四年(明治二年)四月廿日貸付□之通

かり主

一〇〇目ノ利付ハ返済

竹田勇藏殿

右者飲用焼酎造米差支之由、相談相成候

かし渡、返済之儀者十

四年(明治二年)三月限り首尾合之筈也、

〔頭註〕〔十四年十二月廿五日〕
十四年(明治二年)十二月廿四日正月廿六日、公証第廿四号証書アリ、
一金拾武円八拾三錢三厘 羽島村百五拾壹番戸

〔頭註〕〔十四年十二月廿五日〕

十四年(明治二年)十二月廿四日正月廿六日、公証第廿四号証書アリ、

一金拾武円八拾三錢三厘

但月一円石二錢利付

かり主 川口正兵衛

此抵當

同村同居

保証人 川口半助

一宅地壹畝步

地価三円七拾九錢

薩摩國薩摩郡羽島村四千七百八拾六番字愛木

同村同番内

一建物居屋壹棟四面之通り

此株ハ明治十二(明治二年)八月晦日、川口半助借用いたし居候處、利金相滯
り、且又、証書等も無之候、拙者羽島差越、右抵當書人公証相受
濟之儀者十四年(明治二年)正月限り返金首尾之筈也、

十四年(明治二年)一月廿七日旧十三年(明治二年)十一月廿八日 無証書
一金拾円也

かり主 千竈貞どの

但一割利付

右者島平千竈本家普請被致候處、諸費大工賃錢等差支相成候由、
会社おひて、池田正義殿古右之趣ヲ以て拙者取替置候様被申候、
せ、拙者も不如意ながらも右池田氏相渡、尤、返済方之儀者家普請
残木、売払い之上方、又は田代勇介殿被引受賦ナルカ、後日相究ル
ナラン、何れ催促ハ池田・田代之両氏可致事、

〔頭註〕〔三月限り返済〕

明治十四年(明治二年)一月廿八日

証書改メサセ相受取候、尤、返済之儀者来ル旧六月廿九日限り、元利

皆首尾之管也、

〔頭註〕〔十四年十二月廿五日〕

十四年(明治二年)十二月廿四日正月廿六日、公証第廿四号証書アリ、

一金拾武円八拾三錢三厘 羽島村百五拾壹番戸

但月一円石二錢利付

かり主 川口正兵衛

此抵當

同村同居

保証人 川口半助

一宅地壹畝步

地価三円七拾九錢

薩摩國薩摩郡羽島村四千七百八拾六番字愛木

同村同番内

一建物居屋壹棟四面之通り

此株ハ明治十二(明治二年)八月晦日、川口半助借用いたし居候處、利金相滯
り、且又、証書等も無之候、拙者羽島差越、右抵當書人公証相受
濟之儀者十四年(明治二年)正月限り返金首尾之筈也、

十四年(明治二年)一月廿七日旧十三年(明治二年)十一月廿八日 無証書
一金拾円也

かり主 千竈貞どの

取、尤半助借重相定べき候ニ得共、抵当物無之、利金滞りヲ元

金ニ引直し、弟ノ川口庄兵衛ヲ借主ニ相立候事、返済の儀者來ル
旧十二月限り皆首尾之管也。

⑭ 明治十四年〔一八八二〕

〔頭註〕「入用次第」

十四年七月廿四日旧正月廿六日預証書アリ

一金武百三円也

但月一円二錢八分利

羽島村武百四拾武番戸

保証人 平石小四郎

此株明治十一月七日五拾円、同年十二月廿五日拾円、同月廿

八日四拾円、同年ノ秋松尾之源右エ門ち土納いたスベキヲ右庄助

借用、其米代鉄武百三拾四武百四拾文、又、明治十二年正月十四

日米武表代鉄武百四拾九武百文、同日要老代錢四拾五文、同

年閏三月廿日米拾武表代錢千四百九拾六貫四百文、同七月一日要三

代錢百三拾五武文ノ合金百五十円八拾四錢八分ノ利金相滞り且

ツ、証書無之様有之候、利金ヲ元ニ引直し、同十二年正月服口毫

本代廿四武也、同四月廿三日要代払過武貰文、同十月蟹魚節毫連

代、十三年三月七日節六本代、同六月廿五日節武連代、同十月十

三日節式連代毫円九拾錢、同十二月浜浦森次郎方受取之節十三本代

ヲ差引、右金額ニ相及候、証書改メサセ候、尤抵當書入ル、管之處、

所有物は都他方ノ抵當と相成居候、無致方、預書相受取候也、尤、
返済之儀者一株者返金出来兼候、時々相受取候、相究メ候也、

⑮ 明治十四年〔一八八二〕

居候三件、元利元金ニ引直し、明治十三年十二月四日旧十一月三日証書認

メ直し相受取居候得共、抵當物無之候、又々利金ヲ元ニ直し、十四年二月廿五日即旧正月廿七日、右抵當書入之証書受取候、尤、返金の儀者來ル

来ル旧六月限り、元利金首尾合之管也。

〔頭註〕「十四年六月限り」

十四年七月廿六日旧正月廿八日公証第廿五号証書アリ

一金廿円八拾八錢九厘

但月一円二錢利付

かり主

羽島村八拾三番戸

保証人

浦島太之助

此抵當

薩摩郡羽島村四千八百七拾三番

同村百八拾武番戸

字浜田

一宅地廿歩

此地価金武円五拾參錢

同番内

一建物居屋毫棟圖面之通り

茅フキ
横式間
奥行三間半

此株明治十一月四日、米六俵代同年七月朔日要二武代金合ニ
六百九拾六武百文ト駄賃錢七貫武百文之利金相滞り居、且又、無
証書、拙者羽島庄差越、利金ヲ元金ニ引直し、右金額通り、

⑯ 明治十四年〔一八八二〕

〔頭註〕「十四年三月限」

十四年三月五日旧一月六日米壹俵代升二十錢ツ、証書アリ

一金三円九拾錢

(18) 明治十四年〔一八八一〕

〔頭註〕「十四年旧十二月廿五限り」

十四年三月廿五日旧二月廿六日公証第三十四号証書アリ、

一金八拾四円廿毫錢毫り

但月老円三十ー銭六リ利付正月カ

此抵当

薩摩郡羽島村九千三百六番 保証人 安藤勘助 かり主

字丸山山神平 岩下平太

一田反別三畝廿八歩

地価金拾八円七拾八錢 外

同九千三百三拾六番 金壺円七拾八錢

字全 是者十三年是年利不足

一田反別三畝廿七歩

地価金拾円九拾錢

同九千三百四拾壹番

字全

一田反別三畝廿五歩

地価金四円四拾壹錢

同九千三百三拾三番

一田反別老畝八歩 地価五円四拾貳錢

同九千四百廿六番

字流レ合

一田反別老畝廿三歩 地価金七円五拾四錢

同九千三百七拾四番

字ウナキ口

一田反別七畝拾八歩 地価金三拾貳円四拾九錢

同九千六百四拾三番

一田反別武反老畝九歩 合地価九拾四円三拾五錢

一田反別七畝拾八歩 地価金拾貳円七拾貳錢

合田反別武反老畝九歩

字垣内 合地価九拾四円三拾五錢

此株者明治十一十四年四月、兩度前記之金額借用相成候處、利金相滯り、

掛念ニ相思ひ候ニ見玉小源太殿土川差越候序ニ公証書受取り來り被下候様相頼申候處、右之抵当入替相成タリ、尤利子金之儀者去旧正月ニ起算し、一・五月入ニ可受取、外ニ利子不足も

(19) 明治十四年〔一八八二〕

〔頭註〕「十四年旧六月限り」

有之候得共、是は近々返済ノ積り、尤、返金之儀者來ル旧十二月廿

五日限リ元利皆首尾之咎也、

但月一円ニ一錢利付

利子四拾六錢八リ 但三月ニ五月迄二ヶ月分

十四年三月廿日旧二月朔日 米式表代、升ニ十錢ツ、

一金七円八拾錢

但月一円ニ一錢利付

利子四拾六錢八リ 但三月ニ五月迄二ヶ月分

十四年五月一日旧四月四日米八表代 升ニ十錢ツ、

一金三拾壹円廿錢

利子壹円廿四錢八分

但月一円二錢利付 但四月迄五月迄一ヶ月分

〔頭註〕「十四年旧六月限り」
〔註〕返済の○がある
十四年四月廿六日旧三月廿八日 無証書

但割利 利子廿弐錢
一金三円也

利子壹円七拾壹錢六分

羽島浦二百四十二番戸

利子馬鞍輪相損シ、仕替人用之由

先日も相談、今日取

但月一円二錢利付、十四年旧二月迄起算スベシ、

十四年三月廿九日旧二月廿日付ノ公証第四百拾壹号 証書

但月一円二錢利付、十四年旧二月迄起算スベシ、

一金廿五円也

但月一円二錢利付、十四年旧二月迄起算スベシ、

兒玉正次郎殿

⑪ 明治十四年〔一八八二〕

當人も外、鰯魚船仕出候人無候へば、猶々疲弊いたし、先年も借金も返済無覺、束相考へ候、かし付候、尤返済者來ル、旧六月迄之内、鰯魚釣得候時元利皆首尾之筈也、

十四年四月八日旧三月十日 無証書

一米四升

代金四拾錢也

右者飯料用差支、代金調達出来兼候、近日中払入べき段相談相成候

三村、かし付候、便者二女之竹どの、

⑫ 明治十四年〔一八八二〕

〔頭註〕「十四年旧十月限り」

上名村五千九百九番字下甫井

一田反別五畝拾四歩

地価金三拾五円四拾八錢

右者此以前日高愛吉殿借金有之候処、今晚限り、是非共返済可致と

の事、三回と相なり候、平仁右衛門より今晩者返金可相成由承り申候間、是非其金ヲ御かし被下度との相談頻りナル、かし付候、返済之儀者、十四年旧十月限り也、

但月一円二錢利付、十四年旧二月迄起算スベシ、

一金廿五円也

〔註〕返済の○がある

〔頭註〕「十四年旧六月限り」

十四年五月十六日旧四月十九日 無証書

一栗老^{メシヤマ}

代金

街道下人之

次郎

右者飯料用差支之由ニ面、先日お相談相成居、今日日本人取ニ參り候ニ付渡ス、返済之儀者來ル旧六月同人妻着物掛錢受取入之筈ニ付。此金ヲ以て返済之筈也。

十四年五月十七日旧四月廿日 無証書
一米五升

代金四拾八錢

但毫升ニ付九錢六分ツ、

児玉正次郎殿

〔22〕明治十四年〔一八八二〕

〔頭註〕「十四年旧五月限り申述」

十四年五月廿日旧一月廿一日米老^{メシヤマ}代升ニ付拾錢ツ、無証書

一金三円九拾錢

但月一円ニ付武銭利

かり主 松山龍右工門殿

〔頭註〕「十四年旧六月限り」

十四年五月朔日新五月廿八日ニ當ル証書アリ、

金拾円也 利子八拾錢

但二割利付

十四年五月朔日入証書返ス

右者飯料用差支之由ニ面、かし吳候様相談相成候ニ付、かし付候、返済之儀者來ル旧四月限り、元利首尾之筈也、

有馬武兵衛殿

右者留池普請ニ面、夫賃金料方差支之旨、先日お相談相成居、今朝、幸治殿取ニ付被參候ニ付、同人江相済、返金之儀ハ來旧六月公債利子金銀行ニ當ル証書アリ、

十四年四月五日旧三月七日 無証書
一金拾五円也

〔註〕返済の○がある

但月一円ニ付一錢ツ、ノ利

利子老円此利子年ニ割ニ當ルヲ以テ取切

カリ主

井之平休太

元子ニ付拾六円也

丙旧七月二日

右者宮之城ニ板下し方ニ付 金子差支之由ニ面 かし吳候様頻りニ相談相成候ニ付 拙者ニ付も当分不練合候ニ付妻ふみ所持之金右員數當人江尤返済之儀何共期限不取究候得共、遠からん内返

清 (以下読めず)

〔23〕明治十四年〔一八八二〕

右者飯料用差支、金子之都合出来兼候ニ付、毎度赤面ながら、かし吳候様、おその殿ニ付相談ニ付、是も例之借り重ひか山中不首尾力と存候得共、無致方儀ニ付、かし付候事、

一金三円五拾錢

右金額旧五月廿九日返済首尾

〔註 返済の印の○がある〕

内一金壱円五拾九錢
鰐魚節三連□□十日迄六月廿五日

有馬智殿

㉙ 明治十四年〔一八八二〕

右者明日、児玉美詮鹿行(ニモ)、八代家買入度候得共、金子無之、依(ナシ)学
校方(モ)月給相渡ル迄之間取替置候様、相談(ニモ)、かし付仕候、返金
ハ前記月給相渡候節之究也。

〔頭註〕「十四年旧八月限り」

明治十四年〔六月十四日〕旧五月十八日相談状アリ 米壱メイ代
一金三円九拾錢

二割利

勝目徹藏殿

右者昨年之大風、居家吹傾け有之候(エサ)、今般修繕被致ル(エサ)、飯料

用米差支之儀を以て、長男(マダラ)殿先日被參、尊父様(マダラ)相談、頻りなる(エサ)、

拙者共父子談合いたし候上、書狀を以て可差遣旨申越候處、湊町駄市

ヲ以て、今朝取(エサ)被遣候(エサ)差遣也、尤返済者十四年旧九月限リト、取

被遣候節之相談状、此紙間内(エサ)差入置候也。

已旧五月廿五日

一米拾武(メイ)

代金四拾四円四拾錢

但二割利

川口庄助

㉚ 明治十三年〔一八八一〕

〔頭註〕「会社株金留」

十三年〔新七月十七日〕旧六月十一日

一金百円

同九月四日旧七月廿日

一同三拾円

同九月五日旧八月一日

一同五拾円

同十月二日旧八月廿八日

一同拾円

同十月廿九日旧九月廿六日

一同百八拾円

同十一月二日旧九月廿日

一同五拾円

同十一月七日旧十月五日

一同六円三十錢 共勵齋預金

同十一月十九日旧十月十七日

一同五円三拾錢 共勵齋預金

同十一月十九日旧十月十七日

一同四拾円

同十二月五日旧十一月四日

一同拾円

十行

合金四百八拾壹円六拾錢

利金

但^辰旧十二月五日

十四年^辰旧二月晦日

一金三拾円也

十四年^辰旧三月五日

一金六円也

十四年^辰五月十日旧四月十三日

一金八拾円也

十四年^辰五月廿八日旧四月廿日

一同廿五円也

十四年^辰五月廿八日新六月四日^ニ当ル

一同廿五円也

㉙ 明治十六年（一八八三）

薩摩国日置郡下名村

壱万八千六百三番地ノ内イ号

字垣内頭烟反別式畠廿歩此地価金四円五拾九錢此地租金

拾老錢五厘

一烟反別壱畠步

此地価金壱円七拾武錢

此地租金四錢三厘

右之通り今般代金壱円五拾錢ヲ以テ売買之契約相整候間、

換被成下度、依テ繪図面相添、此段奉願候也、

薩摩国日置郡下名村

壳渡人 山下静助

右同国郡上名村

買受人 入来定穀

明治十六年五月廿八日

五月二十人由旧五用四用

五用

木用

七用

鹿児島県令 渡辺子秋殿



合祀以前の菅原神社

11 竹之下家文書

① 書物

書物

一しを浜宅まい

代 錢拾四貫四百文(印)

右者御方様へ綴てうりわたす事別条無御座候、御方帳めんかつてし
だい御んなをし可被成候、小年(印)いたり候てもなんじ申ましく候、

後日之ため書物かくこと御座候、以上、

文政十二年(印)十一月廿一日

うり主

宮之下

三左衛門(印)

正二人

上之原之

甚右エ門(印)

右同人

平江之

嘉右エ門(印)

明治六年(印)十一月

口入

作左衛門(印)

右全

喜次郎(印)

真米老侯(印)但四斗入(印)
右者此節無撻入用(印)御借用仕候儀、別条無御座候、御返済方之儀、來
ル十月限首尾合仕可申上候、其内為貨物式反帆老舗書入置申候間、為
後日証文如斯御座候、以上、

借主浜之

与四右エ門(印)

【解説】
「しお浜」とは「塩田」のこと。河口の砂場で、波が直接来るので
「塩浜」という。文政二年（一八一九、明治元年より五十年前）の売
り主宮之下三左衛門は、「後年」を「小年」、「証人」を「正二人」と記
つて書いている。この塩田は浜山（正方形、高さ一尺ほど）に塩屋（塩
焚き小屋）が一つしかない小さな塩田である。

塩は、自家で味噌・醤油・梅干・料理用に必要だし、売れれば、塩一
俵と初一俵が交換できる、有用なものである。

米一俵の質物が、一反帆の船とは相当古い船であろう。帆の幅は一、
五尺、高さ三・五尺ほど、船の幅は二尺ほど、長さ六尺ほどであろう
か。貸し手の自分だけの楽しみは、イカを釣ることで、船は貸主の与
四右エ門に再度貸し、時期のときに自分用に、たまには新鮮な魚（鯛・
カジキ）が手に入ることもあることを狙ったのではないだろうか。

【解説】

萩原家は、江戸時代市来郷の郷士年寄職を勤めていた。郷士年寄は各郷を治める郷士年寄・組頭・横目のうち重要な役職である。

萩原家の史料のうち調査済みのものは、明治以降のものである。

① 雜集（明治十一年十一月）

〔解説〕

この史料は萩原兼貞が、明治維新前後に西洋医学を学び、鹿児島で西洋医学の病院を設立した二人の医師の履歴と、病院設立時に鹿児島県大書記官であった渡辺千秋の祝辞を記録したものである。

足立盛至は、安政二年（一八五五）江戸の坪井芳洲に入門し蘭学と

医術を学んだ後、千葉県佐倉の佐藤舜海に入門、万延元年（一八六〇）

に旧幕府西洋医学所の種痘掛りを命じられた。その後イギリスに行き、

慶応元年（一八六五）鹿児島の洋学所創立に際し訓導となつた。戊辰

戦争に本當付の医師として隨行し、新潟などで病院を設置して戦争で

傷ついた兵士の治療に当つた。明治二年（一八六九）に傷病者に付

き添つて帰郷した。そして、英医ウイリアム・ウイリスのもと、二等

教授として西洋医学所創立に関わった。明治四年御親兵四番大隊付属

医官として上京し、近衛隊付となつた。明治六年依頼退職、愛知県の

名古屋病院創立に関わった。同九年、三年の満期を終えて帰郷した。

児玉剛造の実家上村家は、代々漢医であった。父上村恕庵に内科・

外科を学んだ後、文久二年（一八六二）、西洋医学を学ぶため上京を命

じられ、神宮良民に内科・外科・眼科を学んだ。慶応元年には長崎に

遊学し、蘭医ボートイン並びに蘭医マンスヘルに内科・外科・眼科・

産科を学ぶ。慶応二年に鹿児島へ帰り、武村で開業した。明治になる

と、西洋医院設立に当りウイリアム・ウイリスのもと、内科・外科・

口腔科・産科・小児科を学んだ。明治八年依頼免職し、新屋敷で開業

した。

鹿児島大書記官渡辺千秋は、明治十三年から同二十三年まで、第三代鹿児島県知事となつた人物である。

〔表紙〕

「明治十一年寅十一月

雑集

萩原兼貞

足立盛至履歴

安政二年乙卯五月、江戸坪井芳洲方^{江戸}入門、蘭學^井術修行、同六年己未二月、佐倉佐藤舜海方^{江戸}入門、万延元年庚申正月、旧幕府西洋医学所

種痘掛^ヲ被命、

四年戊辰七月、本當付属出軍被命、越後新潟^ニ於テ病院^ヲ設置ス、同年

九月、柏崎大病院頭取添役拝命、同年十一月、越後村上表病院設置^{二付}

差引役被命、明治二年^{己二}月創着^五附屬帰國被命、同年三月、旧藩洋學

所頭助被命、同年四月、西洋医学所創立^{二付}二等教授^ヲ被命、英医ウ

リキス（ウイリアム・ウイリス）氏^附属ス、同四年辛未四月、御親兵

四番大隊^五附屬被命上京ス、同年十一月、陸軍省二等軍医副^二被任、近

衛二番大隊^五附屬ス、同六年癸酉三月、解隊ノ節更^一近衛三番大隊^{江戸編入}

ス、同年五月、依頼職務被免、同月、愛知県名古屋病院創立^{二号}米医ヨ
ングハンス氏^ニ附属シ、三年ノ条約ヲ以テ該県寄留ス、同九年丙子四
月、満期^ノ帰県ス。

児玉剛造履歴

実家代々漢医ヲ業トス、故亡父上村恕庵^ニ從ヒ内科・外科ヲ学フ、
文久二年三月、西洋医学稽古被命上京、神宮良民^ニ從ヒ内科・眼科ヲ学
ヒ、又從高科大和介外科ヲ学フ、慶応元年四月、長崎^正遊学生被命、病院教師ボートイン氏^ヲマンスヘル
氏^ニ從ヒ内科・外科・眼科・産科ヲ学ヒ、且専密教師ハートマン氏^ニ從
ヒ化學ヲ学フ、同二年十月帰藩、於鹿児島武村開業、

明治二年八月、西洋医院被召建授讀被命、同年十月上京、醫院雇入英國教師ウリキス氏^ニ從ヒ内科・口腔科・産科・
小兒科ヲ学フ、同三年九月、处方外診掛被命、同四年九月、三等副教
官外診主務被命、同八年七月、依頼免職、於同村新屋鋪開業、

(渡辺千秋祝辞)

凡ソノ人患苦ハ疾病ヨリ急ナルハナシ、而テ其疾病アル^ニ當リ医療^ヲ乏
シク、遂^ニ三年ヲ保ツ能ワサル^ニ至ル、最モ懃ム可キニアラスヤ、我県
下士族渢谷国安^ニ喜入譽名、園田彦左衛門^ニ井上九助^ニ最上齊二^ニ足
立盛至^ニ児玉剛造等^ニ見ルアリ、相共^ニ資金ヲ出シ新^ニ病院ヲ設立シ以
テ患者ノ苦痛ヲ救ヒ^ニ天年ヲ保タシメントス、亦^ニ營民ノ幸福ト云ベシ、
千秋大^ニ斯華ヲ嘉シ、其開院スル^ニ當リ臨テ以テ祝スルナリ、

鹿児島県大書記官

明治十一年寅^{旧十月七日}十一月一日

渡辺千秋

②湯田温泉ニ於御見舞清留帳

【解説】この史料は、萩原弥四郎が明治三十四年五月十二日（旧三月二十五日）から五月三十日（旧四月十三日）までの二十日程、日置市東市来町湯田にある湯田温泉（湯之元温泉）に湯治に行つた時、見舞に来た人物と持つて来た品々を記録したものである。

萩原弥四郎は、明治九年に弓削家から萩原家へ婿養子に入っている。それを見ると、養父萩原善兵衛へ宛てて、実兄の孫兵衛以下親類の弓削吉太郎、口入れの西十郎兵衛、星原仲左衛門が署名押印をしている。内容は、

「矢四郎（この文書では弥の字が「矢」となっている）は弓削孫兵衛の三弟で、萩原家へ永代養子に遣わしたので、以後如何なる事があつてもお互に申し分はしないよう後に為取り替わす」とある。実家の弓削家は、江戸時代横目役を勤めていた。

曹洞宗本山水平寺（福井県）六十世住職を勤めた臥雲禪師は大叔父に当たる。また、兄の孫兵衛は文武両道に秀で、薩英戦争・戊辰の役・北海道開拓・西南の役に西郷派として参加した。その後郷里にあって子弟の教育に尽力した。

弥四郎は、東京で医者をしていた。萩原家の方に聞いたところ當時公爵であった九条家の医者だったという。萩原家には、明治三十三年五月九日、養父善兵衛が九条公爵のお召しにより皇太子妃殿下（大正天皇妃節子皇后、貞明皇后）に拝謁した時、三重の「べつ甲金荷絵の盃」を下賜された。貞明皇后は九条家出身である。これから考えると、弥四郎は時の皇太子妃の実家を担当するほど優秀な医者だったのだろう。その翌年、弥四郎は帰家し湯田温泉（湯之元温泉）へ湯治に行つた。

たのである。これは養父善兵衛の死去に伴う帰家であった。「萩原家家系図」によると、善兵衛は明治三十四年四月十八日（旧二月三十日）なれども先祖日の都合により旧三月二日を御命日とすに、脳溢血で八十歳で死去している。

弥四郎湯治の見舞入数は延べ八十六人で、毎日何人かず訪れている。見舞の品を見てみると、おこし・まんじゅう・丸ぼおろ・かた葉子など菓子類やぼた餅・小鰯・のさ・ごち・えび・えびがね・イカ・のりなど海のものや、漬物・金かん漬け・栗・ふだんす・もやしさ・ぜん豆・切大根・豆腐・竹ノ子・鶏・卵・酒・焼酎など食料品が主である。一番多いのは卵である。卵は当時貴重なもので、それを十個から多くは二十五個まで二十一人が贈っている。もうそう竹一本があるが、これは何に使つたのであろうかよくわからない。また、まき六本もある。湯治では自炊をするのが普通だったので、焚き物も必要だった。

酒・焼酎については『市来町郷土誌』（一九八二）によると、「藩政時代は（焼酎は）無税で、多く自家用として醸したのであるが、若松誠平・若松盛廣・濱田傳一氏等の祖先は、販売用のものを製造していた。（中略）明治四十二年松崎吉次郎が、豊富に生産されていた甘酒を利用して芋焼酎の醸造に成功したので、各醸造所も芋焼酎を始めた」とある。つまり明治四十二年以前は米焼酎であつたが、明治四十二年に松崎吉次郎が芋焼酎の醸造に成功し、それ以後市来では芋焼酎が主となつていく。ちなみに「旧日置郡内では、明治三十三年ころ伊作で市販用いも焼酎の製造が始まった」とある。また、「現在若松正裔家に伝わる記録によると、市来の地酒の歴史は古く、享保四年（一七一九）『湊の酒屋』という屋号で初代若松弥右衛門から始まり（中略）明治

十三年十月二十一日付大日本帝国政府発行第一三八七六号の酒製造業者免許鑑札を受けた」とある。これは市来では初めて、鹿児島県内では二番目に早い鑑札であった。弥四郎が湯之元温泉へ湯治を行つたのは前述のように明治三十四年なので、市来では焼酎はまだ米焼酎の時代である。

「明治参拾四年六月五日日誌 萩原氏」によると、弥四郎は家族と共に六月五日（旧四月十九日）の午前十時に上京のため鹿児島へ行く。その時小橋口紋兵衛・萩原キワ・上村キヨ・田崎市之助を同伴した。そして、六月六日午後三時に船に乗つたと、鹿児島の上村平角より弓削孫兵衛へ葉書が届いた。

（表紙）

「明治参拾四年六月五日日誌 萩原氏」

萩原氏



明治參拾四年五月

鹿兒島縣日置郡東采村湯田溫泉於御見舞記付帳

萩原氏会計御中

一ヲコシ老重

三月廿五日 記

永山おわ□○

〔□は不明字、以下同〕

一もそ竹老本

三月廿五日

〔もそ竹=孟宗竹〕

一奈漬五本

一金かん漬井老ツ

一玉子拾八戸

一栗老升

一月廿六日

上村平角○

〔のマ=豆下同〕

一小鯛六疋

黒川十次郎○

〔のマ=豆下同〕

一右同

弓削吉藏○

〔のマ=豆下同〕

一玉子拾八戸

萩原弥七

〔のさ=フカ〕

一のさ魚老疋

弓削弥兵へ

〔のさ=フカ〕

二月廿六日

一羽鳥老疋

〔のさ=フカ〕

二月廿七日

永田秋弘○

〔スワノハル=諏訪原〕

三月廿七日

スワノハル

〔スワノハル=諏訪原〕

一竹ノ子老東

〔スワノハル=諏訪原〕

三月廿七日

一おこし老重

上村平角○

〔スワノハル=諏訪原〕

一玉子拾武戸

湯ノ元

一竹ノ子老東

池田様○

三月廿七日

前迫森右衛門○

一こかいニツ

〔こかい不明〕

一小鯛五ツ

大久保九之丞

一おやス五錢手二老ツ

〔おやス=大豆もやし〕

一おまんらう老折

〔おまんらう老折〕

三月廿七日

中山弥之助

一イカ老孟

福宿善太郎

三月二十七日

〔おやス=大豆もやし〕

一丸ぼろ

上ノ川

一御菓子 武重

上村おえだ○

三月二十七日

〔のマ=フカ〕

一玉子拾三戸

吉松様○

三月二十七日

〔のマ=フカ〕

一ほた餅三重

永田□二〇

〔のマ=フカ〕

一豆腐三切

〔のマ=フカ〕

三月廿七日

〔のマ=フカ〕

一かた菓子三重

〔のマ=フカ〕

三月廿七日

〔のマ=フカ〕

三月廿七日

「竹ノ子壺○」

三月廿八日

「竹ノ子壺東」

三月二十八日

「小肴四疋」

三月二十九日

「イカ壺盃」

三月廿八日

「小たい拾六疋」

三月廿九日

「口ビス」

「玉子」

三月廿九日

「菓子三重」

三月廿九日

「ざせん豆一重」

「な」

三月廿九日

「ふだんす一包」

三月廿九日

「えびがね七」

三月廿九日

「玉子三十二」

「切大根老升五合」

三月廿九日

田崎甚藏

奥薦三次

國分政弥○

「のり壺升」

「モシ大根」

「のり」

「グ、リ大根三把」

三月廿九日

「のり壺升」

本田森左エ

(グ、リ大根、干し大根)

三月廿九日

「久保」

「久保」

「湯田熊」

松山様○

平田十右衛門

(グ、リ大根、干し大根)

一玉子十六戸

一竹ノ子三束

同日

一酒樽壺丁

一玉子拾戸

同日

一玉子十六戸

一まき六本

一カタロワシ壺重

一まき六本

一鳥巣羽

福宿善太郎

四月五日

アサ畠孫右衛門○

木場八太郎
串木野

武田様

〔アチニアジ〕

〔ハサ〕びら
おえだ

〔ハサ〕びら=平追單

一漬(レ)二本

一玉子十五

四月一日

一玉子二十戸

四月一日

十中中

一小だい七疋

四月一日

一コチノ魚二疋

四月一日

浅谷時弘○

そのかシラ

平兵衛○

奥武兵工

一今□小四包

一竹ノ子壺束

四月四日

一玉子二十五戸

一餅二ツ

四月四日

一ツケアケ井壺ツ

四月五日

一アチ魚拾疋

一酒壺丁

四月五日

一生そは切だめ壺ツ

一葉子重毫ツ

四月五日

一葉子武重

四月五日

前迫森右衛門
有村三右衛門

原田十右衛門

杉木様

四月六日

一王子二十戸

四月八日

一サト毫重

四月八日

一王子拾五戸

萩原善平○

一王子拾五戸

四月九日

一鳥毫羽

四月八日

一鳥毫羽

四月九日

一玉子二十戸

高須平八○

中島金之助○

〔サトミ砂糖〕

一カイ毫升

四月六日

一コデ四疋

四月六日

一カイ毫升

四月六日

一カイ毫升

四月六日

一カイ毫升

四月六日

一カイ毫升

四月六日

一カイ毫升

四月六日

一カイ毫升

一カイ毫升

一カイ毫升

一カイ毫升

一カイ毫升

一カイ毫升

一カイ毫升

一カイ毫升

一カイ毫升

西長泰

西喜太郎

西千三郎

石神三好

弓削孫兵衛

久留新左衛門

そのカシラ藤兵衛○

下大重○

中嶋四郎太○

大迫ナカ○

一肴三疋

〔拾ヲ〕十個のことを

〔拾ヲ〕十個のことを

一玉子拾五戸

福田

四月十三日

神ノ川

一看五疋

上村お清

③ 萩原善兵衛妻テイ不^{二付}幸^{二付}悲問帳

【解説】

この史料は、明治二十二年一月二十三日、萩原善兵衛妻テイ不^{二付}幸^{二付}の時
の香典帳である。香典額は、八畳の人が多い。当時の大里における香
典の相場が分かる。

後ろに初七日の見舞品もある。餅・ダンゴ・オコシなど多くの人が
持つて来ている。その他大根・薪などもある。

(表紙)

明治廿二年

一月三日

萩原善兵衛妻テイ不^{二付}幸^{二付}悲問帳

一

一全八畳	星原市兵衛
一全武銭	田中口藏
一全壱錢六り	西十郎兵衛門
一全武銭	西太郎右衛門
一全武銭	石神十郎左衛門
一全拾錢	福宿甚右衛門
一全八畳	宇都平藏
一全八畳	石神重口
一全八畳	本鍋田て口
一全八畳	高崎正之進
一全八畳	中島直十
一全八畳	高崎庄兵衛
一全八畳	田崎善口
一全八畳	崎野正兵工
一全拾錢	木場甚右衛門
一全拾錢	木場正右衛門
一全八畳	湊町平川市口衛門
一全八畳	崎野伊助
一全八畳	出森三五郎
一全壱錢六畳	崎野武左衛門
一全八畳	木場善右衛門
一全八畳	大迫善次郎
一全八畳	星原善一
一全八畳	石神弥五右衛門
一全八畳	大迫源之助
一全八畳	西森太郎
一全八畳	宇都善之丞
一全八畳	中島七兵衛
一全八畳	小橋口三五
一全老錢	石神善八郎
一全老錢	西森太郎
一全老錢	大迫源之助
一全八畳	石神弥五右衛門

一全壱錢	中島四郎八	一全八厘	石神善左衛門
一全八厘	西中間伊右衛門	一全八厘	田中簾助
一全八厘	崎野口右衛門	一全八厘	堀口郎口衛門
一全八厘	鮫島藤藏	一全八厘	萩原仲太郎
一全八厘	濱田嘉三次	一全八厘	大園伊右衛門
一全八厘	竹之内善左衛門	一全八厘	田崎市左衛門
一全八厘	高須太郎兵衛	一全八厘	原田新口衛門
一全壱錢	演田善兵衛	一全壱錢六厘	萩原仲太郎
一金八厘	前追有右衛門	一全壱錢六厘	大園伊右衛門
一全五厘	濱田孫右衛門	一全壱錢六厘	田崎市左衛門
一全五厘	中山矢之助	一全壱錢六厘	原田新口衛門
一全六錢	石神十助	一全壱錢六厘	萩原仲太郎
一全八厘	石神藤兵衛	一全壱錢	宇都甚藏
一全八厘	出木場善右衛門	一全拾錢	中島四郎太
一全式錢四厘	小橋口清吉	一全式錢四厘	木場アクリ
一全八厘	萩原九左衛門	一全式錢	土橋吉兵衛
一全八厘	萩原榮輔	一全式錢六厘	神脇八兵衛
一全式錢	萩原九左衛門	一全式錢六厘	木場藤左衛門
一全式錢六厘	萩原嘉左衛門	一全八厘	田淵龟太郎
一全式錢六厘	田崎森右衛門	一全八厘	田淵藤左衛門
一全式錢六厘	小橋口新左衛門	一全八厘	宮園甚左衛門
一全壱錢	永井敬藏	一全八厘	同人
一全八厘	星原七右衛門	一全八厘	同人
一全八厘	出森吉左衛門	一全八厘	同人
一全八厘	佐保井有右衛門	一全八厘	同人
一全四錢	本田森左衛門	一全八厘	同人
一全四錢	佐保井有右衛門	一全八厘	同人
一全四錢	西中間正兵衛	一全八厘	同人
一同壱錢六厘	原田十右衛門	一同人	同人
一同壘錢六厘	野田正左衛門	一同人	同人
一同式錢四厘	永井十太	一同人	同人
一同式錢四厘	永井半藏	一同人	同人
一同式錢六厘	宇都伝左衛門	一同人	同人
一同式錢六厘	宇都平藏	一同人	同人
一同式錢六厘	川畑平兵衛	一同人	同人

一同壱錢六り	川畑仲藏
一同弐錢	弓削吉藏
一同八錢	寺山西原為左衛門
一同五錢	久保市太郎
一同八厘	高崎十五郎
一同八厘	大迫弥右衛門
一同拾錢	池之原久留次郎左衛門
一同五錢武り	右同富永善兵衛
一同拾錢	宇都伝次郎
一同(マニ)	
一同壱錢六り	
一同五錢	中原勇太郎
一同拾錢	和田軍吉
一同二十錢	和田応助
一同五錢	梶原村右工門
一同六錢四り	野崎喜右工門
一同四錢	大久保仲藏
一同十一錢	兎玉マサ
一同十錢	浅谷時廣
一同十錢	上村千代
一同二十錢	上村良助
一同五錢	永田秋成
一同十錢	星原仲左衛門
一同二十錢	有村伝左工門
南郷兼知	

一同六十錢	上村八郎右工門
一同一錢六り	和田豊栄
一同二十錢	永山箭之助
一同(マニ)	
金五円拾三錢七厘	
金拾錢	土橋幸之丞
全五厘	中島仲口
金五錢	石神十郎
全三錢武り	上蘭善兵衛
全壱錢六り	全仲
全武錢	中尾助右衛門
全八り	久留チヨ松
全八り	重信□次郎
全八り	中島時徳
全一錢六り	上村宇右衛門
全四錢	□仁タノケサ
全八り	藤田有助
全八り	川崎孫右衛門
全三錢武り	島平池ノ上善左衛門
全八錢	島平庄五郎
十金卅四銀	
一金式錢四り	住吉太郎へ
同一錢六り	本鍋田四右衛門
全拾錢	永山井仙
全壱錢六り	江口塙入之庄吉

一ヲコシ一ト重	本瀧之かメン
一金拾錢	石神重雄
一金拾錢	高崎半兵衛
一壱錢六厘	長里村吉村ヤナ
一廿四錢	飯牟礼ミサ
一廿四錢	□□松崎□ノヤス
一金八錢	門前 新左衛門
一全八錢	野元謙助
一餅三重	
正月廿九日	
一七日	
萩原為兵衛	
中島四郎太	
萩原善右衛門	
萩原雄左衛門	
萩原佐市	
一ダンゴ二重	
高崎勇介	
高崎十五	
小橋口清吉	
小橋口次兵衛	
前追有左衛門	
全森右衛門	
原田十右衛門	

一餅二豆腐

土橋幸之丞

一餅重箱一ツ

弓削孫兵衛

一タンコ

下茂休左衛門

星原仲左衛門

串木の吉武スガ

一ダンゴ

西十郎兵衛

石神十郎左衛門

西太郎右衛門

小橋口新左衛門

本鍋田四右衛門

本田喜蔵

木場甚右衛門

全為左衛門

田崎森右衛門

田潤亀太郎

西中間伊右衛門

田崎市左衛門

田崎甚蔵

濱田嘉三次

大齒伊右衛門

小橋口三吉

一ダンコ

一ダンコ

小橋口紋兵衛
大齒ケサ千代

本田森左衛門

石神弥五右衛門

一ダンコ

永井十蔵

永井半蔵

大迫弥右衛門

宇都彥兵衛

宇都宮輔

萩原吉左衛門

全九左衛門

中島助八

全栄助

中島助八

木崎正右衛門

福宿甚右衛門

田中善右衛門

堀新左衛門

宇都喜ノ丞

西郷兵衛

有馬嘉兵衛

柳園休四郎

大迫善次郎

大迫嘉兵衛

濱田善次郎

星原喜市

全正之進

一ダンコ二タ重

一ダンコ二タ重

本鍋田マツ
中島誠□

星原七右衛門
石神弥五右衛門

高浜太郎兵衛
中島助左衛門

一ダンコ

永井半蔵
出森与兵衛

柳園吉左衛門
出森せん□

木崎正右衛門
福宿甚右衛門

田中善右衛門
堀新左衛門

宇都宮輔
中島助八

大迫弥之助
中島七兵衛

高浜太郎兵衛
中島助左衛門

全四郎八
大迫善次郎

上村八郎右衛門
上村庄助

上村市太郎
上村千代

永田秋成

永田矢之助
中原スミ

一餅二夕重

永井矢八郎
永井敬藏

一ダソコ一ト重

弓削吉蔵
重信喜之助

一タソコ二重

川畑仲蔵
川畑平兵衛

一タソコ二重

石神郁助
石神雄市

一ダソコ

萩原太郎左衛門
萩原仲太郎

一ダソコ

萩原喜八郎
石神○

一ダソコ

石神十助
石神市助

一ヲコシ一ト重

南郷兼五郎
西 太郎右衛門

一大根四本
崎野正兵衛

全 武左衛門

崎野筋左衛門
全 次郎左衛門

一ダソコ

宇都時次郎
全 伝左衛門

出木場善右衛門
全 喜兵衛

一ダン子

宇都時次郎
全 伝左衛門

吉村休左衛門
原田新左衛門

一ダン子

原口善左衛門
藤田有助

一武斗依毫表
一薪武東

一ダン子

宇都善兵衛
重信与次郎

一薪武東

一ダン子

西瀬戸新助
川崎孫右衛門

一薪武東

一ダン子

上薗之金左衛門
一大根拾本

一白木綿毫反
萩原雄左衛門

一ダン子

萩原佐一
弓削孫兵衛

一薪武東

一ダン子

西 十郎兵衛
一同 式本

一薪 武東 萩原為兵衛
一帶竹毫本

一大根式本 有村伝左衛門

一薪 武東 弓削孫兵衛
一金布毫反

一薪 武東 有村伝左衛門

④ 萩原善兵衛妻テイ不^幸ニ付悲問帳 結文

記

児玉マサ

右三行湊より買入品代

野田正右衛門

大久保仲藏

和田応介

野元ナヲ

有村伝左衛門

梶原村右衛門

旧一月廿三日

萩原善兵衛様

（表紙）

⑤ 萩原善兵衛妻テイ不^幸ニ付諸取払帳

【解説】

これは、明治二十一年二月二十三日、萩原善兵衛妻テイが亡くなつた時の葬式に入用の諸品の代金並びに納米を記したものである。他に東京への書状郵便切手代二銭もある。これは東京の弥四郎へ養母の死を知らせるために送つたものであろう。

（表紙）

（表紙裏面）

一 一金七拾三反代
萩原善兵衛妻テイ不^幸ニ付諸取払帳

一 一金七拾三反代

但白木綿三反代

一 一金五拾三錢七厘

但四部板毫間并諸品代

一 一金拾壱錢六厘

但香爐扇子代

右三行湊より買入品代

算用書三通相添

一 一金武銭

但東京行書状郵便切手代

一 一金拾參錢三厘

但打綿八拾目代

一 一金壱錢六厘

但

一 一金拾武銭四厘

但昆着[#]水昆着代

一 一金

但昆着四切

一 一金

但豆腐三拾切代

一 一金壱錢

但飯がい其他

一 納米壱石五斗

白米壱石武斗八升搗立本

落米四升武合五夕

粉米壱升壹合

内

白米三斗

全武斗

全四斗

合白米九斗

飯用□高

〔昆着=コンニヤク〕

13 池田鉱山事務所日誌「入来家文書」

【解説】

入来定穀は嘉永六年（一八五三）に串木野麓の郷土入来定制（伊右衛門）の長男として出生、大正六年（一九一七）に六十五歳で没した。

明治十年（一八七七）の西南の役では分隊長として従軍し、各地を転戦後、捕らえられ、自宅謹慎を受けて帰郷した。帰郷後に書かれたのが「入来定穀日記」として現在二十六冊、その他関係文書とともに残されている。その中に「明治廿八年七月 日誌池田鉱山事務所」と題した文書が収録されており、池田鉱山に関する日々の記録が記載されている。殘念ながら明治二十八年七月から十二月までしか残されていない。

この「日誌」を記載した人物は、定穀の使用人の藤崎長次郎と思われる。長次郎は羽島の人で、元々戸長役場に勤めていたが、その優秀さを見込まれて入来家の金山経営全般に関わった人物である。また、宮之原重は定穀の娘婿で、この「池田鉱山」の共同経営者でもある。よって、明治二十八年七月からである。

「池田鉱山」は薩摩半島南部、池田湖北岸の山地に所在する河内山にある鉱山のことと思われ、「日誌」に今和泉とあるのは、池田鉱山を指している。入来定穀らがこの金山経営に着手したのは日誌にあるように、明治二十八年七月からである。

長次郎は七月十二日に羽島を出立し、鶴嘴・ゲンノウなどの道具を携え、馬車で鹿児島へ行き、吉田時計屋へ宿泊する。ここは定宿であったとみえ、その後池田鉱山と串木野を往復するときは必ず宿泊して

いる。七月十四日、長次郎は宮之原重と馬車で池田へ向かい午後六時頃到着して中馬正兵衛宅へ落ちていた。中馬正兵衛は採鉱山の地主との借地料の相談や手籠雇い方、留木などの買い入れ、そして採鉱を行っている。九月九日に「・・・前平外四字ハ中馬正兵衛外一名ハ廢業届タルモノ」とあるので、中馬正兵衛も自ら鉱山経営をしていたが、うまくいかなかったのでこの入来家の鉱山で働くことになったと思われる。

長次郎は、池田鉱山採掘願に不備があったので再度修正届を福岡鉱山監督署へ出したり、水車場の設置場所についても周辺の水田への水流に影響がない場所を選び、地主との借地料の交渉をしたり、採鉱人の雇用金を決めたりと、こまごましたことなどを入来・宮之原両家と連絡を取りながら行っている。

七月十八日には、手掛けていた部分の鉱脈が試掘の結果、すぐに断絶し落胆したが、正兵衛の勧めもあり開坑祝をしたことが記載されている。その後は、西坑・東坑と二手に分かれて採鉱し、堅い鉱脈のところは火薬を用いて掘っている。十二月十五日にゴキカケを試みると上模様であったと書かれている。

「日誌」は十二月十六日で終わっている。「入来定穀日記」明治三十一年一月十六日に、今和泉鉱山（池田鉱山）の売払い代金の第三回受取金四百円を宮之原重と二分して二百円ずつ受け取り、水車の勘定など今和泉に関することは悉皆（すべて）決算し、長次郎へ十四円ずつ二十円を慰労金として与えたと記載してあり、完全に池田鉱山から撤退したことがわかる。

「明治廿八年七月

日誌

池田鉱山事務所



七月十四日

本日、吉田ノ宿料宮之原氏ト割合ニテ五拾五錢ヲ払ヒ、鉱山事務用半界紙百枚七錢ニテ買入、馬車ニテ三拾錢ヲ出シ之ハ荷物即チ鶴嘴等ト運賃迄入町迄來タリ、分車ニテ武拾五錢ヲ出タシ今和泉元迄馬二十十六錢ヲ出シ、池田迄午後六時比全所へ着、中馬正兵衛殿へ宿ス、

七月十五日

本日、中馬正兵衛殿及探掘表面ノ地主三人ニテ午前八時ヨリ実地取調ノ為メ山ニ登リ、地所借方ニ付借地料ノ相談ヲナシタルモ、兄トヤラニ相談セザレバ一人ニテ返答シ難シト云フニ、詮方ナク地主ヲ返シ、正兵衛殿全道手籠雇方へ烟ケ回ナル所其外諸所へ行キシモ、可然人物無シ、午后五時帰ル、

七月十六日

本日ハ大雨ニテ山登り出来ス、内ニテ宮之原氏鉄砲腹試掘地図面下送リ、正兵衛殿ハ手籠雇方へ加古木山及ヒタイ場等へ行き、仁四郎ナルモノノ九錢ニテ明日ヨリ雇入ル、事ニナリ、尤モ正兵衛殿ノ留守中地主前村金次郎来タルニ借地料ノ相談ヲナセシ處、一ヶ年金五円トノ事故種々相談セシモ一向聞入レス、何方正兵衛殿ノ帰リマテ待チ與レトテ地主ヲ返シ置、全人帰宅ノ上午后七時地主方へ相談ニ遣シタルモ、始言モ一厘タニ引カズ、殊ニ前金非ラサレバ探掘出來難シノコト故詮方ナク全人ノ言ニ従ヒタリ、

七月十七日

本日は少シ雨天ノ處手籠モ來タラス、正兵衛殿外人夫万吉ヲ雇ヒ土持

証書三百円及借用証書ヲ受取り、宮之原氏へ渡シタリ、本日今和泉鉱山用金武拾円宮之原氏より御渡相成り、坂田ヨリ水銀壺斤壺円三拾錢

ニテ買ヒタリ、

七月十八日

本日モ手籠來タラス、万吉・正兵衛三人ニテ土持出方ノ處、鉱脈土盤

迄ニテ断絶セシヨリ、正兵衛モ共落胆^{二三里}、午后六時ニ帰リ、本夜ハ正兵衛ノ勤メニ依リ開坑祝ヲナセリ、本日万吉ノ日雇賃一日十五錢ヲ、ニテ払ヘリ、

七月十九日

本日ハ正兵衛・金次郎三人ニテ土持出方、后四時ヨリ正兵衛・金次郎ヲ残置タイ場ヘ手籠雇方へ行キ、仁四郎ヲ明日ヨリ来タル約定ナシ、帰リニ藤下孫市ノ水車ヘ寄タリ、本日借地料五円及日雇賃十五錢前村金次郎ヘ渡ス、來年ヨリ借地料毎一ヶ年三円五十錢ト約定セリ、

七月廿日

本日、正兵衛及手籠仁四郎三人ニテ採鉱ノ処、足之土盤ノ下ニ鉱脈六寸位ヲ発見セリ、本日向フヘノ鉱脈ハ上方六七寸、下寸以下ニテ高サ三尺位、正兵衛殿ハ普請用留木材買入方及全用斧注文ノ為五時ヨリ鉄治屋へ行、外ハ六時ニ帰ル、

七月廿一日

本日ハ風邪ニテ正兵衛方へ休ミ、昼ヨリ宮ノ原氏試掘図調製方、正兵衛山登り、手籠來タラス、一人ニテ採鉱方、帰リニ留木ノ相談ヲナシ昨日ハ木持主居合ハス、斧一丁正味二百六十目ヲ三拾九錢ニテ買入來タレタリ、

七月廿二日

本日ハ手籠モ來タラス、人夫四郎ヲ雇ヒ、正兵衛ト三人ニテ採掘ノ処、

星ヨリ材木壳^イ主來タリ、大六本・小二十本買入、大一本十錢、小一

本一錢五リニテ、本日ヨリ伐方着手、合計九十錢払ヘリ、本日ハ吹子取寄方ノ為官之原ヘ郵便ヲ出シ、鉱業模様ヲ通知セリ、金一錢切手代、

[註一 吹子^リ水抜き用道具]

七月廿三日

旧六月二日

本日、正兵衛・仁四郎ト三人ニテ松木ヲ切り、普請ニ着手、后五時比終リ六時ニ帰、仁四郎ヘ金拾五錢貸ス、全人ハ正兵衛ノ金四錢ヲ盈ミタルニ付本日迄ニテ暇ヲ遣ス、

七月廿四日

本日、未明ヨリ暴風ノ為メ終日休ミ、

七月廿五日

本日ハ正兵衛差支ニテ採鉱方休ミ、内ニテ宮之原氏鉄砲腹ノ試掘願書

調製方、

七月廿六日

旧六月五日

本日ハ手籠雇ノ為メ大谷ヘ行キタルモ都合悪ク為ニ正兵衛ト兩人一番留ノ奥ノ方採鉱方、鉱脈ノ模様ハ少シ小ブリトナリタリ、

七月廿七日

旧六月六日

本日ハ朝ヨリ大雨ニテ山登リ出来ス、但正兵衛ハ手籠雇方及留木周旋ノ為掘切齒^ヒ行カレ昼前ニ帰リ、午后五時比大谷ヘ鶴嘴修繕方、本日宮之原氏試掘願書ヲ書留十二錢ニテ送ル、本日ハ二ノ宮殿便ヨリ吹子取寄ノ為鹿兒島平石隆三郎方へ書状ヲ送ル、

七月廿八日

旧六月七日

本日ハ正兵衛一人七時半山登リ、長次郎ハ手籠雇方ヘタヒ場ヘ行キ八郎殿ノ長男ヲ雇ヒ明日ヨリ就業ノ賦リ、十時比ヨリ山登リ、正兵衛殿ト掘方、鉱脈昨日全断、本日金拾五錢四郎日雇賃トシテ払ヘリ、

七月廿九日

旧六月八日

本日、正兵衛及手籠西牟田八郎太等三人ニテ掘方并ニ普請用矢木十四

本老本八厘ニテ買入、伐方、

本日、正兵衛・八郎太三人ニテ普請ヲナシタリ、本日鶴嘴二丁共破損、

四時比方正兵衛ハ鐵治屋へ行キ修繕方□先かけ料十六錢払ヘリ、

七月廿一日 旧六月十日

本日モ正兵工・八郎太三人ニテ掘方及留木ヲナシタリ、尤モ鉱石ノ模様向ノ方上下少ク中大クシテ全体ハ大ナルモ少キ時モ「カヽリ」方少々劣レリ、一尺短クナリタルヨリ正兵衛殿一尺ヲ買入タリ、量目武百八

十目、

八月一日 旧六月十一日

本日、正兵工・八郎太三人ニテ掘方、本日手籠ノ親父八郎左衛門ヲ呼

ビ鉱石置場木屋ノ見積ヲナサシタリ、鉱石ハ少シク小クナリタルモ「カヽリ」方宣シク本日入来氏方風ノ報來タル、返事セリ、

八月二日 旧六月十二日

本日、正兵衛ハ粟肥荷負方ニテ休ミ、八郎太ト一人ニテ鉱石置場普請

方、本日宮之原氏方來書、

手籠八郎太相談ニテ金五拾錢貸ス、

炭一依掘方道具修繕方へ買入タリ、八郎太ち代金四錢五厘、

八月三日 清 旧六月十三日

本日、正兵衛・八郎太、三人ニテ掘方、鉱石切口上下共四五寸位、模

様ハ上、

八月四日 清 旧六月十四日

本日、正兵衛ハ栗植ニテ登山セス、八郎太ト兩人ニテ留木用松木大三

本十八錢、小十六本十六錢ニテ買入伐採方、后午三時迄搬鉱方、

八月五日 清天 旧六月十五日

本日、正兵衛・八郎太、三人ニテ山登リ普請方、鉱脈前々日全斷、

本日、正兵衛・八郎太、三人ニテ採掘方鉱石ノ切口極ク小ク一寸占三

八月十一日 清天 旧六月廿一日

本日、正兵衛・八郎太、三人ニテ掘方、馬一疋ヲ雇ヒ二十錢ニテ鉱石

八月六日 清天 旧六月十六日

本日、正兵衛・八郎太、三人ニテ採掘方鉱石ノ切口極ク小ク一寸占三

寸位迄、加之鉱石絶ヘテ、赤黄色ノ釜土ト相成タルモ、此土ニ金氣多ク含有セリ、本夜ハ山ノ神祭リニテ、鷦一羽代金十錢、素麵十五錢買

ベ、正兵衛殿親子家内ニテ神祭ヲナシタリ、本日吹子、鹿児島方着荷、運賃二十錢、駄賃十五錢払ヘリ、

八月七日 清天 旧六月十七日

本日、正兵衛殿差支ニテ山ハ休ミ^{マツミ}加古木山木引四郎方へ行キ、材木

ノ代積ヲナサシメタルモ全人分ラス麓ヲ經テ鷹取リヘキ、鹿児島迄

ノ運賃ヲ聞合タル處、雇切り三円、之ハ六反帆ナル由、全所ヨリ飯山

水車場迄駄賃一駄ナレバ十錢位、一日三度雇ニテ雇切りナレバ武十五

錢位、人夫ハ一日十武銭位ナル由、略々問合、頬姓御牧内、官脇一郎

本引方へ行キ、材木ノ価額ヲ積ラシタルモ、即時ニハ返答出来サル処

ヨリ、三四日内ニ全人ヨリ正兵衛方迄通知スベ^{アラシ}旨頼ミ置ギ、水車へ行

キ見積ヲ為シ、手籠八郎太方へ行キ、全人へ日雇賃見当トシテ五十錢ヲ貸シタリ、

鉱脈ノ様ヲ通知セリ、

八月十日 清天 旧六月廿日

本日、正兵衛・八郎太、三人ニテ掘方、鉱脈異常ナシ、

八月九日 旧六月十九日

本日ハ正兵衛差支ニテ山休、内ニテ帳簿記載及宮之原氏へ吹子着受及

鉱脈ノ様ヲ通知セリ、

八月十一日 清天 旧六月廿一日

本日、正兵衛ト同道山二行キタルモ八郎來ラス、依テ迎ニ行キ仝人ヲ

連レ來タリ、掘方入夫二人ヲ雇、鉱石置場屋造りニ着手シタルモ本日迄成就セズ、

八月十二日 清天 旧六月廿二日

本日、正兵衛・八郎太、三人ニテ掘方、馬一疋ヲ雇ヒ二十錢ニテ鉱石

ヲ大谷藤下製錬場へ送り、午后三時迄試験掲曰へ着、尤モ試験ハ先ニ
土ヲユリタル處水銀紋り米粒位ノ紋金ヲ得タリ、全人來ノ事業水車払
底ニテ中止ノトキナリキ、屋根造りへ金六十五錢、

八月十二日 清天

旧六月廿二日

本日、正兵工・八郎太、二人ニテ掘方、但留木材ヲ本買入タル由、試
験ハ終日午后八時、藤下モ帰ル、后六時ニハ山ヨリ帰リガケ正兵衛モ
來タル、炭六俵三十錢ニテ買フ、

八月十三日 清天

旧六月廿三日

正兵衛大豆取リニテ山休ミ、試験モ午后十一時迄ニテ相済、其結果絞
リ金一匁五分位、其鉱石ノ模様卜符号セザルニ驚ケリ、本日八郎太山
ヘ待居リシナラン、

八月十四日 清

旧六月廿四日

本日、正兵衛腹痛ニテ山登出來ス、掘方休ミ、宮之原氏ヘ試験ノ成積
ヲ通知セリ、

八月十五日 清

旧六月廿五日

本日モ正兵衛病氣にて休業内、

八月十六日 清

旧六月廿六日

本日モ全斷、

八月十七日 清

旧六月廿七日

本日モ全斷、

八月十八日 清

旧六月廿八日

本日モ正兵衛病氣ニテ休ミ、午前八時より水車場直ヲ見合ノ為メ谷場へ
行キタル面立タル人物不居故、西牟田八郎右衛門發見ノ山、銀鉱見二
行キ、我ガ山ヘモ見舞、大谷鉱山水車見物トシテ全所ヘモ行ク、

八月十九日 朝雨

旧六月廿九日

本日モ正兵衛病氣ニテ山ハ休ミ、長次郎午前八時ヨリ串木野ヘ帰ル途
中ノ馬車貨式拾五錢、午后六時鹿児島ヘ着、吉田ヘ宿ス、今和泉ハ休
ミ、

八月廿日

旧七月一日

本日、鹿児島ヲ出立、宿料式拾錢、馬車貨式拾五錢払ヒ、午后四時串
木野ヘ着、入来ヘ行、今和泉ハ休ミ、

八月廿一日

旧七月二日

本日、長次郎入來氏方宮之原ヘ行キ、鉱山事件種々談合ノ末、午后一
時より羽島ヘ行ク、今和泉山ハ休ミ、

八月廿二日

旧七月三日

本日、長次郎羽島、和泉山休ミ、

八月廿三日 風雨

旧七月四日

全上、

八月廿四日

旧七月五日

本日、風吹ク、入来氏ノ用事ニテ梅北ヘ、山籠事件二行タ後ノ日正兵
エ尋ネタルニ、本日今和泉鉱山掘方ヘ正兵衛ト八郎太の兩人ニテ着手
シタル由、

八月廿五日

旧七月六日

本日、長次郎ハ宮之原氏角石試掘願書差出方ヘ、市来湊ヘ行キ、全所
ヨリ宮之原ヘ帰リテ、松山正之進殿ノ金銀分析方、午后六時比ヨリ宮
之原氏全道ニテ今和泉鉱山事件談合ノ為メ、入来氏ヘ行キタルモ、入

來加七郎殿來客ニテ談合出来ス、宮之原ハ帰ラレタリ、正兵衛・八郎
本日モ正兵衛病氣ニテ休ミ、午前八時より水車場直ヲ見合ノ為メ谷場へ
行キタル面立タル人物不居故、西牟田八郎右衛門發見ノ山、銀鉱見二
行キ、我ガ山ヘモ見舞、大谷鉱山水車見物トシテ全所ヘモ行ク、

太八掘方之由、

八月廿七日

旧七月八日

本日、長次郎ハ入来氏ニテ仕事、午后四時比ヨリ今和泉鉱山用諸道具
注文ノ為メ、島平鍛治へ行、全談合ノ為メ宮之原ヘ行ク、六時比入來

氏方へ帰ル、正兵衛・八郎太ハ掘方セシ由、

八月廿八日

旧七月九日

本日、長次郎ハ入来氏ヘ仕事、正兵衛・八郎太ハ全上、

八月廿九日

旧七月十日

本日ハ今和泉行キヲ旧七月ノ十六日比ト定メ、午后一時ヨリ立石駄次
郎雇旁羽島へ帰ル、

今和泉ハ全上、

八月卅日

旧七月十一日

本日、長次郎ハ羽島ヘ、入来氏ヘ行ク、時午后一時全所ニテ小仕事、
今和泉ハ全上、

八月卅一日

旧七月十二日

本日、長次郎ハ入来氏ノ用事ニテ市来行、及白井・金丸ノ地面事件二
テ村役場邊ヘ往来、

今和泉全上、

九月一日

旧七月十三日

本日、長次郎ハ羽島ヘ行ク、時午后一時全所ニテ小仕事、
今和泉ハ全上、

九月二日

旧七月十四日

本日ハ今和泉掘方休ミ、

九月三日

旧七月十五日

本日、長次郎ノ今和泉鉱山用金四拾円ヲ受取り、羽島ヘ帰ル途中、島
平鍛治ヘ金武円四拾七錢払ヘリ、

本日ハ今和泉掘方休ミ、

今和泉山休ミ、

九月三日

旧七月十五日

本日、長次郎ハ羽島、今和泉ハ正兵衛・八郎太兩人ニテ掘方セシトノ
事、

九月四日

旧七月十六日

本日全上、

九月五日

旧七月十七日

本日全上、

九月六日

旧七月十八日

本日全上、

九月七日

旧七月十九日

本日全上、

九月八日

旧七月廿日

本日全上、

九月九日

旧七月廿一日

本日全上、

九月十日

旧七月廿二日

本日全上、

九月十一日

旧七月廿三日

本日全上、

九月十二日

旧七月廿四日

本日全上、

九月十三日

旧七月廿五日

本日全上、

九月十四日

旧七月廿六日

本日全上、

九月十五日

旧七月廿七日

本日全上、

九月十六日

旧七月廿八日

本日全上、

九月十七日

旧七月廿九日

本日全上、

九月十八日

旧七月三十日

本日全上、

九月十九日

旧七月廿一日

本日全上、

九月二十日

旧七月廿二日

本日全上、

九月廿一日

旧七月廿三日

本日全上、

九月廿二日

旧七月廿四日

本日全上、

九月廿三日

旧七月廿五日

本日全上、

九月廿四日

旧七月廿六日

正兵衛外二名ハ廢業届出タルモノト、

今和泉掘方ハ全上、

九月十日 旧七月廿二日

本日、長次郎ハ今和泉山事件二付、中馬正兵衛へ連印及藏菌嘉兵衛へ連印至急御送付スベキ旨添書、昨日調製之届書ヲ市來郵便局ヨリ書留ニテ送ル、尤モ右鉱山監督署ヨリノ通達ヲ元山主中馬正兵衛へ通知旁、星ヨリ入來氏戸切川水車搗臼搗、

今和泉山ハ本日迄ニテ休ミタル由、尤モ宮之原ヨリ送付ノ書状ニ接シタル故ナリ、

九月十一日 旧七月廿二日

本日、長次郎ハ兒玉詮実氏ノ地所相続手続方、

今和泉山ハ全断、

九月十二日 旧七月廿四日

本日全断、 今和泉モ全上、

九月十三日 旧七月廿五日

全上、 本日左休ミ、

九月十四日 旧七月廿六日

本日迄ニテ兒玉氏方相済タリ、今和泉山ハ全上但中馬正兵衛へ届書至急送ルベキ旨引合ヲナセリ、

九月十五日 旧七月廿七日

本日ハ加賀清殿試掘願書調製方へ雇行クベキノ処、入來氏へ立寄リタルニ、今和泉藏菌嘉兵衛も連署拒绝ノ旨ヲ以テ、中馬正兵衛殿も通知ヲ受ケタルニ、折悪ク本日ハ入來宮之原両旦那共、待従ノ御来村ニ付、待向ヘノ為隣之城界迄御出張、共ニ留守ナル處ナルモ、何分至急ヲ要スル義ニテ、早速宮之原親旦那へ其段談シ、今和泉へ差す

賦リニテ行ク途中、お常様へ面会委細ヲ談シ、直ニ大原へ行クニ宮之原氏へ出会、談合ノ末十二時方出発、午后六時着、早様道上岩右衛門へ行き、其段談合致シ、明日同道スベキ約束ニテ吉田へ宿ス、

九月十六日 旧七月廿八日

本日、長次郎・道上岩右衛門同道ニテ、今和泉行途中馬車ニテ喜入町迄、全所ヨリタヌキ門迄人力車ニテ午后四時比採掘場へ行、直ニ池田二行クベキノ処、流行予防ノ為通行止メナルヨリ、大谷鉱山藤下孫市殿方へ行き、様子ヲ相尋ネタルニ、昼間ハ通行出来ストノ事ニテ、全所ニテ馳走二預リ、夜中馬正兵衛方へ行ク、本日先ニ試験用ノ水車

掘料金壱円藤下孫市へ払フタリ、

九月十七日 旧七月廿九日

本日、未明中馬正兵衛・道上岩右衛門同道、藏菌嘉平方へ行キ、実地立会ヲ請求スルモ、馬耳東風ニテ一向聞入レス、無故立会ヲ否ナムノモナラス、既に自分試掘ヲ盜マレタルト思ヒ、一向立会及連署セサル処ヨリ、詮方ナク掘切菌嘉左衛門ヲ代理トナシ、全道寒地立会ナス賦リニテ中馬方へ行キ、朝飯ヲ食シ、山へ登リ、嘉左衛門ヲ待居ル數刻、暫時ニテ嘉左衛門來タリシ所、大雨ニテ立会出来ス、坑内へ雨ヲ渡キ居タルモ、終日晴レサルト思ヒ、明日ヲ約シテ中馬方へ帰ル、

九月十九日 旧八月一日

本日、午前九時比ヨリ掘切菌嘉左衛門及道上岩右衛門（此兩人ハ藏菌嘉平試掘地へ關係アル人々ナル由）同道ニテ山へ登リ、実地立会ヲナシタルモ、道上ノ言ト掘切菌ノ言トハ大ニ相違スル處アリテ、境界不明ナルヨリ詮方ナク下山、鹿児島へ行、尤モ臼方等先ニ出願ノ際、譲テ藏菌嘉平ヲ掘切菌嘉左衛門記載シタルコトハ相分リタル故、修正岡差出方ヲ考へ帰リタルナリ、ゲノンヨリ馬車ニテ午后六時着覽、

九月廿日 旧八月二日

本日、鹿児島ヨリ馬車ニテ串木野ヘ午后五時ニ着、宮之原氏ヘ行キシ
モ不在、入来氏ヘ行ク、

九月廿一日 旧八月三日

本日ハ入来氏ニテ池田鉄山修正岡ヲ市來湊郵便局ヨリ八錢書留ニテ出ス、
十二時ヨリ加藤清殿ノ試掘願ヲ頼マレ、全所ニテ岡調製方、

九月廿二日 旧八月四日

本日、今和泉池田鉄山ノ修正岡ヲ市來湊郵便局ヨリ八錢書留ニテ出ス、
十二時ヨリ加藤清殿ノ試掘願ヲ頼マレ、全所ニテ岡調製方、

九月廿三日 旧八月五日

本日、長次郎ハ明後日今和泉ヘ行ク賦リニテ、入来氏ノ荷車解キ方、
昼ヨリ羽島ヘ帰リ、途中立石駿次郎方ヘ立寄リ、明後日ヨリ今和泉ヘ
行クノ通知ヲナセリ、

九月廿四日 旧八月六日

本日、羽島ヘ滞在后五時比ヨリ畠次郎・伝次郎翌串木野町ニテ出会ト
テ約シ、宮之原ヘ行、鉄業用材届書調製方、全所ヘ宿ス、

九月廿五日 旧八月七日

本日ハ大雨ニテ、宮之原氏ヨリ入来氏行キ、町ヘ來タル處畠次郎・伝
次郎モ来タリ、同道出発、

九月廿六日 旧八月八日

本日、午前九時畠次郎・伝次郎同道、鹿児島ヘ出立途中、大雨ニテ馬
車進マス、谷山坂ニテ馬車ヲ投シ、他ノ馬車ヘ乗り替、ゲノン迄来タ
リシ处、当日御岳参トテ、谷山辺ノ人出多ク、為メニ谷山通ノ馬車駅山⁽³⁾
ナルモ、喜入方ヘ通フ馬車ナク詮方ナクゲノンヘ宿ス、

(註2 駅山ニタクシの意カ)

九月廿七日 旧八月九日

本日モ三人ゲノンヨリ出立、喜入迄馬車、全所歩行、午后五時比頤娃
郡頤娃村牧之内谷場ヘ着、本夜西牟田八郎左衛門殿ヘ一泊ス、

九月廿八日 旧八月十日

本日、明家ヲ借受ケ諸道具運ヒ家ヲ片付ケ、后一時ヨリ畠次郎・伝次郎
三人山ヘ行キ、后四時比中馬正兵衛方ヘ行キ宿料等ヲ払ヒ、東ノ方掘
場表面ノ烟持主ヘ相談シテ、明日ヨリ掘方ヘ着手すべき等、種々談合ノ
末、正兵衛賃錢ノ事ニ至リ武十三錢払ウト云ヒタルニ承諾セシ旨答へ
タルモ、何トやう不承諾ノ面付ナリキ、午后六時谷場ヘ帰ル、

九月廿九日 旧八月十一日

本日、西牟田八郎左衛門(之ハ手籠八郎太ノ代)・畠次郎・伝次郎同道ニ
テ山ヘ行キ、尤モ畠次郎ヘハ東ノ坑ヲ掘セル考モ有之、畠次郎ハ西ノ
方ハ正兵衛ノ仕掛ナルニ依リ如何共正兵衛、苦情アランカト否ナムヨ
リ、烟ノ相談如何ト待居タルモ十二時迄来タラス、依テ昨日賃錢今日
ニ係ルト思ヒ、正兵衛方ヘ行キタル処、全人不在、⁽⁴⁾ 譲權太郎ヘ委細ヲ
聞クニ案ニ達ハス二十六錢デナケレバ掘方ヘハ出テサルトノ事ヨリ、
本日ハ出テサルトノ事故、正兵衛ノ在所ウチ大谷ヘ尋ネ行キ、弁談數
刻、終ニ二十五錢ヲ払フコトニ決シ、明日ヨリ地主同道山ヘ登ル様約
シ、谷場ヘ帰ル、

九月卅日 旧八月十三日

本日、西牟田八郎左衛門・畠次郎・伝次郎・正兵衛、五人連山ヘ登リ、
東ノ方坑場、地主ラ来タリ、借地ノ相談數時終ニ当年四円、以後每一
ヶ年武円ニテ借ルコトニ⁽⁵⁾ 究メ、明日約定証ト共ニ金ヲ払フコトトナ
リタリ、十二時掘方ヲ始メタリ、西ノ方ノ坑内ハ建壁ク相成タルヨリ、
明日⁽⁶⁾ 火薬ヲ買フコトニナセリ、金武円西牟田八郎左衛門日雇見当ニ

テ借ス、

十月一日

旧八月十四日

ニテ買ヒ来タリ、正兵衛・八郎太西二発、駄次郎・伝次郎ハ東、之モ
二発、后五時二帰ル、

十月六日

旧八月十八日

東坑ハ駄次郎・伝次郎、西坑ハ正兵衛・八郎太、本日烟ノ煙ノ人火薬ヲ
ヲ持來タリ、百二十匁四十五錢ニテ買ヒ、長次郎不快ニテ、二時比ヨ
リ帰ル、

十月七日

旧八月十九日

東坑ハ駄次郎・伝次郎、西坑ハ正兵衛・八郎太共ニ火薬式發、鉱脈ノ
模様東西共昨日全断、長次郎ハ不快ニテ休ミ内、

十月八日

旧八月廿日

本日、伝次郎病氣ニテ駄次郎・八郎太ト三人山登致し候處、正兵衛モ
來フス、依テ東坑計り、駄次郎・八郎太ト稼ギ方、長次郎ハ近区見物
ノ為諸所ヘ行ク、但十二時迄ト四時迄八坑ノ見ニユク、

十月九日

旧八月廿一日

本日、午后八時迄駄次郎・伝次郎・八郎太・正兵衛掘方、長次郎ハ東
坑鉱石置場地引方、鉱石ノ模様ハ異状ナシ、

十月十日

旧八月廿二日

本日、正兵衛・八郎太西坑掘方、駄次郎・八郎左衛門・長次郎ハ水車
場見賦リ方ヘ行き、午前十時飯山ヨリ帰リ、駄次郎・長次郎ハ山ヘ登
リ掘方、伝次郎ハ午前八鉱石場地引、昼ヨリ駄次郎ト東坑掘方、

十月十一日

旧八月廿三日 清天

正兵衛・八郎太西坑、駄次郎・伝次郎東坑、模様異形ナシ、
本日、正兵衛・八郎太西坑、駄次郎・伝次郎東坑、模様異形ナシ、
用フ、本日ハ山ノ神ノ当日故三時迄二帰ル、

十月五日

旧八月十七日

本日、長次郎火薬不底ニテ烟ノ凹ヘ求方ヘ行き、火薬三十二匁十二錢
火薬不底ニテ

十月十三日

旧八月廿五日 清天

駄次郎・伝次郎東坑、正兵衛・八郎太西坑、共ニ模様異形ナシ、

本日モ全断、

十月十四日

旧八月廿六日 雨天

本日、眩次郎・伝次郎ハ東坑普請方、下ノ四留方、正兵衛・八郎太ハ西坑、留木八錢ノモノ四本、矢木六リノモノ五十本、仲之丞殿より買ヒ入タリ、

午后二時より大雨、

西坑ハ極ク小久、鉱脈四寸より一寸迄建堅ク、

十月十五日 清天 旧八月廿七日 東坑眩次郎・伝次郎普請方、

西坑正兵衛・八郎太、

鉱脈異形ナシ、

本日山ヨリ吊リタル處、宮之原氏より書状到来、重利様御死去ノ報ヨリ、

十月十六日 清天 旧八月廿八日 東坑眩次郎・伝次郎・正兵衛ハ稻刈リニテ欠、八郎太モ種子植ニテ來

本日、正兵衛來タラス、眩次郎・伝次郎・八郎太ト三人東坑、但八郎太・伝次郎ハ鉱石ヲ備置ヨリ直シ方、

長次郎、宮之原氏へ返事スペキナレトモ、郵錢払底、誰方正兵衛方へ行キ金借用スペキノ処、正兵衛留守にて詮方ナク先払にて出タリ、

十月十七日 清天 旧八月廿九日 東坑眩次郎・伝次郎・正兵衛・八郎太、

鉱脈異形ナシ、

本日山ヨリ吊リタル處、宮之原氏より書状到来、重利様御死去ノ報ヨリ、

十月十八日 旧九月一日 東坑眩次郎・伝次郎・八郎太角力見物ニテ來ラス、

西坑ハ正兵衛ト二人、東坑眩次郎・伝次郎・八郎太角力見物ニテ來ラス、

本日一尺二本買入タリ代九十八錢未払、

十月十九日 同月二日

正兵衛・八郎太西坑、眩次郎・伝次郎東坑、

長次郎ハ水車材木直段開合ノ為、牧ノ内市郎木引ノ内へ行ク、

十月廿日 同月三日

東坑眩次郎・伝次郎・正兵衛ハ稻刈リニテ欠、八郎太モ種子植ニテ來

ラス、長次郎山登り、

十月廿一日 旧九月四日 東坑眩次郎・伝次郎・西坑正兵衛・八郎太、模様異形ナシ、但西坑建

小ク□小クナル方、

十月廿二日 旧九月五日 東坑眩次郎・伝次郎・正兵衛・八郎太、

鉱脈異形ナシ、

本日、大雨ニテ岡上リ出来ス、為メニ休業、

十月廿三日 旧九月六日 東坑眩次郎・伝次郎・正兵衛山登り、

本日、八郎太・眩次郎・伝次郎・正兵衛山登り、

長次郎ハ金四円受取方及相談方ニ付串木野へ帰ル途次、鹿児島へ泊ス、

十月廿四日 旧九月七日 東坑眩次郎・伝次郎・正兵衛・八郎太、

長次郎ハ鹿児島より串木野へ帰ル、

本日、山ハ全断、

長次郎ハ鹿児島より串木野へ帰ル、

十月廿五日 旧九月八日 東坑眩次郎・伝次郎・正兵衛・八郎太、

本日モ山ハ全断、

長次郎串木野ニテ、芹ヶ野ヘシキ□□ゲンノウ買ヒ、星ヨリ宮之原氏

へ参、羽島へ帰ル、

十月廿六日 旧九月九日 東坑眩次郎・伝次郎・正兵衛・八郎太、

本日ハ山休ミ、

長次郎ハ羽島滞在、

十月廿七日 旧九月十日

長節祭リニテ來タラス、

十一月四日 旧九月十八日

本日ハ正兵衛・八郎太・塙次郎・伝次郎等ト五人山登リ、
長次郎ハ羽島カモシマ出立、宮之原氏カミノハラヘ行、山ノ談合ヲナシ、鹿兒島ヘ着、
奥田氏オダヘ行クモ全人御不在、其旨宮之原ヘ通知、

十月廿八日 旧九月十一日

本日、山ハ全断、

長次郎鹿兒島ニテ買物ヲナシ池田行、午后廿時牧ノ内ヘ着ス、

十月廿九日 旧九月十二日 雨

本日、兩口山登リハ全断、

長次郎ハ内、但不快、

十月卅日 旧九月十三日 雨

本日、正兵工・八郎太・塙次郎・伝大郎山登リ、

長次郎ハ不快内、

十月卅一日 旧九月十四日

本日モ全断、東坑ヒタチ発、

長次郎モ山登リ、西坑走元カモリ掘ル様、正兵衛相談セリ、

十一月一日 旧九月十五日

本日全断、東坑武発、

模様異状ナシ、

十一月二日 旧九月十六日 雨

本日、山祭ニテ休業、

暁次郎ト二人地金買、且ツ見物ノ為石垣南門ヘ行、

十一月三日 旧九月十七日

本日、暁次郎・伝次郎・八郎太三人ト山登リ、

東坑伝次郎・暁次郎・西坑ハ八郎太ト土持出方、正兵衛ハ池田学校天

十一月六日 旧九月廿日

本日、正兵衛・八郎太・塙次郎・伝次郎ト五人山登リ、

本夜十時比、入来・宮之原両旦那御出アリ、

十一月七日 旧九月廿一日

本日、入来・宮之原両旦那ト山登リ、十二時ニ帰リ、

水車場見積リヘ行クベキノ処、奥田氏モ御出アリテ、二時比ヨリ共ニ

水車場見賦リヘ行ク、全夜三人共御泊アリ、

山掘方ハ八郎太・正兵衛・伝・塙次郎ノ四人、

十一月八日 旧九月廿二日

山掘方ハ正兵衛・八郎太・塙次郎・伝次郎ノ四人、

奥田直之助氏・入来・宮之原両旦那ト四人連レ、穎娃籠阿野甚五郎氏

ヲ訪ヒ談數刻、牧ノ内ヨリ奥田氏別レ、三人同道、滝ノ下水車場ヲ見

テ帰ル、

十一月九日 旧九月廿三日

本日、兩旦那及中馬正兵衛同道、御出處、

山ハ塙次郎・伝次郎ト三人ナリ、

十一月十日 旧九月廿四日

本日、暁次郎・伝次郎ト三人山登リ、東坑掘方、

十一月十一日 旧九月廿五日

本日も全断、但長次郎ハ水車場ノ相談二行ク。

十一月十二日 旧九月廿六日
伝次郎・暎次郎ト三人山登り、

十一月十三日 旧九月廿七日
本日、暎次郎・伝次郎山登り、長次郎水車場ノ相談ニ至リタルモ、上

溝ハ分夏季ニ至レバ水勢ノ少キ為メ、水論興ルトテ相談六ヶ敷、下

ノ滝ノ下ヘ造ルコトニ決ス、

十一月十四日 旧九月廿八日
本日、暎次郎・伝次郎ト三人山登り、鉱脈少シ大トナル、上下共一尺

武寸位、

十一月十五日 旧九月廿九日
本日ハ暎次郎・伝次郎山登り、長次郎ハ水車場ノ相談二行キタルモ、地主不在、暎次郎鉱石持出方、

在、夕方迄待居タルモ面会セス、空ク帰エリ、

十一月十六日 旧九月三十日
本日、地主方へ相談二行キタル処、藤下孫市・川畑休太郎等も各水車

場ノ見積リ方へ來タ居タルニ依リ、全人等下面会其競争セサル様打合セ、各水車場ヲ見賦リ、地主へ相談スベキトデ、三人同道地主方へ行

キタル処、相談一決セス、

暎次郎・伝次郎採掘方、

十一月十七日 旧十月一日
本日モ全断、

本日、入来氏ヘ水車場相談ノ結果ヲ報スルタメ、池田郵便差出所へ行

キ、昼ヨリ山登リ、暎次郎・伝次郎モ山行、
本日鉱石ヲカケタル処上模様ナリ、

十一月十八日 旧十月二日
本日、暎次郎ト三人山登り、上

本日、伝次郎・暎次郎ト三人山登り、下共鉱石ヲかけタル処、上

模様ナリ、

月付間違

十一月十八日 旧十月一日
本日モ三人山登り、但暎次郎ト兩人ハ昼ヨリ水車相談旁家地見賦リノ

為、伊勢ヘ行キタルモ、地主不在、暎次郎鉱石持出方、

十一月十九日 旧十月三日
本日、伝次郎・暎次郎山登り、

長次郎水車地相談ノ為メ、伊勢地ヘ行キ、地主ヘ面会、代金は老敏歩拾六円七十八錢五リニテ、略相済ミタルモ、反別受渡方ノ儀ニ付、地主ハ三枚凡テ買入ルベキ旨申談、當方ハ不用ノ地ハ買取セス、依テ当

分老敏歩位ヲ買入ルト云ヒ、双方相談決セス後日ヲ俟て帰リ、其段入來、宮之原氏ヘ通知セリ、
十一月廿日 旧十月四日
本日ハ暎次郎・伝次郎ト三人山登り、鉱脈異状ナシ、

十一月廿一日 旧十月五日
本日モ全断、

本日ハ東坑鉱石置場家根造來タル、

十一月廿二日 旧十月六日
本日、暎次郎・伝次郎ト三人山登り、家造來ラズ、

十一月廿三日 旧十月七日
本日、暎次郎・伝次郎ト山登り、午后三時岩右衛門來タリ、正兵衛ハ

二三日前帰リ、明日お帰村致スベキ旨伝ヘ聞キ、税金預り來タリタル由言ヒ聞キタルニ付、午後四時正兵衛方へ行キ、税金其他書状ヲ受取

リタリ、木屋造本日迄ニテ済ミタリ、
十一月廿四日 旧十月八日
本日モ全断、但長次郎ハ水車場ノ相談二行ク。

本日、暎次郎・伝次郎ハ東坑、正兵衛モ來リ、後ノ岡探鉱ヘ着手セリ、

十一月廿五日

旧十月九日

十一月一日

旧十月十五日

本日、暎次郎・伝次郎東坑、八郎太モ本日ち山之後ノ岡ヲ正兵衛ト探鉱方、

十一月廿六日

旧十月十日

本日、暎次郎・伝次郎ハ東坑、

八郎太・正兵衛ハ後ノ山探鉱、鉱脈露頭ノ後五間位下リ探鉱セシ処ニ

寸位ノツルニ会、尚其レヨリ又五間下リ探鉱セシモ、本日迄ハツルニ

会バス、

本日、宮之原氏・入来氏方水車場云々書状來タル、

十一月廿七日 旧十月十一日

本日雨降り、正兵衛來タラス、八郎太モ休ミ、

駄次郎・伝次郎山登り、

長次郎内、

十一月廿八日 旧十月十二日

東坑駄次郎・伝次郎、正兵衛・八郎太ハ後ノ岡探鉱方、但頂上ヨリ直下ヘ着手、

十一月廿九日 旧十月十三日

昨日ト全断、後ノ探鉱脈少シク銀分ヲ含有セリ、本日入来・宮之原

兩氏・書状ヲ送ル、

本夜家主柴太殿へ水車場相談ヲ頼、

十一月廿日 旧十月十四日

東坑駄次郎・伝次郎、八郎太・正兵衛探鉱、昨日全断、

長次郎ハ柴太殿同道飯山ノ柴石右衛門方へ行キ、水車場ノ相談ヲナセシ

モ、一度ニテハ相済マサル様見受ケ、其レヨリ柴太殿ハ溝支配人与之

助方ヘ相談二行キ、長次郎ハ帰リ内、算面方、

十一月一日

旧十月十五日

本日ハ正兵衛服痛ニテ來タラス、為メニ八郎太モ休ミ、

暎次郎・伝次郎ト三人山登り、

高吉柴太殿溝相談ヘ又御出被下、本日ハ帰リ來タラレス、

尤モ本日午后四時比、暎次郎ハ足ヲ怪我セリ、

十一月二日 旧十月十六日

本日、旧十月十六日ニテ山休ミ、

后五時、柴太殿帰ラレ、相談相済ミタル様御話相成リタリ、尤モ溝支

配人与之助ち木下地主ヲ衆合サセ、種々談合ノ末、当方ち井手丈ハ修

繕シ、地主ト田地へ障害ヲ与ヘサル限リハ、水ヲ呉レルトノ相済ミタ

ル由、御返答被下タリ、

十一月三日 旧十月十七日

本日大雨、暎次郎・伝次郎山登り、

長次郎ハ薙蘿柴兵衛も奥田氏へ書状差出方へ麓ヘ行キ、帰リニ八兵衛

殿ト飯山新右衛門方へ出会い賦リニテ八兵衛同道、全人方ヘ行キ、水

車場ノ相談ヲナセシモ、一セ分拾武円宛ニテ七畝歩ノ地所ヲ惣テ買取

セラレバ能ハストデ、相談相済マス、詮方ナク次ノ田地ヘ相談ノ為メ

全所ヲ出立、他地主^(方)行キ戻リタル處新右衛門妻来タリテ、先右衛門

場ノ相談相済様ノ話ニ依リ、早速全人方^(方)又々行キ、八兵衛殿引受ニテ、

地主^(方)八兵衛殿借受ノ約定スルコトニ決シ、六時帰リタリ、

長次郎ハ八兵衛同道、飯山新右衛門方へ行キ、一ヶ年借地料初三斗五

升ニテ地主カミ八兵衛借受ケノ處ニ約定証交換、尤も水車ヲ他へ移転スルカ又ハ鉱業ヲ廢止シタルトキハ八兵衛右地所ハ現形ニ復シ返戻スルトノ文面、又地主ハ鉱業從事スルノ間ハ借地料ヲ收メセサルノ外異論ナキトトモ有之、正午時帰リ、明日出書スル賦リニテ七月ナニ十一月迄ノ報告及水車場相談ノ事ヲ認メタリ、

十二月五日

旧十月十九日

本日ハ岐次郎・伝次郎ト三人山登り、

鉱脈ノ模様足元ノ方一尺五寸位上ハ異状ナシ、

十二月六日

旧十月廿日

本日ハ岐次郎・伝次郎山登り、鉱脈非常ニ太ク相成リタリ、ツル巾弐尺位、

十二月七日

旧十月廿一日

本日モ伝次郎・岐次郎ト三人山登り、模様ハ宜敷ゴキ掛甚た宜敷、此段那方へ通知セリ、本日ハ藤下孫市來タリ、鹿児島へ行クベキ様申候ニ付、歛金ノ注文ヲナセリ、

十二月八日

旧十月廿二日

本日モ伝次郎・岐次郎ト三人山登り、鉱脈ハ從前異動ナシ、

十二月九日

旧十月廿三日

本日ハ岐次郎・伝次郎ト三人山登り、鉱脈ハ從前異動ナシ、

奥田直之助様御出一泊アリタリ、

十二月十日

旧十月廿四日

本日、正兵衛・岐次郎・伝次郎ハ山登り、

直之助様ト同道、黒半田及我山、其他諸處鉱山ヲ見物シ、鮫島敬助方同泊ス、

同伴知覽ヘ行キ、河島氏ノ銀水車ヲ見物シ、

本日、正兵衛来タリ、岐次郎・伝次郎ハ東坑、

正兵衛ハ東後ノ岡探鉱、

長次郎ハ知覧金庫へ税金ヲ納メ、十時知覧ヲ出テ、奥田氏ハ御出鹿アリ、午后三時帰着、両旦那へ通知ス、

十二月十一日 旧十月廿五日

本日、岐次郎・伝次郎ハ山登リ、

長次郎ハ病氣ニテ内、

十二月十二日 旧十月廿六日

〔頭註〕「雪」

本日モ岐次郎・伝次郎山登り掘方、

長次郎ハ病氣ニテ在床、

十二月十三日 旧十月廿七日 雪

本日モ岐次郎・伝次郎掘方、

長次郎ハ内、

本日、水車場ノ苦情興ル、

十二月十四日 旧十月廿八日 雪

岐次郎・伝次郎山登り、鉱脈少シク小ク相成リタルモ模様異形ナシ、

長次郎ハ内、

十二月十五日 旧十月廿九日

本日モ岐次郎・伝次郎山登り、

長次郎ハ水車取締規則取調ノ為、村役場へ行キタルモ、日曜ニテ十時古山へ行き、ゴキガケヲ試ミタルニ上模様ナリ、

十二月十六日 旧十一月一日

本日モ岐次郎・伝次郎ト三人山登り、

午后四時ヨリ正兵衛方へ禮祭、

十二月十七日 旧十一月二日

岐次郎・伝次郎山登り、

長次郎ハ八兵衛ト水車場所相談二行クベキ賦リニテ内ニ居リタル處、
水車場ハ兵衛都合悪シク為ミニ通ヒ、

十一月十八日 旧十一月三日

駄次郎・伝次郎山登り、

長次郎ハ八兵衛ト水車場相談二行キ、飯山浅助地所ヲ志敵歩外ニ溝通
用道路用ヲ合セテ、一ヶ年地料五拾錢ニテ借り受ケ、約定証交換ヲナ
セリ、本日通知セリ、

十一月十九日 旧十一月四日

本日、入来・宮之原氏ヘ宛テ、水車場事件ノ報告ヲナセリ、本日鷹取

ハ大角力アリ見物ヘ行ク、

十一月廿一日 旧十一月五日

駄次郎・伝次郎ト三人山登り、

鉱脈登リ小リタリ、一尺四寸位、

十一月廿一日 旧十一月六日

駄次郎・伝次郎三人山登り、

走元ノ鉱脈四寸位、天上ハ一尺六七寸位、

十一月廿一日 旧十一月七日 清

駄次郎・伝次郎三人山登り、

走元ノ鉱脈四寸位、天上ハ一尺六七寸位、

十一月廿一日 旧十一月八日 清

駄次郎・伝次郎・正兵衛來タリ、共ニ東坑、長次郎内、

走元ノ鉱脈四寸位、天上ハ一尺六七寸位、

十一月廿一日 旧十一月九日 清

駄次郎・伝次郎・正兵衛・八郎太ト五人山登り、共ニ東坑、掘切蘭嘉

左衛門來タリ、奥田氏ノ為メニ嘉左衛門山ヘ鉱石見二行キ、本夜奥田
氏ハ探鉱ノ事ヲ通知ス、本日宮之原・入来両旦那水車取締規則及其他
ノ件ニ付書状到来ス、

十一月廿四日 旧十一月九日 清

正兵衛・八郎太ハ後ノ岡探鉱、但頂上露頭ヨリ後ノ方四間位ヲ掘リタ

ル處、午后四時比脈ニ当リ、模様少シク異ラレリ、

駄次郎・伝次郎ハ東坑模様同シ、

長次郎も山登リ、

十一月廿五日 旧十一月十日

本日ハ大雨ニテ、後ノ探鉱出來ス、正兵衛・八郎太・駄次郎・伝次郎
共東坑、但正兵衛ハ東坑ノ中央ヨリ下リ方、

十一月廿六日 旧十一月十一日

駄次郎・伝次郎ハ東坑、正兵衛・八郎太ハ後ノ探鉱下リ方、

十一月廿七日 旧十一月十二日

本日ハ大雨ニテ駄次郎・伝次郎・正兵衛・八郎太共ニ東坑、正兵衛・

八郎太ハ下リ方、

十一月廿八日 旧十一月十三日

本日、正兵衛・駄次郎・八郎太山登リ、駄次郎鉱石其他諸荷物ヲ荷セ

喜入迄至ル、長次郎出鹿兒

十一月廿九日 旧十一月十四日

本日正次郎・駄次郎・八郎太・伝次郎ハ山登り、

長次郎ハ鹿兒島串木野行、

十一月三十日 旧十一月十五日

本日モ山ハ全断、

長次郎ハ串木野ガ羽島ヘ行、

十一月卅一日 旧十一月十六日

本日、山ハ懶而休ミ、

長次郎ハ羽島滞在、

十二月十日 參拾九円

同 日

參拾九円

掘採

稅金

同 二月四日 武錢

事務

雜費

十二月十日 武拾三錢

全上

旅費

同十九日 武錢

全上

雜費

同九日 武錢

全上

雜費

【小計】 三拾九円

三拾九円

事務

現拵

通計 百六拾五円七拾一錢五厘

採掘

現拵

残金 五拾五錢七厘

内

外

内

武拾七錢

事務

現拵

百六拾五円七拾一錢五厘

採掘

現拵

通計 百六拾五円七拾一錢五厘

採掘

現拵

残金 五拾五錢七厘

内

外

内

武拾七錢

事務

現拵

百二拾五円九拾八錢四厘

採掘

現拵

三拾六円六拾七錢四厘

事務

現拵

武円五拾錢

製鍊

現拵

四拾壹円七拾武錢

事務

現拵

三拾三円九拾五錢

採掘

給料

金員種目付記

鉱業雜費支出内訳事務扱費

月 日 金 員 種 目 付 記

七月十三日 七錢 消耗品費 半界紙百枚代

同 武拾五錢 役員旅費 串木野ヨリ鹿兒島迄馬車賃十二日

同 五拾五錢 全上 鹿兒島吉田宿料 二日分

同 全上 鹿兒島市ヨリ今和泉迄

馬車・人力車賃

吹子取寄方及採掘ノ機械並知敷便料

旧六月十六日ニテ山ノ神祭

鶏一羽十錢 素麵十五錢かの

吹子到着及鶏脈ノ通知

官之原氏へ

試掘ノ結果官之原氏へ通知郵便

喜入カ鹿兒島迄馬車賃

鹿兒島宿料

串木野カ中馬正兵エヘ出願

串木野ヨリ鹿兒島迄馬車賃

区域事件二付引合書留料

串木野方鹿兒島迄車費

鹿兒島宿料

ケノンヨリ鹿兒島迄馬車及車

鹿兒島吉田宿料

串木野カ喜入迄馬車六十錢

串木野ヨリ鹿兒島及ケノン宿料四十錢

長次郎月給七・八ノ二ヶ月分

修正図用紙代

修正図差出方書留料

鉱脈ノ模様及旦那□引□

九月二日払

同廿三日 武拾五錢 役員旅費 喜入ヨリ鹿児島迄馬車賃

同廿四日 武拾錢 全上 鹿児島宿料

同廿七日 武拾五錢 全上 鹿児島迄馬車

同廿七日 武拾五錢 全上 鹿児島方奥田氏ノ都合、充宮之原
同廿八日 武拾錢 役員旅費 鹿児島宿料

同廿九日 武拾五錢 全上 鹿児島迄馬車
同廿九日 武拾五錢 全上 鹿児島迄馬車

同廿九日 武拾五錢 全上 鹿児島迄馬車
同廿九日 武拾五錢 全上 鹿児島迄馬車

同廿九日 武拾五錢 全上 鹿児島迄馬車

同廿九日 武拾五錢 全上 鹿児島迄馬車

同廿九日 武拾五錢 全上 鹿児島迄馬車

同廿九日 武拾五錢 全上 鹿児島迄馬車

同廿九日 武拾五錢 全上 鹿児島迄馬車

同廿九日 武拾五錢 全上 鹿児島迄馬車

同廿九日 武拾五錢 全上 鹿児島迄馬車

同廿九日 武拾五錢 全上 鹿児島迄馬車

同廿九日 武拾五錢 全上 鹿児島迄馬車

同廿九日 武拾五錢 全上 鹿児島迄馬車

同廿九日 武拾五錢 全上 鹿児島迄馬車

同廿九日 武拾五錢 全上 鹿児島迄馬車

同廿九日 武拾五錢 全上 鹿児島迄馬車

同廿九日 武拾五錢 全上 鹿児島迄馬車

同廿九日 武拾五錢 全上 鹿児島迄馬車

同廿九日 武拾五錢 全上 鹿児島迄馬車

同廿九日 武拾五錢 全上 鹿児島迄馬車

同廿九日 武拾五錢 全上 鹿児島迄馬車

同廿九日 武拾五錢 全上 鹿児島迄馬車

【朱書】 小計 武拾七錢

内 武拾三錢 旅費

四錢 雜費

通計 三拾六円六十七銭四厘 惣払

内 七錢 消耗品費

内 七円七錢五厘 雜費

外 武拾九円拾二錢九厘 給料

内 武拾七円 業費

外 武拾七円拾七錢 未払

鉱業内訳支出製鍊方

月 日 金員種目 付記

七月十三日 壱円三十錢 水銀壹斤坂田ヨリ買入

八月十一日 武十錢 運搬費 試験用鉱石山ヨリ大谷迄運搬

九月十七日 壱円 損料 二駄分 一駄二付十錢

十月十四日 武円五拾錢 木野迄ノ馬車及鹿児島宿料

十一月廿八日 壱円三十錢 試験用水車損料 藤下孫市へ払

十一月廿九日 武拾九円拾二錢九厘 鶴嘴其外諸道具岩元ヨリ池田迄

鉱業内訳支出内訳掘方

月 日 金員種目 付記

七月十四日 武拾六錢 運搬費

八月十一日 武拾五拾錢 鶴嘴其外諸道具岩元ヨリ池田迄

運ヒ方駄賃

全十八日 三錢

備品費

手籠ブリ用

同 三拾錢

備品費

生竹苞本買入代

同 十九日 五円

備品費

人夫万吉雇賃二日分

同 一日 金拾五錢ツ、

採掘場地主金次郎へ払

同 一日 金拾五錢ツ、

当年一ヶ月年分ノ賦リ

同 一日 三拾九錢

備品費

金次郎人夫へ雇賃 二日分
八斤一丁、正味百六十目代

同 一日 九拾錢

雇人料

百目二付十五錢ツ、
普請用

同 一日 四錢

備品費

留木用材大六本代、小廿本代、大一
本十錢ツ、一小一錢五リツ、
炭一俵代、之ハ諸金場修繕用

同 一日 拾五錢

雇人料

夫四郎雇賃一日分

同 一日 拾五錢

普請費

手籠仁四郎日雇見当トシテ貸ス
留木用矢木十四本代

同 一日 拾五錢

雇人料

之ハ廿二日雇

同 一日 拾五錢

修繕費

鶴嘴二丁、先掛ケ代
一尺一丁正量二百八十目代

同 一日 拾六錢

普請費

百目代人錢ツ、
留木用松木大三本二十四錢、小十
六本十六錢ヲ買入代

同 一日 拾六錢

消耗品費

吹子連搬費鹿児島方岩元迄船貨

同 一日 拾六錢

備品費

火薬及金物、串木野及鹿児島方

同 一日 拾六錢

消耗品費

火薬及金物、串木野及鹿児島方

同 一日 拾六錢

備品費

火薬及金物、串木野及鹿児島方

同 一日 拾六錢

消耗品費

火薬及金物、串木野及鹿児島方

同 一日 拾六錢

消耗品費

火薬及金物、串木野及鹿児島方

同 一日 四钱五厘

消耗品費

火薬及金物、串木野及鹿児島方

同 一日 三拾五錢

消耗品費

火薬及金物、串木野及鹿児島方

二十錢、岩元方池田迄駄賃十五錢

同 日 壱円

雇人料

西牟田八郎太日雇見当ニテ貸ス
鉢石置場屋根造賃人夫四人其道具迄

同 十一日 六拾五錢

普請費

トウ二丁、正味式メ七百五拾目代、
鶴田清治ヘ払

同 十二日 三拾錢

消耗品費

炭六俵代一俵五錢ツ、
トウ二丁、正味式メ七百五拾目代、
鶴田清治ヘ払

同 二日 武円四拾七錢五リ

備品費

トウ二丁、正味式メ七百五拾目代、
鶴田清治ヘ払

同 二日 六円四拾六錢

雇人料

中馬正兵衛日雇見当

同 二日 四円

借地料

留木六本四錢ツ、矢木三十本五リ

同 二日 五拾錢

普請費

ツ、全十本八リツ、
西坑鉢石置場屋根引貯

同 二日 七錢

運搬費

吹子諸道具正兵衛方山迄

同 五日 拾武錢

消耗品費

火台三拾二匁買入代

同 六日 四拾五錢

全上

全上、百二十匁買入代

同 七日 老円

雇人料

西牟田八郎太日雇見当

同 七日 六拾三錢

備品費

ゲンノ一丁七百目代

同 七日 三円五拾錢

消耗品費

火薬十斤代

同 七日 武拾五錢

全上

八分上ホコ鋼八斤七十五代九十六錢四リ

同 七日 武拾五錢

運搬費

山迄運搬費

廿九日	五錢	備品費	石油館一個代但鍛冶屋水入用
同廿九日	壹圓三拾六錢	普請費	矢木八拾本代四十八錢
同 日	七拾九錢	雇人給料	留木二十二本代八十八錢
同 日	九拾錢	消耗品費	八郎太分七月三、八月十八、九月十、 ^メ 星三十一、九錢ツ、、
十月廿日	壹圓	雇人旅費	武円七十九錢ヲ前借武円差引残炭二十俵代老俵四五
		消耗品費	西牟田八郎左衛門ヘ ^{馬車及三泊分宿料} 払
		消耗品費	九月廿五駄次郎串木野喜入迄
		雇人給料	馬車及三泊分宿料
		消耗品費	火薬十月十四日買入、中馬正兵
		備品費	池田鍛冶ヘ ^{一尺二本九百八十目代} 払
同 日	九拾八錢	消耗品費	火薬及付屬品、鶴嘴二丁、一尺二
同 日	十六錢	普請費	丁、 ^メ ンノ一丁、前力キ一丁、セツト一丁代、是ハ來氏方現品ニテ受ケタル分
十一月一日	四拾七錢武リ	備品費	石垣ニテ買入一尺造用
同廿日	八錢	備品費	東坑鉱石置場木屋造請負
同廿四日	壹圓拾錢	普請費	手籠二個代
同 日	武拾錢	備品費	手籠五個代
同廿五日	拾圓老錢五厘	雇人給料	壹個ニ付四錢ツ、
		消耗品費	正兵衛分七月星十四半、八月星十六、
		消耗品費	拾圓老錢五厘
		消耗品費	正兵衛分七月星十四半、八月星十六、

一計
内

八拾六圓九十八錢四厘

備品費

拾三圓武拾七錢武厘

雇人料

四拾九圓七拾武錢五厘

借地料

五圓六拾五錢武厘

普請費

運搬費

七圓四錢五厘

消耗品費

九月十一、十月星二十六ノ六十七半、拾六圓八十七錢五リ、内六圓八十六錢十月一日払、残差引奉行

廿5ツ、

正兵衛方十一月星十三

廿5ツ、

八郎太分十月星二十七、十一月星十

三ノ星四十、9ツ、

炭二十俵代老俵四五

正兵衛方十一月星十三

廿5ツ、

八郎太分十月星二十七、十一月星十

三ノ星四十、9ツ、

炭二十俵代、一表4.5ツ、

伝次郎方九月星一、十月全二十

八、十一月全三十ノ星六十11

ツ、

吹子及付屬品、鶴嘴二丁、一尺二

丁、^メンノ一丁、前力キ一丁、セツ

ト一丁代、是ハ來氏方現品ニ

テ受ケタル分

一計
内

八拾六圓九十八錢四厘

備品費

拾三圓武拾七錢武厘

雇人料

四拾九圓七拾武錢五厘

借地料

五圓六拾五錢武厘

普請費

運搬費

七圓四錢五厘

消耗品費

朱書

買入月日	品名	量目其外	個数	代金	破損月日
七月十六日	鶴觜	三百五十目	一丁	二十四錢五リ	七月廿四日 全目銀 六錢
同	仝上	三百五十目	一丁	二十四錢五リ	全目全斷
同	セツツ	四百五十目	一丁	三十一錢五リ	
同	前カキ	二百目	一丁	十四錢	
同	三百十目	一丁	二十一錢七リ		一尺ニタダ 銀

本	十	西	南	東	北	中
山	一	二	三	四	五	六
水	二	三	四	五	六	七
火	三	四	五	六	七	八
土	四	五	六	七	八	九
金	五	六	七	八	九	十
木	六	七	八	九	十	一
火	七	八	九	十	一	二
水	八	九	十	一	二	三
金	九	十	一	二	三	四
木	十	一	二	三	四	五
土	一	二	三	四	五	六
火	二	三	四	五	六	七
水	三	四	五	六	七	八
金	四	五	六	七	八	九
木	五	六	七	八	九	十

池田鉱山事務所日誌「入来家文書」 明治廿八年七月ヨリ鉱業雜費支出總額 P129



市来特社

14 荒川鉱山と岩谷鉱山

【解説】

有馬栄之進の金銀鉱山経営

明治二十九年五月二十四日付で許可された荒川鉱山(特第三六九八号)は、三人で始めたが中馬清八・松元彦熊へ売り渡している。三人といふのは、吉武良太郎・有馬栄之進・中尾彦次郎で、売った日付はわからないが、明治三十八年時点を数年前といつているので、同三十年を越えた頃には売ったのである。

ところが、中馬・松元は、高江村(現薩摩川内市)の家村幸助へ。

家村はすぐ、鹿児島市の藤田正兵衛へ転売した。この藤田は東京へ行つたきりで、福岡鉱山監督署へいろいろな報告をしなかつたので、福岡鉱山監督署は有馬栄之進へ、なぜ報告をしないか、というハガキを出す。有馬栄之進は自分とは関係ないと、何度も返事をしている。それが文書綴りのなかで、たびたび出てくるので混乱する。

さて、ここでは有馬栄之進の岩谷鉱山(特第七三八〇号、場所不明、上名と下名との境にある)で始めた金銀鉱山が中心である。しかし、こでも実際の金銀鉱山発掘を細々と発掘しているが、全くの素人みたいな報告をいろいろしている。そこで、福岡鉱山監督署から、命令が来て、訂正を何回もしながら金銀の産出を報告している。こういう具合で、金銀鉱山を經營したのだ、ということが読み取れる文書である。簡略して前の部分を述べると、「鉱物標本」を出せの命令で、鉱石分析をする。精錬場所の新設願・図を出せ、というので簡略な図を出すと正式に何分の一で等高線などを入れて出す、という具合。最初は喧嘩田(けんかだ)という最風(もんか)よりちょっと北に精錬場を設けていた。後に最風の方に精錬所を大々的に造る願いを出している。それでも金

銀アマルガムを作っているので、ずいぶん苦労したであろう。だが、本気であるのか、使っているのはたった二人である。一年に金二十五匁七分・銀八十二匁五分である。

明治三十八年十月二十三日に出した報告には「休業願」である。結局、鉱山経営は失敗に終わったのである。



掲載番号⑩家村春書簡(葉書)P.153

荒川鉱山関係文書級目録

整理 番号	株 番	柄號 番号	文書名	筆者	宛所	年号	西曆	月	日
1			鉱業簿ノ複本及鉱業明細表ノ 儀二付御届 指	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治 39	1906	5	16
2			明治 38 年度分鉱業明細表 / 儀二付御届 指	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治 39	1906	1	31
3	㊂		承認書 指	有馬栄之進	奥田栄之進	明治 38	1905	12	
4	㊂		委任狀 指	有馬栄之進	明治 38	1905	12	30	
5	㊂		鉱業施設案ノ儀二付御届 指	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	12	29
6	1	⑩	金銀鉱採掘権移転登録申請書	吉武良太郎ほか4名	農商務大臣	明治 38	1905		
2	④		金銀鉱採掘権無償譲渡証書	吉武良太郎ほか 2 名	中馬清八・松元彦蔵	明治 38	1905		
7	1		金銀鉱採掘権移転登録申請書	中馬清八・松元彦蔵	農商務大臣	明治 38	1905		
2			金銀鉱採掘権無償譲渡証書			明治 38	1905		
8	1		金銀鉱採掘権移転登録申請書	中馬清八・松元彦蔵	農商務大臣	明治 38	1905		
2			金銀鉱採掘権無償譲渡証書			明治 38	1905		
9	㊂		明治 39 年度鉱業施設案	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	12	28
10	1	②	鉱夫雇傭及労役規則及扶助規 則認可願	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	7	30
2	③		鉱夫雇傭及労役規則	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	11	13
3	⑤		鉱夫扶助規則	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	11	13
11			鉱業施設案提出方延期願 指	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	11	30

荒川鉱山関係文書叢目録

整理 枝 番号	柄號 番号	文書名	筆者	宛所	年号	西曆	月	日
12		鉱夫雇傭及労役規則 指						
13	㊂	御届 控		有馬榮之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	10 23
14	②	福鉱達第 1344 号		有馬榮之進	福岡鉱山監督署	明治 38	1905	10 14
15	㊀	明治 38 年度鉱業休業願 指	有馬榮之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	10 22	
16	1	鉱業二開スル定期届書類提出 方ノ儀三付御届 控	有馬榮之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	10 22	
2		鉱業事務所届 控	有馬榮之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	10 22	
17	㊁	福鉱達第 1128 号 1		福岡鉱山監督署長 工藤英一	有馬榮之進	明治 38	1905	10 16
18	㊂	報告書類送付添状 控	有馬榮之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	10 22	
19		電報		有馬榮之進			10	21
20	②	約定書 控	有馬榮之進	勝田正市	明治 38	1905	10 8	
21	②	福鉱達第 643 号 1		福岡鉱山監督署長 工藤英一	有馬榮之進	明治 38	1905	9 27
22	1	鉱夫雇傭及労役規則及扶助規 則認可願 指			明治 38	1905	7 30	
2		鉱夫雇傭及労役規則 指						
3		鉱夫扶助規則 指						
23	⑦	御願 控	有馬榮之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	9 30	
24	②	御願 控	有馬榮之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	8 31	

荒川鉱山関係文書綴目録

整理 番号	機械 番号	文 書 名	筆 者	宛 所	年 号	西暦	月	日
25	⑤	御届 指	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	8	31
26	⑯	金銀流出額報告書 指			明治 37	1904	11	22
27		鉱業簿						
28		御届	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	7	31
29	⑤	上申書 指	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	7	30
30		御届下書 指	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	7	31
31		明治 38 年鉱業施設案 指	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治 37	1904	10	30
32		鉱区及事務所々在地届 指	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	7	10
33	②	鉱石分析報告	坂元津	有馬栄之進	明治 36	1903	8	27
34	③	鉱石分析報告	坂元津	有馬栄之進	明治 36	1903	8	27
35	①	福鉱准第 27 号 1 金銀採取権特許願	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治 35	1902	6	2
36	1	精鍊場新設願	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 小杉敬三郎	明治 37	1904	8	23
2	⑩	仕様設計書	有馬栄之進					
3	⑫	製鍊場新設願	有馬栄之進					
4	⑪	新設製鍊場并付近之図						
37	1	明治 38 年鉱業施設案	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 小杉敬三郎	明治 37	1904	10	30
2		福鉱指第 1879 号						

荒川鉱山関係文書綴目録

整理 番号	核 査 番号	文 書 名	筆 者	宛 所	年 号	西 暦	月	日
38	⑯	福鉱発第1522号		福岡鉱山監督署長 小杉敏三郎		明治37	1904	12 10
39	⑯	福鉱発300号		福岡鉱山監督署長 小杉敏三郎	有馬榮之進	明治38	1905	3 24
40	㉙	福鉱発300号返書	控	有馬榮之進	福岡鉱山監督署長 小杉敏三郎	明治38	1905	4 2
41		御届 控		有馬榮之進	福岡鉱山監督署長 小杉敏三郎	明治37	1904	
42		明治37年鉱榮明細表	控	有馬榮之進	福岡鉱山監督署長 小杉敏三郎	明治38	1905	2 10
43		御届控		有馬榮之進	福岡鉱山監督署長 小杉敏三郎	明治38	1905	2 5
44	⑩	福鉱発第1466号		有馬榮之進	福岡鉱山監督署長 小杉敏三郎	明治37	1904	11 15
45		福鉱発第1588号		有馬榮之進	福岡鉱山監督署	明治37	1904	12 13
46	⑫	金銀鉱試掘地図控						
47	㉛	福鉱達第30号返書添状	控	有馬榮之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38	1905	5 21
48	⑰	試掘日程通知		有馬榮之進	福岡鉱山監督署長 小杉敏三郎	明治38	1905	1 27
49	⑯	家村春書簡(業書)		有馬榮之進	家村春	明治38	1905	3 1
50	1	金銀鉱試掘地図	控					
2		金銀鉱試掘地図	控					
51		福鉱発第435号		有馬榮之進	福岡鉱山監督署	明治38	1905	5 4
52		福鉱指第3117号		有馬榮之進	福岡鉱山監督署長 小杉敏三郎	明治36	1903	11 28
53	㉔	製錬易新設頼図		有馬榮之進				
54	⑧	坑内実測図 雜型				明治37	1904	6 30

荒川鉱山関係文書綴目録

整理 番号	标题 番号	文書名	筆者	宛所	年号	西曆月	日
55	(4)	鉄業特許証取得準備注意書		福岡鉱山監督署			
56	(7)	福鉱発第319号	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 小杉徹三郎	明治37	1904	3 22
57		福鉱達第169号	中尾彦次郎	福岡鉱山監督署	明治37	1904	2 22
58		新設製錬場并付近之図	有馬栄之進				
59		御届 指	有馬	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治38	1905	4 15
60	1 (4)	製錬場新設願 指	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 小杉徹三郎	明治36	1903	11 11
2	(5)	製錬場新設願 図	有馬栄之進				
61		始末書 指	吉武良太郎	福岡鉱山監督署長 小杉徹三郎			
62		福鉱達第273号 3	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 小杉徹三郎	明治37	1904	3 2
63		福鉱達第10号 1	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 小杉徹三郎	明治37	1904	4 13
64	(6)	福鉱達第273号 1	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 小杉徹三郎	明治36	1903	11 20
65	(9)	製錬場新設願	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 小杉徹三郎	明治37	1904	7 23
66		御届 控	有馬	福岡鉱山監督署長 小杉徹三郎	明治38	1905	2 2
67		御届 控	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 小杉徹三郎	明治37	1904	1 31
68		始末書 控	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 小杉徹三郎	明治37	1904	7 23

① 福鉱達第一七号一

(整理番号 35)

福鉱達第一七号一

日置郡串木野村地内

金銀鉱採掘特許願

願人 有馬栄之進

右、出願ニ対シ鉱物標品、又ハ其存在証明書二通、來ル明治三十五年六月廿日迄ニ差出スヘシ、若シ失期スルトキハ本願ヲ却下スヘシ、

福岡鉱山監督署長工藤英一印

明治三十六年八月廿七日

日置裏門通

坂元分析所主

工手学校採鉱 治金科卒業生 坂元 淳印

鹿児島市山之口町百拾三番戸

③ 鉱石分析報告

(整理番号 34)

報告

依頼ノ鉱石ハ号定量分析ヲ施シタル所、其結果左之如シ、
ハ号 百分中 含金量 ○・○○三

含銀量 ○・○○一

右報告候也、

明治三十六年八月廿七日

日置屋敷裏門通

坂元分析所主

工手学校採鉱 治金科卒業生 坂元 淳印

鹿児島市山之口町百拾三番戸

有馬栄之進殿

④ 製鍊場新設願 控

(整理番号 60-1)

扣 三通

製鍊場新設願

一鉱物ノ種類 金銀鉱搗鉱機製鍊ノ粉鉱并ニハダ土

一製鍊場ノ位置

鹿児島県薩摩國日置郡串木野村大字下名小字最風一三三〇九番自己

所有原野武敏廿毫歩

全縣全國全郡全村全大字全小字一二三〇一番自己所有田武反九畝廿四

右報告候也、

② 鉱石分析報告

報告

依頼ノ鉱石口号定量分析ヲ施シタル所、其結果左之如シ、

口号 百分中 含金量 ○・○○一

含銀量 ○・○○四

印
意注

(整理番号 33)

- 一、鉱物標品八方一寸以上三寸以下ノモノヲ箱詰トシ、
箱ノ内外二探取地名・出願年月日及願人ノ氏名ヲ
明記シテ、差出スヘシ、
- 二、鉱物流動体ナルトキハ三勺以上一合以下同様封裝
ニテ差出スヘシ、
- 三、証明書又ハ標品箱ニハ此世五年第二七号番号ヲ朱
書スヘシ、

有馬栄之進殿

有馬栄之進殿

④ 製鍊場新設願 控

(整理番号 60-1)

全県全国全郡全村全字小字上最風一三三二〇番自己所有田五畝廿壱歩

右ハ特許第七三八〇号鉱区ヨリ探掘シタル金銀鉱石搗鉱機製鍊ノ粉鉱并ニハダ土製鍊シ金銀ヲ採取センガ為メ製鍊場新設致度候間、御許可相成度別紙図面并ニ設計書相添ヘ、此段相願候也、

明治三十六年十一月十一日

鹿児島県薩摩国日置郡串木野村下名

百廿番戸士族

鉱業人 有馬栄之進印

福岡鉱山監督署長小杉轍三郎殿

(整理番号 60-1-2)

⑤ 製鍊場新設願 控

願人有馬栄之進

(國略)

⑥ 福鉱達第二七三号一

〔朱印〕

(整理番号 64)

製鍊場新設願図

扣

(整理番号 60-1-2)

福鉱達第二七三号一

特許第七三八〇号金銀鉱区付属
製鍊場新設願

有馬栄之進

右出願ニ対シ別紙図面添付ノ處、左記ノ通り不完全ニ付修正ノ上、更ニ三葉、來ル拾武月五日迄ニ差出スヘシ、若シ失期スルトキハ本願却

下スベシ、

一圖面ハ実測ノ上精細ニ調整シ、且縮尺ヲ明示スヘシ、

一製鍊場付近三百間以内ノ地勢ヲ明細ニ図示スヘシ、

一製鍊場区域ハ各隅共標印ヲ設置シ各号其方位間数ヲ明示スヘシ、

一肩書ニハ製鍊場区域坪数ヲ明記シ、且其内訳ニハ各建物并ニ土灰捨

場並ニ残地ノ坪数ヲ細記スベシ、

一土灰捨場堤防ノ延長、厚サ高サ肩書スベシ、

一製鍊場隣地所有者ノ氏名ヲ図上ニ表示スヘシ、

一特許第七三八〇号鉱区採鉱場ヨリ鉱石運搬ノ道路并ニ里程ヲ表示スベシ、

一圖面ニハ測量者ノ氏名住所捺印ヲ要ス、

明治三十六年十一月廿日

福岡鉱山監督署長小杉轍三郎印

〔印〕

〔印〕

(國略)

⑦ 福鉱発第三一九号

〔印〕

(整理番号 56)

福鉱発第三一九号

鹿児島県日置郡串木野村上名

特許第七三八〇号金銀鉱区

〔印〕

鉱業人 有馬栄之進

(印)

〔印〕 鉱業用ノタメ撲鉱焼鉱又ハ製鍊ヲ為サントスル場合ニハ鉱業警察規則第十四条ニヨリ予メ使用ノ目的ヲ記シタル設計書及図面ヲ當署ニ差出シ認可ヲ受クヘキ規定ナルニ拘ハラス、近來此手続ヲ履行セス、私力ニ撲鉱焼鉱又ハ製鍊ヲ為シ居ル者有ニヤニ及問候處、右ハ全則第廿二

条ニヨリ罰金ニ處セラルヘキモノニ付心得達ノ廉無之様注意スヘク若シ其鉱区ニ於テ、此等ノ手続ヲ要スル場合又ハ手続ヲ為サヘルモノハ、

左記項目ニ適合スル様認可願設計書及図面三通來ル四月廿日迄三差出スヘシ、若シ等閑ニ付シ居ルトキハ鉱業警察規則違反ノ廉ヲ以テ処

分セラル、コトアルヘシ、

追テ金鉱製鍊ニ於テ水車ヲ用ヒ搗鉱製鍊ヲ為ス場合モ全様出願ノ手続ヲ要スル義ト心得ヘシ、

明治三十七年三月廿二日

福岡鉱山監督署長小杉轍三郎印

願書ニハ左記ノ各項明記スルヲ要ス、

一主属鉱山特許番号および鉱種

一新設地ノ位置鉱区トノ関係及使用ノ目的

一設計書ニハ左記ノ各項目明記スルヲ要ス、

一撲鉱場ニ付キテハ

(1)撲鉱ノ方法

(2)撲鉱ノ順序

(3)撲鉱ニ使用スル器具器械ノ種類及数量

(4)撲鉱ノ工程

(5)撲鉱ニ使用スル原動力

(6)捨石置場

(7)撲鉱廃水二対スル処置

(8)一ヶ月撲鉱取扱見込高

(9)一ヶ月製鉱見込高

一焼鉱場ニ付テハ

(1)焼鉱ノ方法

(2)焼鉱ノ順序

(3)焼鉱窯ノ容積及数量

(4)薪炭消費見込高(炭化塔等ヲ為ストキハ食塩消費量記入ヲ要ス)

(5)鉱煙ニ対スル処置

一製鍊場ニ付キテハ

(1)製鍊ノ方法

(2)製鍊ノ順序

(3)製鍊ニ使用スル器械器具ノ種類数量

(4)製鍊ノ工程

(5)亞鉛、石炭、水銀、硫酸、青酸加里、及アルカリ等ノ消費高

(6)一ヶ月製鍊取扱見込高

(7)一ヶ月製鍊高

(8)鉱滓ニ対スル処置

一工場圖(手面圖)

(1)縮尺六百分ノ一乃至千二百分ノ一

(2)工場内建設物位置ノ図示

(3)工場付近三百間以内ノ地形并ニ建設物関係

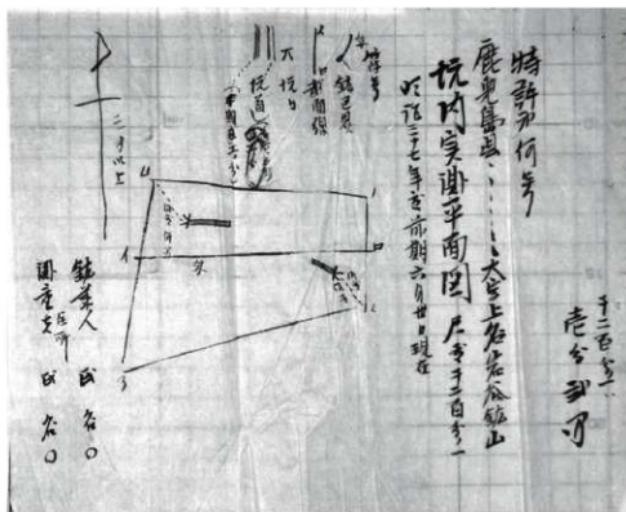
一工事圖(手面圖及断面圖)

(1)縮尺十分ノ一乃至五十分ノ一

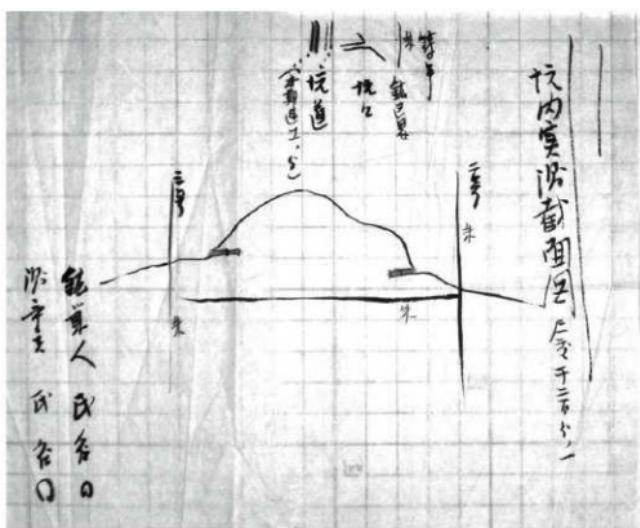
(2)撲鉱、焼鉱、製鍊ニ使用スル機械器具(沈殿池、鉱滓堆積場、

搗鉱碓、溶解槽等ノ類)ノ構造(精細ニ圖示スルヲ要ス、

追テ搗鉱又ハ青化法ニヨリ、金銀鉱ヲ製鍊スルトキ生スル鉱尾又ハ残滓ハ、左記項目ヲ順守シ、出願又ハ操業ヲナスヲ要ス、



⑧坑内実測図 雜形 平面図（整理番号 54） P. 147



⑧坑内実測図 難形 截面図 (整理番号 54) P. 147

一 塗鉱製錬ニヨリ生シタル鉱尾ハ沈殿池ニ導ヒキ付辺河川二

流出セシメサルコト、

右沈殿池ハ付辺河川ノ洪水点以上ニ達スル堤防ヲ築キテ周続シ泥

濫ヲ予防スルコト、

一 青化製錬ニヨリ生シタル鉱滓ハ流出ヲ防クニ足ルヘキ堅牢ナル堤

防ヲ築キ堆積スルコト、

⑧ 坑内実測図 雜型

(整理番号 54)

千二百分ノ一八

毫分式間

特許第何号

鹿児島県・・・・大字上名岩谷鉱山

坑内実測平面図 尺度千二百分ノ一

明治三十七年度前期六月廿日現在

〔図〕(146°ページ 上段)

鉱業人 氏名 ○

住所

測量者 氏名 ○

鉱業人 氏名 ○

測量者 氏名 ○

〔図〕(146°ページ 下段)

鉱業人 氏名 ○
測量者 氏名 ○

境内実測截面図 尺度千二百分ノ一

⑨ 製錬場設置願書却下願 指控 (整理番号 65)

製錬場設置願書却下願控

特第七三八〇号

岩谷鉱山金銀鉱区

一 製錬場位置 鹿児島県薩摩國日置郡串木野村大字上名

小字喧嘩田(二三四〇一番民有田老畠給老歩

明治參拾七年三月十四日付ヲ以テ、右ヶ所ニ於テ製錬場設置願提出致

置キ候處、本鉱区目下探鉱中ニ有之、未ダ製錬スル見込無之候ニ付、

将来採掘スル時ニ至リ、更ニ設置願出可申候間、一応却下相成度候也、

明治廿七年七月廿三日

鹿児島県日置郡串木野村上名百世番戸

福岡鉱山監督署長小杉轍三郎殿

鉱業人 有馬栄之進

⑩ 製錬場新設願

(整理番号 36-1)

製錬場新設願

一 鉱物ノ種類 金銀鉱搗鉱機、製錬ノ粉鉱井ニハダ土

一 製錬場ノ位置

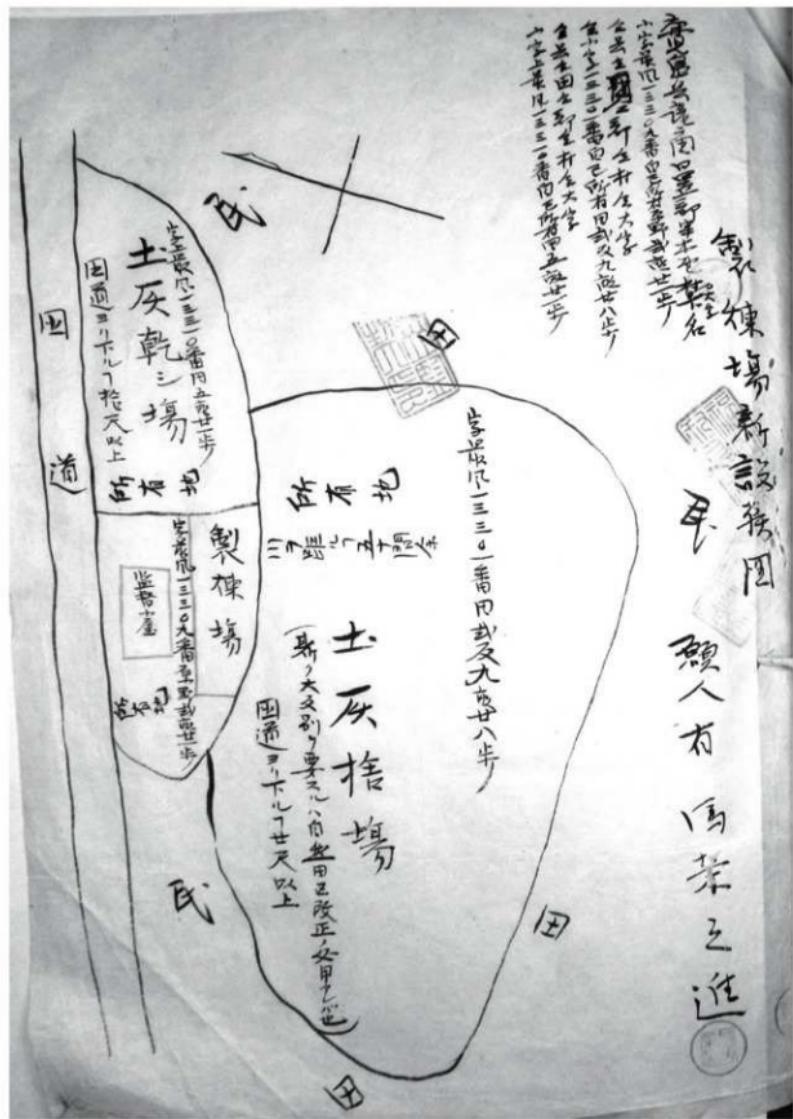
鹿児島県薩摩國日置郡串木野村大字下名最風(一三三〇)九番自己所有

平野一畝廿壹步

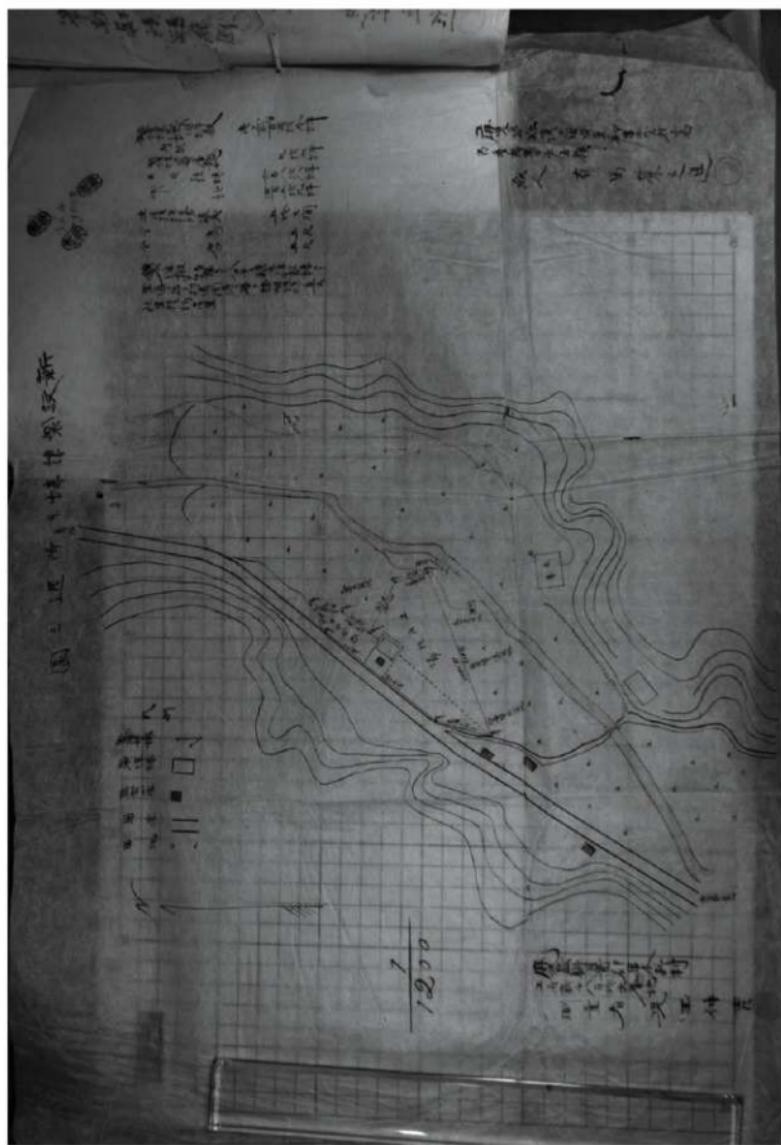
全県全国全郡全村全大字全小字(一三三〇)一番自己所有田式反九畝廿

八步

全県全国全郡全村全大字小字上名最風(一三三〇)一番自己所有



①製練場新設圖 (整理番号 36-3) P. 150



⑬新設製錬場并付近之圖（整理番号 36-4） P. 150

田畠廿七步

右ハ特許第七三八〇号鉱区ヨリ採掘シタル金銀鉱石搗鉱機製鍊ノ粉鉱
井ニハダ土製鍊シ、金銀ヲ採取セシガ為メ製鍊場新設致度候間、御許
可相成度別紙圖面ニ設計書相添ヘ、此段相願候也。

明治三十六年十一月十一日

鹿児島縣薩摩國日置郡串木野村上名

百世番戸士族

鉱業人 有馬栄之進印

福岡鉱山監督署長小杉轍三郎殿

〔朱印〕
〔福鉱指第二七三号〕

願ノ趣鉱業警察規則第十四条ニ掲り認可ス、

明治三十七年八月廿三日

福岡鉱山監督署長小杉轍三郎

〔印〕

〔印〕
〔朱印〕
〔仕様設計書〕

〔整理番号 36-2〕

〔印〕

仕様設計書

〔印〕

〔印〕

〔印〕
〔図〕(148 ページ)

〔整理番号 36-1-2〕

一壺樽壹回ノ装入料ハ約百貫目
一壺ヶ月約式回ノ装入ヲナス、故壺式百貫目拾個三於テ壺ヶ月平均

一式千貫目ノ工程トス、

一原液ノ強度ハ四十乃至五十「ハーセント」ノ青酸加里ニ於テハ千分

〔印〕
〔図〕(149 ページ)

〔印〕

〔印〕
〔新設製鍊場井付近之図〕

〔整理番号 36-4〕

ノ五、八十乃至九十五「ハーセント」ノモノニ於テハ千分ノ二・五

故ニ、実際ニ於テ千分ノ二内外トス、

一原液ノ用量ハ原料ノ式分ノ一

一捨鉱場ハ地平線以下拾尺掘下ヶ地上五尺ノ堤防ヲ築キ鉱砂ノ流失ヲ

一洗滌液ノ量ハ原液用量ハ毫割ニ相当スル清水ヲ、壺回宛參回注キ、

一石灰ノ使用料ハ原料ノ百分ノ一

一特許第七三八〇号ノ一日平均採鉱高ハ五拾貫目、全上最低含有高ハ、

一金百分中〇・〇〇〇一二

一附記採鉱高ハ製鍊高ニ比シ、不足セル如シト雖モ回迄ハ製鍊ニ付スル算定也、

一右ニ依リ別紙圖ノ通新設スルモノナリ、

〔朱印〕

〔福鉱指第二七三号〕

〔朱印〕

〔福岡鉱山監督署長小杉轍三郎〕

〔印〕

〔印〕
〔製鍊場新設願図〕

〔整理番号 36-3〕

〔印〕

〔印〕
〔新設製鍊場井付近之図〕

〔整理番号 36-4〕

(14) 福鉱発第一四六六号

(整理番号 44)

〔端書〕「世七年十二月中分ハ駄馬運搬ノ都合出来兼製鍊ニ從事不致

候」

福鉱発第一四六六号

特許七三八〇号

有馬栄之進

主用中
一鉱石 一日一駄宛
アマル丸 捨五匁
燒切三 手金 四匁五分
木四五 純金 武匁武部

銀 武匁武部

三月分

主用中

三月ハ二月トナル

一日武駄

メ六十駄

六分鉱

アマル丸 三十六匁

燒切二八寸金 捨匁
木四 純金 四匁

銀 五匁四分

一月分

金毫匁
四円九十八銭
ギン毫匁
捨武錢八り

(15) 金銀產出額報告書 控

(整理番号 26)

〔端書〕「扣壱通出」

十一月中

一鉱石 一日一駄半宛

メ四拾五駄 五分鉱石

アマル丸 廿武匁五分

燒切三 手金六匁七分五り

木四五 純金 三匁四分

二月分

主用中
丸用 手金五十匁
十 手一五 純金七匁五分

九月 銀武十毫勿五分

但負傷者トハ五日以上療養ノ為メ休業ヲ要スルモノヲ届出ベキ事
前示達ノ通り、

十月 手金六十五勿

九月 手一四

純金九勿毫分

右之通り
計金二三毫勿五分

銀五十勿

世七年十一月廿一日報告

十一月分
金三勿九分

ギン二十三勿五分
す三十勿

十二月ナシ

福鉱發第一五二三号
福鉱發第一五二三号

(整理番号 38)

從來鉱業上ノ變災ニ関シテハ、明治三十六年八月十日福鉱發第一三

四七号ニ由リ、其性質ノ如何ニ問セズ、發生ノ都度即時届出ヲ要シ

候處、自今届出方、左記之通り改定候條、右ニ基キ届出相成度、此

段及通達候也、

尚福鉱發第一三四七号示達中、本文ニ抵触スル部分ハ之ヲ取消シタ

ルモノトス、

一鉱業上重大ナル変災（瓦斯爆發、火災、出水、ノ如シ）ト認ムベキ

事項

二、變災ニ由リ死亡者ヲ生ジタル場合

以上二項ハ從來ノ手続ニ由リ届出ヲナスベシ、
三輕微ナル變災ニシテ單ニ負傷者ヲ出シタルニ止マル場合（輕微ナル

落盤等ニ由ル場合ヲモ含ム）ニハ別表ニ因リ、毎月五日及廿日ノ兩度ニ取經メ報告ヲナスベシ、若シ全所ヘ出頭セサルニ於テハ、立

明治三十七年十二月十日福岡鉱山監督署長小杉轍三郎印

別表

鉱業就業者負傷報告

何県何郡特許第何号鉱山

負傷年月日	負傷者氏名	業務	變災種類	負傷場所	負傷ノ程度	負傷ノ原因
年	齡					

(整理番号 48)

⑪ 試掘日程通知

(葉書宛書)

鹿児島県日置郡串木野村
有馬榮之進殿

福鉱第一五二三号

(葉書本文)

鹿児島県日置郡串木野村大字
有馬榮之進

金銀鉱試掘所地

右頗地実地調査ノ儀ニ付襄ニ通知ニ及置候處、二月一日鉱山監督官補

重水宇衛門臨檢候條、当日現場ヘ立会ス（シ
但シ現場ヘ立会前日午後二時ニ串木野村大字下名二町セイ方ヘ出頭
シ、出張員ノ指揮ヲ受クヘン、若シ全所ヘ出頭セサルニ於テハ、立

会セサルモノト看做スヘシ、

明治三十八年一月廿七日

福岡鉱山監督署長小杉轍三郎印

⑯ 福鉱発三〇〇号

(整理番号 39)

(葉書宛書)

薩摩国日置郡串木野村上名
有馬栄之進殿

(葉書本文)

福鉱発第二〇〇号

印

第三六九八号鉱区二対スル明治三十七年前期坑内実測図ハ鉱業条例
施行細則 第四十四条ニ由リ 昨本年八月末迄ニ差出スヘキ規定之
處、于今差出サルハ不都合ニ候条來ル四月三日迄ニ必ス差出スヘシ、
若シ等閑ニ付スルニ於テハ鉱業条例第八十条第二項ニ由リ五円以上五
拾円以下ノ罰金ニ処セラルヘシ、

明治三十八年三月廿四日

福岡鉱山監督署長

小杉轍三郎印

⑯ 家村春書簡 (葉書) (写真 137 ページ下段) (整理番号 49)

(葉書宛書)

日置郡串木野村

上名

有馬栄之進殿

薩摩郡高江村

家村春

拝復、益御清穆奉賀候、陳レバ荒川金鉱区税御立換ノ件ニ付テハ度々
御催促ヲ受ケ恐縮ノ外無之候、該鉱区ハ先年或事情ノ為メ鹿児島市平
町藤田正兵衛ヘ相談候故、先般貴墨ヲ封入至急御返納相成候様申遣
置キ候ニ付、定メテ御返納相成候モノト相考候、然ルニ此回ノ封書ニ
テ始メテ相分り候ニ付、猶先方並掛合候間、御了承被下度、

⑰ 福鉱発第三〇〇号返書 控

印 四月一日米ノ津ヨリ書留

福鉱発第三〇〇号ヲ以テ御下命之趣了承仕候、然ルニ特第三六九八号
鉱区之義ハ數年前私共ニ於テハ鹿児島県日置郡串木野村下名中馬清八
ナル者ニ壳渡シ、中馬清八ナル者ハ全縣薩摩郡高江村家村幸助ナル者
ニ壳渡シタル由ニテ度々名義書替ヲ請求致シ候得共、于今其義無之候
ニ付テハ、更ニ私共ヨリ坑内実測図提出方ノ義ハ勿論、名義書替手続
ヲモ督促可致候間、甚タ恐縮ノ至リニ候得共、何分一時御猶予被成下
度、此段奉願候也、

明治廿八年四月一日

鹿児島県日置郡串木野村上名百出番戸

鉱業人總代

有馬栄之進

福岡鉱山監督署長

小杉轍三郎殿

⑲ 福鉱達第三〇〇号返書添状 控

(整理番号 47)

本五月一日付

印

福鉱達第三〇号五御示達ノ趣ヨリ、別紙修正図五葉并二示達書下付

國相添ヘ、此段及進達候也、

明治廿八年五月廿一日

福岡鉱山監督署長 工藤英一殿

有馬栄之進印

鹿児島県日置郡串木野村

上名百丗番戸

上申書
上申書

(整理番号 29)

願人 有馬栄之進

上申書

外式名

上申書

福岡鉱山監督署長工藤英一殿

上申書

追而示達書てハ平前田トアルモ実際公簿參照仕候處、平田前ニ相違無

之候ニ付、多分書損ト存シ、平田前ト記入宣候間、御了知相成度候、

⑫ 鉱夫雇傭及労役規則及扶助規則認可願
(整理番号 10-1)

印 前ページ脱

印 鉱夫雇傭及労役規則及扶助規則認可願

印 鉱業人總代 有馬栄之進

福岡鉱山監督署長 工藤英一殿

鹿児島県薩摩国日置郡串木野村上名井ニ下名ノ内

特許証第七三八〇号

一 岩谷鉱山

右者、薩摩国日置郡串木野村上名井ニ於テ、拙者鉱山ニ備役スル鉱夫ノ

雇傭及労役規則及扶助規則共、鉱業法施行細則ニ基キ、別紙之通り
相定メ施行致度候間、御認可相成度、此段相願候也、

明治廿八年七月廿日

右鉱業権者

⑬ 御願 控

御願

(整理番号 24)

本年七月廿日付ヲ以テ、特許三六九八号鉱区ニ係ル鉱夫使役規則及ヒ

救恤規則改定ノ儀、井ニ鉱業簿復本進達方ノ儀ニ付、該鉱区ヲ私共ヨ
リ転々シテ買受け居ル鹿児島市平ノ町藤田正兵衛ナル者上京不在ノ為
メ、本月末日迄ニ延期転出申候處、一切ノ書類ハ前記藤田正兵衛所持
致シ居候テ、今ニ何タル沙汰無之候間、甚々恐縮至極ノ至リニ候得共、

何卒鉱内実地図ノ儀モ併セテ、更ニ來九月末日迄二御延期被成下候段、

奉願上候也、

〔頭註〕「實際差出ノ日ハ九月四日」

明治廿八年八月廿一日

鹿児島県日置郡串木野村上名百廿番戸鉱業権者

有馬栄之進

福岡鉱山監督署長 工藤英一殿

〔御届〕

〔整理番号 25〕

特第七三八〇号鉱区三係ル坑内実測図ノ義、本月末日迄ニ差出スベシ

答ノ処、当月間ハ降雨ノ支障ニヨリ事業中止致居候ニ付、此段及御届

候也、

〔頭註〕「實際進達ノ日ハ九月四日」

明治廿八年八月廿一日

鹿児島県日置郡串木野村上名百廿番戸

鉱業権者

有馬栄之進

福岡鉱山監督署長 工藤英一殿

〔朱印〕

〔整理番号 21〕

〔整理番号 21〕

本〇達書ハ修正書類○ 図面
差出ノ際必ス添付スベシ

〔朱印〕

特第七三八〇号
鉱区

鉱業権者
鉱区

有馬栄之進

右鉱区ニ對シ、鉱夫雇傭及労役規則并ニ鉱夫扶助規則許可申請ノ処、

不完全ニ付別紙朱書訂正ノ趣旨ニ基キ修正シ、正副式通來拾月拾式日

迄ニ無相違提出ス可シ、若シ失期スルトキハ本件却下ス可シ、

追テ別紙訂正規則ハ修正、規則提出ノ際必ス添付ス可シ、

明治三十八年九月廿七日

〔頭註〕「福岡鉱山監督署長 工藤英一」

〔整理番号 21〕

〔御印 次ページ通〕

〔印〕

〔整理番号 23〕

〔端書〕「壹通」

〔御願〕

本年八月廿日付ヲ以テ、特第三六九八号三係ル諸届書類之義ハ、固鉱区

買受人藤田正兵衛ナル者旅行不在ノ為、本月末日迄ニ御延期相成候様
奉願置候處、于今帰宅無之由ニテ、甚ダ恐縮ノ至リニ候得共、何卒更
ニ來十月末日迄ニ御延期被成下度、此段奉願候也。

明治廿八年九月廿日提出

鹿児島県日置郡串木野村上名百廿番戸

有馬栄之進

(整理番号 20)

㉙ 約定書 控
扣 約定証

串木野村大字上名

小字戸切川外七字

一金銀鉱試掘地内

右ハ拙者許可鉱区二候處、今般貴殿ニ於テゆ五寸以上ニメ充分製鍊ニ付シ、算計相立チ候鉱石ヲ発見相成候節者、懸賞トメ必ス金毫百円ヲ

支払可申候、因テ為後日証如件、

明治廿八年十月八日 但拙者ニ於テ発見候ハ此限ニアラズ、

有馬榮之進

勝田正市殿

〔葉書宛書〕

(整理番号 14)

㉚ 福鉱達第一三四四号

〔葉書宛書〕

鹿児島県日置郡串木野村大字上名

有馬榮之進殿

外二名

—

㉛ 明治三十八年度鉱業休業願 控

(整理番号 15)

〔端書〕「同案式通達印」

〔頭註朱書〕

「七三八〇号鉱区休業願 同案式通、全様ニメ朱書ノ通り」

福鉱達一三四四号
特許第三六九八、七三八〇号鉱区ニ對スル四月以後金銀產出額未タ報告無之、處理上大ニ差支候條、本書到達次第報告可有之、此段及照会候也、

追テ本文報告ハ翌月五日迄二前月分(產出額ナキトキハ其旨)ヲ報告スヘキ答二付、爾後毎月遲滯ナク提出可有之為念申添候、

明治廿八年十月十四日 福岡鉱山監督署印

〔印〕

㉜ 福鉱達第一一二八号一

〔朱印〕

福鉱達第一一二八号一

〔朱印〕

(整理番号 17)

右鉱区ニ對シ、本年九月三十日付ヲ以テ諸願届提出方延期願之件ハ、

聽許スペキ限リニ非ラザルヲ以テ、速ニ夫々手続ヲ完了スベシ、若シ失期スルトキハ处罚セラル、コトアルベキニ付、此旨注意ス、

〔墨印〕

明治三十八年十月十六日

福岡鉱山監督署長 工藤英二

〔印〕

明治参八年年度鉱業休業願

報告書類送付添状 拷

(整理番号18)

【朱書】

『參拾六年九月五日

特許第七三八〇号』

一明治参拾九年參月武拾四日 特許第三六九八号

鹿児島県薩摩國日置郡串木野村大字荒川地内

金銀鉱

【朱書】

『上名及下名地内』

○『降雨ノ支障且ハ』

右鉱区二対スル明治廿八年度鉱業ノ儀ハ事業拡張ノ為メ、目下其設計

準備中二付本年度中鉱業休業致度候間、何分明治廿八年度中休業御許

可被成下度、此段奉願候也、

【頭註朱書】

『七三八〇号ノ分ハ明治廿八年度中休業ノ文字ヲ除キタリ』

明治廿八年拾月武拾武日

鹿児島県日置郡串木野村上名百世番戸

特第三六九八号
共同採掘権者代表者

有馬栄之進

採掘権者

有馬栄之進

福岡鉱山監督署長 工藤英一殿

明治参拾八年拾月武拾日

鹿児島県日置郡串木野村上名百世番戸
特七三八〇号 有馬栄之進



本十月十六日付福鉱達第一、一二八号ニテ以テ御達示ノ旨趣ニ依リ、

直二藤田正兵衛宅へ通知仕候處、全人宅ヨリ諸願届書類ハ目下調整中ナルニ付、出来次第送付可致候得共、差當り出来上リ居ル分丈送付ストノコトヲ以テ、即別冊鉱夫使役規則全扶助規則送付越シ候間、奈印之^ノ上及進達候也、

明治参拾八年十月廿二日

特第三六九八号
共同採掘権者代表者 有馬栄之進

⑬ 御届 控

御届

一特許七三八〇号 明治参拾六年九月五日付

岩谷鉱山

鹿児島県薩摩國日置郡串木野村上名及下名地内

金銀鉱

右鉱区二対スル本年四月以後、金銀產出額報告書ノ儀ハ、規定ノ期間内ニ提出可致候ノ処、別封ヲ以テ休業願出候通ニ有之、別ニ届ケ出ツ可キ事項無之候ニ付、何卒宜敷様御取計被成下度、此段及御届候也、

明治参拾八年拾月武拾參日

鹿児島県日置郡串木野村上名百世番戸
特七三八〇号 有馬栄之進

(整理番号13)

福岡鉱山監督署長 工藤英一殿

(34) 鉱夫雇傭及労役規則

(整理番号 10-12)

(翻印)

鉱夫雇傭及労役規則
鉱夫ハ身体強壮ニ業務ニ堪ユル者ニ限り使用ス、
但男子ニアリテハ拾五年以上、五拾年以下

女子ニアリテハ拾八年以上、五拾年以下トシ、其婦女

并ニ幼者ニアリテハ、特ニ安易ノ業務ニ使用スルモノ

トス、

第弐条 鉱夫ハ官令ヲ遵守スルハ勿論、当鉱山ノ規則厳守シ、鉱業人及役員ノ指揮ヲ受ケ、各業務ニ勉励スルモノトス、
鉱夫雇入ノトキハ、其鉱夫ノ現籍履歴ノ要領、業務種類、
生年月日姓名及其雇入ノ年月日、及解雇期間等ヲ鉱夫名簿

ニ詳記シ置クモノトス、但解雇ノトキハ其年月日ヲ記入ス
ルモノトス、

第四条 鉱夫ハ毎日午前七時三出勤シ、午後五時ヲ以テ退散時間ト定ム、且ツ其間壱時間ノ休憩を与フ、
但製鍊夫ニ限リ武拾四時間中拾式時間ヲ以テ、甲乙交替

ヲ為シ、其交替人ノ來ルヲ待ツテ始メテ交替ヲ為サシ
ム、

第五条 使役鉱夫ノ為メ、左ノ休業日ヲ定ム、

第六条 第七条 但支払日ハ毎月老回ニベ月末日トス、
鉱夫ハ第一衛生上ニ注意シ、飲料水ハ勿論納屋ノ内外不潔
ナカラシムベシ、

約定賃金ハ各鉱夫ノ等級ニ応シ、左ノ期日ニ必ス通貨ヲ以

テ支払ヲ為スコト、

第八条 第九条 第拾壹条 第拾壹条 第拾壹条

人ハ其請求ニ応シ、証明ヲ与ヘルモノトス、
受持ノ採鉱場ハ鉱業障害トナラサル様注意シ、採鉱ヲ為ス

ベシ、

(翻印)

第拾壹条 第拾壹条 第拾壹条

左ノ項目ニ該當スル鉱夫ハ、何時タリトモ解雇スルモノト

ス、

一鉱業人及役員ノ指揮ニ従ハス、粗暴ノ所為アルモノ、
一酒癖乱心怠惰ノ不行跡アルモノ、

一雇役中輕罪以上ノ罪ヲ犯シ居ルコトヲ發見シタルトキ、

左ノ項目ニ該當スル行為ヲナシタル鉱夫ハ、其害ノ輕重ニ
ヨリ使役ヲ差留ムルカ、又ハ損害金トゾ賃金ノ内ヨリ差引
クコトアルベシ、

一坑道或ハ諸器械等ニ、障害ヲ為シ、其他鉱業上妨害ヲ
為シタルモノ、

鉱夫鉱主ニ向ヒ請願スルコトアルトキハ、必ス壱名タルベ
シ、壱名以上ノ同盟請願ハ、事實ノ如何ヲ問ハス採用セサ

ルモノトス、

コトアルベシ、
鉱夫中業務勉勵品行方正ノ者ニハ、時々相当ノ賞ヲ与フル

第拾五条 業務ノ種類並ニ等級貨錢ヲ定ムルコト左表ノ如シ、

⑧ 鉱夫扶助規則

(整理番号 10-3)

第壹条

鉱夫、左ノ數条ニ該ルモノハ其輕重ニ応シ相当ニ扶助スル
モノトス、

鉱夫、自己ノ重大ナル過失ニアラシテ、就業上負傷又ハ
疾病ニ罹リタルトキハ、診察費及治療費ノ支費ヲ給ス、

前条ノ場合ニ於テ、鉱夫療養ノ為メ休業中ハ其日数ニ相当
スル賃金額ノ三分一以上ヲ給ス、

第四条

第武条ノ負傷又ハ疾病ニヨリ鉱夫死亡シタルトキハ、葬祭
料トメ金拾円以上ノ額ヲ支給シ、其遺族ニ対シテハ死者ノ

受ケタル賃金百日分以上ニ相当スル金額ヲ支給スルモノト
ス、

第五条

第武条ノ負傷又ハ疾病ニヨリ鉱夫不具、若クハ廢疾トナリ
タルトキハ、其賃金ノ百日分以上ニ相当スル金額ヲ支給ス

ルモノトス、

但稼ギ高ニヨリテ賃金ヲ定ムル場合ニ於テハ、前出日間
ノ就業平均額ニヨリテ之ヲ定ム、

(註) 手子ニ未成年で主に鉱石・道具などを運ぶ△

鉱夫貨錢等級表						
職工名	壹等	貳等	參等	肆等	伍等	六等
鉱夫頭	八拾錢	七拾錢	六拾錢			
坑夫	乃四拾錢	乃三拾錢	乃二拾錢			
手子 <small>(註)</small>	乃四拾錢	乃三拾錢	乃二拾錢			
選鉱夫	至五拾錢	至三拾九錢	至二拾八錢			
但製煉夫ハ選鉱夫ト全シ	至四拾錢	乃參拾錢	乃拾八錢			
	至三拾九錢	乃二拾七錢	乃拾六錢			
	至三拾九錢	乃二拾六錢	乃拾參錢			
	至三拾九錢	乃二拾五錢	拾武錢			
	至三拾九錢	乃二拾四錢	貳拾錢			

〔朱印〕

〔福鉱指第六四三号〕

願之趣鉱業法第七十五条ニ依リ許可ス、

明治三十八年十一月十三日

福岡鉱山監督署長 工藤英一

〔印〕

〔解印〕

〔朱印〕

〔福鉱指第六四三号〕

願之趣鉱業法施行細則第六十六条ニ依リ許可ス、

明治三十八年十一月十三日

福岡鉱山監督署長 工藤英一

〔印〕

一

選鉱ノ順序方法

鹿児島県薩摩國日置郡串木野村上名井二下名ノ内小字岩谷外六字
一 岩谷鉱山
金銀鉱
一特許第七三八〇号 一鉱区坪数拾七萬五千九百武拾五坪

一鉱床に関スル事項
鉱業人 有馬榮之進

一鉱床に関スル事項

從來ヨリ旧坑石ヲ製煉スル者故、別ニ記載スル記事ナシ、

主鉱物ハ金銀ニシテ副鉱物ハナシ、但母岩ハ輝石安山岩

一探鉱及ビ開坑二関スル事項

ナシ

三探鉱二關スル事項

目的トスル鉱床ノ位置、名称及其探掘ノ順序方法

第一項三記セシ如シ

粗鉱量並其最低品位及平均品位

粗鉱量ハ六万貫目、最低品位百万分ノ一、平均品位百万分ノ一

五

坑水及捨石ノ量、其品質及処置

坑水ナシ捨石ハ一定ノ場所ヲ選シ堆積ス、
通気・排水及運搬ノ方法 ナシ

使用人員及原動力 ナシ

水尾所盤石等ニ原因スル操業上危険ノ有無及其予防方法

ナシ

四選鉱二關スル事項

明治三十九年鉱業施業案

ト分タシメ、鉱車及(ダツ^(ダツ))ニテ搬出セシム、其順序ハ搬出シタル粗鉱ヲ、男女ノ坑夫ヲシテ、之ヲ尚一番鉱ヨリ三番鉱ノ三種ニ選鉱シテ製煉場に送致ス、
〔註2 ダツ=竹で編んだ背負い籠のこと〕

精鉱ノ種類、其量・品位・粗鉱量
精鉱ノ種類ハ、金銀ニシテ其量ハ參万貫目、品位ハ拾萬分ノ一

ヲ金トシ、拾萬分ノ二ヲ銀トス、
粗鉱量ナシ

廃水及鉱滓ノ量・其品質及処置ナシ

使用人員及原動力

選鉱夫	延人員六百人	實人數弐人
雜夫	延人員參百人	實人員老人
計	九百人	實人員參人

原動力ナシ

五製煉二關スル事項

製煉ノ順序方法

選鉱シタル坑石ヲ、馬或ハ車ニテ製煉場へ運搬シ、壹寸立方以内ニ破碎シ、旧式普通水車ニテ搗鉱シ、水銀ヲ挿入シテ混汞金銀ヲ製シ、乾鑄略内ニ於テ、水銀ヲ蒸発セシメ、残留シタル貴

金属ハ、鋼砂ヲ混シ焼製シテ市場ニ送ル、
搗鉱ノ臼内ヨリ流出シタル鉱尾ハ、青化製煉法ニ依リ金銀ヲ精

精鉱量並製產物ノ種類及其量

精鉱量ハ參万貫目、製產物ハ金銀ニシテ、其量ハ金參百匁銀六百匁

煙廐水及鉱滓ノ量其品質及處置

煙ナシ、廐水ノ法ハ水車場ヨリ流出スル水及鉱尾ハ、沈澱池ニ沈澱セシム、上部ノ清澄ナル水分ハ、付近ノ川ニ流出セシム、鉱滓ノ量は、凡ソ幾万貫ニシテ、其處置ハ青化小屋ノ付近二堆積ス、品質ハ百万分ノ一、

使用人員及原動力

搗鉱夫 延人員三百人 実人員一名

雜夫 延人員三百人 実人員一名

計 六百人 式名

原動力、水力ヲ以テ水車ヲ運転セシム、

右之通、施業致度候間、認可相成度御座候、

右鉱業人 有馬榮之進

明治三十八年十二月二十八日 福岡鉱山監督署長 工藤英一殿

特許第三六九八号

鹿兒島県日置郡串木野村荒川地内
金銀鉱

(整理番号5)

鉱業施業案ノ儀二付御届

控

明治三十八年十二月廿日

鹿兒島県日置郡串木野村

上名百參拾番戶

右鉱区二対スル鉱業施業案ノ儀、曩キ二差出方本月末日迄延期出願仕置候處、該鉱区ハ明治卅八年十二月廿六日付ヲ以テ、外堺名ハ採掘權移転登録申請申仕候間、登録済ノ上ハ自然藤田正兵

衛外毫名ヨリ提出可致候ニ付別二拙者ヨリ提出不仕候間此段御届申上候也、

追而本鉱区二対スル明治廿八年度ハ鉱業休業願出置候^{ニ付}、本年度ニ於ケル施業ハ無之モノニ候也、

尚本本鉱区ハ前記ノ事實ナルモ、右鉱業施業案ヲ、拙者ヨリも提出スベキモノニ候ハゞ更二期日ヲ指定シ、提出方御下命被成下度願上

候也、

明治廿八年十二月廿九日

鹿兒島県日置郡串木野村上名
百參拾番戶

採掘權代表者有馬榮之進

福岡鉱山監督署長 工藤英一殿

(整理番号4)

◎委任状 控

委任狀

拙者儀、鹿兒島県日置郡串木野村上名^{ニ付}番戶奥田栄之進ヘ、左之權限

之事ヲ代理為致候事、

一鹿兒島県日置郡串木野村大字上名及下名地内

金銀鉱区特許第三七三八〇号 岩谷鉱山及全県全部全村大字上名地内

スル一切ノ件、

右、代理之委任状仍テ如件、

明治廿八年十二月廿日

鹿兒島県日置郡串木野村

上名百參拾番戶

有馬榮之進

(3) 承認書 控

印 試掘地全様

承認書

鹿児島県日置郡串木野村大字上名及下名之内

小字岩谷外六字

金銀鉱拾壹萬五千九百武拾五坪

右者、特許第七二八〇号ヲ以テ、拙者ニ許可稼行中ニ有之候處、今回

貴殿ノ御協議ニ応シ、壹万五千円也三而完却之儀、承認致候儀相違無

之候、就テハ明治參拾九年五月廿一日迄ニ本承認書之通御履行無之時

ハ、全然無効ニ可帰候得共、該期限中ハ他ヨリ如何様ノ相談有之候共、

達議申間敷候、仍テ為後日別紙委任状相添ヘ承諾書一札如件、

但談判交渉中、期限切迫致シ成立ノ見込充分ナルトキハ、延期之儀

御相談ニ応シ候事、

明治廿八年十一月

鹿児島県日置郡串木野村

上名百參拾番戸

奥田栄之進殿

右名義人有馬栄之進

(4) 金銀鉱探掘権移転登録申請書

(整理番号 6-1)

印

印

印

印

印

印

採掘権譲渡人 吉武良太郎

全県全国全郡全村全百參拾番戸

全 有馬栄之進

全県全国全郡全村下名千參百八拾六番戸

一鉱区所在地 鹿児島県薩摩国日置郡串木野村

大字荒川小字芝ノ元後外武字地内

金銀鉱探掘権移転登録申請書

印

印

印

印

印

採掘権譲渡人 中尾彦次郎

全県全国全郡全村全百參拾武番戸

(整理番号 3)

一鉱業権ノ 登録番号 特許第參六九八号 明治参拾九年五月廿四日附

一申請人ノ氏 鹿児島県薩摩国日置郡串木野村上名
一名及ヒ住所 百參拾番戸 有馬栄之進外武名

一登録原因 明治參拾年月 日付ノ無償譲渡証
及其ノ日付 二依り採掘権ノ譲り受ケ

一登録目的 採掘権ノ移転登録

一年月日 明治參拾八年マ月マ日

一鉱種 金銀鉱

一鉱区ノ面積 參萬九千六百五拾九坪

一附属書類 採掘権者有馬栄之進外武名ノ採掘権無償譲渡証書苟通

別紙

右、採掘権ノ移転登録申請致候間、登録相成度双方連署ヲ以テ段

相頼候也。

明治參拾八年

月

日

鹿児島県薩摩国日置郡串木野村

上名百四拾老番戸

印

印

印

印

印

採掘権譲受人 中馬清人

松元彦熊殿

全県全国全郡全村全九百參拾武番戸式号
松元彦熊印

農商務大臣

(41) 金銀鉱採掘権無償譲渡証書

(整理番号 6-2)

金銀鉱試掘地図 控

(整理番号 46)

(42) 金銀鉱試掘地図 天度六千分之一

(整理番号 46)

小字戸切川ノ内 民地山林田
鹿児島県薩摩國日置郡串木野村大字下名

平田前ノ内 山林

平田追ノ内 山林

平田段ノ内 山林

堂ノ内 山林

堂ノ内 山林

堂ノ内 山林

堂ノ内 山林

中須ノ内 田

坪数八万四千四百拾坪

同縣日置郡串木野村上名
三千六百七番地平民
吉村幸次郎

佐藤平角

測量者

有馬栄之進

【地図略】

(43) 製錬場新設願図

(整理番号 53)

願人 有馬栄之進印

鹿児島県薩摩國日置郡串木野村大字上名

小字最風一三三〇九番自己所有平野二畝廿一步

全県全国全郡全村全大字
全 小字一三三〇一番自己所有田武反九畝廿八步

中馬清八殿

全 中尾彦次郎印

明治
年
月
日

鹿児島県日置郡串木野村上名百四拾武番戸

譲渡人 吉武良太郎印

全県全国全郡全村全百參拾番戸

有馬栄之進印

全県全国全郡全村下名千參八拾六番戸

全 中尾彦次郎印

前記鉱区二対スル採掘権一切ヲ、今般双方合意ノ上、無代償ニテ貴殿へ譲渡致候儀確実也、然ル上ハ後日決テ苦情申聞敷候、依テ別紙

採掘権移転登録申請書へ捺印相渡候也、

明治
年
月
日

④ 鉱業特許証取得準備注意書

(整理番号 55)

注 意

鉱業特許証下付相成候ニ付テハ、速ニ左記ノ願書届出ヲ差出シテ企業業ノ準備ヲ整頓シ、且犯則ニ陥ラサルコトヲ勉ムヘシ、

一、鉱業施設案

右鉱業条例第二十六条ニ基キ、特許ノ日ヨリ三ヶ月以内ニ差出シ、
認可ヲ受クヘキモノ、違犯者ハ同条例第二十八条ニ掲リ特許ノ取
消ヲ受クルコトアルヘシ、

但採掘権ヲ譲受ケタル場合ニ、前鉱業ノ認可ヲ受ケタル施設案

案ヲ製用セントスル者ハ、本文期限内ニ其旨願出ツヘシ、

二、鉱夫使役則並ニ救恤規則認可願

右鉱業条例六十四条第七十二条ニ基キ願出ツヘキモノ、違犯者ハ
同条例第八十五条ニ掲リ拾円以上百円以下ノ罰金ニ処セラル、モ
ノトス、

但採掘権ヲ受ケタル場合ニ前鉱業ノ認可ヲ受ケタル規則ヲ製
用セントスル者ハ其旨願出ツヘシ、

三、共同鉱業人總代屆

右鉱業条例第六条ニ基キ届出ツヘキモノ、違犯者ハ同条例第八十
六条ニ掲リ志円以上志円九拾五錢以下ノ科料ニ処セラル、モノト
ス、

四、鉱業代理人届

右鉱業条例施行細則三十六条ニ基キ届出ツヘキモノ、違犯者ハ細
便を圖るため、白井家文書の一覽をあげておくこととする。

則五十四条ニ掲リ武円以上武拾円以下ノ罰金ニ処セラル、モノト
ス、但鉱業人自ラ鉱業ヲ管理スルトキハ届出テニ及ハス、

五、鉱山係員認可願

右鉱坑ニ於テハ鉱業警察規則第八条ニ基キ鉱業人ハ鉱業係員ヲ選
定シ認可ヲ受クベキモノ、違犯者ハ同規則第二十一条ニ掲リ武円
以上武拾円以下ノ罰金ニ処セラル、モノトス、

六、汽鑽、煙突、選鉱場、及製錬場新設認可願

右鉱業警察規則第十四条ニ基キ使用ノ目的ヲ記シタル設計書執圖
面ヲ差出シ認可ヲ受クヘキモノ、違犯者ハ同規則第二十二条ニ掲
リ武円以上武拾円以下ノ罰金ニ処セラル、モノトス、

福岡鉱山監督署

15 日井家文書

〔解説〕

串野郷では、江戸時代には芦場・芹ヶ野、明治時代になると芹ヶ
野に加えて羽島・荒川と金山に恵まれていたため、多くの者が金山経
営に携わった。白井家もそのような串野郷士である。

白井家文書を見る限り、白井家は本格的な鉱山経営を行っていない。
しかし、明治・大正・昭和と長く金山試掘申請に関する文書が残され
ている。絵図と申請文書が別々に保管されていたので、申請文書とど
の絵図が一致するのかが分からず、懸念であるが、それでも当時の申請
手続きをかいみみることができ。更に、試掘のための資金調達に関
する文書も残されており、大変興味深い。

串野郷では金山にかかわったという話は絶えない。つまりこのよ
うな文書が串野郷には多く残されていたはずである。
今回は白井家文書一部を年代順に収載した。しかし、今後の利用の
便を図るため、白井家文書の一覧をあげておくこととする。

白井家文書目録

整理 番号	枝 番	掲載 番号	文書名	筆者	宛所	年号	西暦	月	日
1			鈴山關係資料（封筒1）						
	1	①	鉱床説明書（雑形）	白井猪助	福岡鉱山監督署長	明治43	1910	7	17
	2		鉱山明細表届（雑形）						
	3	⑫	試掘権登録通知		福岡鉱山監督局長	白井常泰	昭和3	1928	10
	4	⑧	試掘権登録通知		福岡鉱務署長	白井猪之助	大正8	1919	9
	5		鉱床説明書（雑形）						
	6	⑰	契約証（雑形）						
	7		壳渡二因ル試掘移転ノ登録申請 (雑形)						
	8	⑯	壳渡証（雑形）						
	9	⑯	契約証（雑形）						
	10	㉙	鉱業明細表						
	2		鈴山関係資料（封筒2）						
	1	㉑	金銀鉱試掘區増区願						
	2		昭和4年鉱業明細表						
	3	㉓	昭和4年鉱業明細表	白井常泰	福岡鉱山監督局長	昭和15	1930	1	10
	4	㉗	契約書	白井猪之助		大正6	1917	12	10

白井家文書目録

整理番号	枝番号	掲載番号	文書名	筆者	宛所	年号	西暦	月	日
5	⑪	試振決定通知	福岡鉱務署長	白井常泰		大正13	1924	7	2
6	⑫	試振決定通知	福岡鉱山監督署長	白井猪之助		明治43	1910	10	24
7	⑬	試振決定通知	福岡鉱山監督署長	谷山和伊		明治44	1911	1	12
8	⑭	試振決定通知	福岡鉱山監督署長	白井猪之助		大正2	1913	3	31
9	⑮	試振決定通知	福岡鉱務署長	白井猪之助		大正4	1915	6	22
10	⑯	試振決定通知	福岡鉱務署長	白井猪之助		大正6	1917	7	27
11	⑰	試振決定通知	福岡鉱務署長	白井常泰		大正8	1919	11	17
12	⑱	試振決定通知	福岡鉱務署長	白井常泰		大正11	1922	1	7
3		竜山関係資料(封筒3)							
1	⑲	金丹借用証	白井常泰			大正15	1926	5	31
2	⑳	借地ト共二抵当地譲渡証				昭和9	1934	6	17
3	㉑	無尽付付済掛金契約書				昭和13	1938	3	24
4		白井常泰戸籍謄本							
4		竜山関係資料(封筒4)							
1		金銀鉱採掘範囲図			※口絵2へ→掲載				
2		金銀鉱採掘範囲図							
3		鉱区関係地図							
5		長谷場純孝書簡	長谷場純孝	共助斎・共立校学校諸士					

① 鉱床説明書（雑形）

（整理番号1・1）

鉱床説明書（雑形）

一、位置 鹿児島県日置郡串木野村上名地内ニアリテ、島津家鉱区ト
隣接ス

二、地質

石英岩ニシテ母岩ハ安山岩ナリ

三、鉱床

正則ニシテ一条アリ、字上大松ニ露頭出現ス

四、鉱種

金銀鉱ニシテ含金平均十万分の五、銀平均十万分ノ十七ナ

走向二十度 傾斜三十度

右之通説明候也、

鹿児島県日置郡串木野村上名

三七八番戸 出願人 谷山五助

全村全一七〇番戸

全代表者 白井猪助

明治四十三年

七月十七日

福岡鉱山監督署長

野田勇殿

② 試掘決定通知

（整理番号2・6）

福鉱四十三年第一三号

明治四十三年六月二十日出願

鹿児島県日置郡串木野村

金銀鉱採掘願

③ 試掘決定通知

（整理番号2・7）

福鉱四十三年第八〇号

明治四十三年十一月廿五日出願

鹿児島県日置郡串木野村

金銀鉱試掘願

出願人 谷山 和伊

注意

- 一、本文通知書及図面ハ登録税納付ノ際納付書ニ添付セラルヘシ
一、本文通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ登録税納付書ヲ差出
サルヘシ
- 一、前文期間内ニ登録税納付書ヲ差出ササルトキハ鉱業法施行細
則第三十九条第九号ニ依リ本出願ハ却下セラルヘシ
- 一、本文通知ヲ受ケタルトキハ鉱業法施行細則第二十九条ノ一二
依リ出願地ノ増減ヲ出願スルコトヲ得サルヘシ
- 一、本文通知ヲ受ケタル後出願人変更ヲ為モ別ニ其通知ヲ更新
セサルヘシ
- 一、登録税ノ納付ニ關シテハ別紙記載ノ事項殊ニ注意セラルヘシ
〔註 表割印二ヶ所・裏割印一ヶ所アリ〕

右出願ハ別紙図面ノ区域ニ於テ許可スヘキモノト決定候案鉱業
法施行細則第三十六条第一項ニ依リ此旨通知ス

明治四十三年十月廿四日

福岡鉱山監督署長 野田 勇

印

出願人 代表者 白井猪之助

右出願ハ別紙図面ノ区域ニ於テ許可スヘキモノト決定候条鉱業
法施行細則第三十六条第一項ニ依リ此旨通知ス、

明治四十四年一月十二日

福岡鉱山監督署長

野田 勇

印

〔註②の「注意」と同文により省略〕

〔頭註〕「甲 第式七五号」

〔朱印〕

『明治四拾四年武月拾日受付

鹿児島県試掘登録第四六〇号

明治四拾四年武月拾參日登録

順位 級第壹番

印

〔朱印〕

〔右登録済〕
〔註 印文＝福岡鉱山監督署之印〕

〔註 表割印三ヶ所・裏割印二ヶ所アリ〕

④ 試掘決定通知
(整理番号2・8)

福鉱二年第一三号

大正二年二月十四日出願

鹿児島県日置郡串木野村

金銀鉱試掘願

出願人 代表者 白井猪之助

右出願ハ別紙図面ノ区域ニ於テ許可スヘキモノト決定候条鉱業

法施行細則第三十六条第一項ニ依リ此旨通知ス、
大正二年三月三十一日

福岡鉱山監督署長 野田 勇

印

〔註②の「注意」と同文により省略〕

〔頭註〕「甲第五一〇号」

〔朱印〕

『大正弐年四月武拾八日受付

鹿児島県試掘登録第五九六号

大正弐年四月武拾八日登録

順位 事項区第壹番

印

〔朱印〕

〔右登録済〕
〔註 印文＝福岡鉱山監督署之印〕

〔註 表割印三ヶ所・裏割印二ヶ所アリ〕

⑤ 試掘決定通知
(整理番号2・9)

福鉱四年第三三八号

大正四年五月一日出願

鹿児島県日置郡串木野村

金銀鉱試掘願

出願人 白井猪之助

右出願ハ別紙図面ノ区域ニ於テ許可スヘキモノト決定候条鉱業
法施行細則第三十六条第一項ニ依リ此旨通知ス、

大正四年六月廿二日

福岡鉱務署長 野田 勇

福岡鉱務署長 野田 勇

〔註②〕の「注意」とほぼ同文により省略

〔頭註〕「甲第一二三一八号」

〔朱印〕

『――月

日受付

鹿児島県試掘登録第七五九号

大正四年六月式拾日登録

順位 区第壹番

』

〔右登録済〕

〔印〕〔註 印文・福岡鉱務署之印〕

〔註 表割印三ヶ所・裏割印二ヶ所アリ〕

〔整理番号2・10〕

〔整理番号2・10〕

福鉱六年第一六四六号

大正六年七月二十三日出願

鹿児島県日置郡串木野村

金銀鉱試掘願

出願人

白井猪之助

右出願ハ別紙図面ノ区域ニ於テ許可スヘキモノト決定候条鉱
業法施行細則第三十六条一項ニ依リ此旨通知ス、

大正六年七月二十七日

大正六年六月廿二日

福岡鉱務署長 野田 勇

福岡鉱務署長 野田 勇

〔註②〕の「注意」とほぼ同文により省略

〔頭註〕「甲第式五六五号」

〔朱印〕

『――月

日受付

鹿児島県試掘登録第壹〇九七号

大正六年八月式拾七日登録

順位 区第壹番

』

〔朱印〕

〔印〕〔註 印文・福岡鉱務署之印〕

〔註 表割印二ヶ所・裏割印二ヶ所アリ〕

〔整理番号2・4〕

〔整理番号2・4〕

〔三錢 収入印紙〕

契約書

今般鹿児島県日置郡串木野村字上名地内金銀鉱区面積式拾万壹千坪
試掘登録第一〇九七号事業經營スルニ付、便宜上中島庄太郎ヲ甲トシ

白井猪之助ヲ乙トシ左ノ条件ヲ締結ス、

第一條 前記範囲ニ開スル探鉱費ハ勿論範囲ニ開スル一切ノ費用ハ

甲ノ負担トシ、事業經營上ニ付テハ甲者ニ一切任カス事、

第二條 甲ハ加入金トシテ金壹万式千円ヲ大正七年壹月末日迄ニ支

払フ事、

第三条 前記鉱区ノ甲乙各自ノ持分ヲ左記ニ掲ク、

十分ノ七

十分ノ三

甲者
乙者

第四条 本契約ハ大正七年二月末日迄三加入金ヲ授受セザル時ハ無

右契約証書ヲ通フ作成シ各自記名捺印シ、壱通宛所持スルモノ也、

効トス、

大正六年十二月十日

鹿児島県日置郡串木野村上名百七拾番戸

乙者
白井猪之助(印)

高知県土佐郡塙江村三千八百拾番地

甲者
中島庄太郎(印)

薩摩郡水野四一五〇

立会人
小早田幸藏(印)

〔割印三ヶ所アリ〕

⑧ 試掘権登録通知

(整理番号1・4)

〔葉書宛書〕

鹿児島県日置郡串木野村上名一七〇

白井猪之助殿

〔葉書本文〕

鹿児島県試掘登録第一〇九七号(大正六年八月廿七日登録ノモノ)

右鉱区ハ、大正八年八月廿七日鉱業権満期ニ付鉱業法施行細則第五

十一条ニ依リ、鉱業明細表甲号表三通、乙号表及丙号表各二通ヲ(採
掘鉱区ニアリテハ鉱業簿複本ノ添付ヲ要ス)右登録ノ日ヨリ三十日
以内ニ差出スヘシ、

違背スルトキハ罰金二処セラルヘシ、
但記載スヘキ事項ナキトキハ其旨届出ツヘシ、
右注意ス、

大正八年九月十六日

福岡鉱務署長 三井米松

〔頭註〕「大正六年八月廿七日登録ノモノ
大正八年八月廿七日ニテ満期」

⑨ 試掘決定通知
福鉱八年第二一、一五五号

大正八年八月廿七日出願

(整理番号2・11)

鹿児島県日置郡串木野村

金銀鉱試掘願

出願人

白井常泰

右出願ハ別紙図面ノ区域ニ於テ許可スヘキモノト決定候案鉱業
法施行細則第三十六条第一項ニ依リ此旨通知ス、

大正八年十一月十七日

福岡鉱務署長 三井米松

(印)

〔註 ⑨の「注意」とほぼ同文により省略〕

〔朱印〕

大正拾壹年武月六日登録

順位 区第壱番

』

鹿児島県試掘登録第壱五七六号

大正八年拾武月拾六日登録

順位 区域壱番

〔頭註〕「甲第四〇八八号」

〔朱印〕

『右登録済』

〔印〕

〔註〕印文(福岡鉱務署之印)

『右登録済』

〔印〕

〔註〕表割印四ヶ所アリ

『右登録済』

〔印〕

〔註〕表割印四ヶ所アリ

〔頭註〕「甲第四〇八八号」

(整理番号2・12)

〔頭註〕「甲第四〇七一号」

(整理番号2・12)

福鉱十年第一〇七一号
大正十年十二月十九日出願

鹿児島県日置郡串木野村

金銀鉱試掘願

出願人 白井常泰

〔印〕

右出願ハ別紙図面ノ区域ニ於テ許可スヘキモノト決定候柔鉱業
法施行細則第三十六条第一項ニ依リ此旨通知ス

大正十一年一月七日

福岡鉱務署長 三井米松

〔印〕

〔頭註〕「甲第四〇七九号」

〔朱印〕

『——月——日受付

鹿児島県試掘登録第壱八五六号

⑫ 金円借用証 (整理番号3・1)
〔収入印紙 三銭・五拾銭・拾銭 貼付アリ〕

金円借用証

一金壱千式百五拾円也

〔印〕

一利息月壱分武厘 ㊞

一弁済期 大正拾五年九月弐拾五日限り

日置郡串木野村上名

字城ノ元武千七百六拾武番

一宅地百八拾坪

全所字同全番ノ壱

一宅地百參拾六坪

全所字同武千七百六拾壹番

一宅地百五拾坪

大正拾五年五月參拾壹日

日置郡串木野村上名百七拾番戸

借主 白井常泰 ㊞

同所 全番戸

保証人 白井能武 ㊞

鹿児島市和泉屋町四番地

當時全市下童尾町九番地

保証人 西蘭茂太郎

印

鹿児島市下童尾町

百五拾四番地ノ武

林 松次郎 殿

〔朱印〕

『登記第参六六四号

区順位第一壱番』

『登記第六四四四号

区順位第九番』

『登記第參〇七四号

区順位第弐拾七番』

〔朱印〕

『昭和武年七月廿九日受付

第參〇壱号』

登録済

〔朱印〕

一 載記料金 拾六錢

司法代書人 長谷川曾口 印

印

〔葉書宛書〕

日置郡串木野村上名一七〇

〔整理番号〕1-3

印

〔葉書本文〕

鹿児島県試掘権登録第二、二七五号

右鉱区ハ、昭和三年十月十一日鉱業権満期ニ付鉱業法施行細則第五
十一条ニ依リ、鉱業明細表甲号表三通、乙号表及丙号表各二通ヲ（採
掘鉱区ニ在リテハ鉱業簿複本ノ添付ヲ要ス）右登録ノ日ヨリ三十日
以内ニ差出スヘシ、
違背スルトキハ罰金ニ処セラルヘシ、
但記載スペキ事項ナキトキハ其旨届出ツヘシ、

右注意ス、

昭和三年十月十六日

福岡鉱山監督局長 田島勝太郎

昭和四年鉱業明細表

日置郡串木野村上名

宇城ノ元武千七百六拾弐番

一宅地百八拾坪

全所字全全番ノ壱

一宅地百參拾六坪

全所字全武千七百六拾壹番

一宅地百五拾坪

但昭和二年七月二拾九日交付第參參〇壱号貸地済

一借家者 白井常泰 白井能武 西蘭茂太郎
右借地並ニ抵当地ヲ、今般貴殿ニ譲渡致候儀実正也、然ル上

ハ貴殿ニ於テ勝手ニ御取立相成候共、何等異議無之、為後日

本証ニ札如件、

昭和九年六月拾七日

鹿兒島市下龍尾町百五拾四番地ノ式

譲渡人 林 松次郎 ㊞

同市山下町百七拾一番地拾号
士師甚九郎右衛門殿

特ニ記載スベキ事項無之候間御届申上候也、
昭和五年壱月拾日
福岡鉱山監督局長
田島勝太郎殿

鉱山位置	鉱種	鉱区面積	試掘登録番号	鉱業権者
鹿兒島県日置郡串木野村上名地内	金銀	拾七万七千坪	武四〇五号	白井常泰

(15) 借地ト共ニ抵当地譲渡証
〔収入印紙 三錢 貼付〕

(整理番号3・2)

〔朱印〕
『昭和九年六月拾八日受付
第參八壱〇号』

登記済

印

一利息月一分五厘
一弁済期大正拾五年九月二拾五日

一抵当物件

白石小二代書人 ㊞

〔昭和拾三年三月拾四日
一一八〇〕

昭和拾參年三月參拾日 弁済
抵當權抹消

白井常泰」

〔16〕無尽給付済掛金契約書

(整理番号3・3)

第三万千六百一四号

無尽給付済掛金契約証書

本職ハ後記当事者ノ嘱託ニ因リ、其法律行為ニ關シ聽取シタ
ル陳述ヲ錄取スルコト左ノ如シ、

第壹条 債務者曰井能武ハ債権者富国無尽株式会社ノ無尽契
約約款ニ基キ、昭和拾參年參月一九日其給付定額金壱百円
也ノ払渡ヲ受ケ、該約款ニ依リ給付済掛金九拾六円也ヲ返
還スルコトヲ約シ、右給付金ヲ受領シタリ、

第貳条 前条給付済掛金ハ之ヲ參拾貳回ニ分割シ、昭和拾參
年貳月ヨリ昭和拾五年九月マテ、毎月貳拾四日マテニ、金

參円也完掛戻スヘキモノトス、
第叁条 左記ノ場合ニ於テハ債権者ハ前条ニ定メタル支払方
法ヲ変更シ、残金額全部ニ對シ一時ニ弁済ノ請求ヲナシ得
ルモノトス、

壹、式回以上掛戻金ノ支払ヲ為ササルトキ又ハ本契約ノ条項
ヲ履行セサルトキ、

式、債務者又ハ保証人中第三者ヨリ財産差押仮処分、破産

參、住所ヲ秘シ移転シタルトキ、

四、債権者力債務者及保証人ニ於テ債権侵害ノ行為アリト

認メタルトキ、

五、債権者ヨリ保証人ノ変更又ハ増員ヲ要求シタル場合、

指定ノ期間内ニ其要求ニ応セサルトキ、

第四条 約付済掛戻金ノ払込期日ニ於テ、其翌日ヨリ現

入金ノ日迄払込ムヘキ金額二対シ百円ニ付壱日金四錢ノ割

合ニ当ル損害金ヲ支払フヘキモノトス、

第五条 債務者力期限ノ利益ヲ失ヒタル場合ニ於テ、債務者
又ハ保証人力債権者ノ営業ニ係ル無尽ニ加八ノ掛込金アル

トキハ、債権者ニ於テ随意ニ何等ノ手続ヲ要セシム、本
契約債務者又ハ保証人ハ之ニ對シ何等ノ異議ナキモノトス、

第六条 本契約ノ為要シタル公正証書作成ノ費用及本契約違
反ノ為メ債権者ニ於テ特ニ要シタル旅費・訴訟費用・弁護

士手数料・報酬其他一切ノ費用ハ、債務者ニ於テ負担シ直
ニ之ヲ支払フヘキモノトス、

第七条 債務者及保証人力本契約不履行ノ為メ債権者力強制
執行及競売ノ際出向キタルトキハ、壱名分ノ旅費実費並ニ
日当金貳円及全宿泊料金四円ノ割合ニテ、其都度之ヲ負担

スヘキモノトス、

第八条 保証人ハ各自債務者ト連帶シテ本契約履行ノ責ニ任
スルモノトス、

第九条 債務者及保証人ハ債務不履行ノ時ハ直ニ強制執行ヲ

受クルモ異議ナキモノトス、

鹿児島県鹿児島市加治屋町參番地

債權者 富国無尽株式会社

同県同市同町百壱番地

右会社代表取締役

右法定代理人 奥山 猛彦

明治拾壹年拾月武拾六日生

同市高麗町四番地

会社員

右代理人 山本 親憲

明治武拾五年五月生

右山本親憲ハ本職ニ於テ氏名ヲ知リ且ツ面識アリ、

右山本親憲ハ債權者富國無尽株式会社代表取締役奥山猛彦ノ

代理人タルコトヲ証スル委任状ヲ以テ、其代理権限ヲ證明シ且登記簿抄本ヲ提出シテ、委任者ノ法定代理権ヲ証明シタリ、

右委任状ハ認証ヲ受ケサル私署証書ナルニ依リ適法ノ印鑑証

明書ヲ提出シテ其ノ委任状ノ真正ナルコトヲ証明シタリ、

鹿児島県日置郡串木野町上名武

千七百六拾壱番地白井能武事

債務者 白井能武

明治拾六年參月生

同所同番地白井常幸事

保証人 白井常幸

明治參拾八年拾月生

同町上名千九百七拾番地

保証人 池田 猛
明治參拾年四月生

同県鹿児島市薬師町六拾壱番地

会社員

右參名代理人 有馬純剛
明治參拾年四月生

右代理人 奥山 猛彦

明治武拾五年五月生

同市高麗町四番地

会社員

右代理人 山本 親憲

明治武拾五年五月生

右山本親憲ハ本職ニ於テ氏名ヲ知リ且ツ面識アリ、

右山本親憲ハ債權者富國無尽株式会社代表取締役奥山猛彦ノ

代理人タルコトヲ証スル委任状ヲ以テ、其代理権限ヲ證明シ且登記簿抄本ヲ提出シテ、委任者ノ法定代理権ヲ証明シタリ、

右委任状ハ認証ヲ受ケサル私署証書ナルニ依リ適法ノ印鑑証

明書ヲ提出シテ其ノ委任状ノ真正ナルコトヲ証明シタリ、

鹿児島県日置郡串木野町上名武

千七百六拾壱番地白井能武事

債務者 白井能武

明治拾六年參月生

同所同番地白井常幸事

保証人 白井常幸

明治參拾八年拾月生

同町上名千九百七拾番地

鹿児島地方裁判所所属
鹿児島県鹿児島市山下町
武百九番地

公証人 西村甫太郎
印

⑪ 契約証（雑形）

（整理番号 1・6）

契約証（雑形）

（整理番号 1・6）

今般拙者（拙者共）名義ニ係ル鹿児島県何郡何村地内試掘登録第何号鉱区ヲ、左ノ条件ヲ以テ貴殿へ譲渡ノ契約ヲ締結ス、

一、譲渡代金ヲ金五十円トシ金員授受同時ニ鉱業権ヲ貴殿若シクハ貴殿指定ノ人へ移転ノ登録ヲナスモノトス、

一、前項金員授受ノ期限ヲ来ル本年拾二月末日迄トシ、全期日以内ニ御支払ヒ無之時ハ此契約ヲ無効トス、

一、本契約期限内ハ決シテ他ニ売却譲渡等ノ契約ヲナサズマル事ヲ確約ス、
右為後日件、

鹿児島県日置郡串木野村下名番戸

何某 ㊞

鹿児島県

何某 ㊞

田中一郎殿

大正年月日
大正年月日

県 郡 村 番

甲者 何某 ㊞

乙者 何某 ㊞

⑫ 壳渡証（雑形）

（整理番号 1・8）

壳渡証（雑形用紙美濃紙）

鹿児島県試掘登録第
鹿児島県何郡何村地内

金銀鉱試掘鉱区

右鉱業権ハ今般貴殿へ代金何万円ヲ以テ壳渡候儀美正也、依テ鉱業権

移転ノ登録ヲ可致壳渡証一札如件、
大正何年何月何日

鹿児島県何郡何村上名何番戸
壳渡人 何某 ㊞

⑬ 契約証（雑形）

（整理番号 1・9）

契約証（雑形）

（整理番号 1・9）

今般何某ヲ（外一名）甲トシ、何某ヲ乙トシテ、左契約ヲ締結ス、

一、甲ハ自己所有ニ係ル鹿児島県試掘登録第何号鉱区ヲ、予定期代金五千円ヲ以テ売却方ヲ乙ニ依頼シ、乙ノ尽力ニ依リ、田中一郎ニ壳

却契約締結スルニ当リ、代金減額ノ交渉ヲ受ケタル場合ハ、金壱千五百円ヲ下ラザル範囲ニ於テ処決スル事ヲ相互承認スルモノニシテ、代金交付ノ際ハ、甲ハ金壱千五百円ヲ先取シ、之ヲ以テ取切トシ、其レ以上ハ何程アルモ、乙ノ所得トシ、甲ハ決シテ異議ナキモノトス、

右式通ヲ作製シ各自壹通宛保留ス、

県 郡 村 番

甲者 何某 ㊞

乙者 何某 ㊞

⑭ 壳渡証（雑形）

（整理番号 1・8）

壳渡証（雑形用紙美濃紙）

鹿児島県試掘登録第
鹿児島県何郡何村地内

金銀鉱試掘鉱区

右鉱業権ハ今般貴殿へ代金何万円ヲ以テ壳渡候儀美正也、依テ鉱業権

鉱業明細表(雑形)

(整理番号 1 - 10)

大正四年鉱業明細表

鹿児島県日置郡串木野村大字上名地内

面積五万七千九百四拾参坪

合計武拾九萬壹千九百四拾参坪

右試掘鉱区変更許可相成度岡面添、此段相頼候也、

大正 年 月 日

鹿児島県日置郡串木野村上名百七拾番戸
試掘権者 白井常泰

福岡鉱務署長 三井米松殿

鉱業権者	試掘登録番号	鉱種	鉱区面積	鉱山位置
鹿児島県日置郡串木野村上名一七〇番戸 白井常泰	七五九	金銀	武拾武万千坪	鹿児島県日置郡串木野村大字上名地内

付記一 特ニ記載スペキ事項ナシ、

大正五年一月廿四日

福岡鉱務署長

野田 勇 殿

② 金銀鉱試掘鉱区増区願

(整理番号 2 - 1)

金銀鉱試掘権登録第

鹿児島県日置郡串木野村大字上名地内

金銀鉱試掘鉱区

面積武拾參万四千坪



川口番所跡の看板

【解説】

この文書は西郷隆盛の子息菊次郎が、串木野村長人来次郎助に宛てた礼状である。大正四年当時、西郷菊次郎は島津家山ヶ野金山鉱業館長を務めている（明治四十五年就任）。

書簡の内容は、芹ヶ野鉱山のトロッコ軌道敷設の鹿児島県知事の許可がおり、その出願時の配慮へのお礼である。

江戸時代、薩摩藩内の金山の中心は山ヶ野鉱山で、芹ヶ野鉱山は山ヶ野鉱山の支山とされていた。その体制を引きついだ明治時代も芹ヶ野鉱山は山ヶ野鉱山の管轄となっていた。そのため、芹ヶ野鉱山の責任者として、串木野村長人来次郎助に礼状を出したのだろう。

往時芹ヶ野には現在の国道三号線をはさんで両山側にトロッコ軌道が敷設されていた。この書簡にある軌道は、このうち東側の軌道である。

西郷菊次郎書簡

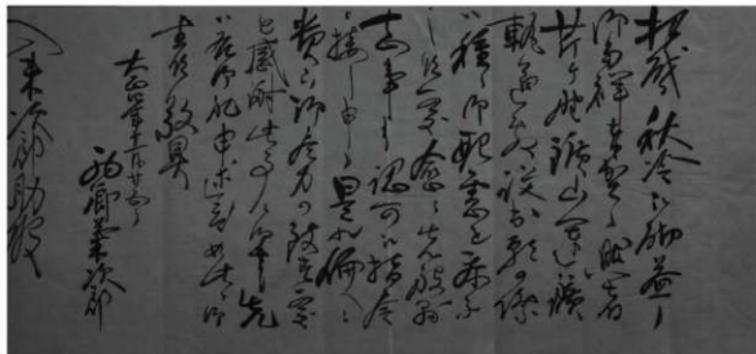
拝啓秋冷ひ御臺
御名御事望一誠有
幸此地所より蒙
軌道之設を承る所
種々御座候事と申す
一は京都へ支拂ふ
事より是可と拝念
特一より旦もか候
貴重な力の及まざ
と感謝申すノハ先
事御申すが如き御
事多致見

大正四年十一月廿五日
西郷菊次郎

大正四年十一月廿五日

入来次郎助殿

西郷菊次郎



神社・祠堂関係 17 市来神社関係

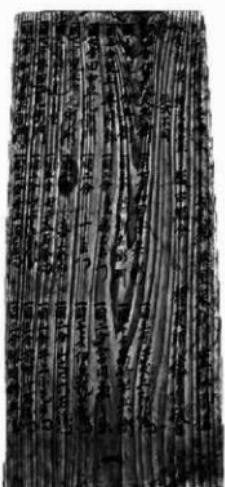
市来神社所蔵棟札

【解説】

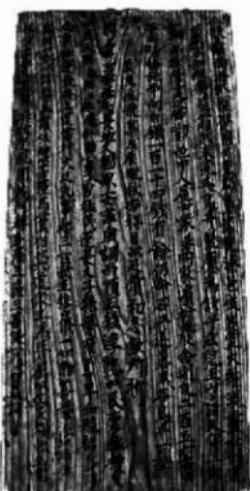
市来神社は、天明町にあつた村社の菅原神社と、土橋町にあつた同じく村社の熊野權現神社を昭和十六年に合祀し、社名を「市来神社」と改名した。合祀事情の報告文書によると、熊野神社は氏子が少ないので神社に入るお金が少なく、祭祀をするのも不十分であり、また神社を維持するのも困難な状態であった。菅原神社は境内が狭く、前面は墓地に接しているので拡張する余地もなく、祭祀の執行や参拝者に不便であり、また神社の尊嚴も保たれない状況であった。このような事情から両神社の氏子協議のうえ、両神社を合祀し、熊野神社の地に新しく社を建て、昭和十六年十二月十一日遷座祭を執行し、神社名を市来神社とする。なお祭神は熊野神社祭神を上位に記すとして、伊弉諾尊、事解男命、速玉男命、菅原道真的神名がある。現在の社殿は平成二年に改築されている。

棟札とは、棟上げや再建、修理の時、工事の由緒、建築の年月、建築者または工匠の名などを記して棟木に打付ける札のことで、頭部は多く山形をなしている。

市来神社の棟札は、熊野神社分五枚、菅原神社分十一枚、市来神社分一枚がある。



熊野神社棟札 貞享五年（裏）P. 181



熊野神社棟札 貞享五年（表）P. 180

(1) 寛文十一年

(表)

聖主天中天力	大權那大梵天王
伽陵頻伽聲力	大權那大梵天王
奉建立熊野三所	右意趣者
權現堂一字	大口主帝釋天王

哀愍衆生者力

我等今敬礼

護持信 王宮所中助力者

現世安穩、後生善處、道心堅固、心中滿願、殊者當所安全、

諸人快樂、諸退散、一々如意、

決定成就、仍棟札如件、

施主敬白

(裏)

神主 池田新右衛門

前田長左衛門

大工

濱田彦兵衛

木原六右衛門

小触寺右衛門

名主 石神友右衛門

(2) 貞享五年

(表) (179 ページ下段右側)

△扶桑西海路薩摩國日置郡市來院湊邑從岩堂大權現靈社創建以來、不知經幾星霜、然未見其鳥井、豈應爲欵宇、茲兒玉・山之口・久保三氏一歸而欲營建之、勸邑中人屋士衆並商家・濱村・農舍、則凡二百五六十箇各同帰捨施而向白銀一百一十四錢有餘、仍命石工遂落成石鳥井一基、

貞享五龍集戊辰晚秋吉祥日以足償初志欽所祈

國君身官安泰、天長地久、國界安寧、風調雨順、五穀淳熟、四民康樂、檀度土庶無病無苦無難無厄心身勇猛、武運長久、子孫繁榮、尊卑和睦、

福壽海伏、冀任運發無上道當行、大丈夫事起三心發五口修一切助菩提法、以諸佛爲師範、以諸尊爲護法神、以菩薩爲黨侶、以六道衆生爲眷屬、以生死煩惱爲團林、無盡未來、際濟拔度脫圓成阿耨多羅三藐三菩提心矣、賀詞、

(註) 阿耨多羅三藐三菩提心ニ仏の悟りの知恵のことと、この上なく優れ、正しく円満である意で、このような悟りを得ようとする菩薩の志をいう。(佐和隆研編『密教事典』)

鳥井創營 石檻崎零 巖堂威現 湊里衆欽 靈社周備 人家尚深 神光無盡 輝古輝今

壇度師人稱首敬白

位次不同

一銀四分	伊集院久兵衛	一同七分	和田喜平衛
一同毫分	兒玉仲兵衛	一同三分	池田新右衛門
一同三分	兒玉草因齊	一同二分	<small>藏元</small> 諸右衛門
一同七分	田中早左衛門	一同二分	宮内藏之丞
一同七分	兒玉六左衛門	一同二分	野呂太右衛門尉
一同三分	同氏覺之亟	一同二分	山之口清兵衛
一同七分	前田二左衛門	一同二分	井上治右衛門尉
一同七分	和田善右衛門	一同三分	勝目利兵衛

(3) 享保五年

(表)

奉建立熊野三所權現社二王並獅子

維貳享保第五庚子十一月十日、氏子中並濱衆力ヲ以、始建之、獅子者濱田宇兵衛
建之、伏□家ニ無難、人ニ息災、永仰天恩二世安樂。

庄屋 大迫甚右衛門 功才 松下之藤左衛門
久保之長右衛門 小触 飯山之清右衛門

(裏)

役人野崎文四郎	年行司 <small>有川</small> 新右衛門	中原藤左衛門	福田仁之允
主取竹之下久左衛門	大窪喜右衛門	大久保四郎	井之上治左衛門
神主池田和泉	石切川越源次兵衛	謹記焉	中西弥五右衛門
	江夏久五郎	新助	追屋敷吉兵衛
			平之弥兵衛

(4) 享保十九年

(表)

抑日本最上神祇之

靈力

一場、神明降化之靈氣下界勸請

神道妙權

之根、神武之早創、我國之住國也、口則奉安代之美宝、受

天照大神之詔命、修天児屋根之尊之大業、誠是神國第一

奉再興熊野三所大權現寶殿舞殿一宇

享保十九年甲寅四月十五日

之至場、本朝双口場^{モロコ}受、謹為日置郡市來鄉村極現社

宝殿舞殿住或以氏子衆力奉再興、三邊之太守源^{ヨシ}繼豐公

神變妙權

御子孫繁茂

家內力

安全、殊^ハ八當村繁榮、五穀豐饒、

如意滿足故也、

(5) 明和六年

(表)

奉再興熊野三所三社權現宮一宇

右意趣者、奉為長國
地久、御願成就、國家
安全、且氏子中諸^{モロコ}遠
離、吉祥不退、維時明和
六乙丑九月吉祥日
地頭 宮之原甚五太夫

右宮者、敷地衆又者、
氏子者、或其外依
進令再興者也、

(裏)

主取	大久保喜右衛門	御地頭福山平太夫	大工	久保源兵衛	濱田九兵衛
同	久保喜右衛門	喰 南那喜兵衛	六兵衛	六兵衛	○○
同	萩原善左衛門	同 高崎甚右衛門	主取	久保喜三兵衛	但九兵衛□□□
同	白井七兵衛	同 萩原善左衛門	同	大久保喜三兵衛	瓦且又錢拾貲文
同	永山伊右衛門	同 同 江夏休五郎	同	唐仁町新助	唐仁町新助
庄屋	庄屋 永山伊右衛門	同 同 唐仁町新助	同	鶴山之藤右衛門	鶴山之藤右衛門
同	同 同 追 吉左衛門	同 同 同 寄進	同	吉左衛門	吉左衛門
同	同 同 松下門 藤左衛門	同 同 同 宮主	同	松下門 藤左衛門	池田仙吉
主	主 重信 八十右衛門	庄屋 庄屋	大工	久保源兵衛	濱田九兵衛
神主	神主 貴嶋 瑞左衛門	重信 重信	六兵衛	六兵衛	○○
右同	右同 功才 小袖 久保門	庄屋 善右衛門	主取	久保喜右衛門	但九兵衛□□□
右同	右同 上之葉 松下町	同 同	同	同	瓦且又錢拾貲文
右同	右同 出口門 全右衛門	同 同	同	同	唐仁町新助
右同	右同 八 藏	同 同	同	同	鶴山之藤右衛門
神主	神主 貴嶋 瑞左衛門	同 同	同	同	吉左衛門

菅原神社棟札

(表) 宽文九年

(鳥津光久)

三筋太守大隅守 御代

天長地久、御願圓満、

殊者信心大施主

内外安穩、息災延命、

七難即滅、七福即生、

子孫繁昌、諸願成就、

皆令満足、

仍如件、

封 上 棟

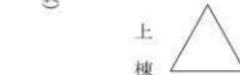
皇都鎮護神宇大成 惟德昭々 惟功浩々 殊冀
集瑞祥于此界、菓實圓熟、人民怡悅者也、

封

天神宮

安世安國莫解護法護人、不忘防禦敵、於他方

(裏)



(裏)

曉

伊集院久兵衛

年行司 九郎左衛門

部當

傳兵衛

兒玉忠兵衛

同 才兵衛

普 諸 見舞

同 茂左衛門

和田七右衛門

大工 岩下市郎左衛門

神主 池田新右衛門

(読み下し文)

世を安んじ国を懈^{ゆるべ}ことなく法を護り、人を護り、怨敵を防ぐことを忘れず、他方に於ては、皇都鎮護、神宇大成、惟德昭々、惟功浩々^{（註1）}、殊には瑞祥を此の界に集め、菓實圓熟し、人民怡悅^{（註2）}を冀^{（註3）}う者也、天長地久、御願円満、殊には信心の大施主の七難即滅、七福即生、内外安穩、息災延命、子孫繁昌、諸願成就、皆満足せしむ、仍つて件の如し、

〔註1〕 惟徳昭々惟功浩々=功德が昭らかで広大であること。

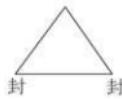
〔註2〕 怡悦=よろこぶこと。

〔註3〕

(7) 延寶五年

(表)

天神宮



九刃刀兵不起、百代穀稼、無難

十方利土一座道場六戸圓通普門廣大
密曰
且越所來悉成僧徒修行有慶

上棟

(裏)

(8) 元祿四年

神主 池田新右衛門
大工 川東筑右衛門

延寶五年
八月吉辰

(註1 吕II以)

(裏)

上棟 鎮守宮

安世安國莫解護法護人、不忘防怨敵、於他方
皇都鎮護神宇大成惟德昭々惟功浩々殊冀
集瑞祥于此界、稟實圓熟々、人民怡悅者也

施主且越當所湊在鄉真俗男女永康寧力民屋齊昌泰矣
庄屋 久保弥兵衛
大工 久保次左衛門

同氏源兵衛

于時元祿三年
〔註 三月吉祥日 小觸太郎兵衛

〔註 三四四 四は死に繋がるため、三と表記している〕

三島太守大隅守殿 御代 役人 兒玉六左衛門 年行事
伊集院久兵衛 正右衛門
新左衛門 休三郎郎
七左衛門

彼神祇者、神通自在、善應無方、不離安樂、宮遊化恒、沙界為
王城鎮守、則詠詩歌以惜春北野花、説廟國提封、則提弓鉤目_{目狂}警
夜西都、月梅飛千里松老九嵒家々圓通大士之化身、処々天満天
神之垂跡、具一切功德、慈眼視衆生、以是奉造立社、一字者也。此依
人力當所中無_無福壽共增延、子孫名利_利資倍_倍所願如意者也。

⑨元禄十三年

(表)

封

聖主天中天
元禄十三年天
迦陵頻伽聲

奉造替天滿天神寶殿并舞殿一字
哀愍衆生者
我等今敬礼
八月吉祥日

奉為意越者、金輪聖王玉體安穩、
天長地久、御願圓滿、殊大權主源朝臣
綱貴公^井吉貴公御息延命、
御子孫繁茂、分國安全、五穀成熟、
万民豐樂、別氏子繁榮、一切所願、
如意成就、皆令滿足故也、
仍意旨如件、

當地頭

高橋七郎右衛門尉殿

祈願所大日寺住持
法印盛禪

神主

池田新右衛門

(裏)

法佛^{火災}應身

港村決衆氏子
衆力銀有錢百八十目也

依之二月廿五日御神樂爲用
桧枝取十七丁寄進

山元勘右

右同

野崎市之亟

暖

高崎半兵衛
演役人

山之口六右衛門

普譜主取

和田善右衛門

高

中原五左衛門

主取大工

兒玉覺之亟

同

主取鍛治
林五右衛門

星原小左衛門

(註1) 梵字(パー・ンク)・(註2) 梵字(ペ・ン) || 金剛界大日如來

(表)

天満宮再興記

正徳乙未秋九月四日、鎮西路薩州日置郡市来郷湊村怪風一道起於浦西稻荷崎之西南海上五里餘程、大仇于北野君之神祠直過於冠嶽山東北之際矣、若其始起則激浪湧天、重雲落海、電光無方射、浪衝雲閃闊於大虛之間、須叟如有物上天、如有聲聞雷、忽為疾風而飛石摧林、有若轉倒乾坤者、若夫及之于一間之人家則一字以非所可全而一間依然故閭、民皆言、此日天満宮特離此風也、代於一間之災也、謹以其所見聞之靈驗試問民之言、則非苟所可疑怪也、此故茲歲丙申春、衆議起工至再興神祠、則家家感而捨財、戸戸喜而盡力、期月而廟社論興輝古照今焉、一身起願造内殿者中原五左衛門也、衆庶竭力經營外殿・長廊者一間崇敬之老少也、民之感如此、則神之應亦可觀也、豈可不記、故不辭不文謹誌、

(裏)

享保元丙申十一月十五日

與頭	和田與次兵衛	主取年行司	五左衛門
濱役	竹之下休左衛門	同	正兵衛
衆中觸	宮内喜左衛門	同	七郎右衛門
主取大工	久保源兵衛	主取浦横目	九兵衛
太夫	池田内藏之助	同	仁之丞
		木挽松下之	次右衛門
		鍛治中宿之	六左衛門

(解説)

天満宮再興記

正徳乙未秋九月四日、鎮西路薩州日置郡市来郷湊村に怪風一道（竜巻と思われる）が、浦西稻荷崎（現別府稲荷付近）の西南海上五里余程のところに起こり、北野君の神祠（菅原神社）に大きな損害を与えた。直ちに冠嶽山東北の際を通り過ぎた。その始めは激しい浪が天までとどくようだ大きくなり、重い雲が海に落ちるようにながり、雷光が走り、浪は雲を衝いて閃々と大空にきらめいた。須叟（しばらくは）物が上空にあるようで、声は雷鳴を聞くようであった。忽（たちまち）疾風となり飛ばされた石で林の木は摧かれ、天地がひっくり返ったようであった。若し、この竜巻が一間（二つの里、すなわちここでは湊村）の人家に及んでいたら、一軒の家も無事ではすまなかつただろう。ところが湊村は

何の被害もなくものままであった。湊村の人々は皆言うことであつた。この日、菅原神社は特にこの風災からは離れていて、被害を受けるはずはなかつたのに、村の災害の身代りとなつて下さつたのであらうと。謹んで、村民が見聞きした體験に基づいて村民の言つてることを考えると、いやしくもその不思議さを疑つてはいけないのである。

このような理由で今年丙申の春、皆で話し合つて工事を始め、社を再興することにしたところ、どの家でも共感して寄付し、どこの家も喜んで協力した。期限どおり立派な社が出来上り、昔の輝きが今を照らしている。中原五左衛門は一身起願して内殿を造つた。外殿は皆で力を合せて造つた。また長廊は神社を崇敬する老若の者たちで造つた。村民の感謝の念はこのようであるので、また神様もそれに応えて下さるはずである。だから記録に留めなければならない。故に言葉は整つていないと、文章も満足なものでもないけれども、謹んで誌する次第である。

⑪ 享保八年

(表)

南無十一面觀世音菩薩

(裏)

宝銀百二十目

御佛餉并燈明料

右意趣者、以利銀毎月朔日・十五日・廿日・廿五日・廿八日、

二・八月之彼岸・五節句十一面觀音天満宮寶前佛餉并燈明上永代

無断絶處也、伏垂 照鑑

享保八年卯九月吉日

池田和泉殿

久木本吉兵衛
久木本仲左衛門

久木本吉十郎

久木本喜右衛門

久木本覺之允

久木本仲右衛門

海江田次右衛門

(表) 宝曆二年

(表)

神道妙擅

抑日本最上神祇之濟場濟、神明力降化之濫觴、下界勸請之根、
神武之草創、我國之住躅也、故則奉安代之灵宝、受天照大神
之詔命、修天兒屋根之尊之大業、誠是神國第一之灵場、本朝

天滿宮再興記

寶殿舞殿一字

双口場受、薩孟日置郡市来郷湊天滿宮社宝殿舞殿住或以氏子
衆力、奉再興、三孟之大守源朝臣重歲公御武運長久、御子孫繁
茂、国家安全、殊者當村繁榮、五穀豐饒、如意滿足故也、

(裏)

寶曆二年 歲六月吉祥日

主取大工 川畠仲藏
脇大工口 竹田彦右衛門
右同 砥川之弥右衛門

太夫

池田和泉

(表) 天明八年

抑日本最上神祇之濟場濟、神明降化之濫觴、下界勸請之根、
神武之草創、我國之住躅也、故則奉安代之靈寶、受天照大神
之詔命、修天兒屋根之尊之大業、誠是神國第一之靈場、本朝双

天滿宮再興記

寶殿舞殿一字

神變妙擅

□場受、薩州日置郡市来郷湊天滿宮社寶殿舞殿、以氏子衆力奉
再興、鳥津春直三州太守費後守様井中將様御武運長久、御息長延命、御國
家安全、殊者万民豐樂、雨風須時、五穀成就、如意滿足之故也、

地頭 嶋津左近

浦役人 山之口清右衛門
年行司町 善兵衛

同 弓削藤右衛門
同 永山孫右衛門
同 児玉仲兵衛

暖 大久保善三兵衛

同 松下之

同 九兵衛

同 源左衛門

同 東町

同 五右衛門

同 善兵衛

町 唐仁町
町 與右衛門
町 善兵衛

天明八戊申一月八日

大工棟梁

神主

勝目三次郎

兒玉源左衛門

大庭伊之助

勝目與一左衛門

兒玉藏之介

木挽内門之

三助

加治

水間伊右衛門

邦君

修掌力之勝目靈寿院

實綿(花押)

加治

水間伊右衛門

右同

和田與藤次

右同

中原簇右衛門

右同

久保善左衛門

右同

鉢立喜右衛門

(表) 天保六年

神通妙擅

年寄 永山孫右衛門
右同 弓削喜兵衛
右同 白井郷右衛門
湊浦役 上床吉左衛門

天滿宮再興記
寶殿一字 地頭 三原藤五郎

抑日本最上神祇之濟場義神明降化之濫觴、下界勸請之根元、神武之草創、我國住躅也、故則奉安代之靈宝、受天照太神之詔印、修天兒屋根之尊之大業、誠是神國第一之靈場、本朝無双之

神變妙擅
天滿宮再興記
寶殿一字 地頭 三原藤五郎
□場矣、爰薩州日置郡市來鄉湊天滿宮社宝殿風雨敗壞、施主面々、氏子衆力奉再興、薩隅日三島津家太守大隅守第一様・御惣殿様御武運長久、御息英延命、御國家安全、万民豐樂、風雨須時、五穀成就、如意滿足故也、

町横 目海江田平右衛門
平川助市

(裏)

天保六年乙未八月廿二日

⑯ 明治十九年

(表)

菅原神社再興記

宝殿舞殿二字

抑本社、明治十八年九月十三日ノ風災ニ罹リ、
宝殿舞殿二字共ニ倒壊、爾來殆ト一年ノ久シキ、
是ノ再興ヲ企ツルモノナシ、因テ吾輩率先シ、于
再興ノ事ヲ謀リ、氏子各應分ノ獻金ヲ為シ、于

茲明治十九年八月八日工ヲ始メ、全年九月十二
日工ヲ竣ヘ、全年九月廿五日遷宮式ヲ執行ス、
費ス所百廿有餘金也、

(裏)

明治十九年丙戌九月廿五日

大工棟梁 賽目左門

和田藤蔵
和田藤次郎
串木野郷
福嶋孝之
右全
池ノ上熊次郎

祠堂

再興發起人
兒玉岱恕
高崎半兵衛
兒玉仲兵衛
高崎靜輔
勝目實楨
久木元吉助
若松江田平治
久若松吉二郎
久保善次郎

大工棟梁 吉留源左工門
和田與次郎
鍛治 石神甚右工門
神主 勝目求馬
社普請主取 高崎半兵衛門
和田休兵衛
宮内孫八
和田與藤次
和田與藤門

(16) 天保六年

天保六年八月廿三日

天滿宮寶殿一字
再興勸化記

一錢七貫武百文宛

一同壹貫五百文宛

高崎半右衛門

東之 新兵衛

市口之 善喜

西之 庄左衛門

同 吉太郎

同 吉次郎

和田與藤次

勝目清左衛門

鉢立林八

兒玉源右衛門

土橋之 次郎右衛門

東之 伊兵衛

土橋之 與兵衛

吉右衛門

濱之 助市

辰右衛門

東之 太郎右衛門

休五郎

新町之 太左衛門

休三郎

西之

西之

市左衛門

市左衛門

善左衛門

善左衛門

喜太郎

喜太郎

武八

武八

次郎兵衛

次郎兵衛

橫町

橫町

一同五貫文宛

西之

一同三貫文

太郎右衛門

一同武貫文宛

休五郎

一同壹貫文

新町之

以下略

休三郎

港浦役

梶原傳右衛門

高崎半右衛門
和田與藤次
東之 次郎右衛門
同 平右衛門
土橋之 伊右衛門
濱之 市郎兵衛
町之 喜平次
土橋之 市郎右衛門
東之 次郎吉
同 喜三左衛門
濱之 喜平次
土橋之 善左衛門
東之 喜太郎
同 武八
同 次郎兵衛
横町 東藏

市来神社棟札

(11) 紀元二千六百年

(表)

町長勝目 健

菅原
熊野
郷社改築中記

緑

工事請負者

宇都才一 四十六才
瀬賀善吉 五十才
久保一美 三十一才
丸山榮 三十三才
田中廣 二十七才

大工 全

吉留實男 十九才
原口一二 五十五才
野村豊司 六十才
久木闇直哉 四十六才
石井喜代松 五十八才
福山正美 四十二才
裏へ續ク

大工

申木野植原
西川義
大里

全

大里

全 丸山榮 三十三才
田中廣 二十七才
川上

石工 全

吉留實男 十九才
原口一二 五十五才
野村豊司 六十才
久木闇直哉 四十六才
石井喜代松 五十八才
福山正美 四十二才
大里

全

大里

紀元一千六百年事業
(裏)

二十八日

月四日

二十日

内西千石町ノ池田盛隆氏設計

ノ基に、敷地工事及び改築工事を始め、長期日を以て何となく悪事も起らず、悪日來らず、笑顔を以て各職ニ奉する者首尾よく俊工を見たる事ハ、矢張産土神等の御力ニ頼らざるを得んと感ずるので、棟梁済脇氏ノ記録トス、

(側面に) 九十錢 女人夫一日三

石工 全

本鍋田仲吉 二十九才
郷毛招夫 三十才
所崎吉二 二十九才
久徳勇吉 五十才
久保清一 五十二才
久保行雄 十八才
左官 全

石工

中原

全

別府

土工

川上

人夫

大里

久保行雄

十八才

久保行雄

十八才

下池豊秋

中原

米丸喜蔵

別府

濱田英之助

川上

パンキ塗

大里

鹿児島市

西川義

内西千石町ノ池田盛隆氏設計

〔18〕「歳徳大神」絵像並びに由緒書

【解説】

天満宮真蹟一幅和田源太兵衛尉大中臣助員珍藏之久矣、予実阜与助員好故請欲奉納之於市來湊天満宮社、助員諾而授之、因与同志者開銀粧飾以奉納宝殿也、于時安永六丁酉春三月吉旦記之、

由緒書	天満宮真蹟一幅和田源太兵衛尉大中臣助員珍藏之久矣、予実阜与助員好故請欲奉納之於市來湊天満宮社、助員諾而授之、因与同志者開銀粧飾以奉納宝殿也、于時安永六丁酉春三月吉旦記之、
施主	兒玉仲兵衛
同志	伊集院奥右衛門
同	実阜
児玉治左衛門	兼長
山之口	実有
善助	
平川	喜兵衛
江夏	次郎左衛門
平川	十右衛門
中原	莊人
柿内	実右衛門
中原	莊左衛門
江口	太四郎
有川	新左衛門
有川	源次郎
樗木	正賀
貞堯	
永山隆元	
正福寺	
良水	

〔解説〕 「歳徳大神は歳神のことで、正月にその年の恵方から来臨し迎えられる神様のことである。年徳神、正月さま、若年さまなどとも呼ばれた。『古事記』には、須佐之男命（スサノオノミコト）が大山津見の女（コノハナサクヤビメ）と婚姻して大年の神（歳神）が生まれたとある。歳神は民間では家ごとに祀られるが、その祭壇は地域によって異なる。小松、注連縄、白紙などで飾り、ラジオやユズリハを敷いた上に鏡餅を中心として神酒、洗米、串柿、勝栗、昆布、木炭、ダイタなどを作った。また、門松は歳神の依り代とみなされた。

古くは、年の暮れに盆と同様に魂祭が行われたとされる。「正月男に盆女」というように、正月の神事は男を中心とした。歳神が年爺さんとも呼ばれ、白髪の老人の姿でイメージされたのは、祖靈の姿が反映しているのかもしれない。『日本民俗宗教事典』「歳神の項」より要約」といってある。

この絵像（口絵2ページ）を見ると、「歳徳大神」の文字で歳神を描き、おじいさんの顔をしているので祖靈の姿を表していると思われる。由緒書によると、「歳徳大神」絵像は、安永六年（一七七七）に、それまで和田源太兵衛尉が水らく珍藏していたものを、懇意にしていた児玉仲兵衛が市来湊天満宮社（菅原神社）に奉納したいとして懇願し、同志ら十五人と共に宝殿に奉納したものである。同志の中には、湊町の当時商人であったと思われる山之口善助ほか九人の名前がある。また、串木野郷八房にあった正福寺の僧良水の名もあり、市来湊や菅原神社と関係があつたことが推察できる。

18 坂下神社大日如来堂舍棟札

(表)

封

聖主天中天
迦陵頻迦聲

奉再興大日如來尊像

哀愍衆生者
我等今敬礼

大梵天王

帝釋天王

右意趣者大檀那源茂久公御武運長久、
御國家安全、五穀成就、異賊降伏、万
民豐榮、殊者所中諸難銷除、別而者再
興施主兼好家内安穩、子孫繁昌、諸病
悉除、一介求願爲如意滿足、奉加再興
釋色迺茂置也、仍旨趣如件、
〔八六三〕文久二年岁次二月如意寶殊日

再興施主
撥遣開眼導師

肝付仁兵衛兼好
奥田善行院快雄

敬白



大日陀如來木像（彩色）

【解説】

奉再興大日如來尊像（大日如來尊像を再興いたします）

聖主天中天
(天上の神のうち最も優れた神聖で徳のある神（仏）)

迦陵頻迦声
(極楽淨土にいる鳥の、仏の声ともいわれる、非常に美しい声)

哀愍衆生者
(迷いの世界にあるあらゆる生きものに哀れみの心を抱いて情けをかける)

大梵天王
(天の主神として帝釈天とともに仏法を守る守護神。ここでは大日如來を守る神)

帝釈天王
(天の主神として大梵天王とともに仏法を守る守護神)

右の意向は、大檀那である源茂久公（島津家二十九代忠義）の御武運が長く久しく続くこと、島津家の御国が安全であること、五穀が成就し、異賊を降伏させ、全ての人々が豊かで楽しく、殊に当郷中の人々のあらゆる災難を消し、とりわけ再興の施主である兼好の家内安穩、子孫繁昌、あらゆる病を除き、一つのことが意の如くなり満足するように、大日尊像として形あるものにして残して置くものである。よって、この棟札の意味はこのようなものである。

文久三年（一八六三）癸亥一月如意宝殊日（一つのことが意の如くかなうという不思議な玉のような日）

再興施主 肝付仁兵衛兼好 敬白

澆灌開眼導師

(開眼(魂を入れること)を行なう導師)

奥田善行院 (奥田家九代の修驗者)

(裏)

一切日皆善 一切宿皆賢 諸佛皆威徳
羅漢皆斷満 以斯誠實言 願我常吉祥

右大日如來尊像從往古坂之下門附持佛^{三面}有之、近年堂舍普請為致筋尊
林破壞^{二面}、肝付仁兵衛未年^{三面}當年五拾二歲^{三面}、一生守本尊大日如來亦
基キ居折節佛工大根占郷土百枝十兵衛當所^{三面}佛師細工トシ而被參候^{二枚}、
頼入再興相營奉再興置也、信心施主亦右通被心得可給候、御遷宮失脚
名頭之善左衛門計^{一枚}其内^{三面}正善行院茂致寄附置也、諸病亦相流行ル砌、其
外何事^{三面}モ心願有之面々清淨^{二枚}、信心致候者御感應可有之村中兼而信
心可致候。

地頭 嶋津主殿殿

堂守坂之下名頭 善左衛門
大日如來 姓子中 敬白

【解説】

（梵字パン 金剛界大日如來）

一切日皆善（一切の日、すなわち、明るく日を照らす大日如來は皆、正しい道理に従つ）

一切宿皆賢（太陽が沈んで暗くなつた夜も皆、一切の悪をはなれる）

諸仏皆威徳（大日如來を本地とする諸々の仏は、皆威徳を有している）

羅漢皆斷満（大日如來の下で最高の悟りを開いた聖者は、皆、満たされることを断つ）

以斯誠實言（このように大日如來の言葉は誠に偽りのないものである）

願我常吉祥（私は、大日如來に常にめでたいことを願う）

右の大日如來尊像は、昔から坂之下門付けの持仏である。近年、堂社を普請した折、尊体は破壊していた。肝付仁兵衛は、未年生まれで、現在五十三歳である。一生の守り本尊として大日如來を作ろうとした時、仏工の大根占郷土百枝十兵衛がここへ仏師細工として参られた。そこで、再興することを頼み出来上がり安置した。

施主など右の通り心得ておいてもらいたい。

御遷宮により、御神体を移す際、資金を出してくれる者は少なく、負担したのは名頭の善左衛門ばかりであった。そのうち当山派修験者である奥田善行院も費用を提出してくださった。諸病などが流行る折、その他、何事でも心底から願う人々は心が清浄であるべきである。御観應、すなわち信心が大日如来に通じるように、村の人々はかねてから信心いたすべきものである。

堂守 坂之下名頭 善左衛門

大日如来 姓子中（同族の人々） 敬白

地頭 嶋津主殿 殿

この棟札は、いちき串木野市上名小字（坂下）の大日堂にあるものである。

最初の五言六句は、宇宙の真理そのものを現すとされる密教（真言秘密の教え）の絶対的中心の本尊である大日如来の真理や威徳、大日如来への帰依を誓つたものである。ここ坂下の門付け堂の棟札は、冠岳の修験による密教の教えが人々に強い影響を及ぼしていたことが分かる貴重な史料である。

【参考文献】

『新編串木野市文化財要覧』二〇〇三 串木野市

石田瑞麿著『仏教語大辞典』一九九七 小学館

佐和隆研編『密教辞典』一九七五 法藏館

【解説】

この棟札の意味は、概略、次のようなものである。

(表)

聖主天中天

右奉為

迦陵頻^{（かりょうひん）}阿聲^{（あぜい）}大權主薩隅日三^{（さつよるひさん）}猛太守^{（もうたいしゆ）}御武運長久、御息延命^{（ごそくえんめい）}、国家安全、奉再興阿弥陀堂一宇
哀愍衆生者
念願成就、故他力志度^{（じど）}者鄉中講物
以奉造立者也

我等今敬礼

寶曆十二年^{（1762年）}七月吉日

(裏)

大工 川畑仲藏
同 中嶋喜三次
堂主 萩原善左衛門

阿弥陀如來石像

高さ 25 cm、幅 16 cm、奥行 13 cm

(裏)

『鹿児島県地誌 下』明治十七年（一八八四）には、香積寺は「南瀬村（現薩摩川内市東郷町）ノ西に在リ山号を不^ふ一山（ト脱カ）称ス、曹洞宗、寛文六年（一六六六）四月開基、明治元年（一八六八）八月廢ス」とある。

『三国名勝図会』天保十四年（一八四三）巻之十二には、香積寺は「本府福昌寺の末にして曹洞宗なり、本尊地藏菩薩、開山尊更全珠和尚」とある。現在、歴代住職の墓石など多くの石塔群が残されており、薩摩川内市指定文化財となっている。

御佛跡作者 東郷幸積寺良丹和尚
但古札不明分故
安政四年十一月書之改

右の二つの書にも良丹和尚のことは記されていないが仏像彫刻に長けていたのである。萩原家の阿弥陀像は、美しく優れた彫刻が施されている。

20 秋葉講掛幅並びに由緒書

秋葉宮御絵像由緒書包

抑此秋葉宮御絵像之儀者、由緒有之、郷士方御講取企無之内、我々先祖時代、湊浦役被相勤候節、町人入交^(三)御絵像等相下シ、相応之人數^(三)毎年正・五・九月十八日ヲ御講日指と相究致信仰來候處、次第^(二)人數致減少日指等月延日延^(一)相成、名順^(二)も廻り兼、今通^(二)而者、往々之御講最通兼不信仰之筋^(一)成立候而者、如何之至と致吟味、町之平川喜三

左衛門所^(二)格護有之候御絵像入箱共、相談之上申請去子九月十八日^(一)郷士方人数一ツ^(二)相円、御講座廻り合^(一)、日指毎ニ相勤來候^(二)、後年子孫為心得形行荒増書記置也、

児玉源右衛門

實包(花押)

天保十二年

かのと丑正月十八日記之置也、

野崎市郎右衛門

兼賀(花押)

たものである。

この秋葉講は、秋葉神社の火除けの神様を祀るものであった。絵像の掛軸は、宝曆十二年（一七六二）正月十八日、孝林亮^(二)敬筆とあり、額は天狗に似て背に翼のある像が白孤の上に立ち背景に火炎が描かれている。これを三尺坊という。元々の絵像は失われ、現存する絵像（口絵2ページ）は、明治以降に新しく買い直されたものであるという。

『市来町郷土誌』昭和五十七年（一九八二）によると、講の日は鶏料理が振舞われ、また叟方（老人の敬称）と「才方（青年）と対抗したナシコ大会があり、負けた方が勝つた方に焼酎一升おこらされた」という記録も残されていた。昭和三十七年までは男子が紋付羽織・袴姿で威儀を正して参加していたが、翌年からは土橋・天神集落の婦人たち十人で引き継ぎ行われていた。料理当番は前の座元の人と今度の座元、そして次の座元の三人で持ち回りにしていた。

【解説】

この文書は、天保十二（一八四二）年正月十八日、それまで先祖が浦役を務めていたころから町人と一緒に毎年正月・さつき・九月の十八日を公費と定め、絵像を掲げて進行してきた安芸葉講が、次第に人数が少くなり廃れてしまったのを、町の郷士たちが一つにまとまりて、去る子年九月十八日から再び座元持ち回りで行うようになった。後年子孫のため、児玉源右衛門・野崎市右衛門が書き記しているものである。

文書目録

【役所文書】

①受取
②覚書

1 「古城井古戰場札帳」

2 白井家文書「神社仏閣測量(市末關係分)」

3 吉利家文書

4 諸船出入扣 文政十二年〔一八二〇〕

5 山口口家文書「市來在番所文書」

6 ①請取〔万延元年(一八六〇)カ〕六月四日

7 ②請取 八月七日

8 ③覺

9 ④覺 九月廿日

10 ⑤覺 十月二日

11 ⑥覺 十月廿八日

12 ⑦覺 十一月廿五日

13 ⑧請取十一月廿一日

14 ⑨覺

15 ⑩請取〔文久元年(一八六一)カ〕二月七日

16 ⑪請取三月六日

17 ⑫請取七月十日

18 ⑬請取十月八日

19 ⑭請取十月廿一日

20 ⑮送狀十一月廿一日

①受取
②覚書

【諸家文書】

5 海江田家文書

①坪付厚 元龟元年〔一五七〇〕二月吉日

②坪付厚 天正八年〔一五八〇〕二月吉日

③領知口錄 天正二十年〔一五九二〕雪月六日

④系図前書

6 長谷場純孝、郷党若者への激励文

7 富水家文書

①水神祇

②書物 天明二年〔一七八二〕

③書物 享和四年〔一八〇四〕

④書物 文化十一年〔一八一四〕

⑤書物 文政六年〔一八二三〕

⑥書物 天保六年〔一八三五〕

⑦書物 弘化二年〔一八四五〕

⑧書物 弘化五年〔一八四八〕

⑨書物 嘉永二年〔一八五〇〕

⑩書物 嘉永四年〔一八五二〕

⑪書物 嘉永六年〔一八五三〕

- ⑫書物 元治元年〔一八六四〕
 ⑬書物 元治元年〔一八六四〕
 ⑭書物 元治元年〔一八六四〕
 ⑮書物 慶應二年〔一八六六〕
 ⑯書物 明治元年〔一八六八〕
 ⑰書物 明治五年〔一八七二〕
 ⑱書物 明治七年〔一八七四〕
 ⑲書物 明治七年〔一八七四〕
 ⑳書物 明治十年〔一八七七〕
 ㉑書物 明治十一年〔一八七八〕
 ㉒書物 明治十一年〔一八七八〕
 ㉓書物 明治十二年四月二十日〔一八七八〕
 ㉔書物 明治十一年〔一八七八〕
 ㉕書物 五月廿一日〔明治十一年カ〕
 ㉖受取 明治十一年〔一八七八〕
 ㉗証文 明治十一年〔一八七八〕
 ㉘書物 明治十一年〔一八七八〕
 ㉙証文 明治十一年〔一八七八〕
 ㉚書物 明治十一年〔一八七八〕
 ㉛書物 明治十三年〔一八八〇〕
 ㉜地所売渡証 明治十三年〔一八八〇〕
 ㉝永代証文 明治十三年〔一八八〇〕

- ④書物 明治十三年〔一八八〇〕
 ⑤田地水代売渡証書 明治十三年〔一八八〇〕
 ⑥田地永代売渡証書 明治十三年〔一八八〇〕
 ⑦地所水代売渡証書 明治十四年〔一八八一〕
 ⑧地所売渡証 明治十四年〔一八八二〕
 ⑨感謝状
 8 坂口家文書
 ①書物 文化五年十二月廿九日
 ②書物 天保十五年十二月廿九日
 ③書物 慶應二年十二月廿九日
 ④書物 明治六年六月五日

9

西蘭家文書 地所売買二付地券状御書換願の形式

10

入来家文書

- ①文化十二年〔一八一五〕
 ②文政二年〔一八一九〕
 ③文政七年〔一八二四〕
 ④文政十年〔一八二七〕
 ⑤慶應四年〔一八六八〕
 ⑥明治五年〔一八七二〕
 ⑦明治五年
 ⑧明治十三年〔一八八〇〕

⑨明治十四年（一八八一）

明治十四年

12

11

①書物 文政十二年十一月廿二日
②書物 明治六年十一月

秋原家文書

【鉱山関係】

池田鉱山事務所日誌「人来家文書」

荒川鉱山と石谷鉱山

14

整理番号 35

整理番号 33

整理番号 31

整理番号 60 - 1

整理番号 60 - 2

整理番号 64

整理番号 56

整理番号 51

整理番号 65

整理番号 36 - 1

整理番号 36 - 2

整理番号 36 - 3

整理番号 36 - 4

①製錬場新設願 指

②解鉄達第十七二号

③備同發第二十九分

④東京測量面圖 縮形

⑤製錬場新設願 指

⑥仕機設計書

⑦製錬場新設願図

⑧新設製錬場井付近之図

①雑集（明治十一年十一月）

②湯田温泉ニ於ける鉱業清賃帳

③秋原善兵衛妻テイ不幸ニ付賃問帳

④秋原善兵衛妻テイ不幸ニ付賃問帳 結文

⑤秋原善兵衛妻テイ不幸ニ付諸取松帳

- (9) 金銀庫發第一四六六〇
 ⑨ 金銀庫出納報告書 控
 (整理番号 26)
- (10) 金銀庫發第一五二三号
 ⑩ 金銀庫發第一五二三号 指
 (整理番号 38)
- (11) 請報口頭通知
 ⑪ 請報口頭通知 指
 (整理番号 48)
- (12) 請報數發二〇〇九号
 ⑫ 請報數發二〇〇九号 指
 (整理番号 39)
- (13) 家村泰吉函
 ⑬ 家村泰吉函 指
 (整理番号 49)
- (14) 搬船發第三〇〇九号返書 控
 ⑭ 搬船發第三〇〇九号返書 指
 (整理番号 40)
- (15) 金銀庫發第二〇号返書狀 控
 ⑮ 金銀庫發第二〇号返書狀 指
 (整理番号 47)
- (16) 金銀庫及子後規則及救助規則認可願
 ⑯ 金銀庫及子後規則及救助規則認可願 指
 (整理番号 10-1)
- (17) 上申書 控
 ⑰ 上申書 指
 (整理番号 29)
- (18) 御願 控
 ⑱ 御願 控 指
 (整理番号 24)
- (19) 爰御願 控
 ⑲ 爰御願 控 指
 (整理番号 25)
- (20) 爰約定書 控
 ⑳ 爰約定書 控 指
 (整理番号 21)
- (21) 爰括結達第六四二二号
 ㉑ 爰括結達第六四二二号 指
 (整理番号 23)
- (22) 爰括結達第一一四四号
 ㉒ 爰括結達第一一四四号 指
 (整理番号 20)
- (23) 爰報告書類送付添狀 控
 ㉓ 爰報告書類送付添狀 控 指
 (整理番号 14)
- (24) 補御願 控
 ㉔ 補御願 控 指
 (整理番号 17)
- (25) 稽明治二十八年度就業休業願
 ㉕ 稽明治二十八年度就業休業願 指
 (整理番号 15)
- (26) 整理番号 10-3
 (整理番号 10-3)
- (27) 金銀庫發第一四六六〇
 ⑨ 金銀庫發第一四六六〇 指
 (整理番号 13)
- (28) 金夫履備及方役規則
 ⑩ 金夫履備及方役規則 指
 (整理番号 10-2)
- (29) 金夫扶助規則
 ⑪ 金夫扶助規則 指
 (整理番号 10-3)

15 白井家文書

- (1) 鉛床説明書 (難形)
 ① 鉛床説明書 (難形) 指
 (整理番号 1-1)
- (2) 武器決定通知
 ② 武器決定通知 指
 (整理番号 2-1)
- (3) 武器決定通知
 ③ 武器決定通知 指
 (整理番号 2-1)
- (4) 武器決定通知
 ④ 武器決定通知 指
 (整理番号 2-1)
- (5) 契約書
 ⑤ 契約書 指
 (整理番号 2-1)
- (6) 試試験機登録通知
 ⑥ 試試験機登録通知 指
 (整理番号 2-1)
- (7) 試掘決定通知
 ⑦ 試掘決定通知 指
 (整理番号 2-1)
- (8) 試掘決定通知
 ⑧ 試掘決定通知 指
 (整理番号 2-1)
- (9) 試掘決定通知
 ⑨ 試掘決定通知 指
 (整理番号 2-1)
- (10) 試掘決定通知
 ⑩ 試掘決定通知 指
 (整理番号 2-1)
- (11) 試掘決定通知
 ⑪ 試掘決定通知 指
 (整理番号 2-1)
- (12) 試掘決定通知
 ⑫ 試掘決定通知 指
 (整理番号 2-1)
- (13) 試掘決定通知
 ⑬ 試掘決定通知 指
 (整理番号 2-1)
- (14) 試掘決定通知
 ⑭ 試掘決定通知 指
 (整理番号 2-1)
- (15) 試掘決定通知
 ⑮ 試掘決定通知 指
 (整理番号 2-1)
- (16) 試掘決定通知
 ⑯ 試掘決定通知 指
 (整理番号 2-1)
- (17) 試掘決定通知
 ⑰ 試掘決定通知 指
 (整理番号 2-1)
- (18) 試掘決定通知
 ⑱ 試掘決定通知 指
 (整理番号 2-1)
- (19) 試掘決定通知
 ⑲ 試掘決定通知 指
 (整理番号 2-1)
- (20) 試掘決定通知
 ⑳ 試掘決定通知 指
 (整理番号 2-1)
- (21) 試掘決定通知
 ㉑ 試掘決定通知 指
 (整理番号 2-1)
- (22) 試掘決定通知
 ㉒ 試掘決定通知 指
 (整理番号 2-1)
- (23) 試掘決定通知
 ㉓ 試掘決定通知 指
 (整理番号 2-1)
- (24) 試掘決定通知
 ㉔ 試掘決定通知 指
 (整理番号 2-1)
- (25) 試掘決定通知
 ㉕ 試掘決定通知 指
 (整理番号 2-1)
- (26) 試掘決定通知
 ㉖ 試掘決定通知 指
 (整理番号 2-1)
- (27) 試掘決定通知
 ㉗ 試掘決定通知 指
 (整理番号 2-1)
- (28) 試掘決定通知
 ㉘ 試掘決定通知 指
 (整理番号 2-1)
- (29) 試掘決定通知
 ㉙ 試掘決定通知 指
 (整理番号 2-1)

⑬ 試掘権登録通知

(整理番号 1-3)

⑭ 昭和四年鉱業明細表

(整理番号 2-3)

⑮ 借地ト共二抵当地譲渡証

(整理番号 3-2)

⑯ 無尽給付済掛金契約書

(整理番号 3-3)

⑰ 契約証(雄形)

(整理番号 1-6)

⑯ 壳渡証(雄形)

(整理番号 1-8)

⑯ 契約証(雄形)

(整理番号 1-9)

⑰ 鉱業明細表(雄形)

(整理番号 1-10)

⑯ 金銀鉱試掘鉱区増区願

(整理番号 2-1)

⑯ 長家文書

(整理番号 1-10)

西郷菊次郎書簡

(整理番号 1-10)

長家文書

(整理番号 1-10)

西郷菊次郎書簡

(整理番号 1-10)

【神社・祠堂関係】

(整理番号 1-10)

市来神社関係

(整理番号 1-10)

熊野神社

(整理番号 1-10)

① 棟札

(整理番号 1-10)

② 棟札

(整理番号 1-10)

③ 棟札

(整理番号 1-10)

④ 棟札

(整理番号 1-10)

⑤ 棟札

(整理番号 1-10)

菅原神社

(整理番号 1-10)

⑥ 棟札

(整理番号 1-10)

寛文九年

(一六六九)

20 19 18

市来神社	⑰ 棟札	紀元二千六百年(一九四〇)	延宝五年 〔一六七〕
坂下神社	大日如來堂棟札	元禄四年 〔一六九〕	元禄十三年 〔一七〇〇〕
萩原家阿弥陀堂	棟札	享保元年 〔一七一六〕	天満宮再興記
秋葉講繪像	並びに由緒書	享保八年 〔一七三〕	天保二年 〔一七五〕
秋葉講繪像	並びに由緒書	天保八年 〔一七八八〕	天満宮再興記
秋葉講繪像	並びに由緒書	天保六年 〔一八三五〕	明治十九年 〔一八八六〕
秋葉講繪像	並びに由緒書	天保六年 〔一八三五〕	天保六年 〔一八三五〕

参考文献（順不動）

- 市来町 一九八二『市来町郷土誌』
串木野市教育委員会 一九八四『串木野郷土史』
串木野市教育委員会 二〇〇三『新編串木野市文化財要覧』
東市来町 二〇〇五『東市来町誌』
島津修久 一九七八『島津藩主略記』黒潮舎
臥雲禪師語録刊行会 一九七八『臥雲禪師語録』
中嶋繁雄 一九九一『永平寺風雲録』
石田瑞麿 一九九七『仏教語大辞典』 小学館
佐和隆研編 一九七五『密教辞典』 法藏館
田島柏堂 一九七三『新出資料による禪僧の「遺偈」の研究（下）』
（禅研究所紀要三号）
徳永 律 一九九〇『市来郷土資料集』
南竹 力 『串木野の小型和船（帆船）』

現在知られている古文書を集める。他に旧家などにないかを探す。次に、どれを載せるかの選定。それそれを解説し、順番に並べる。それからが大変。大型スクリーンに古文書の原文やコピーを映しながら、間違いを正す。委員全員が読めない時には悔しがる、などなどという作業を延々とやってゆく。古文書を預かった家には出版してよいか、ダメかを確かめる。最後に順番をもう一度確かめて、再度の校正。最終的にはスクリーンに映し出した原稿を見ながら直接校正していく。

三回以上の委員会を開いた。場合によつては、朝十時から夕方五時まで、たった一文字の文字に振り回されながら、ようよう作り上げた一冊である。

文字は読めても意味が分からぬ單語や一行がある。あれだ・これだと頭をひねる場面もあった。単語は意味が分からなければ間違うからだ。また、文字はわかつても内容がわからぬ場合もある。例えば、帆掛け船というの、帆が一枚あればよいのか、と思つてはいたが、二枚帆・三枚帆、八反帆・二十三反帆、六九〇石積船、ただ觀受丸と船名だけ書いているものもある。だが、既に過去のもので、見たことがない。いつたいどんな構造になつてゐるのか、また、写真や絵像を見て、も、多分、区別がつかないであろう。調べてもなかなか分らない、といふことはいくらもある。藩政時代であろうが、昭和の時代であつても、すでに分からなくなつたものの多いこと。我々は後代に正確に歴史を伝えられるのであるか。今記録しないと、ますますいにしえの、古いもの」とは伝わつてゆかないだろう。

そこで、我々の力で、できるだけ分るように「解説」をつけてみよ

う。それが拙いものであつても、皆の力を合わせて、書いておれば、まだ、他の誰かが正しく付け加えてくれるだろう、との期待もこめて書いている。

委員たちは「ウーン、ウーン」とうなりながらも編集していた。たぶん、古文書が好きな委員なので、苦痛ではなかつたと思う。長い編集であつた。

古文書の解説は「ナゾ解き」だと思う。推理小説のように、読み解いていくと、そこにその時代の世界が現れてくる。そして、現代と比べてみると、同じことが多いのは当然だが、考へたこともない場面がいくらも出てくる。現代は科学文化の発達した世の中なので、まだ、冷蔵庫もない世の中のことは想像しなければ、わからない。串木野から四十歳以上離れている鹿児島まで小鯛七十五匹を明治十九年の人は馬で送つてゐるが、生のままか、または、イロリの火で焙つたヒボカシの小鯛を送つたか、想像しなければいけない。

さて、次にもう一冊「古文書編」を出してみたい、と願つてゐる。なぜなら、「横目勤御用向覚留」は天保時代の貴重なもので、特に「一向宗取り締まり」のことが詳細に記録されている。また弘化四年からの「給地高改正」¹³「廻文留」の藩からの通知書類。また、羽島にあつた天保元年からの「寅年鑿水名¹⁴壳松帳」の横折敷冊は漁業史料として、また、鰐(鰐節)や当時の漁師や生活がじみ出るものだ。ただ、昭和四十年の羽島大火によつて、原本は失われている。原口虎雄筆写本が頼りである。その他、旧家の文書など発掘できたら、とも考へてい

いちき串木野市郷土資料集3 「古文書編」

発行日 令和二年三月刊行

編集 いちき串木野市郷土史編集委員会

発行 いちき串木野市教育委員会
〒八九九一二一九二

鹿児島県いちき串木野市湊町一丁目一番地
電話（〇九九六）三六一三一一

印刷 南日本出版株式会社

